

目次

本則

一	金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）	1
二	金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）	90
三	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）	132
四	農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）	135
五	水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）	145
六	中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）	163
七	協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）	165
八	投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）	174
九	投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）	177
十	信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）	219
十一	長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）	243
十二	労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）	260
十三	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）	269
十四	銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）	477
十五	保険業法（平成七年法律第五号）	509
十六	保険業法（平成七年法律第五号）	514
十七	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）	537
十八	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）	546
十九	農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）	603

二十	金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十八号）	622
二十一	信託業法（平成十六年法律第五十四号）	650
二十二	保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）	655
二十三	保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）	660

**附則**

○	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（附則第十七条関係）	665
○	中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）（附則第十八条関係）	667
○	租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（附則第十九条関係）	669
○	登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第二十条関係）	670
○	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）（附則第二十一条関係）	672
○	特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（平成八年法律第九十三号）（附則第二十二 条関係）	675
○	金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第三百三十二号）（附則第二十三条関係）	677
○	金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第四百四十三号）（附則第二十四条関係）	682
○	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）（附則第二十五条関係）	684
○	民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）（附則第二十六条関係）	685
○	破産法（平成十六年法律第七十五号）（附則第二十六条関係）	686
○	会社法（平成十七年法律第八十六号）（附則第二十七条関係）	687
○	郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（附則第二十八条関係）	689
○	犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第三百三十三号）（附則 第二十九条関係）	691
○	株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）（附則第三十条関係）	694

- 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）（附則第三十一条関係） . . . . . 699
- 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）（附則第三十二条関係） . . . . . 698
- 金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）（附則第三十三条関係） . . . . . 696

一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）

改 正 案

現 行

（有価証券届出書等の公衆縦覧）

第二十五条 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる書類（以下この条及び次条第一項において「縦覧書類」という。）を、当該縦覧書類を受理した日から当該各号に定める期間を経過する日（当該各号に掲げる訂正届出書、訂正発行登録書、訂正報告書又は訂正確認書にあつては、当該訂正の対象となつた当該各号に掲げる第五条第一項及び第十項の規定による届出書及びその添付書類、同条第四項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類、発行登録書及びその添付書類、有価証券報告書及びその添付書類、確認書、内部統制報告書及びその添付書類、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書又は親会社等状況報告書に係る当該経過する日、第五号及び第九号に掲げる確認書（当該確認書の対象が有価証券報告書及びその添付書類の訂正報告書、四半期報告書の訂正報告書又は半期報告書である場合に限る。）にあつては、当該訂正の対象となつた有価証券報告書及びその添付書類、四半期報告書又は半期報告書に係る当該経過する日）までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

一〇十二（略）

二〇八（略）

（有価証券届出書等の公衆縦覧）

第二十五条 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる書類（以下この条及び次条において「縦覧書類」という。）を、当該縦覧書類を受理した日から当該各号に定める期間を経過する日（当該各号に掲げる訂正届出書、訂正発行登録書、訂正報告書又は訂正確認書にあつては、当該訂正の対象となつた当該各号に掲げる第五条第一項及び第十項の規定による届出書及びその添付書類、同条第四項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類、発行登録書及びその添付書類、有価証券報告書及びその添付書類、確認書、内部統制報告書及びその添付書類、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書又は親会社等状況報告書に係る当該経過する日、第五号及び第九号に掲げる確認書（当該確認書の対象が有価証券報告書及びその添付書類の訂正報告書、四半期報告書の訂正報告書又は半期報告書である場合に限る。）にあつては、当該訂正の対象となつた有価証券報告書及びその添付書類、四半期報告書又は半期報告書に係る当該経過する日）までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

一〇十二（略）

二〇八（略）

(届出者等に対する報告の徴取及び検査)

第二十六条 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は検査に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(発行者以外の者による株券等の公開買付け)

第二十七条の二 その株券、新株予約権付社債券その他の有価証券で政令で定めるもの(以下この章及び第二十七条の三十の十一(第四項を除く。))において「株券等」という。)について有価証券報告書を提出しなければならない発行者又は特定上場有価証券(流通状況がこれに準ずるものとして政令で定めるものを含み、株券等に限る。)の発行者の株券等につき、当該発行者以外の者が行う買付け等(株券等の買付けその他の有償の譲受けをいい、これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この節において同じ。)であつて次のいずれかに該当するものは、公開買付けによらなければならない。ただし、適用除外買付け等(新株予約権(会社法第二百七十七条の規定により割り当てられるものであつて、当該新株予約権が行使されることが確保されることにより公開買付けによらないで取得されても投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣府令で定めるものを除く。以下この項において同じ。))を有する者が当該新株予約権を行使することにより行う

(届出者等に対する報告の徴取及び検査)

第二十六条 (略)

(新設)

(発行者以外の者による株券等の公開買付け)

第二十七条の二 その株券、新株予約権付社債券その他の有価証券で政令で定めるもの(以下この章及び第二十七条の三十の十一(第四項を除く。))において「株券等」という。)について有価証券報告書を提出しなければならない発行者又は特定上場有価証券(流通状況がこれに準ずるものとして政令で定めるものを含み、株券等に限る。)の発行者の株券等につき、当該発行者以外の者が行う買付け等(株券等の買付けその他の有償の譲受けをいい、これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この節において同じ。)であつて次のいずれかに該当するものは、公開買付けによらなければならない。ただし、新株予約権(会社法第二百七十七条の規定により割り当てられるものであつて、当該新株予約権が行使されることが確保されることにより公開買付けによらないで取得されても投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣府令で定めるものを除く。以下この項において同じ。))を有する者が当該新株予約権を行使することにより行う株券等の買付け等及

株券等の買付け等、株券等の買付け等を行う者がその者の特別関係者（第七項第一号に掲げる者のうち内閣府令で定めるものに限る。）から行う株券等の買付け等その他政令で定める株券等の買付け等という。第四号において同じ。）は、この限りでない。

一～三（略）

四 六月を超えない範囲内において政令で定める期間内に政令で定める割合を超える株券等の取得を株券等の買付け等又は新規発行取得（株券等の発行者が新たに発行する株券等の取得をいう。以下この号において同じ。）により行う場合（株券等の買付け等により行う場合にあつては、政令で定める割合を超える株券等の買付け等を特定売買等による株券等の買付け等又は取引所金融商品市場外における株券等の買付け等（公開買付けによるもの及び適用除外買付け等を除く。）により行うときに限る。）であつて、当該買付け等又は新規発行取得の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合が三分の一を超えるときにおける当該株券等の買付け等（前三号に掲げるものを除く。）

五・六（略）

2～8（略）

（公開買付開始公告及び公開買付届出書の提出）

第二十七条の三（略）

2 前項の規定による公告（以下この節において「公開買付開始公告」という。）を行った者（以下この節において「公開買付者」とい

び株券等の買付け等を行う者がその者の特別関係者（第七項第一号に掲げる者のうち内閣府令で定めるものに限る。）から行う株券等の買付け等その他政令で定める株券等の買付け等は、この限りでない。

一～三（略）

四 六月を超えない範囲内において政令で定める期間内に政令で定める割合を超える株券等の取得を株券等の買付け等又は新規発行取得（株券等の発行者が新たに発行する株券等の取得をいう。以下この号において同じ。）により行う場合（株券等の買付け等により行う場合にあつては、政令で定める割合を超える株券等の買付け等を特定売買等による株券等の買付け等又は取引所金融商品市場外における株券等の買付け等（公開買付けによるものを除く。）により行うときに限る。）であつて、当該買付け等又は新規発行取得の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合が三分の一を超えるときにおける当該株券等の買付け等（前三号に掲げるものを除く。）

五・六（略）

2～8（略）

（公開買付開始公告及び公開買付届出書の提出）

第二十七条の三（略）

2 前項の規定による公告（以下この節において「公開買付開始公告」という。）を行った者（以下この節において「公開買付者」とい

う。)は、内閣府令で定めるところにより、当該公開買付開始公告を行った日に、次に掲げる事項を記載した書類及び内閣府令で定める添付書類(以下この節並びに第九十七條及び第九十七條の二において「公開買付届出書」という。)を内閣総理大臣に提出をしなければならぬ。ただし、当該提出をしなければならぬ日が日曜日その他内閣府令で定める日に該当するときは、これらの日の翌日に提出するものとする。

一〜三 (略)

3・4 (略)

(公開買付者による公開買付けの撤回及び契約の解除)

第二十七條の十一 (略)

2 (略)

3 前項の規定による公告又は公表を行った者は、内閣府令で定めるところにより、当該公告又は公表を行った日に、前項に規定する公告の内容その他の内閣府令で定める事項を記載した書類(以下この節並びに第九十七條及び第九十七條の二において「公開買付撤回届出書」という。)を内閣総理大臣に提出しなければならない。

4・5 (略)

(公開買付者等に対する報告の徴取及び検査)

第二十七條の二十二 (略)

う。)は、内閣府令で定めるところにより、当該公開買付開始公告を行った日に、次に掲げる事項を記載した書類及び内閣府令で定める添付書類(以下この節並びに第六十七條、第九十七條及び第九十七條の二において「公開買付届出書」という。)を内閣総理大臣に提出をしなければならぬ。ただし、当該提出をしなければならぬ日が日曜日その他内閣府令で定める日に該当するときは、これらの日の翌日に提出するものとする。

一〜三 (略)

3・4 (略)

(公開買付者による公開買付けの撤回及び契約の解除)

第二十七條の十一 (略)

2 (略)

3 前項の規定による公告又は公表を行った者は、内閣府令で定めるところにより、当該公告又は公表を行った日に、前項に規定する公告の内容その他の内閣府令で定める事項を記載した書類(以下この節並びに第六十七條、第九十七條及び第九十七條の二において「公開買付撤回届出書」という。)を内閣総理大臣に提出しなければならない。

4・5 (略)

(公開買付者等に対する報告の徴取及び検査)

第二十七條の二十二 (略)

2  
(略)

3 | 内閣総理大臣は、前二項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は検査に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

2  
第二十七条の二十二の二 (略)

2 | 第二十七条の二第二項から第六項まで、第二十七条の三(第一項後段及び第二項第二号を除く。)、第二十七条の四、第二十七条の五(各号列記以外の部分に限る。第五項及び次条第五項において同じ。)、第二十七条の六から第二十七条の九まで(第二十七条の八第六項、第十項及び第十二項を除く。)、第二十七条の十一から第二十七条の十五まで(第二十七条の十一第四項並びに第二十七条の十三第三項及び第四項第一号を除く。)、第二十七条の十七、第二十七条の十八、第二十七条の二十一第一項及び前条(第二項を除く。)|の規定は、前項の規定により公開買付けによる買付け等を行う場合について準用する。この場合において、これらの規定(第二十七条の三第四項及び第二十七条の十一第一項ただし書を除く。)|中「株券等」とあるのは「上場株券等」と、第二十七条の二第六項中「売付け等(売付けその他の有償の譲渡をいう。以下この章において同じ。)|」とあるのは「売付け等」と、第二十七条の三第二項中「次に」とあるのは「第一号及び第三号に」と、同項第一号中「買付け等の期間(前項後段の規定により公告において明示した内容を

2  
(略)

(新設)

2  
第二十七条の二十二の二 (略)

2 | 第二十七条の二第二項から第六項まで、第二十七条の三(第一項後段及び第二項第二号を除く。)、第二十七条の四、第二十七条の五(各号列記以外の部分に限る。第五項及び次条第五項において同じ。)、第二十七条の六から第二十七条の九まで(第二十七条の八第六項、第十項及び第十二項を除く。)、第二十七条の十一から第二十七条の十五まで(第二十七条の十一第四項並びに第二十七条の十三第三項及び第四項第一号を除く。)、第二十七条の十七、第二十七条の十八、第二十七条の二十一第一項及び前条第一項の規定は、前項の規定により公開買付けによる買付け等を行う場合について準用する。この場合において、これらの規定(第二十七条の三第四項及び第二十七条の十一第一項ただし書を除く。)|中「株券等」とあるのは「上場株券等」と、第二十七条の二第六項中「売付け等(売付けその他の有償の譲渡をいう。以下この章において同じ。)|」とあるのは「売付け等」と、第二十七条の三第二項中「次に」とあるのは「第一号及び第三号に」と、同項第一号中「買付け等の期間(前項後段の規定により公告において明示した内容を含む。)|」と

含む。）」とあるのは「買付け等の期間」と、同条第三項中「公開買付者、その特別関係者（第二十七条の二第七項に規定する特別関係者をいう。以下この節において同じ。）その他政令で定める関係者」とあるのは「公開買付者その他政令で定める関係者」と、同条第四項前段中「当該公開買付けに係る株券等の発行者（当該公開買付届出書を提出した日において、既に当該発行者の株券等に係る公開買付届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者を含む。）に送付するとともに、当該公開買付けに係る株券等が次の各号に掲げる株券等に該当する場合には、当該各号に掲げる株券等の区分に応じ、当該各号に定める者」とあるのは「次の各号に掲げる当該公開買付けに係る上場株券等の区分に応じ、当該各号に定める者に送付するとともに、当該公開買付届出書を提出した日において、既に当該公開買付者が発行者である株券等に係る公開買付届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者」と、同項各号中「株券等」とあるのは「上場株券等」と、第二十七条の五ただし書中「次に掲げる」とあるのは「政令で定める」と、第二十七条の六第一項第一号中「買付け等の価格の引下げ（公開買付開始公告及び公開買付届出書において公開買付期間中に対象者（第二十七条の十第一項に規定する対象者をいう。）が株式の分割その他の政令で定める行為を行ったときは内閣府令で定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがある旨の条件を付した場合に行うものを除く。）」とあるのは「買付け等の価格の引下げ」と、同条第二項中「買付条件等の変更の内容（第二十七条の十

あるのは「買付け等の期間」と、同条第三項中「公開買付者、その特別関係者（第二十七条の二第七項に規定する特別関係者をいう。以下この節において同じ。）その他政令で定める関係者」とあるのは「公開買付者その他政令で定める関係者」と、同条第四項前段中「当該公開買付けに係る株券等の発行者（当該公開買付届出書を提出した日において、既に当該発行者の株券等に係る公開買付届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者を含む。）に送付するとともに、当該公開買付けに係る株券等が次の各号に掲げる株券等に該当する場合には、当該各号に掲げる株券等の区分に応じ、当該各号に定める者」とあるのは「次の各号に掲げる当該公開買付けに係る上場株券等の区分に応じ、当該各号に定める者に送付するとともに、当該公開買付届出書を提出した日において、既に当該公開買付者が発行者である株券等に係る公開買付届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者」と、同項各号中「株券等」とあるのは「上場株券等」と、第二十七条の五ただし書中「次に掲げる」とあるのは「政令で定める」と、第二十七条の六第一項第一号中「買付け等の価格の引下げ（公開買付開始公告及び公開買付届出書において公開買付期間中に対象者（第二十七条の十第一項に規定する対象者をいう。）が株式の分割その他の政令で定める行為を行ったときは内閣府令で定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがある旨の条件を付した場合に行うものを除く。）」とあるのは「買付け等の価格の引下げ」と、同条第二項中「買付条件等の変更の内容（第二十七条の十第三項の規定

第三項の規定により買付け等の期間が延長された場合における当該買付け等の期間の延長を除く。」とあるのは「買付条件等の変更の内容」と、第二十七条の八第二項中「買付条件等の変更（第二十七条の十第三項の規定による買付け等の期間の延長を除く。）」とあるのは「買付条件等の変更」と、第二十七条の十一第一項ただし書中「公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において公開買付けに係る株券等の発行者若しくはその子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。）の業務若しくは財産に関する重要な変更その他の公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情（政令で定めるものに限る。）が生じたときは公開買付けの撤回等を行うことがある旨の条件を付した場合又は公開買付者に関し破産手続開始の決定その他の政令で定める重要な事情の変更が生じた」とあるのは「当該公開買付けにより当該上場株券等の買付け等を行うことが他の法令に違反することとなる場合又は他の法令に違反することとなるおそれがある事情として政令で定める事情が生じた」と、第二十七条の十三第四項中「次に掲げる条件を付した場合（第二号の条件を付す場合にあつては、当該公開買付けの後における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合（第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合をいい、当該公開買付者に同条第一項第一号に規定する特別関係者がある場合にあつては、当該特別関係者の所有に係る株券等の同条第八項に規定する株券等所有割合を加算したものをいう。）が政令で定める割合を下回る場合に限る。」とあるのは「第二号に掲げる条件を付した場合」と、第二十

により買付け等の期間が延長された場合における当該買付け等の期間の延長を除く。」とあるのは「買付条件等の変更の内容」と、第二十七条の八第二項中「買付条件等の変更（第二十七条の十第三項の規定による買付け等の期間の延長を除く。）」とあるのは「買付条件等の変更」と、第二十七条の十一第一項ただし書中「公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において公開買付けに係る株券等の発行者若しくはその子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。）の業務若しくは財産に関する重要な変更その他の公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情（政令で定めるものに限る。）が生じたときは公開買付けの撤回等を行うことがある旨の条件を付した場合又は公開買付者に関し破産手続開始の決定その他の政令で定める重要な事情の変更が生じた」とあるのは「当該公開買付けにより当該上場株券等の買付け等を行うことが他の法令に違反することとなる場合又は他の法令に違反することとなるおそれがある事情として政令で定める事情が生じた」と、第二十七条の十三第四項中「次に掲げる条件を付した場合（第二号の条件を付す場合にあつては、当該公開買付けの後における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合（第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合をいい、当該公開買付者に同条第一項第一号に規定する特別関係者がある場合にあつては、当該特別関係者の所有に係る株券等の同条第八項に規定する株券等所有割合を加算したものをいう。）が政令で定める割合を下回る場合に限る。」とあるのは「第二号に掲げる条件を付した場合」と、第二十七条の十四第

七条の十四第一項中「意見表明報告書及び対質問回答報告書（これらの」とあるのは「（その」と、同条第三項中「並びに第二十七条の十第九項（同条第十項において準用する場合を含む。）及び第十三項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定」とあるのは「の規定」と、同条第五項第一号中「第二十七条の八第三項」とあるのは「第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の八第三項」と、同項第二号中「第二十七条の十第八項若しくは第十二項又は前条第三項」とあるのは「第二十七条の二十二の二第七項」と、第二十七条の十五第一項中「公開買付報告書、意見表明報告書又は対質問回答報告書」とあるのは「又は公開買付報告書」と、同条第二項中「公開買付者等及び対象者」とあるのは「公開買付者等」と、前条第一項中「若しくは第二十七条の二第一項本文の規定により公開買付けによつて株券等の買付け等を行うべきであると認められる者若しくはこれらの特別関係者」とあるのは「若しくは第二十七条の二十二の二第一項本文の規定により公開買付けによつて上場株券等の買付け等を行うべきであると認められる者」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第二十七条の二十二の二第二項において準用する第一項」と読み替えるものとする。

3～13 (略)

(大量保有報告書に係る変更報告書の提出)

第二十七条の二十五 大量保有報告書を提出すべき者は、大量保有者となつた日の後に、株券等保有割合（第二十七条の二十三第四項に

一項中「意見表明報告書及び対質問回答報告書（これらの」とあるのは「（その」と、同条第三項中「並びに第二十七条の十第九項（同条第十項において準用する場合を含む。）及び第十三項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定」とあるのは「の規定」と、同条第五項第一号中「第二十七条の八第三項」とあるのは「第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の八第三項」と、同項第二号中「第二十七条の十第八項若しくは第十二項又は前条第三項」とあるのは「第二十七条の二十二の二第七項」と、第二十七条の十五第一項中「公開買付報告書、意見表明報告書又は対質問回答報告書」とあるのは「又は公開買付報告書」と、同条第二項中「公開買付者等及び対象者」とあるのは「公開買付者等」と、前条第一項中「若しくは第二十七条の二第一項本文の規定により公開買付けによつて株券等の買付け等を行うべきであると認められる者若しくはこれらの特別関係者」とあるのは「若しくは第二十七条の二十二の二第一項本文の規定により公開買付けによつて上場株券等の買付け等を行うべきであると認められる者」と読み替えるものとする。

3～13 (略)

(大量保有報告書に係る変更報告書の提出)

第二十七条の二十五 大量保有報告書を提出すべき者は、大量保有者となつた日の後に、株券等保有割合（第二十七条の二十三第四項に

規定する株券等保有割合をいう。以下この章において同じ。)が百分の一以上増加し又は減少した場合(保有株券等の総数の増加又は減少を伴わない場合を除く。以下この章において同じ。)その他の大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更として政令で定めるものがあつた場合は、内閣府令で定めるところにより、その日から五日以内に、当該変更に係る事項に関する報告書(以下「変更報告書」という。)を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、株券等保有割合が百分の五以下であることが記載された変更報告書を既に提出している場合その他の内閣府令で定める場合については、この限りでない。

2  
2 4 (略)

(大量保有報告書の提出者等に対する報告の徴取及び検査)

第二十七条の三十 (略)

2 (略)

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による報告若しくは資料の提出の命令若しくは検査又は前項の規定による報告若しくは資料の提出の命令に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(発行者情報の提供又は公表)

第二十七条の三十二 次の各号に掲げる発行者は、内閣府令で定める

規定する株券等保有割合をいう。以下この章において同じ。)が百分の一以上増加し又は減少した場合(保有株券等の総数の増加又は減少を伴わない場合を除く。以下この章において同じ。)その他の大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更として政令で定めるものがあつた場合は、内閣府令で定めるところにより、その日から五日以内に、当該変更に係る事項に関する報告書(以下「変更報告書」という。)を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、株券等保有割合が百分の一以上減少したことによる変更報告書で当該変更報告書に記載された株券等保有割合が百分の五以下であるものを既に提出している場合その他の内閣府令で定める場合については、この限りでない。

2  
2 4 (略)

(大量保有報告書の提出者等に対する報告の徴取及び検査)

第二十七条の三十 (略)

2 (略)

(新設)

(発行者情報の提供又は公表)

第二十七条の三十二 次の各号に掲げる発行者は、内閣府令で定める

ところにより、当該発行者に関する情報として内閣府令で定める情報（以下「発行者情報」という。）を、事業年度（発行者が会社以外の者である場合その他の内閣府令で定める場合にあつては、内閣府令で定める期間。第四項、第七十二条の十一第一項及び第八十五条の七第三十一項第五号において同じ。）ごとに一回以上、当該各号に定める有価証券を所有する者に提供し、又は公表しなければならぬ。ただし、流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者保護に欠けることがないものと認められる場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

一・二 (略)

2 4 (略)

(虚偽の特定情報に係る賠償責任)

第二十七条の三十四 第二十一条の二から第二十二条までの規定は、特定情報（特定証券等情報又は発行者等情報（発行者情報又は訂正発行者情報をいう。以下同じ。）をいう。第二十七条の三十五第一項において同じ。）について準用する。この場合において、第二十一条の二第一項中「第二十五条第一項各号（第五号及び第九号を除く。）に掲げる書類（以下この条において「書類」という。）とあるのは「特定情報（第二十七条の三十四に規定する特定情報をいう。以下同じ。）であつて第二十七条の三十一第二項、第四項若しくは第五項又は第二十七条の三十二の規定により公表されたもの（以下「公表情報」という。）と、「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の

ところにより、当該発行者に関する情報として内閣府令で定める情報（以下「発行者情報」という。）を、事業年度（発行者が会社以外の者である場合その他の内閣府令で定める場合にあつては、内閣府令で定める期間。第四項、第七十二条の十一第一項及び第八十五条の七第二十九項第五号において同じ。）ごとに一回以上、当該各号に定める有価証券を所有する者に提供し、又は公表しなければならぬ。ただし、流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者保護に欠けることがないものと認められる場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

一・二 (略)

2 4 (略)

(虚偽の特定情報に係る賠償責任)

第二十七条の三十四 第二十一条の二から第二十二条までの規定は、特定情報（特定証券等情報又は発行者等情報（発行者情報又は訂正発行者情報をいう。以下同じ。）をいう。第二十七条の三十五第一項において同じ。）について準用する。この場合において、第二十一条の二第一項中「第二十五条第一項各号（第五号及び第九号を除く。）に掲げる書類（以下この条において「書類」という。）とあるのは「特定情報（第二十七条の三十四に規定する特定情報をいう。以下同じ。）であつて第二十七条の三十一第二項、第四項若しくは第五項又は第二十七条の三十二の規定により公表されたもの（以下「公表情報」という。）と、「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の情

偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、「書類の提出者」とあるのは「公表情報を公表した発行者」と、「書類が同項の規定により公衆の縦覧に供されている間に当該書類（同項第十二号に掲げる書類を除く。）の提出者又は当該書類（同号に掲げる書類に限る。）の提出者を親会社等（第二十四条の七第一項に規定する親会社等をいう。）とする者が発行者である」とあるのは「公表情報がこれらの規定により公表されている間に当該発行者の」と、「又は売出し」とあるのは「若しくは売出し又は特定勧誘等（第二十七条の三十一第一項に規定する特定勧誘等をいう。以下同じ。）」と、「記載が虚偽」とあるのは「情報が虚偽」と、「虚偽記載等」とあるのは「虚偽情報等」と、同条第二項中「書類の虚偽記載等」とあるのは「当該虚偽情報等」と、「当該虚偽記載等」とあるのは「当該虚偽情報等」と、同条第三項中「虚偽記載等」とあるのは「虚偽情報等の」と、「書類の提出者」とあるのは「公表情報を公表した発行者」と、「当該提出者」とあるのは「当該発行者」と、「書類の虚偽記載等」とあるのは「公表情報に係る虚偽情報等」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「第二十五条第一項の規定による公衆の縦覧その他の手段により」とあるのは「内閣府令で定めるところにより」と、同条第四項及び第五項中「書類の虚偽記載等」とあるのは「公表情報に係る虚偽情報等」と、第二十一条の三中「第二十一条の二」とあるのは「第二十七条の三十四において読み替えて準用す

報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、「書類の提出者」とあるのは「公表情報を公表した発行者」と、「書類が同項の規定により公衆の縦覧に供されている間に当該書類（同項第十二号に掲げる書類を除く。）の提出者又は当該書類（同号に掲げる書類に限る。）の提出者を親会社等（第二十四条の七第一項に規定する親会社等をいう。）とする者が発行者である」とあるのは「公表情報がこれらの規定により公表されている間に当該発行者の」と、「又は売出し」とあるのは「若しくは売出し又は特定勧誘等（第二十七条の三十一第一項に規定する特定勧誘等をいう。以下同じ。）」と、「記載が虚偽」とあるのは「情報が虚偽」と、「虚偽記載等」とあるのは「虚偽情報等」と、同条第二項中「書類の虚偽記載等」とあるのは「公表情報に係る虚偽情報等」と、「当該虚偽記載等」とあるのは「当該虚偽情報等」と、同条第三項中「虚偽記載等」とあるのは「虚偽情報等の」と、「書類の提出者」とあるのは「公表情報を公表した発行者」と、「当該提出者」とあるのは「当該発行者」と、「書類の虚偽記載等」とあるのは「公表情報に係る虚偽情報等」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「第二十五条第一項の規定による公衆の縦覧その他の手段により」とあるのは「内閣府令で定めるところにより」と、同条第四項及び第五項中「書類の虚偽記載等」とあるのは「公表情報に係る虚偽情報等」と、第二十一条の三中「第二十一条の二」とあるのは「第二十七条の三十四において読み替えて準用する第二

る第二十一条の二」と、「第二十五条第一項各号（第五号及び第九号を除く。）に掲げる書類」とあるのは「公表情報（第二十七条の三十四において読み替えて準用する第二十一条の二第一項に規定する公表情報をいう。以下同じ。）」と、「三年間」とあるのは「二年間」ととあるのは「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、「三年間」とあるのは「二年間」とと、「当該書類が提出された時から五年間」とあるのは「当該公表情報が公表された日から五年間」と、第二十二条第一項中「有価証券届出書のうちに」とあるのは「特定情報のうちに」と、「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、「第二十一条第一項第一号及び第三号に掲げる者」とあるのは「当該特定情報を提供し、若しくは公表した発行者の、その提供若しくは公表の時ににおける役員（第二十一条第一項第一号に規定する役員をいう。）又は当該発行者の発起人その他これに準ずる者（その提供又は公表が発行者の成立又は発足前にされたときに限る。）」と、「記載が虚偽」とあるのは「情報が虚偽」と、「有価証券届出書の届出者が発行者である」とあるのは「特定情報を提供し、若しくは公表した発行者の」と、「募集又は売出しによらないで取得した者」とあるのは「取得した者（当該特定情報が公表されていない場合にあつては、当該特定情報の提供を受けた者に限り、当該特定情報が特定証券等

十一条の二」と、「第二十五条第一項各号（第五号及び第九号を除く。）に掲げる書類」とあるのは「公表情報（第二十七条の三十四において読み替えて準用する第二十一条の二第一項に規定する公表情報をいう。以下同じ。）」と、「三年間」とあるのは「二年間」ととあるのは「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、「三年間」とあるのは「二年間」とと、「当該書類が提出された時から五年間」とあるのは「当該公表情報が公表された日から五年間」と、第二十二条第一項中「有価証券届出書のうちに」とあるのは「特定情報のうちに」と、「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、「第二十一条第一項第一号及び第三号に掲げる者」とあるのは「当該特定情報を提供し、若しくは公表した発行者の、その提供若しくは公表の時ににおける役員（第二十一条第一項第一号に規定する役員をいう。）又は当該発行者の発起人その他これに準ずる者（その提供又は公表が発行者の成立又は発足前にされたときに限る。）」と、「記載が虚偽」とあるのは「情報が虚偽」と、「有価証券届出書の届出者が発行者である」とあるのは「特定情報を提供し、若しくは公表した発行者の」と、「募集又は売出しによらないで取得した者」とあるのは「取得した者（当該特定情報が公表されていない場合にあつては、当該特定情報の提供を受けた者に限り、当該特定情報が特定証券等情報（

情報（第二十七条の三十三に規定する特定証券等情報をいう。）である場合にあつては、募集若しくは売出し又は特定勧誘等によらないで取得した者に限る。」と、同条第二項中「及び第二号の規定」とあるのは「の規定」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定情報の提供者等に対する報告の徴取及び検査）

第二十七条の三十五（略）

2| 内閣総理大臣は、前項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は検査に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（業務の範囲等）

第七十九条の四十九 基金は、第七十九条の二十一に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一～六（略）

七| 破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定により選任される破産管財人、保全管理人、破産管財人代理若しくは保全管理人代理、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定により選任される監督委員、管財人、保全管理人、管財人代理若しくは保全管理人代理、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定により選任される管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理若しくは監督委員又は外国倒産処理手続の承認援助に関

第二十七条の三十三に規定する特定証券等情報をいう。）である場合にあつては、募集若しくは売出し又は特定勧誘等によらないで取得した者に限る。」と、同条第二項中「及び第二号の規定」とあるのは「の規定」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定情報の提供者等に対する報告の徴取及び検査）

第二十七条の三十五（略）

（新設）

（業務の範囲等）

第七十九条の四十九 基金は、第七十九条の二十一に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一～六（略）

（新設）

する法律（平成十二年法律第二百二十九号）の規定により選任される承認管財人、保全管理人、承認管財人代理若しくは保全管理人代理の業務

八 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二百二十六条の四第三項に規定する特別監視代行者の業務

九 預金保険法第二百二十六条の六第一項に規定する機構代理の業務  
十（略）

2 6（略）

（基金への通知）

第七十九条の五十三（略）

2 3（略）

4 内閣総理大臣は、基金の会員である金融商品取引業者につき、裁判所に対し、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第三百七十七條第一項の規定による更生手続開始の申立て、同法第四百四十六條第一項の規定による再生手続開始の申立て又は同法第四百九十条第一項の規定による破産手続開始の申立てをしたときは、直ちに、その旨を財務大臣及び当該金融商品取引業者が所属する基金に通知しなければならない。

5 内閣総理大臣は、基金の会員である金融商品取引業者につき、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第三百七十九條、第四百四十八條又は第四百九十二条の規定による通知その他特別清算に関する通知を受けたときは、直ちに、その旨を財務大臣及び当該金融

（新設）

（新設）

七（略）

2 6（略）

（基金への通知）

第七十九条の五十三（略）

2 3（略）

4 内閣総理大臣は、基金の会員である金融商品取引業者につき、裁判所に対し、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四百九十条第一項の規定による破産手続開始の申立てをしたときは、直ちに、その旨を財務大臣及び当該金融商品取引業者が所属する基金に通知しなければならない。

5 内閣総理大臣は、基金の会員である金融商品取引業者につき、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第三百七十九條第二項、第四百四十八條第二項又は第四百九十二条の規定による通知その他特別清算に関する通知を受けたときは、直ちに、その旨を財務大臣

商品取引業者が所属する基金に通知しなければならない。

(認定の公告)

第七十九条の五十五 (略)

2 基金は、前項の規定により公告した後に、同項の認定に係る金融商品取引業者（以下「認定金融商品取引業者」という。）について破産法第九十七条第一項（同法第二百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告、第五項の規定による通知その他の政令で定める事由が生じたときは、前項の規定により公告した届出期間を変更することができる。

3 5 (略)

（上場会社等の役員等による特定有価証券等の売買等の報告の提出）

第六百六十三条 第二条第一項第五号、第七号、第九号又は第十一号に掲げる有価証券（政令で定めるものを除く。）で金融商品取引所に上場されているもの、店頭売買有価証券又は取扱有価証券に該当するものその他の政令で定める有価証券の発行者（以下この条から第百六十六条まで及び第百六十七条の二第一項において「上場会社等」という。）の役員（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人である上場会社等（第百六十六条において「上場投資法人等」という。）の資産運用会社（同法第二条第十

及び当該金融商品取引業者が所属する基金に通知しなければならない。

(認定の公告)

第七十九条の五十五 (略)

2 基金は、前項の規定により公告した後に、同項の認定に係る金融商品取引業者（以下「認定金融商品取引業者」という。）について破産法（平成十六年法律第七十五号）第九十七条第一項（同法第二百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告、第五項の規定による通知その他の政令で定める事由が生じたときは、前項の規定により公告した届出期間を変更することができる。

3 5 (略)

（上場会社等の役員等による特定有価証券等の売買等の報告の提出）

第六百六十三条 第二条第一項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券（政令で定めるものを除く。）で金融商品取引所に上場されているもの、店頭売買有価証券又は取扱有価証券に該当するものその他の政令で定める有価証券の発行者（以下この条から第百六十六条までにおいて「上場会社等」という。）の役員及び主要株主（自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもつて総株主等の議決権の百分の十以上の議決権（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。）を保有している株主をいう。以下

九項に規定する資産運用会社をいう。第百六十六条において同じ。  
（）の役員を含む。以下この条から第百六十五条までにおいて同じ。  
（）及び主要株主（自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもつて総株主等の議決権の百分の十以上の議決権（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。）を保有している株主をいう。以下この条から第百六十六条までにおいて同じ。  
（）は、自己の計算において当該上場会社等の第二項第一項第五号、第七号、第九号若しくは第十一号に掲げる有価証券（政令で定めるものを除く。）その他の政令で定める有価証券（以下この条から第百六十六条までにおいて「特定有価証券」という。）又は当該上場会社等の特定有価証券に係るオプションを表示する同項第十九号に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（以下この項において「関連有価証券」という。）に係る買付け等（特定有価証券又は関連有価証券（以下この条から第百六十六条まで、第百六十七条の二第一項、第百七十五条の二及び第百九十七条の二第十四号において「特定有価証券等」という。）の買付けその他の取引で政令で定めるものをいう。以下この条、次条及び第百六十五条の二において同じ。）又は売付け等（特定有価証券等の売付けその他の取引で政令で定めるものをいう。以下この条から第百六十五条の二までにおいて同じ。）をした場合（当該役員又は主要株主が委託者又は受益者である信託の受託者が当該上場会社等の特定有価証券等に係る買付け等又は売付け等をする場合であつて内閣府令で定める場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）には、内閣府令で定める

この条から第百六十六条までにおいて同じ。）は、自己の計算において当該上場会社等の同項第五号、第七号若しくは第九号に掲げる有価証券（政令で定めるものを除く。）その他の政令で定める有価証券（以下この条から第百六十六条までにおいて「特定有価証券」という。）又は当該上場会社等の特定有価証券に係るオプションを表示する同項第十九号に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（以下この項において「関連有価証券」という。）に係る買付け等（特定有価証券又は関連有価証券（以下この条から第百六十六条までにおいて「特定有価証券等」という。）の買付けその他の取引で政令で定めるものをいう。以下この条、次条及び第百六十五条の二において同じ。）又は売付け等（特定有価証券等の売付けその他の取引で政令で定めるものをいう。以下この条から第百六十五条の二までにおいて同じ。）をした場合（当該役員又は主要株主が委託者又は受益者である信託の受託者が当該上場会社等の特定有価証券等に係る買付け等又は売付け等をする場合であつて内閣府令で定める場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）には、内閣府令で定めるところにより、その売買その他の取引（以下この項、次条及び第百六十五条の二において「売買等」という。）に関する報告書を買買等があつた日の属する月の翌月十五日までに、内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、買付け等又は売付け等の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合は、この限りでない。

ところにより、その売買その他の取引（以下この項、次条及び第六十五條の二において「売買等」という。）に関する報告書を売買等があつた日の属する月の翌月十五日までに、内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、買付け等又は売付け等の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合は、この限りでない。

2 (略)

(上場会社等の役員等の短期売買利益の返還)

第六百六十四條 (略)

2 当該上場会社等の株主（保険契約者である社員、出資者又は投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二條第十六項に規定する投資主をいい、同條第二十三項に規定する外国投資法人の社員を含む。）を含む。以下この項において同じ。）が上場会社等に対し前項の規定による請求を行うべき旨を要求した日の後六十日以内に上場会社等が同項の規定による請求を行わない場合においては、当該株主は、上場会社等に代位して、その請求を行うことができる。

3～9 (略)

(会社関係者の禁止行為)

第六百六十六條 次の各号に掲げる者（以下この条において「会社関係者」という。）であつて、上場会社等に係る業務等に関する重要事実（当該上場会社等の子会社に係る会社関係者（当該上場会社等に係る会社関係者に該当する者を除く。）については、当該子会社の

2 (略)

(上場会社等の役員等の短期売買利益の返還)

第六百六十四條 (略)

2 当該上場会社等の株主（保険契約者である社員又は出資者を含む。以下この項において同じ。）が上場会社等に対し前項の規定による請求を行うべき旨を要求した日の後六十日以内に上場会社等が同項の規定による請求を行わない場合においては、当該株主は、上場会社等に代位して、その請求を行うことができる。

3～9 (略)

(会社関係者の禁止行為)

第六百六十六條 次の各号に掲げる者（以下この条において「会社関係者」という。）であつて、上場会社等に係る業務等に関する重要事実（当該上場会社等の子会社に係る会社関係者（当該上場会社等に係る会社関係者に該当する者を除く。）については、当該子会社の

業務等に関する重要事実であつて、次項第五号から第八号までに規定するものに限る。以下同じ。)を当該各号に定めるところにより知つたものは、当該業務等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買その他の有償の譲渡若しくは譲受け、合併若しくは分割による承継(合併又は分割により承継させ、又は承継することをいう。)又はデリバティブ取引(以下この条、第六十七條の二第一項、第七十五條の二第一項及び第九十七條の二第十四号において「売買等」という。)をしてはならない。当該上場会社等に係る業務等に関する重要事実を次の各号に定めるところにより知つた会社関係者であつて、当該各号に掲げる会社関係者でなくなつた後一年以内のものについても、同様とする。

一 当該上場会社等(当該上場会社等の親会社及び子会社並びに当該上場会社等が上場投資法人等である場合における当該上場会社等の資産運用会社及びその特定関係法人を含む。以下この項において同じ。)の役員(会計参与が法人であるときは、その社員)、代理人、使用人その他の従業者(以下この条及び次条において「役員等」という。)その者の職務に関し知つたとき。

二 (略)

二の二 当該上場会社等の投資主(投資信託及び投資法人に関する法律第二條第十六項に規定する投資主をいう。以下この号において同じ。)又は同法第二百二十八條の三第二項において準用する会社法第四百三十三條第三項に定める権利を有する投資主(これら

業務等に関する重要事実であつて、次項第五号から第八号までに規定するものに限る。以下同じ。)を当該各号に定めるところにより知つたものは、当該業務等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買その他の有償の譲渡若しくは譲受け、合併若しくは分割による承継(合併又は分割により承継させ、又は承継することをいう。)又はデリバティブ取引(以下この条において「売買等」という。)をしてはならない。当該上場会社等に係る業務等に関する重要事実を次の各号に定めるところにより知つた会社関係者であつて、当該各号に掲げる会社関係者でなくなつた後一年以内のものについても、同様とする。

一 当該上場会社等(当該上場会社等の親会社及び子会社を含む。以下この項において同じ。)の役員(会計参与が法人であるときは、その社員)、代理人、使用人その他の従業者(以下この条及び次条において「役員等」という。)その者の職務に関し知つたとき。

二 (略)

(新設)

の投資主が法人であるときはその役員等を、これらの投資主が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。） 投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十八条の三第一項に定める権利又は同条第二項において準用する会社法第四百三十三条第三項に定める権利の行使に関し知つたとき。

三・四 (略)

五 第二号、第二号の二又は前号に掲げる者であつて法人であるものの役員等（その者が役員等である当該法人の他の役員等が、それぞれ第二号、第二号の二又は前号に定めるところにより当該上場会社等に係る業務等に関する重要事実を知つた場合におけるその者に限る。） その者の職務に関し知つたとき。

2 前項に規定する業務等に関する重要事実とは、次に掲げる事実（第一号、第二号、第五号、第六号、第九号、第十号、第十二号及び第十三号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。）をいう。

一 当該上場会社等（上場投資法人等を除く。以下この号から第八号までにおいて同じ。）の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る事項を行わないことを決定したこと。

イヨヨ (略)

二〇八 (略)

三・四 (略)

五 第二号又は前号に掲げる者であつて法人であるものの役員等（その者が役員等である当該法人の他の役員等が、それぞれ第二号又は前号に定めるところにより当該上場会社等に係る業務等に関する重要事実を知つた場合におけるその者に限る。） その者の職務に関し知つたとき。

2 前項に規定する業務等に関する重要事実とは、次に掲げる事実（第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。）をいう。

一 当該上場会社等の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る事項を行わないことを決定したこと。

イヨヨ (略)

二〇八 (略)

九 当該上場会社等（上場投資法人等に限る。次号から第十四号ま

（新設）

でにおいて同じ。）の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る事項を行わないことを決定したこと。

イ 資産の運用に係る委託契約の締結又はその解約

ロ 投資信託及び投資法人に関する法律第八十二条第一項に規定する投資法人の発行する投資口を引き受ける者の募集

ハ 投資口の分割

ニ 金銭の分配

ホ 合併

ヘ 解散（合併による解散を除く。）

ト イからへまでに掲げる事項に準ずる事項として政令で定める事項

十 当該上場会社等に次に掲げる事実が発生したこと。

（新設）

イ 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害

ロ 特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの上場の廃止又は登録の取消しの原因となる事実

ハ イ又はロに掲げる事実に準ずる事実として政令で定める事実

（新設）

十一 当該上場会社等の営業収益、経常利益若しくは純利益（第四項第二号において「営業収益等」という。）又は第九号二に規定する分配について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間（投資信託及び投資法人に関

する法律第二百二十九条第二項に規定する営業期間をいう。以下この号において同じ。）の実績値）に比較して当該上場会社等が新たに算出した予想値又は当営業期間の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当するものに限る。）が生じたこと。

十二 当該上場会社等の資産運用会社の業務執行を決定する機関が当該資産運用会社について次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る事項を行わないことを決定したこと。

イ 当該上場会社等から委託を受けて行う資産の運用であつて、当該上場会社等による特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する特定資産をいう。第五項第二号において同じ。）の取得若しくは譲渡又は貸借が行われることとなるもの

ロ 当該上場会社等と締結した資産の運用に係る委託契約の解約  
株式交換

ニ 株式移転

ホ 合併

ヘ 解散（合併による解散を除く。）

ト イからへまでに掲げる事項に準ずる事項として政令で定める

事項

十三 当該上場会社等の資産運用会社に次に掲げる事実が発生した  
場合。

（新設）

（新設）

- イ 第五十二条第一項の規定による第二十九条の登録の取消し、同項の規定による当該上場会社等の委託を受けて行う資産の運用に係る業務の停止の処分その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分
- ロ 特定関係法人の異動
- ハ 主要株主の異動
- ニ イからハまでに掲げる事実<sup>ニ</sup>に準ずる事実として政令で定める事実

十四 第九号から前号までに掲げる事実を除き、当該上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

3 (略)

4 第一項、第二項第一号、第三号、第五号、第七号、第九号、第十一号及び第十二号並びに前項の公表がされたとは、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める者により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこと又は当該各号に定める者が提出した第二十五条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する書類(同項第十一号に掲げる書類を除く。)にこれらの事項が記載されている場合において、当該書類が同項の規定により公衆の縦覧に供されたことをいう。

(新設)

3 (略)

4 第一項、第二項第一号、第三号、第五号及び第七号並びに前項の公表がされたとは、上場会社等に係る第一項に規定する業務等に関する重要事実、上場会社等の業務執行を決定する機関の決定、上場会社等の売上高等若しくは第二項第一号トに規定する配当、上場会社等の属する企業集団の売上高等、上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定又は上場会社等の子会社の売上高等については、当該上場会社等又は当該上場会社等の子会社(子会社については、当該子会社の第一項に規定する業務等に関する重要事実、当該子会社の業務執行を決定する機関の決定又は当該子会社の売上高等に限る。以下この項において同じ。)により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこと又は当該上場会

- 
- 一 上場会社等に係る第一項に規定する業務等に関する重要事実であつて第二項第一号から第八号までに規定するもの、上場会社等（上場投資法人等を除く。以下この号において同じ。）の業務執行を決定する機関の決定、上場会社等の売上高等若しくは同項第一号トに規定する配当、上場会社等の属する企業集団の売上高等、上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定又は上場会社等の子会社の売上高等 当該上場会社等又は当該上場会社等の子会社（子会社については、当該子会社の第一項に規定する業務等に関する重要事実、当該子会社の業務執行を決定する機関の決定又は当該子会社の売上高等に限る。）
- 二 上場投資法人等に係る第一項に規定する業務等に関する重要事実であつて第二項第九号若しくは第十一号に規定するもの、上場投資法人等の業務執行を決定する機関の決定又は上場投資法人等の営業収益等若しくは同項第九号ニに規定する分配 当該上場投資法人等
- 三 上場投資法人等に係る第一項に規定する業務等に関する重要事実であつて第二項第十二号に規定するもの又は上場投資法人等の資産運用会社の業務執行を決定する機関の決定 当該上場投資法人等の資産運用会社
- 

社等若しくは当該上場会社等の子会社が提出した第二十五条第一項に規定する書類（同項第十一号に掲げる書類を除く。）にこれらの事項が記載されている場合において、当該書類が同項の規定により公衆の縦覧に供されたことをいう。

（新設）

（新設）

（新設）

四 上場投資法人等に係る第一項に規定する業務等に関する重要事

実であつて第二項第十号、第十三号又は第十四号に規定するもの

当該上場投資法人等又は当該上場投資法人等の資産運用会社

5 第一項及び次条において「親会社」とは、他の会社（協同組織金融機関を含む。以下この項において同じ。）を支配する会社として政令で定めるものをいい、この条において「子会社」とは、他の会社が提出した第五条第一項の規定による届出書、第二十四条第一項の規定による有価証券報告書、第二十四条の四の七第一項若しくは第二項の規定による四半期報告書若しくは第二十四条の五第一項の規定による半期報告書で第二十五条第一項の規定により公衆の縦覧に供されたもの、第二十七条の三十一第二項の規定により公表した特定証券情報又は第二十七条の三十二第一項若しくは第二項の規定により公表した発行者情報のうち、直近のものにおいて、当該他の会社の属する企業集団に属する会社として記載され、又は記録されたものをいい、第一項及び第二項において「特定関係法人」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 上場投資法人等の資産運用会社を支配する会社として政令で定めるもの

二 上場投資法人等の資産運用会社の利害関係人等（投資信託及び投資法人に関する法律第二百一条第一項に規定する利害関係人等をいう。）のうち、当該資産運用会社が当該上場投資法人等の委託を受けて行う運用の対象となる特定資産の価値に重大な影響を及ぼす取引を行い、又は行つた法人として政令で定めるもの

（新設）

5 第一項及び次条において「親会社」とは、他の会社（協同組織金融機関を含む。以下この項において同じ。）を支配する会社として政令で定めるものをいい、この条において「子会社」とは、他の会社が提出した第五条第一項の規定による届出書、第二十四条第一項の規定による有価証券報告書、第二十四条の四の七第一項若しくは第二項の規定による四半期報告書若しくは第二十四条の五第一項の規定による半期報告書で第二十五条第一項の規定により公衆の縦覧に供されたもの、第二十七条の三十一第二項の規定により公表した特定証券情報又は第二十七条の三十二第一項若しくは第二項の規定により公表した発行者情報のうち、直近のものにおいて、当該他の会社の属する企業集団に属する会社として記載され、又は記録されたものをいう。

（新設）

（新設）

6 第一項及び第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一～二の二 (略)

三 会社法第百十六条第一項、第四百六十九条第一項、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項若しくは第八百六条第一項の規定による株式の買取りの請求若しくは投資信託及び投資法人に関する法律第百四十一条第一項、第百四十九条の三第一項、第百四十九条の八第一項若しくは第百四十九条の十三第一項の規定による投資口の買取りの請求又は法令上の義務に基づき売買等をする場合

四 当該上場会社等の株券等(第二十七条の二第一項に規定する株券等をいう。)に係る同項に規定する公開買付け(同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。)又はこれに準ずる行為として政令で定めるものに対抗するため当該上場会社等の取締役会(これに相当するものとして政令で定める機関を含む。次条第五項第五号において同じ。)が決定した要請(委員会設置会社にあつては、執行役の決定した要請を含む。)に基づいて、当該上場会社等の特定有価証券等又は特定有価証券等の売買に係るオプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る特定有価証券等の売買において買主としての地位を取得するものに限る。)の買付け(オプションにあつては、取得をいう。次号において同じ。)その他の有償の譲受けをする場合

四の二・五 (略)

六 社債券(新株予約権付社債券を除く。)、第二条第一項第十一

6 第一項及び第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一～二の二 (略)

三 会社法第百十六条第一項、第四百六十九条第一項、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項若しくは第八百六条第一項の規定による株式の買取りの請求又は法令上の義務に基づき売買等をする場合

四 当該上場会社等の株券等(第二十七条の二第一項に規定する株券等をいう。)に係る同項に規定する公開買付け(同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。)又はこれに準ずる行為として政令で定めるものに対抗するため当該上場会社等の取締役会が決定した要請(委員会設置会社にあつては、執行役の決定した要請を含む。)に基づいて、当該上場会社等の特定有価証券等又は特定有価証券等の売買に係るオプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る特定有価証券等の売買において買主としての地位を取得するものに限る。)の買付け(オプションにあつては、取得をいう。次号において同じ。)その他の有償の譲受けをする場合

四の二・五 (略)

六 社債券(新株予約権付社債券を除く。)、その他の政令で定める

号に規定する投資法人債券その他の政令で定める有価証券に係る売買等をする場合（内閣府令で定める場合を除く。）

七 第一項に規定する業務等に関する重要事実を知つた者が当該業務等に関する重要事実を知っている者との間において、売買等を取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場によらないでする場合（当該売買等をする者の双方において、当該売買等に係る特定有価証券等について、更に同項又は第三項の規定に違反して売買等が行われることとなることを知っている場合を除く。）

八・九 （略）

十 新設分割（他の会社と共同してするものを除く。）により新設分割設立会社（会社法第七百六十三条に規定する新設分割設立会社をいう。次条第五項第十二号において同じ。）に特定有価証券等を承継させる場合

十一・十二 （略）

（公開買付者等関係者の禁止行為）

第百六十七条 次の各号に掲げる者（以下この条において「公開買付者等関係者」という。）であつて、第二十七条の二第一項に規定する株券等で金融商品取引所に上場されているもの、店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの（以下この条において「上場等株券等」という。）の同項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）若しくはこれに準ずる行為として政令で定めるもの又は上場株券等の第二十七条の二十二の二第一

有価証券に係る売買等をする場合（内閣府令で定める場合を除く。）

七 第一項又は第三項の規定に該当する者との間において、売買等を取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場によらないでする場合（当該売買等をする者の双方において、当該売買等に係る特定有価証券等について、更に第一項又は第三項の規定に違反して売買等が行われることとなることを知っている場合を除く。）

八・九 （略）

十 新設分割（他の会社と共同してするものを除く。）により新設分割設立会社（会社法第七百六十三条に規定する新設分割設立会社をいう。次条第五項第十号において同じ。）に特定有価証券等を承継させる場合

十一・十二 （略）

（公開買付者等関係者の禁止行為）

第百六十七条 次の各号に掲げる者（以下この条において「公開買付者等関係者」という。）であつて、第二十七条の二第一項に規定する株券等で金融商品取引所に上場されているもの、店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの（以下この条において「上場等株券等」という。）の同項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）若しくはこれに準ずる行為として政令で定めるもの又は上場株券等の第二十七条の二十二の二第一

項に規定する公開買付け（以下この条において「公開買付け等」という。）をする者（以下この条及び次条第二項において「公開買付者等」という。）の公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実を当該各号に定めるところにより知つたものは、当該公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後でなければ、公開買付け等の実施に関する事実に係る場合にあつては当該公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社の発行する株券若しくは新株予約権付社債券その他の政令で定める有価証券（以下この条において「特定株券等」という。）又は当該特定株券等に係るオプションを表示する第二条第一項第十九号に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（以下この項において「関連株券等」という。）に係る買付け等（特定株券等又は関連株券等（以下この条、次条第二項、第七十五條の二及び第九十七條の二第十五号において「株券等」という。）の買付けその他の取引で政令で定めるものをいう。以下この条、次条第二項、第七十五條の二第九十七條の二第十五号において同じ。）をしてはならず、公開買付け等の中止に関する事実に係る場合にあつては当該公開買付け等に係る株券等に係る売付け等（株券等の売付けその他の取引で政令で定めるものをいう。以下この条、次条第二項、第七十五條の二第二項及び第九十七條の二第十五号において同じ。）をしてはならない。当該公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実を次の各号に定めるところにより知つた公開買付者

項に規定する公開買付け（以下この条において「公開買付け等」という。）をする者（以下この条において「公開買付者等」という。）の公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実を当該各号に定めるところにより知つたものは、当該公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後でなければ、公開買付け等の実施に関する事実に係る場合にあつては当該公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社の発行する株券若しくは新株予約権付社債券その他の政令で定める有価証券（以下この条において「特定株券等」という。）又は当該特定株券等に係るオプションを表示する第二条第一項第十九号に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（以下この項において「関連株券等」という。）に係る買付け等（特定株券等又は関連株券等（以下この条において「株券等」という。）の買付けその他の取引で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）をしてはならず、公開買付け等の中止に関する事実に係る場合にあつては当該公開買付け等に係る株券等に係る売付け等（株券等の売付けその他の取引で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）をしてはならない。当該公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実を次の各号に定めるところにより知つた公開買付者等関係者であつて、当該各号に掲げる公開買付者等関係者でなくなつた後一年以内のものについても、同様とする。

等関係者であつて、当該各号に掲げる公開買付者等関係者でなくなつた後六月以内のものについても、同様とする。

一〇四 (略)

五 当該公開買付け等(上場株券等の第二十七条の二十二の第二項に規定する公開買付けを除く。)に係る上場等株券等の発行者(その役員等を含む。) 当該公開買付者等からの伝達により知つたとき(当該役員等にあつては、その者の職務に関し当該公開買付者等からの伝達により知つたとき。)

六 第二号、第四号又は前号に掲げる者であつて法人であるものの役員等(その者が役員等である当該法人の他の役員等が、それぞれ第二号、第四号又は前号に定めるところにより当該公開買付者等の公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実を知つた場合におけるその者に限る。) その者の職務に関し知つたとき。

2 (略)

3 公開買付者等関係者(第一項後段に規定する者を含む。以下この項及び第五項において同じ。) から当該公開買付者等関係者が第一項各号に定めるところにより知つた同項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実(以下この条、次条第二項、第七十五条の二第二項及び第九十七条の二第十五号において「公開買付け等事実」という。)の伝達を受けた者(第一項各号に掲げる者であつて、当該各号に定めるところにより当該公開買付け等事実を知つたものを除く。) 又は職務上当該伝達

一〇四 (略)

(新設)

五 第二号又は前号に掲げる者であつて法人であるものの役員等(その者が役員等である当該法人の他の役員等が、それぞれ第二号又は前号に定めるところにより当該公開買付者等の公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実を知つた場合におけるその者に限る。) その者の職務に関し知つたとき。

2 (略)

3 公開買付者等関係者(第一項後段に規定する者を含む。以下この項において同じ。) から当該公開買付者等関係者が第一項各号に定めるところにより知つた同項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実(以下この条において「公開買付け等事実」という。)の伝達を受けた者(同項各号に掲げる者であつて、当該各号に定めるところにより当該公開買付け等事実を知つたものを除く。) 又は職務上当該伝達を受けた者が所属する法人の他の役員等であつて、その者の職務に関し当該公開買付

を受けた者が所属する法人の他の役員等であつて、その者の職務に  
関し当該公開買付け等事実を知つたものは、当該公開買付け等事実  
の公表がされた後でなければ、同項に規定する公開買付け等の実施  
に関する事実に係る場合にあつては当該公開買付け等に係る株券等  
に係る買付け等をしてはならず、同項に規定する公開買付け等の中  
止に関する事実に係る場合にあつては当該公開買付け等に係る株券  
等に係る売付け等をしてはならない。

4 第一項から前項までにおける公表がされたとは、公開買付け等事  
実について、当該公開買付け者等により多数の者の知り得る状態に置  
く措置として政令で定める措置がとられたこと、第二十七条の第三  
項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む  
。次項第八号において同じ。）の規定による公告若しくは第二十七  
条の十一第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する  
場合を含む。）の規定による公告若しくは公表がされたこと又は第  
二十七条の十四第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準  
用する場合を含む。同号において同じ。）の規定により第二十七条  
の三第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場  
合を含む。同号において同じ。）の公開買付け届出書若しくは第二十七  
条の十一第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する  
場合を含む。）の公開買付け撤回届出書が公衆の縦覧に供されたこと  
をいう。

5 第一項及び第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一～二の二（略）

け等事実を知つたものは、当該公開買付け等事実の公表がされた後  
でなければ、同項に規定する公開買付け等の実施に関する事実に係  
る場合にあつては当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等を  
してはならず、同項に規定する公開買付け等の中止に関する事実に  
係る場合にあつては当該公開買付け等に係る株券等に係る売付け等  
をしてはならない。

4 第一項から前項までにおける公表がされたとは、公開買付け等事  
実について、当該公開買付け者等により多数の者の知り得る状態に置  
く措置として政令で定める措置がとられたこと、第二十七条の第三  
項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む  
。）。の規定による公告若しくは第二十七条の十一第二項（第二十七  
条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定によ  
る公告若しくは公表がされたこと又は第二十七条の十四第一項（第  
二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。以下こ  
の項において同じ。）の規定により第二十七条の十四第一項の公開  
買付け届出書若しくは公開買付け撤回届出書が公衆の縦覧に供されたこ  
とをいう。

5 第一項及び第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一～二の二（略）

三 会社法第百十六條第一項、第四百六十九條第一項、第七百八十五條第一項、第七百九十七條第一項若しくは第八百六條第一項の規定による株式の買取りの請求（これらに相当する他の法令の規定による請求として政令で定めるものを含む。）又は法令上の義務に基づき株券等に係る買付け等又は売付け等をする場合

四 (略)

五 公開買付け等に対抗するため当該公開買付け等に係る上場等株券等の発行者の取締役会が決定した要請（委員会設置会社にあつては、執行役の決定した要請を含む。）に基づいて当該上場等株券等（上場等株券等の売買に係るオプションを含む。）の買付け等をする場合

六・七 (略)

八 特定公開買付者等関係者（公開買付者等関係者であつて第一項各号に定めるところにより同項に規定する公開買付け等の実施に關する事実を知つたものをいう。次号において同じ。）から当該公開買付け等の実施に關する事実の伝達を受けた者（その者が法人であるときはその役員等を、その者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）が株券等に係る買付け等をする場合（当該伝達を受けた者が第二十七條の三第一項の規定により行ふ公告において次に掲げる事項が明示され、かつ、これらの事項が記載された当該伝達を受けた者の提出した同條第二項の公開買付届出書が第二十七條の十四第一項の規定により公衆の縦覧に供された場合に限る。）

三 会社法第百十六條第一項、第四百六十九條第一項、第七百八十五條第一項、第七百九十七條第一項若しくは第八百六條第一項の規定による株式の買取りの請求又は法令上の義務に基づき株式等に係る買付け等又は売付け等をする場合

四 (略)

五 公開買付け等に対抗するため当該公開買付け等に係る上場等株券等の発行者である会社の取締役会が決定した要請（委員会設置会社にあつては、執行役の決定した要請を含む。）に基づいて当該上場等株券等（上場等株券等の売買に係るオプションを含む。）の買付け等をする場合

六・七 (略)

(新設)

イ 当該伝達を行った者の氏名又は名称

ロ 当該伝達を受けた時期

ハ 当該伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容として内閣府令で定める事項

九 特定公開買付者等関係者であつて第一項第一号に掲げる者以外のもの又は特定公開買付者等関係者から同項に規定する公開買付け等の実施に関する事実の伝達を受けた者（特定公開買付者等関係者を除き、その者が法人であるときはその役員等を、その者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）が株券等に係る買付け等をする場合（特定公開買付者等関係者にあつては同項各号に定めるところにより同項に規定する公開買付け等の実施に関する事実を知つた日から、当該伝達を受けた者にあつては当該伝達を受けた日から六月が経過している場合に限る。）

十 十四（略）

（未公表の重要事実の伝達等の禁止）

第六百六十七条の二 上場会社等に係る第六百六十六条第一項に規定する会社関係者（同項後段に規定する者を含む。）であつて、当該上場会社等に係る同項に規定する業務等に関する重要事実を同項各号に定めるところにより知つたものは、他人に対し、当該業務等に関する重要事実について同項の公表がされたこととなる前に当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等をさせることにより当該他人に利益を得させ、又は当該他人の損失の発生を回避させる目的をもつ

（新設）

八 十二（略）

（新設）

て、当該業務等に関する重要事実を伝達し、又は当該売買等を行うことを勧めてはならない。

2 公開買付者等に係る前条第一項に規定する公開買付者等関係者（同項後段に規定する者を含む。）であつて、当該公開買付者等の公開買付け等事実を同項各号に定めるところにより知つたものは、他人に対し、当該公開買付け等事実について同項の公表がされたこととなる前に、同項に規定する公開買付け等の実施に関する事実に係る場合にあつては当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等をさせ、又は同項に規定する公開買付け等の中止に関する事実に係る場合にあつては当該公開買付け等に係る株券等に係る売付け等をさせることにより当該他人に利益を得させ、又は当該他人の損失の発生を回避させる目的をもつて、当該公開買付け等事実を伝達し、又は当該買付け等若しくは当該売付け等を行うことを勧めてはならない。

（無免許市場における取引の禁止）

第六百六十七条の三（略）

（届出が受理されていないのに有価証券の募集等をした者等に対する課徴金納付命令）

第七百七十二条（略）

2 第十五条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、同項に規定する有価証券を募集（第四条第一項に

（無免許市場における取引の禁止）

第六百六十七条の二（略）

（届出が受理されていないのに有価証券の募集等をした者等に対する課徴金納付命令）

第七百七十二条（略）

2 第十五条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、同項に規定する有価証券を募集（第四条第一項に

規定する有価証券の募集をいう。第一百七十三条から第七十四条の三までを除き、以下この章において同じ。）により取得させた発行者又は売出し（第四条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。次項、次条第四項及び第五項、第一百七十八条第三項、第五項及び第八項並びに第八十五条の七第十四項及び第十五項を除き、以下この章において同じ。）により売り付けた者（自己の所有する有価証券を売り付けた者に限る。）があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、これらの者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める額の合計額）に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一・二（略）

3 第十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、目論見書（第十三条第一項に規定する既に開示された有価証券の売出し（同項に規定する有価証券の売出しをいう。以下この項、次条第四項及び第五項、第一百七十八条第五項及び第八項並びに第八十五条の七第十四項において同じ。）に係る目論見書に限る。以下この章において同じ。）を交付しないで売出しにより自己の所有する当該有価証券を売り付けた者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、当該売り付けた有価証券の売出価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券その他これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券であるときは、当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込む

規定する有価証券の募集をいう。第一百七十三条から第七十四条の三までを除き、以下この章において同じ。）により取得させた発行者又は売出し（第四条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。次項、次条第四項及び第五項、第一百七十八条第三項、第五項及び第八項並びに第八十五条の七第十二項及び第十三項を除き、以下この章において同じ。）により売り付けた者（自己の所有する有価証券を売り付けた者に限る。）があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、これらの者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める額の合計額）に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一・二（略）

3 第十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、目論見書（第十三条第一項に規定する既に開示された有価証券の売出し（同項に規定する有価証券の売出しをいう。以下この項、次条第四項及び第五項、第一百七十八条第五項及び第八項並びに第八十五条の七第十二項において同じ。）に係る目論見書に限る。以下この章において同じ。）を交付しないで売出しにより自己の所有する当該有価証券を売り付けた者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、当該売り付けた有価証券の売出価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券その他これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券であるときは、当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込む

べき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。  
。の百分の二・二五（当該有価証券が株券等である場合にあっては、百分の四・五）に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

4 (略)

（有価証券報告書を提出しない発行者に対する課徴金納付命令）  
第七十二条の三 第二十四条第一項又は第三項（これらの規定を同条第五項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、有価証券報告書を提出しない発行者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、これらの規定により提出すべきであった有価証券報告書に係る事業年度（当該発行者が第五条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する特定有価証券の発行者である場合には、当該特定有価証券に係る第二十四条第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第二十四条第一項に規定する特定期間。以下この条、次条第一項及び第八十五条の七第三十一項（第五号を除く。）において同じ。）の直前事業年度における監査報酬額（第九十三条の二第一項に規定する監査証明の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額として内閣府令で定める額をいう。次項において同じ。）に相当する額（監査証明を受けるべき直前事業年度がない場合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める場合には、四百

べき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。  
。の百分の二・二五（当該有価証券が株券等である場合にあっては、百分の四・五）に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

4 (略)

（有価証券報告書を提出しない発行者に対する課徴金納付命令）  
第七十二条の三 第二十四条第一項又は第三項（これらの規定を同条第五項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、有価証券報告書を提出しない発行者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、これらの規定により提出すべきであった有価証券報告書に係る事業年度（当該発行者が第五条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する特定有価証券の発行者である場合には、当該特定有価証券に係る第二十四条第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第二十四条第一項に規定する特定期間。以下この条、次条第一項及び第八十五条の七第二十九項（第五号を除く。）において同じ。）の直前事業年度における監査報酬額（第九十三条の二第一項に規定する監査証明の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額として内閣府令で定める額をいう。次項において同じ。）に相当する額（監査証明を受けるべき直前事業年度がない場合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める場合には、四百

万円)の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

2 (略)

(公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をした者に対する課徴金納付命令)

第七十二条の五 第二十七条の三第一項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定に違反して、第二十七条の三第一項の規定による公告(以下この章において「公開買付開始公告」という。)を行わないで株券等(第二十七条の二第一項に規定する株券等をいう。以下この条、次条及び第七十八条第十三項において同じ。)又は上場株券等(第二十四条の六第一項に規定する上場株券等をいう。以下この条、次条、第七十八条第十三項及び第八十五条の七第十五項において同じ。)の買付け等(第二十七条の二第一項又は第二十七条の十二の二第一項に規定する買付け等をいう。以下この条、次条及び第七十八条第十三項において同じ。)をした者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、第一号に掲げる額(第二号に掲げる数を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない)。

一・二 (略)

(虚偽のある特定証券等情報の提供又は公表をした発行者等に対する課徴金納付命令)

万円)の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

2 (略)

(公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をした者に対する課徴金納付命令)

第七十二条の五 第二十七条の三第一項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定に違反して、第二十七条の三第一項の規定による公告(以下この章において「公開買付開始公告」という。)を行わないで株券等(第二十七条の二第一項に規定する株券等をいう。以下この条、次条及び第七十八条第十三項において同じ。)又は上場株券等(第二十四条の六第一項に規定する上場株券等をいう。以下この条、次条、第七十八条第十三項及び第八十五条の七第十三項において同じ。)の買付け等(第二十七条の二第一項又は第二十七条の十二の二第一項に規定する買付け等をいう。以下この条、次条及び第七十八条第十三項において同じ。)をした者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、第一号に掲げる額(第二号に掲げる数を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない)。

一・二 (略)

(虚偽のある特定証券等情報の提供又は公表をした発行者等に対する課徴金納付命令)

第一百七十二条の十 重要な事項につき虚偽の情報があり、又は提供し、若しくは公表すべき重要な事項に関する情報が欠けている特定証券等情報（以下この条、第一百七十二条の十二第一項、第七十八条第二十項及び第八十五条の七第十五項において「虚偽等のある特定証券等情報」という。）を提供し、又は公表した発行者が、当該虚偽等のある特定証券等情報に係る特定勧誘等（特定売付け勧誘等にあつては、当該発行者が所有する有価証券の特定売付け勧誘等に限る。）により有価証券を取得させ、又は売り付けたときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、第一号に掲げる額（当該虚偽等のある特定証券等情報が公表されていない場合にあつては、当該額に第二号に掲げる数を乗じて得た額）の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

（虚偽のある発行者等情報の提供又は公表をした発行者に対する課徴金納付命令）

第一百七十二条の十一 発行者が、重要な事項につき虚偽の情報があり、又は提供し、若しくは公表すべき重要な事項に関する情報が欠けている発行者等情報（以下この項、次条第一項、第七十八条第二十一項及び第八十五条の七第十五項において「虚偽等のある発行者等情報」という。）を提供し、又は公表したときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、第一号に掲げ

第一百七十二条の十 重要な事項につき虚偽の情報があり、又は提供し、若しくは公表すべき重要な事項に関する情報が欠けている特定証券等情報（以下この条、第一百七十二条の十二第一項、第七十八条第二十項及び第八十五条の七第十三項において「虚偽等のある特定証券等情報」という。）を提供し、又は公表した発行者が、当該虚偽等のある特定証券等情報に係る特定勧誘等（特定売付け勧誘等にあつては、当該発行者が所有する有価証券の特定売付け勧誘等に限る。）により有価証券を取得させ、又は売り付けたときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、第一号に掲げる額（当該虚偽等のある特定証券等情報が公表されていない場合にあつては、当該額に第二号に掲げる数を乗じて得た額）の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

（虚偽のある発行者等情報の提供又は公表をした発行者に対する課徴金納付命令）

第一百七十二条の十一 発行者が、重要な事項につき虚偽の情報があり、又は提供し、若しくは公表すべき重要な事項に関する情報が欠けている発行者等情報（以下この項、次条第一項、第七十八条第二十一項及び第八十五条の七第十三項において「虚偽等のある発行者等情報」という。）を提供し、又は公表したときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、第一号に掲げ

る額（当該虚偽等のある発行者等情報が公表されていない場合にあっては、当該額に第二号に掲げる数を乗じて得た額）に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、発行者の事業年度が一年である場合以外においては、当該額に当該事業年度の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一・二（略）

2（略）

（風説の流布等により有価証券等の価格に影響を与えた者に対する課徴金納付命令）

第七十三条 第五十八条の規定に違反して、風説を流布し、又は偽計を用い、当該風説の流布又は偽計（以下この条において「違反行為」という。）により有価証券等の価格に影響を与えた者（以下この条において「違反者」という。）があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該違反者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（次の各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当するときは、当該二以上の号に定める額の合計額）に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一～三（略）

四 違反者が、自己以外の者の計算において、当該違反行為の開始時から当該違反行為の終了後一月を経過するまでの間に有価証券

る額（当該虚偽等のある発行者等情報が公表されていない場合にあっては、当該額に第二号に掲げる数を乗じて得た額）に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、発行者の事業年度が一年である場合以外においては、当該額に当該事業年度の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一・二（略）

2（略）

（風説の流布等により有価証券等の価格に影響を与えた者に対する課徴金納付命令）

第七十三条 第五十八条の規定に違反して、風説を流布し、又は偽計を用い、当該風説の流布又は偽計（以下この条において「違反行為」という。）により有価証券等の価格に影響を与えた者（以下この条において「違反者」という。）があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該違反者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（次の各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当するときは、当該二以上の号に定める額の合計額）に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一～三（略）

四 違反者が、自己以外の者の計算において、当該違反行為の開始時から当該違反行為の終了後一月を経過するまでの間に有価証券

の売付け等又は有価証券の買付け等をした場合 次イ又はロに掲げる当該有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等をした者の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 運用対象財産（第二十八条第四項各号に掲げる行為のいずれかを業として行う者が第四十二条第一項に規定する権利者のため運用を行う金銭その他の財産をいう。以下この条から第一百七十五条までにおいて同じ。）の運用として当該有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等を行った者 当該有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等をした日の属する月（当該有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等が二以上の月にわたって行われたものである場合には、これらの月のうち最後の月）における当該運用対象財産のうち内閣府令で定めるものの運用の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三を乗じて得た額

ロ イに掲げる者以外の者 当該有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額

2  
10 (略)

（取引の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもつて有価証券の売買等をした者に対する課徴金納付命令）

第一百七十四条 第一百五十九条第一項の規定に違反する有価証券の売買、市場デリバティブ取引若しくは店頭デリバティブ取引又はこれら

の売付け等又は有価証券の買付け等をした場合 当該有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額

（新設）

（新設）

2  
10 (略)

（取引の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもつて有価証券の売買等をした者に対する課徴金納付命令）

第一百七十四条 第一百五十九条第一項の規定に違反する有価証券の売買、市場デリバティブ取引若しくは店頭デリバティブ取引又はこれら

の取引の申込み若しくは委託等（以下この条において「違反行為」という。）をした者（以下この条において「違反者」という。）があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該違反者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（次の各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当するときは、当該二以上の号に定める額の合計額）に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一～三（略）

四 違反者が、自己以外の者の計算において、当該違反行為の開始時から当該違反行為の終了後一月を経過するまでの間に違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした場合  
次のイ又はロに掲げる当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした者の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 運用対象財産の運用として当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等を行った者 当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした日の属する月（当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等が二以上の月にわたって行われたものである場合には、これらの月のうち最後の月）における当該運用対象財産のうち内閣府令で定めるものの運用の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三を乗じて得た額

ロ イに掲げる者以外の者 当該違反行為又は有価証券の売付け

の取引の申込み若しくは委託等（以下この条において「違反行為」という。）をした者（以下この条において「違反者」という。）があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該違反者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（次の各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当するときは、当該二以上の号に定める額の合計額）に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一～三（略）

四 違反者が、自己以外の者の計算において、当該違反行為の開始時から当該違反行為の終了後一月を経過するまでの間に違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした場合  
当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額

（新設）

（新設）

等若しくは有価証券の買付け等に係る手数料、報酬その他の対  
価の額として内閣府令で定める額

2510 (略)

(取引を誘引する目的をもつて一連の有価証券売買等をした者に対  
する課徴金納付命令)

第七百七十四条の二 第五百九条第二項第一号の規定に違反する一連  
の有価証券売買等（同項に規定する有価証券売買等をいう。）又は  
その申込み若しくは委託等（以下この条において「違反行為」とい  
う。）をした者（以下この条において「違反者」という。）がある  
ときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該違反者に  
対し、次の各号に掲げる額の合計額（第十項及び第十一項において  
「合算対象額」という。）に相当する額の課徴金を国庫に納付する  
ことを命じなければならない。

一 (略)

二 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニま  
でに定める額（次のイからニまでのうち二以上に掲げる場合に該  
当するときは、当該二以上のイからニまでに定める額の合計額）

イ〜ハ (略)

ニ 違反者が、自己以外の者の計算において、当該違反行為の開  
始時から当該違反行為の終了後一月を経過するまでの間に違反  
行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をし  
た場合 次の(1)又は(2)に掲げる当該違反行為又は有価証券の売

2510 (略)

(取引を誘引する目的をもつて一連の有価証券売買等をした者に対  
する課徴金納付命令)

第七百七十四条の二 第五百九条第二項第一号の規定に違反する一連  
の有価証券売買等（同項に規定する有価証券売買等をいう。）又は  
その申込み若しくは委託等（以下この条において「違反行為」とい  
う。）をした者（以下この条において「違反者」という。）がある  
ときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該違反者に  
対し、次の各号に掲げる額の合計額（第十項及び第十一項において  
「合算対象額」という。）に相当する額の課徴金を国庫に納付する  
ことを命じなければならない。

一 (略)

二 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニま  
でに定める額（次のイからニまでのうち二以上に掲げる場合に該  
当するときは、当該二以上のイからニまでに定める額の合計額）

イ〜ハ (略)

ニ 違反者が、自己以外の者の計算において、当該違反行為の開  
始時から当該違反行為の終了後一月を経過するまでの間に違反  
行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をし  
た場合 当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証

付け等若しくは有価証券の買付け等をした者の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める額

(1) 運用対象財産の運用として当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等を行った者 当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした日の属する月(当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等が二以上の月にわたつて行われたものである場合には、これらの月のうち最後の月)における当該運用対象財産のうち内閣府令で定めるものの運用の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三を乗じて得た額

(2) (1)に掲げる者以外の者 当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額

2  
3  
(略)

(安定操作取引等の禁止に違反した者に対する課徴金納付命令)

第七百七十四条の三 第五十九条第三項の規定に違反する一連の有価証券売買等(同条第二項に規定する有価証券売買等をいう。)又はその申込み若しくは委託等(以下この条において「違反行為」という。)をした者(以下この条において「違反者」という。)があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該違反者に対し、次の各号に掲げる額の合計額(第十一項及び第十二項におい

券の買付け等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額

(新設)

(新設)

2  
3  
(略)

(安定操作取引等の禁止に違反した者に対する課徴金納付命令)

第七百七十四条の三 第五十九条第三項の規定に違反する一連の有価証券売買等(同条第二項に規定する有価証券売買等をいう。)又はその申込み若しくは委託等(以下この条において「違反行為」という。)をした者(以下この条において「違反者」という。)があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該違反者に対し、次の各号に掲げる額の合計額(第十一項及び第十二項におい

て「合算対象額」という。)に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 (略)

二 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める額(次のイからニまでのうち二以上に掲げる場合に該当するときは、当該二以上のイからニまでに定める額の合計額)

イ ハ (略)

ニ 違反者が、自己以外の者(特定関係者を除く。)の計算において、当該違反行為の開始時から当該違反行為の終了後一月を経過するまでの間に違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした場合 次の(1)又は(2)に掲げる当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした者の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める額

(1) 運用対象財産の運用として当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等を行った者 当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした日の属する月(当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等が二以上の月にわたって行われたものである場合には、これらの月のうち最後の月)における当該運用対象財産のうち内閣府令で定めるものの運用の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三を乗じて得た額

(2) (1)に掲げる者以外の者 当該違反行為又は有価証券の売付

て「合算対象額」という。)に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 (略)

二 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める額(次のイからニまでのうち二以上に掲げる場合に該当するときは、当該二以上のイからニまでに定める額の合計額)

イ ハ (略)

ニ 違反者が、自己以外の者(特定関係者を除く。)の計算において、当該違反行為の開始時から当該違反行為の終了後一月を経過するまでの間に違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした場合 当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額

(新設)

(新設)

け等若しくは有価証券の買付け等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額

2  
14 (略)

(会社関係者に対する禁止行為等に違反した者に対する課徴金納付命令)

第一百七十五条 第六十六条第一項又は第三項の規定に違反して、同条第一項に規定する売買等をした者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(次の各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当するときは、当該二以上の号に定める額の合計額)に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一・二 (略)

三 第六十六条第一項に規定する売買等をした者が、自己以外の者の計算において、当該売買等をした場合(第九項の役員等が同項の売買等をした場合を除く。) 次のイ又はロに掲げる当該売買等をした者の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 運用対象財産の運用として当該売買等を行った者 当該売買等をした日の属する月(当該売買等が二以上の月にわたつて行われたものである場合には、これらの月のうち最後の月)における当該運用対象財産のうち内閣府令で定めるものの運用の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三を乗じて得

2  
14 (略)

(会社関係者に対する禁止行為等に違反した者に対する課徴金納付命令)

第一百七十五条 第六十六条第一項又は第三項の規定に違反して、同条第一項に規定する売買等をした者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(次の各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当するときは、当該二以上の号に定める額の合計額)に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一・二 (略)

三 第六十六条第一項に規定する売買等をした者が、自己以外の者の計算において、当該売買等をした場合(第九項の役員等が同項の売買等をした場合を除く。) 当該売買等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額

(新設)

た額

ロ イに掲げる者以外の者 当該売買等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額

2 第六十七条第一項又は第三項の規定に違反して、同条第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は同項に規定する株券等に係る売付け等をした者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（次の各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当するときは、当該二以上の号に定める額の合計額）に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一・二 (略)

三 第六十七条第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は同項に規定する株券等に係る売付け等をした者が、自己以外の者の計算において、当該買付け等又は売付け等をした場合 次のイ又はロに掲げる当該買付け等又は売付け等をした者の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 運用対象財産の運用として当該買付け等又は売付け等を行った者 当該買付け等又は売付け等をした日の属する月（当該買付け等又は売付け等が二以上の月にわたって行われたものである場合には、これらの月のうち最後の月）における当該運用対象財産のうち内閣府令で定めるものの運用の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三を乗じて得た額

(新設)

2 第六十七条第一項又は第三項の規定に違反して、同条第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は同項に規定する株券等に係る売付け等をした者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（次の各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当するときは、当該二以上の号に定める額の合計額）に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一・二 (略)

三 第六十七条第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は同項に規定する株券等に係る売付け等をした者が、自己以外の者の計算において、当該買付け等又は売付け等をした場合 当該買付け等又は売付け等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額

(新設)

ロ イに掲げる者以外の者 当該買付け等又は売付け等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額

3～8 (略)

9 第一項(第三号を除く。)の規定は、第六十六条第一項又は第三項の規定に違反して、上場会社等(第六十三条第一項に規定する上場会社等をいい、第六十六条第一項第一号に規定する親会社、子会社、資産運用会社及び特定関係法人を含む。次条第十三項において同じ。)の計算において第六十六条第一項に規定する売買等をした当該上場会社等の同号に規定する役員等がある場合について準用する。この場合において、第一項中「その者」とあるのは「当該上場会社等」と、同項第一号及び第二号中「自己の計算において」とあるのは「上場会社等の計算において」と読み替えるものとする。

10～12 (略)

(未公表の重要事実の伝達等の禁止に違反した者に対する課徴金納付命令)

第一百七十五条の二 第六十七条の二第一項の規定に違反して、同項の伝達をし、又は同項の売買等を行うことを勧める行為(以下この項において「違反行為」という。)をした者(以下この項において「違反者」という。)があるときは、当該違反行為により当該伝達を受けた者又は当該売買等を行うことを勧められた者(以下この項及び第三項において「情報受領者等」という。)が当該違反行為に

(新設)

3～8 (略)

9 第一項(第三号を除く。)の規定は、第六十六条第一項又は第三項の規定に違反して、上場会社等(第六十三条第一項に規定する上場会社等又は第六十六条第一項第一号に規定する親会社若しくは子会社をいう。)の計算において同条第一項に規定する売買等をした当該上場会社等の同号に規定する役員等がある場合について準用する。この場合において、第一項中「その者」とあるのは「当該上場会社等」と、同項第一号及び第二号中「自己の計算において」とあるのは「上場会社等の計算において」と読み替えるものとする。

10～12 (略)

(新設)

係る第六十六條第一項に規定する業務等に関する重要事実について同項の公表がされたこととなる前に当該違反行為に係る特定有価証券等に係る売買等をした場合（同条第六項各号に掲げる場合に該当するときは除く。）に限り、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該違反者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 特定有価証券等に係る第二条第八項第二号又は第三号に掲げる行為、同項第四号に掲げる行為（店頭デリバティブ取引を除く。）

（）、同項第十号に掲げる行為（有価証券の売買を除く。）その他これらに類するものとして政令で定める行為に係る業務（これらに付随する業務として内閣府令で定めるものを含む。以下この項及び次項において「仲介関連業務」という。）に関し違反行為をした場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該情報受領者等から当該違反者に対し支払われる当該違反行為をした日の属する月（当該月が二以上ある場合には、これらの月のうち最後の月）における仲介関連業務の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三を乗じて得た額

二 当該特定有価証券等に係る第二条第八項第九号に掲げる行為に係る業務（以下この号、次項第二号並びに第八十五條の七第十二項及び第十三項において「募集等業務」という。）に関し違反行為をした場合 次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ 当該情報受領者等から当該違反者に対し支払われる当該違反

行為をした日の属する月（当該月が二以上ある場合には、これらの月のうち最後の月）における仲介関連業務の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三を乗じて得た額

ロ 当該募集等業務及び当該募集等業務に併せて行われる第二条第八項第六号に掲げる行為に係る業務の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に二分の一を乗じて得た額

三 前二号に掲げる場合以外の場合 当該違反行為により当該情報受領者等が行った当該売買等によつて得た利得相当額に二分の一を乗じて得た額

2 第六十七條の二第二項の規定に違反して、同項の伝達をし、又は同項の買付け等若しくは売付け等を行うことを勧める行為（以下この項において「違反行為」という。）をした者（以下この項において「違反者」という。）があるときは、当該違反行為により当該伝達を受けた者又は当該買付け等若しくは売付け等を行うことを勧められた者（以下この項及び第四項において「情報受領者等」という。）が当該違反行為に係る公開買付け等事実について第六十七條第一項の公表がされたこととなる前に当該違反行為に係る株券等に係る買付け等又は売付け等をした場合（同条第五項各号に掲げる場合に該当するときを除く。）に限り、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該違反者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 株券等に係る仲介関連業務に関し違反行為をした場合（次号に

掲げる場合を除く。) 当該情報受領者等から当該違反者に対し支払われる当該違反行為をした日の属する月(当該月が二以上ある場合には、これらの月のうち最後の月)における仲介関連業務の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三を乗じて得た額

二 当該株券等に係る募集等業務に関し違反行為をした場合 次  
イ及びロに掲げる額の合計額

イ 当該情報受領者等から当該違反者に対し支払われる当該違反行為をした日の属する月(当該月が二以上ある場合には、これらの月のうち最後の月)における仲介関連業務の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三を乗じて得た額

ロ 当該募集等業務及び当該募集等業務に併せて行われる第二条第八項第六号に掲げる行為に係る業務の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に二分の一を乗じて得た額

三 前二号に掲げる場合以外の場合 当該違反行為により当該情報受領者等が行った当該買付け等又は売付け等によつて得た利得相当額に二分の一を乗じて得た額

3 第一項第三号の「利得相当額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める額の合計額)をいう。

一 情報受領者等が特定有価証券等の売付け等をした場合 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ 当該特定有価証券等の売付け等について当該特定有価証券等

の売付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

ロ 当該特定有価証券等の売付け等について第一項の公表がされた後二週間における最も低い価格に当該特定有価証券等の売付け等の数量を乗じて得た額

二 情報受領者等が特定有価証券等の買付け等をした場合 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ 当該特定有価証券等の買付け等について第一項の公表がされた後二週間における最も高い価格に当該特定有価証券等の買付け等の数量を乗じて得た額

ロ 当該特定有価証券等の買付け等について当該特定有価証券等の買付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

4 第二項第三号の「利得相当額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める額の合計額）をいう。

一 情報受領者等が株券等の売付け等をした場合 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ 当該株券等の売付け等について当該株券等の売付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

ロ 当該株券等の売付け等について第二項の公表がされた後二週間における最も低い価格に当該株券等の売付け等の数量を乗じて得た額

二 情報受領者等が株券等の買付け等をした場合 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

- イ 当該株券等の買付け等について第二項の公表がされた後二週間に於ける最も高い価格に当該株券等の買付け等の数量を乗じて得た額
- ロ 当該株券等の買付け等について当該株券等の買付け等をした価格にその数量を乗じて得た額
- 5 第三項第一号の「特定有価証券等の売付け等」とは、特定有価証券等の売付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。
- 6 第三項第一号口の「第一項の公表がされた後二週間における最も低い価格」とは、第一項の公表がされた時から二週間を経過するまでの間の各日における第六十七条の十九又は第三百三十条に規定する最低の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるものをいい、当該公表がされた日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も低い価格をいう。
- 7 第三項第二号の「特定有価証券等の買付け等」とは、特定有価証券等の買付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。
- 8 第三項第二号イの「第一項の公表がされた後二週間における最も高い価格」とは、第一項の公表がされた時から二週間を経過するま

での間の各日における第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最高の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるものをいい、当該公表がされた日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も高い価格をいう。

9| 第四項第一号の「株券等の売付け等」とは、株券等の売付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

10| 第四項第一号口の「第二項の公表がされた後二週間における最も低い価格」とは、第二項の公表がされた時から二週間を経過するまでの間の各日における第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最低の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるものをいい、当該公表がされた日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も低い価格をいう。

11| 第四項第二号の「株券等の買付け等」とは、株券等の買付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

12| 第四項第二号イの「第二項の公表がされた後二週間における最も高い価格」とは、第二項の公表がされた時から二週間を経過するまでの間の各日における第六十七条の十九又は第百三十条に規定する

最高の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるものをいい、当該公表がされた日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も高い価格をいう。

13 第一項の規定は、上場会社等の業務として特定伝達等行為（第六十七條の二第一項に規定する目的をもつて同項の伝達をし、又は同項の売買等を行うことを勧める行為をいう。）をした当該上場会社等の第六十六條第一項第一号に規定する役員等がある場合について準用する。この場合において、第一項中「当該違反者」とあるのは、「当該上場会社等」と読み替えるものとする。

14 第二項の規定は、公開買付者等（第六十七條第一項に規定する公開買付者等をいい、同項第一号に規定する親会社を含む。）の業務として特定伝達等行為（第六十七條の二第二項に規定する目的をもつて同項の伝達をし、又は同項の買付け等若しくは売付け等を行うことを勧める行為をいう。）をした当該公開買付者等の第六十六條第一項第一号に規定する役員等がある場合について準用する。この場合において、第二項中「当該違反者」とあるのは、「当該公開買付者等」と読み替えるものとする。

15 第三項から第十二項までに規定するもののほか、第三項に規定する特定有価証券等の売付け等又は特定有価証券等の買付け等及び第四項に規定する株券等の売付け等又は株券等の買付け等が第二條第二十一項第二号に掲げる取引である場合の価格及び数量その他第一項（第十三項において準用する場合を含む。）及び第二項（前項において準用する場合を含む。）の課徴金の計算に関し必要な事項は

、政令で定める。

(課徴金の額の端数計算等)

第七百七十六条 (略)

2・3 (略)

4 第七百七十二条各項に規定する者、第七百七十二条の二第一項、第四項若しくは第六項に規定する発行者、第七百七十二条の三各項に規定する発行者、第七百七十二条の四第一項から第三項までに規定する発行者、第七百七十二条の五に規定する者、第七百七十二条の六各項に規定する者、第七百七十二条の七に規定する者、第七百七十二条の八に規定する者、第七百七十二条の九に規定する者、第七百七十二条の十第一項に規定する発行者、第七百七十二条の十一第一項に規定する発行者、第七百七十二条の十二第一項に規定する特定関与者、第七百七十三条第一項に規定する違反者、第七百七十四条第一項に規定する違反者、第七百七十四条の二第一項に規定する違反者、第七百七十四条の三第一項に規定する違反者、第七百七十五条第一項に規定する者、同条第二項に規定する者、同条第九項に規定する上場会社等、前条第一項に規定する違反者、同条第二項に規定する違反者、同条第十三項に規定する上場会社等又は同条第十四項に規定する公開買付者等が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときは、これらの者がした行為は、合併後存続し、又は合併により設立された法人がした行為とみなして、第七百七十二条から前条まで及び前三項の規定を適用する。

(課徴金の額の端数計算等)

第七百七十六条 (略)

2・3 (略)

4 第七百七十二条各項に規定する者、第七百七十二条の二第一項、第四項若しくは第六項に規定する発行者、第七百七十二条の三各項に規定する発行者、第七百七十二条の四第一項から第三項までに規定する発行者、第七百七十二条の五に規定する者、第七百七十二条の六各項に規定する者、第七百七十二条の七に規定する者、第七百七十二条の八に規定する者、第七百七十二条の九に規定する者、第七百七十二条の十第一項に規定する発行者、第七百七十二条の十一第一項に規定する発行者、第七百七十二条の十二第一項に規定する特定関与者、第七百七十三条第一項に規定する違反者、第七百七十四条第一項に規定する違反者、第七百七十四条の二第一項に規定する違反者、第七百七十四条の三第一項に規定する違反者、前条第一項に規定する者、同条第二項に規定する者又は同条第九項に規定する上場会社等が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときは、これらの者がした行為は、合併後存続し、又は合併により設立された法人がした行為とみなして、第七百七十二条から前条まで及び前三項の規定を適用する。

(課徴金に関する調査のための処分)

第七十七條 内閣総理大臣は、第七十二條の十二第一項、第七十三條第一項、第七十四條第一項、第七十四條の二第一項、第七十四條の三第一項、第七十五條第一項(同条第九項において準用する場合を含む。)若しくは第二項又は第七十五條の二第一項(同条第十三項において準用する場合を含む。)若しくは第二項(同条第十四項において準用する場合を含む。)の規定による課徴金に係る事件について必要な調査をするため、当該職員に、次に掲げる処分をさせることができる。

一 (略)

二 事件関係人に対し帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。

三 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定による調査について、公務所又は私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(審判手続開始の決定)

第七十八條 内閣総理大臣は、次に掲げる事実のいずれかがあると認めるときは、当該事実に係る事件について審判手続開始の決定をしなければならない。

一 十六 (略)

十七 第七十五條の二第一項(同条第十三項において準用する場合

(課徴金に関する調査のための処分)

第七十七條 内閣総理大臣は、第七十二條の十二第一項、第七十三條第一項、第七十四條第一項、第七十四條の二第一項、第七十四條の三第一項又は第七十五條第一項(同条第九項において準用する場合を含む。)若しくは第二項の規定による課徴金に係る事件について必要な調査をするため、当該職員に、次に掲げる処分をさせることができる。

一 (略)

(新設)

二 (略)

(新設)

(審判手続開始の決定)

第七十八條 内閣総理大臣は、次に掲げる事実のいずれかがあると認めるときは、当該事実に係る事件について審判手続開始の決定をしなければならない。

一 十六 (略)

(新設)

合を含む。)又は第二項(同条第十四項において準用する場合を含む。)に該当する事実

2  
28 (略)

29 第七十五条の二第一項若しくは第二項に規定する違反行為又は同条第十三項若しくは第十四項に規定する特定伝達等行為が行われた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該違反行為又は特定伝達等行為に係る第一項第十七号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

(審判手続)

第八十条 審判手続(審判手続開始の決定及び第八十五条の七第十九項に規定する決定を除く。)は、三人の審判官をもつて構成する合議体が行う。ただし、簡易な事件については、一人の審判官が行う。

2  
4 (略)

(課徴金の納付命令の決定等)

第八十五条の七 内閣総理大臣は、審判手続を経た後、第七十八条第一項各号に掲げる事実のいずれかがあると認めるときは、この条に別段の定めがある場合を除き、被審人に対し、第七十二条第一項、第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)若しくは第三項、第七十二条の二第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第二項(同条第五項において準用する場合を含む

2  
28 (略)

(新設)

(審判手続)

第八十条 審判手続(審判手続開始の決定及び第八十五条の七第十九項に規定する決定を除く。)は、三人の審判官をもつて構成する合議体が行う。ただし、簡易な事件については、一人の審判官が行う。

2  
4 (略)

(課徴金の納付命令の決定等)

第八十五条の七 内閣総理大臣は、審判手続を経た後、第七十八条第一項各号に掲げる事実のいずれかがあると認めるときは、この条に別段の定めがある場合を除き、被審人に対し、第七十二条第一項、第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)若しくは第三項、第七十二条の二第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第二項(同条第五項において準用する場合を含む



項の決定をしなければならない場合において、既に第一項、前項、この項又は第十五項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）の規定によりなされた一以上の決定（以下この項において「既決定」という。）に係る継続開示書類と同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類について一以上の決定（以下この項において「新決定」という。）をしなければならないときは、当該新決定について、第七十二条の三第一項若しくは第二項又は前項の規定による額に代えて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えないときは、同条第一項若しくは第二項又は前項の規定による課徴金の納付を命ずることができない。

一 (略)

二 当該既決定に係る第七十二条の三第一項若しくは第二項又は前項、この項若しくは第十五項の規定による課徴金の額を合計した額

6 内閣総理大臣は、同一の記載対象事業年度に係る二以上の継続開示書類等（有価証券報告書等又は四半期・半期・臨時報告書等をいい、これらの書類に係る虚偽の記載を訂正し、又は記載すべき重要な事項の不備を補正する第二十四条の二第一項、第二十四条の四の七第四項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を第二十七条に

項の決定をしなければならない場合において、既に第一項、前項、この項又は第十三項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）の規定によりなされた一以上の決定（以下この項において「既決定」という。）に係る継続開示書類と同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類について一以上の決定（以下この項において「新決定」という。）をしなければならないときは、当該新決定について、第七十二条の三第一項若しくは第二項又は前項の規定による額に代えて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えないときは、同条第一項若しくは第二項又は前項の規定による課徴金の納付を命ずることができない。

一 (略)

二 当該既決定に係る第七十二条の三第一項若しくは第二項又は前項、この項若しくは第十三項の規定による課徴金の額を合計した額

6 内閣総理大臣は、同一の記載対象事業年度に係る二以上の継続開示書類等（有価証券報告書等又は四半期・半期・臨時報告書等をいい、これらの書類に係る虚偽の記載を訂正し、又は記載すべき重要な事項の不備を補正する第二十四条の二第一項、第二十四条の四の七第四項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を第二十七条に

において準用する場合を含む。)において準用する第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正報告書を除く。次項において同じ。)について第一項の決定(第一百七十八条第一項第四号に係るものに限る。)をしなければならない場合において、それぞれの決定に係る事実について第一百七十二条の四第一項又は第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により算出した額(以下この項、次項及び第十六項(同号に掲げる事実があると認める場合に限る。)において「個別決定ごとの算出額」という。)を合計した額が次の各号に掲げる額のいずれか高い額を超えるときは、第一百七十二条の四第一項又は第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による額に代えて、当該高い額を内閣府令で定めるところにより当該個別決定ごとの算出額に<sup>あ</sup>応じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

一・二 (略)

7 内閣総理大臣は、第一項(第一百七十八条第一項第四号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。)又は前項の決定をしなければならない場合において、既に第一項、前項、この項、第十四項(同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。)、第十五項(同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。)又は第十六項(同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。)の規定によりなされた一以上の決定(以下この項において

において準用する場合を含む。)において準用する第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正報告書を除く。次項において同じ。)について第一項の決定(第一百七十八条第一項第四号に係るものに限る。)をしなければならない場合において、それぞれの決定に係る事実について第一百七十二条の四第一項又は第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により算出した額(以下この項、次項及び第十四項(同号に掲げる事実があると認める場合に限る。)において「個別決定ごとの算出額」という。)を合計した額が次の各号に掲げる額のいずれか高い額を超えるときは、第一百七十二条の四第一項又は第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による額に代えて、当該高い額を内閣府令で定めるところにより当該個別決定ごとの算出額に<sup>あ</sup>応じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

一・二 (略)

7 内閣総理大臣は、第一項(第一百七十八条第一項第四号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。)又は前項の決定をしなければならない場合において、既に第一項、前項、この項、第十二項(同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。)、第十三項(同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。)又は第十四項(同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。)の規定によりなされた一以上の決定(以下この項において



て第一項又は前項の規定により新たな決定をすることができない。

10 内閣総理大臣は、同一の記載対象事業年度に係る二以上の発行者等情報（発行者等情報に係る虚偽の情報を訂正し、又は提供し、若しくは公表すべき重要な事項に関する情報の不備を補正する訂正発行者情報を除く。次項において同じ。）について第一項の決定（第一百七十八条第一項第十一号に係るものに限る。）をしなければならぬときは、第一百七十二条の十一第一項の規定による額に代えて、それぞれの決定に係る事実について同項の規定により算出した額（以下この項、次項及び第十六項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。）において「個別決定ごとの算出額」という。）のうち最も高い額を内閣府令で定めるところにより当該個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

11 内閣総理大臣は、第一項（第一百七十八条第一項第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）又は前項の決定をしなければならない場合において、既に第一項、前項、この項、第十四項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）、第十五項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）又は第十六項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）の規定によりなされた一以上の決定（以下この項において「既決定」という。）に係る発行者等情報と同一の記載対象事業年度に係る発行者等情報について一以上の決定（以下この項において

て第一項又は前項の規定により新たな決定をすることができない。

10 内閣総理大臣は、同一の記載対象事業年度に係る二以上の発行者等情報（発行者等情報に係る虚偽の情報を訂正し、又は提供し、若しくは公表すべき重要な事項に関する情報の不備を補正する訂正発行者情報を除く。次項において同じ。）について第一項の決定（第一百七十八条第一項第十一号に係るものに限る。）をしなければならぬときは、第一百七十二条の十一第一項の規定による額に代えて、それぞれの決定に係る事実について同項の規定により算出した額（以下この項、次項及び第十四項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。）において「個別決定ごとの算出額」という。）のうち最も高い額を内閣府令で定めるところにより当該個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

11 内閣総理大臣は、第一項（第一百七十八条第一項第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）又は前項の決定をしなければならない場合において、既に第一項、前項、この項、次項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）、第十三項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）又は第十四項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）の規定によりなされた一以上の決定（以下この項において「既決定」という。）に係る発行者等情報と同一の記載対象事業年度に係る発行者等情報について一以上の決定（以下この項において「

て「新決定」という。）をしなければならないときは、当該新決定について、第七十二条の十一第一項又は前項の規定による額に代えて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えないときは、同条第一項又は前項の規定による課徴金の納付を命ずることができない。

一 (略)

二 当該決定に係る第七十二条の十一第一項又は前項、この項若しくは第十四項から第十六項までの規定による課徴金の額を合計した額

12]

内閣総理大臣は、同一の募集等業務に関し行われた二以上の違反行為（第七十五条の二第一項又は第二項に規定する違反行為をい、同条第十三項及び第十四項に規定する特定伝達等行為を含む。以下この項及び次項において同じ。）について第一項の決定（第七十八条第一項第十七号に係るものに限る。）をしなければならないときは、第七十五条の二第二項（同条第十三項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）又は第二項（同条第十四項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定による額に代えて、それぞれの違反行為について、同条第一項第二号イ又は第二項第二号イに掲げる額に、同条

新決定」という。）をしなければならないときは、当該新決定について、第七十二条の十一第一項又は前項の規定による額に代えて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えないときは、同条第一項又は前項の規定による課徴金の納付を命ずることができない。

一 (略)

二 当該決定に係る第七十二条の十一第一項又は前項、この項若しくは次項から第十四項までの規定による課徴金の額を合計した額

(新設)

第一項第二号口又は第二項第二号口に掲げる額を当該決定の件数で除して得た額を加えた額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

13 内閣総理大臣は、第一項（第七十八条第一項第十七号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）又は前項の決定をしなければならない場合において、既に第一項、前項、この項又は第十五項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。）の規定によりなされた一以上の決定に係る募集等業務と同一の募集等業務に関し行われた違反行為について一以上の決定（以下この項において「新決定」という。）をしなければならないときは、当該新決定について、第七十五条の二第二項若しくは第二項又は前項の規定による額に代えて、それぞれの違反行為に係る同条第一項第二号イ又は第二項第二号イに掲げる額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

14 内閣総理大臣は、第一項（第七十八条第一項第二号に掲げる事実のうち第七十二条の二第一項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に該当する事実、第七十八条第一項第四号に掲げる事実のうち第七十二条の四第一項若しくは第二項に該当する事実、第七十八条第一項第七号に掲げる事実、同項第十号に掲げる事実のうち第七十二条の十第一項に該当する事実、第七十八条第一項第十一号に掲げる事実、同項第十一号の二に掲げる事実又は同項第十六号に掲げる事実のうち第七十五条第一項（同条第九項において準用する場合を含む。）に該当す

（新設）

12 内閣総理大臣は、第一項（第七十八条第一項第二号に掲げる事実のうち第七十二条の二第一項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に該当する事実、第七十八条第一項第四号に掲げる事実のうち第七十二条の四第一項若しくは第二項に該当する事実、第七十八条第一項第七号に掲げる事実、同項第十号に掲げる事実のうち第七十二条の十第一項に該当する事実、第七十八条第一項第十一号に掲げる事実、同項第十一号の二に掲げる事実又は同項第十六号に掲げる事実のうち第七十五条第一項（同条第九項において準用する場合を含む。）に該当す

る事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）、第六項、第七項、第十項又は第十一項の決定をしなければならない場合（同号に掲げる事実のうち同条第一項（同条第九項において準用する場合を含む。）に該当する事実があると認める場合にあつては、当該事実に係る第百六十六条第一項に規定する売買等が、第百七十五条第九項に規定する上場会社等による会社法第百五十六条第一項（同法第百六十三条及び第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による自己の株式の取得である場合その他これに準ずる場合として内閣府令で定める場合に限る。）において、次の表の第一欄に掲げる者が、同表の第二欄に掲げる規定に該当する事実について同表の第三欄に掲げる処分が行われる前に、当該事実を内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に報告しているときは、同表の第四欄に掲げる額に代えて、当該額に百分の五十を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
第七十七 二条の二 第一項に 規定する 発行者	第七十七 十二条	第二十六条第一項 （第二十七条にお いて準用する場合 を含む。）の規定 による報告若しく は資料の提出の命	第七十二条の二第二 項の規定による額（二 以上の発行開示書類（ 同条第三項に規定する 発行開示書類をいう。 以下この項において同

る事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）、第六項、第七項又は前二項の決定をしなければならない場合（同号に掲げる事実のうち同条第一項（同条第九項において準用する場合を含む。）に該当する事実があると認める場合にあつては、当該事実に係る第百六十六条第一項に規定する売買等が、第百七十五条第九項に規定する上場会社等による会社法第百五十六条第一項（同法第百六十三条及び第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による自己の株式の取得である場合その他これに準ずる場合として内閣府令で定める場合に限る。）において、次の表の第一欄に掲げる者が、同表の第二欄に掲げる規定に該当する事実について同表の第三欄に掲げる処分が行われる前に、当該事実を内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に報告しているときは、同表の第四欄に掲げる額に代えて、当該額に百分の五十を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
第七十七 二条の二 第一項に 規定する 発行者	第七十七 十二条	第二十六条（第二 十七条において準 用する場合を含む 。）の規定による 報告若しくは資料 の提出の命令若し	第七十二条の二第二 項の規定による額（二 以上の発行開示書類（ 同条第三項に規定する 発行開示書類をいう。 以下この項において同

<p>第七十二條の四第一項又は第二項に規定する発行者</p>	<p>第七十二條の四第一項又は第二項</p>	<p>第二十六條第一項(第二十七條において準用する場合を含む。)の規定による報告若しくは資料の提出の命令若しくは帳簿書類その他の物件の検査又は第七十二條第一項各号に掲げる処分のいずれか</p>	<p>第七十二條の四第一項若しくは第二項又は本條第六項若しくは第七項の規定による額(二以上の有価証券報告書等又は四半期・半期・臨時報告書等の提出について第一項、第六項又は第七項の決定をしなければならぬ場合には、当該有価証券報告書等又は四半期・</p>	<p>令若しくは帳簿書類その他の物件の検査又は第七十二條第一項各号に掲げる処分のいずれか</p> <p>じ。)の提出又は目論見書に係る売出しについて第一項の決定をしなければならぬ場合には、当該発行開示書類の提出又は目論見書に係る売出しのうち当該提出又は当該売出しの開始が最も遅いものに係る額に限る。)</p>
<p>第七十二條の四第一項又は第二項に規定する発行者</p>	<p>第七十二條の四第一項又は第二項</p>	<p>第二十六條(第二十七條において準用する場合を含む。)の規定による報告若しくは資料の提出の命令若しくは帳簿書類その他の物件の検査又は第七十二條各号に掲げる処分のいずれか</p>	<p>第七十二條の四第一項若しくは第二項又は本條第六項若しくは第七項の規定による額(二以上の有価証券報告書等又は四半期・半期・臨時報告書等の提出について第一項、第六項又は第七項の決定をしなければならぬ場合には、当該有価証券報告書等又は四半期・</p>	<p>くは帳簿書類その他の物件の検査又は第七十二條各号に掲げる処分のいずれか</p> <p>じ。)の提出又は目論見書に係る売出しについて第一項の決定をしなければならぬ場合には、当該発行開示書類の提出又は目論見書に係る売出しのうち当該提出又は当該売出しの開始が最も遅いものに係る額に限る。)</p>

(略)	第七十二條の十一第一項	第七十二條の十一第一項	第七十二條の十一第一項	第七十二條の十一第一項
(略)	第七十二條の十一第一項	第七十二條の十一第一項	第七十二條の十一第一項	第七十二條の十一第一項
(略)	第七十二條の十一第一項	第七十二條の十一第一項	第七十二條の十一第一項	第七十二條の十一第一項
提出のうち最も遅いものに係る額に限る。	第七十二條の十一第一項	第七十二條の十一第一項	第七十二條の十一第一項	第七十二條の十一第一項

(略)	第七十二條の十一第一項	第七十二條の十一第一項	第七十二條の十一第一項	第七十二條の十一第一項
(略)	第七十二條の十一第一項	第七十二條の十一第一項	第七十二條の十一第一項	第七十二條の十一第一項
(略)	第七十二條の十一第一項	第七十二條の十一第一項	第七十二條の十一第一項	第七十二條の十一第一項
提出のうち最も遅いものに係る額に限る。	第七十二條の十一第一項	第七十二條の十一第一項	第七十二條の十一第一項	第七十二條の十一第一項

第七十七 二条の十 二第一項 に規定す る特定関 与者	第七十七 二条の十 二第一項 の十二 第一項 （同項 第二号 に掲げ る者が 同号に 定める 書類を 提出し た場合 を除く 。）	第二十六 条第一項 （第二十七 条にお いて準用 する場合 を含む。） の規定 による報 告若しく は資料の 提出の命 令若しく は帳簿書 類その他の 物件の検 査又は第 七十七 条第一項 各号に 掲げる処 分のい ずれか	第七十二 条の十二 第一項 の規定に よる額 （第二十七 条にお いて準用 する場合 を含む。） の規定に よる額（二 以上の第 百六十六 条第一項 の規定す る売買等 に
--	--	---	---

第七十七 二条の十 二第一項 に規定す る特定関 与者	第七十七 二条の十 二第一項 の十二 第一項 （同項 第二号 に掲げ る者が 同号に 定める 書類を 提出し た場合 を除く 。）	第二十六 条（第二 十七 条にお いて準 用する 場合を 含む） の規定 による 報告若 しくは 資料の 提出の 命令若 しくは 帳簿書 類その 他の物 件の検 査又は 第七十七 条各号 に掲げ る処分 のい ずれか	第七十二 条の十二 第一項 の規定に よる額 （第二十七 条にお いて準用 する場合 を含む。） の規定に よる額（二 以上の第 百六十六 条第一項 の規定す る売買等 に
--	--	--	---

定する上 場会社等	て準用 する場 合を含 む。		ついで第一項の決定を しなければならぬ場 合には、当該売買等の うち最も遅いものに係 る額に限る。）
15]	内閣総理大臣は、第一項、第二項、第四項から第八項まで又は第十項から前項までの規定により決定をしなければならない場合において、当該決定を受けるべき次の表の上欄に掲げる者が、同表の中欄に掲げる日から遡り五年以内に、第八十五條の十五第一項に規定する課徴金納付命令（当該課徴金納付命令に係る第八十五條の十八第一項の訴えの提起があつたときは、当該訴えに係る裁判が確定している場合に限る。）又は第十八項に規定する決定（第三項、第五項ただし書、第七項ただし書、第九項、第十一項ただし書、次項ただし書又は第十七項ただし書に該当する旨の決定に限る。）を受けたことがあるときは、同表の下欄に掲げる規定による額に代えて、当該額の一・五倍に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。		
(略)	(略)	(略)	
第七十五條 の二第一項に 規定する違反 者、同條第二	第七十五條の二第一項若しくは第二項に規定する違反行為又は同條第十三項若しくは第十四項に規定する特定伝達	第七十五條の二第一項（同條第十三項において準用する場合	

定する上 場会社等	て準用 する場 合を含 む。		ついで第一項の決定を しなければならぬ場 合には、当該売買等の うち最も遅いものに係 る額に限る。）
13]	内閣総理大臣は、第一項、第二項、第四項から第八項まで又は前三項の規定により決定をしなければならない場合において、当該決定を受けるべき次の表の上欄に掲げる者が、同表の中欄に掲げる日から遡り五年以内に、第八十五條の十五第一項に規定する課徴金納付命令（当該課徴金納付命令に係る第八十五條の十八第一項の訴えの提起があつたときは、当該訴えに係る裁判が確定している場合に限る。）又は第十六項に規定する決定（第三項、第五項ただし書、第七項ただし書、第九項、第十一項ただし書、次項ただし書又は第十五項ただし書に該当する旨の決定に限る。）を受けたことがあるときは、同表の下欄に掲げる規定による額に代えて、当該額の一・五倍に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。		
(新設)	(略)	(略)	
(新設)	(略)	(新設)	

項に規定する 違反者、同条 第十三項に規 定する上場会 社等又は同条 第十四項に規 定する公開買 付者等		等行為が行われた日 を含む。)若し くは第二項(同 条第十四項にお いて準用する場 合を含む。)又 は本条第十二項 若しくは第十三 項
<p>16) 内閣総理大臣は、第一項(第七十八条第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。)、第六項、第七項、第十項、第十一項又は前二項(同条第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。)</p> <p>の規定により一以上の決定をしなければならないときであつて、同一事件について、被審人に対し、罰金の確定裁判があるときは、第七七十二条の四第一項若しくは第二項(同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第七七十二条の十一第一項の規定又は第六項、第七項、第十項、第十一項若しくは前二項の規定による額に代えて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を内閣府令で定めるところにより当該一以上の決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えないときは、第七七十二条の四第一項若しくは第二項、第百</p>		

<p>14) 内閣総理大臣は、第一項(第七十八条第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。)、第六項、第七項、第十項、第十一項又は前二項(同条第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。)</p> <p>の規定により一以上の決定をしなければならないときであつて、同一事件について、被審人に対し、罰金の確定裁判があるときは、第七七十二条の四第一項若しくは第二項(同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第七七十二条の十一第一項の規定又は第六項、第七項若しくは第十項から前項までの規定による額に代えて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を内閣府令で定めるところにより当該一以上の決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えないときは、第七七十二条の四第一項若しくは第二項、第七十二</p>		

七十二条の十一第一項の規定又は第六項、第七項、第十項、第十一項若しくは前二項の規定による課徴金の納付を命ずることができない。

一 当該一以上の決定に係る事実について第七十二条の四第一項若しくは第二項、第七十二条の十一第一項の規定又は第六項、第七項、第十項、第十一項若しくは前二項の規定により算出した額を合計した額

二 (略)

17] 内閣総理大臣は、第一項（第七十八条第一項第十二号から第十六号までに掲げる事実のいずれかがあると認める場合に限る。）

第十四項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）又は第十五項（同条第一項第十二号から第十六号までに掲げる事実のいずれかがあると認める場合に限る。以下この項において同じ。）の場合において、同一事件について、被審人に対し、第九十八条の二第一項各号に掲げる財産の没収又は同項各号に掲げる財産の価額の追徴の確定裁判があるときは、第七十三条第一項、第七十四条第一項、第七十四条の二第一項、第七十四條の三第一項若しくは第七十五条第一項（同条第九項において準用する場合を含む。）若しくは第二項の規定又は第十四項若しくは第十五項の規定による額に代えて、当該額から当該裁判において没収を命じられた第九十八条の二第一項各号に掲げる財産に相当する額又は当該裁判において追徴を命じられた同項各号に掲げる財産の価額に相当する額（当該裁判において同項各号に掲げる財

条の十一第一項の規定又は第六項、第七項若しくは第十項から前項までの規定による課徴金の納付を命ずることができない。

一 当該一以上の決定に係る事実について第七十二条の四第一項若しくは第二項、第七十二条の十一第一項の規定又は第六項、第七項若しくは第十項から前項までの規定により算出した額を合計した額

二 (略)

15] 内閣総理大臣は、第一項（第七十八条第一項第十二号から第十六号までに掲げる事実のいずれかがあると認める場合に限る。）

第十二項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）又は第十三項（同条第一項第十二号から第十六号までに掲げる事実のいずれかがあると認める場合に限る。以下この項において同じ。）の場合において、同一事件について、被審人に対し、第九十八条の二第一項各号に掲げる財産の没収又は同項各号に掲げる財産の価額の追徴の確定裁判があるときは、第七十三条第一項、第七十四条第一項、第七十四条の二第一項、第七十四條の三第一項若しくは第七十五条第一項（同条第九項において準用する場合を含む。）若しくは第二項の規定又は第十二項若しくは第十三項の規定による額に代えて、当該額から当該裁判において没収を命じられた第九十八条の二第一項各号に掲げる財産に相当する額又は当該裁判において追徴を命じられた同項各号に掲げる財産の価額に相当する額（当該裁判において同項各号に掲げる財

産の没収及び同項各号に掲げる財産の価額の追徴が命じられたときは、当該裁判において没収を命じられた同項各号に掲げる財産に相当する額及び当該裁判において追徴を命じられた同項各号に掲げる財産の価額に相当する額の合計額。以下この項において「没収等相当額」という。）を控除した額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならぬ。ただし、第七十三條第一項、第七十四條第一項、第七十四條の二第一項、第七十四條の三第一項若しくは第七十五條第一項（同條第九項において準用する場合を含む。）若しくは第二項の規定又は第十四項若しくは第十五項の規定による額が、没収等相当額を超えないときは、これらの規定による課徴金の納付を命ずることができない。

18| 内閣総理大臣は、審判手続を経た後、第七十八條第一項各号に掲げる事実がないと認めるとき又は第三項、第五項ただし書、第七項ただし書、第九項、第十一項ただし書、第十六項ただし書若しくは前項ただし書に該当するときは、その旨を明らかにする決定をしなければならぬ。

19| (略)

20| 前項に規定する決定に係る決定書には、内閣総理大臣が認定した事実及びこれに対する法令の適用（第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項から第十七項までの決定にあつては、課徴金の計算の基礎及び納付期限を含む。）を記載しなければならぬ。

21| 前項の納付期限は、同項に規定する決定書（第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項から第十七項までの決定に係るもの

産の没収及び同項各号に掲げる財産の価額の追徴が命じられたときは、当該裁判において没収を命じられた同項各号に掲げる財産に相当する額及び当該裁判において追徴を命じられた同項各号に掲げる財産の価額に相当する額の合計額。以下この項において「没収等相当額」という。）を控除した額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならぬ。ただし、第七十三條第一項、第七十四條第一項、第七十四條の二第一項、第七十四條の三第一項若しくは第七十五條第一項（同條第九項において準用する場合を含む。）若しくは第二項の規定又は第十二項若しくは第十三項の規定による額が、没収等相当額を超えないときは、これらの規定による課徴金の納付を命ずることができない。

16| 内閣総理大臣は、審判手続を経た後、第七十八條第一項各号に掲げる事実がないと認めるとき又は第三項、第五項ただし書、第七項ただし書、第九項、第十一項ただし書、第十四項ただし書若しくは前項ただし書に該当するときは、その旨を明らかにする決定をしなければならぬ。

17| (略)

18| 前項に規定する決定に係る決定書には、内閣総理大臣が認定した事実及びこれに対する法令の適用（第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項から第十五項までの決定にあつては、課徴金の計算の基礎及び納付期限を含む。）を記載しなければならぬ。

19| 前項の納付期限は、同項に規定する決定書（第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項から第十五項までの決定に係るもの

に限る。)の謄本を発した日から二月を経過した日とする。

22] 第十九項に規定する決定は、被審人に当該決定に係る決定書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。

23] 第一項の決定(第七十八條第一項第四号又は第十一号に係るものに限る。)並びに第六項、第七項、第十項、第十一項、第十四項(同條第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。)及び第十五項(同條第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。)の決定は、これらの決定の時に於いて、同一事件について公訴が提起されている場合であつて、当該事件が裁判所に係属するときは、前項の規定にかかわらず、当該事件についての裁判が確定した時から、その効力を生ずる。ただし、当該事件について、当該決定を受けた者に対し、罰金の確定裁判があつたときは、次條第六項の規定による変更の処分に係る文書の謄本が送達された時から、その効力を生ずる。

24] 第一項の決定(第七十八條第一項第十二号から第十六号までに係るものに限る。)並びに第十四項(同号に掲げる事実があると認める場合に限る。)及び第十五項(同條第一項第十二号から第十六号までに掲げる事実のいずれかがあると認める場合に限る。)の決定は、当該決定の時に於いて、同一事件について公訴が提起されている場合であつて、当該事件が裁判所に係属するときは、第二十二項の規定にかかわらず、当該事件についての裁判が確定した時から、その効力を生ずる。ただし、当該事件について、当該決定を受けた者に対し、第九十八條の二第一項各号に掲げる財産の没収又は同

に限る。)の謄本を発した日から二月を経過した日とする。

20] 第十七項に規定する決定は、被審人に当該決定に係る決定書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。

21] 第一項の決定(第七十八條第一項第四号又は第十一号に係るものに限る。)並びに第六項、第七項、第十項、第十一項、第十二項(同條第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。)及び第十三項(同條第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。)の決定は、これらの決定の時に於いて、同一事件について公訴が提起されている場合であつて、当該事件が裁判所に係属するときは、前項の規定にかかわらず、当該事件についての裁判が確定した時から、その効力を生ずる。ただし、当該事件について、当該決定を受けた者に対し、罰金の確定裁判があつたときは、次條第六項の規定による変更の処分に係る文書の謄本が送達された時から、その効力を生ずる。

22] 第一項の決定(第七十八條第一項第十二号から第十六号までに係るものに限る。)並びに第十二項(同号に掲げる事実があると認める場合に限る。)及び第十三項(同條第一項第十二号から第十六号までに掲げる事実のいずれかがあると認める場合に限る。)の決定は、当該決定の時に於いて、同一事件について公訴が提起されている場合であつて、当該事件が裁判所に係属するときは、第二十項の規定にかかわらず、当該事件についての裁判が確定した時から、その効力を生ずる。ただし、当該事件について、当該決定を受けた者に対し、第九十八條の二第一項各号に掲げる財産の没収又は同

同項各号に掲げる財産の価額の追徴の確定裁判があつたときは、次条第七項の規定による変更の処分に係る文書の謄本が送達された時から、その効力を生ずる。

25] 第二十三項本文及び前項本文の規定は、当該事件についての裁判が確定した時において、第一項、第六項、第七項、第十項、第十一項、第十四項又は第十五項の決定に係る決定書の謄本が送達されていない場合には、適用しない。

26] 第二十三項ただし書の規定は、次条第六項の規定による変更の処分に係る文書の謄本が送達された時において、第一項の決定（第七十八條第一項第四号又は第十一号に係るものに限る。）又は第六項、第七項、第十項、第十一項、第十四項（第七十八條第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。）若しくは第十五項（第七十八條第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。）の決定に係る決定書の謄本が送達されていない場合には、適用しない。

27] 第二十四項ただし書の規定は、次条第七項の規定による変更の処分に係る文書の謄本が送達された時において、第一項の決定（第七十八條第一項第十二号から第十六号までに係るものに限る。）又は第十四項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。）若しくは第十五項（第七十八條第一項第十二号から第十六号までに掲げる事実のいずれかがあると認める場合に限る。）の決定に係る決定書の謄本が送達されていない場合には、適用しない。

28] 第二十三項本文又は第二十四項本文の場合において、課徴金の納

項各号に掲げる財産の価額の追徴の確定裁判があつたときは、次条第七項の規定による変更の処分に係る文書の謄本が送達された時から、その効力を生ずる。

23] 第二十一項本文及び前項本文の規定は、当該事件についての裁判が確定した時において、第一項、第六項、第七項又は第十項から第十三項までの決定に係る決定書の謄本が送達されていない場合には、適用しない。

24] 第二十一項ただし書の規定は、次条第六項の規定による変更の処分に係る文書の謄本が送達された時において、第一項の決定（第七十八條第一項第四号又は第十一号に係るものに限る。）又は第六項、第七項、第十項、第十一項、第十二項（第七十八條第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。）若しくは第十三項（第七十八條第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。）の決定に係る決定書の謄本が送達されていない場合には、適用しない。

25] 第二十二項ただし書の規定は、次条第七項の規定による変更の処分に係る文書の謄本が送達された時において、第一項の決定（第七十八條第一項第十二号から第十六号までに係るものに限る。）又は第十二項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。）若しくは第十三項（第七十八條第一項第十二号から第十六号までに掲げる事実のいずれかがあると認める場合に限る。）の決定に係る決定書の謄本が送達されていない場合には、適用しない。

26] 第二十一項本文又は第二十二項本文の場合において、課徴金の納

付期限は、第二十一項の規定にかかわらず、当該事件についての裁判が確定した日から二月を経過した日とする。

29| 第二十三項ただし書又は第二十四項ただし書の場合において、課徴金の納付期限は、第二十一項の規定にかかわらず、次条第六項又は第七項の規定による変更の処分に係る文書の謄本を発した日から二月を経過した日とする。

30| 第二項、第四項から第八項まで及び第十項から第十六項までの規定により計算した課徴金の額に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

31| (略)

(決定の効力の停止)

第八十五条の八 前条第一項の決定（第七十八条第一項第四号、第十一号又は第十二号から第十六号までに係るものに限る。第四項、第五項、第八項及び第十一項において同じ。）又は前条第六項、第七項、第十項、第十一項、第十四項（第七十八条第一項第四号、第十一号又は第十六号に掲げる事実があると認める場合に限る。第四項、第五項、第八項及び第十一項において同じ。）若しくは第十五項（第七十八条第一項第四号、第十一号又は第十二号から第十六号までに掲げる事実があると認める場合に限る。第四項、第五項、第八項及び第十一項において同じ。）の決定の後、当該決定に係る納付期限前に同一事件について当該決定を受けた者に対し公訴の提起があつたときは、内閣総理大臣は、当該事件についての裁判

付期限は、第十九項の規定にかかわらず、当該事件についての裁判が確定した日から二月を経過した日とする。

27| 第二十一項ただし書又は第二十二項ただし書の場合において、課徴金の納付期限は、第十九項の規定にかかわらず、次条第六項又は第七項の規定による変更の処分に係る文書の謄本を発した日から二月を経過した日とする。

28| 第二項、第四項から第八項まで及び第十項から第十四項までの規定により計算した課徴金の額に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

29| (略)

(決定の効力の停止)

第八十五条の八 前条第一項の決定（第七十八条第一項第四号、第十一号又は第十二号から第十六号までに係るものに限る。第四項、第五項、第八項及び第十一項において同じ。）又は前条第六項、第七項、第十項、第十一項、第十二項（第七十八条第一項第四号、第十一号又は第十六号に掲げる事実があると認める場合に限る。第四項、第五項、第八項及び第十一項において同じ。）若しくは第十三項（第七十八条第一項第四号、第十一号又は第十二号から第十六号までに掲げる事実があると認める場合に限る。第四項、第五項、第八項及び第十一項において同じ。）の決定の後、当該決定に係る納付期限前に同一事件について当該決定を受けた者に対し公訴の提起があつたときは、内閣総理大臣は、当該事件についての裁判

が確定するまでの間、当該決定の効力を停止しなければならない。ただし、当該決定に係る課徴金の全部が納付されているときは、この限りでない。

2 前項本文の規定により前条第一項の決定（第七十八條第一項第四号又は第十一号に係るものに限る。第六項において同じ。）又は前条第六項、第七項、第十項、第十一項、第十四項（第七十八條第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。第六項において同じ。）若しくは第十五項（第七十八條第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。第六項において同じ。）の決定の効力が停止された場合において、当該事件について、当該決定を受けた者に対し、罰金の確定裁判があつたときは、内閣総理大臣は、第六項の規定による変更の処分に係る文書の謄本が送達されるまでの間、当該決定の効力を停止しなければならない。

3 第一項本文の規定により前条第一項の決定（第七十八條第一項第十二号から第十六号までに係るものに限る。第七項において同じ。）又は前条第十四項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。第七項において同じ。）若しくは第十五項（第七十八條第一項第十二号から第十六号までに掲げる事実があると認める場合に限る。第七項において同じ。）の決定の効力が停止された場合において、当該事件について、当該決定を受けた者に対し、第九十八條の第二項各号に掲げる財産の没収又は同項各号に掲げる財産の価額の追徴の確定裁判があつたときは、内閣総理大臣は、第七項の規

が確定するまでの間、当該決定の効力を停止しなければならない。ただし、当該決定に係る課徴金の全部が納付されているときは、この限りでない。

2 前項本文の規定により前条第一項の決定（第七十八條第一項第四号又は第十一号に係るものに限る。第六項において同じ。）又は前条第六項、第七項、第十項、第十一項、第十二項（第七十八條第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。第六項において同じ。）若しくは第十三項（第七十八條第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。第六項において同じ。）の決定の効力が停止された場合において、当該事件について、当該決定を受けた者に対し、罰金の確定裁判があつたときは、内閣総理大臣は、第六項の規定による変更の処分に係る文書の謄本が送達されるまでの間、当該決定の効力を停止しなければならない。

3 第一項本文の規定により前条第一項の決定（第七十八條第一項第十二号から第十六号までに係るものに限る。第七項において同じ。）又は前条第十二項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。第七項において同じ。）若しくは第十三項（第七十八條第一項第十二号から第十六号までに掲げる事実があると認める場合に限る。第七項において同じ。）の決定の効力が停止された場合において、当該事件について、当該決定を受けた者に対し、第九十八條の第二項各号に掲げる財産の没収又は同項各号に掲げる財産の価額の追徴の確定裁判があつたときは、内閣総理大臣は、第七項の規

定による変更の処分に係る文書の謄本が送達されるまでの間、当該決定の効力を停止しなければならない。

4 第一項の規定により前条第一項、第六項、第七項、第十項、第十四項、第十四項又は第十五項の決定の効力が停止された場合においては、課徴金の納付期限は、同条第二十一項の規定にかかわらず、当該事件についての裁判が確定した日から二月を経過した日とする。

5 第二項又は第三項の規定により前条第一項、第六項、第七項、第十項、第十一項、第十四項又は第十五項の決定の効力が停止された場合においては、課徴金の納付期限は、同条第二十一項及び前項の規定にかかわらず、次項又は第七項の規定による変更の処分に係る文書の謄本を発した日から二月を経過した日とする。

6 内閣総理大臣は、前条第一項の決定又は同条第六項、第七項、第十項、第十一項、第十四項若しくは第十五項の決定の後、同一事件について、当該決定を受けた者に対し、罰金の確定裁判があつたときは、当該決定に係る課徴金の額を、これらの規定による額から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を内閣府令で定めるところにより当該決定に係る課徴金の額に応じて按分して得た額に相当する額に変更しなければならない。ただし、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えないときは、この限りでない。

一・二 (略)

7 内閣総理大臣は、前条第一項の決定又は同条第十四項若しくは第十五項の決定の後、同一事件について、当該決定を受けた者に対し

定による変更の処分に係る文書の謄本が送達されるまでの間、当該決定の効力を停止しなければならない。

4 第一項の規定により前条第一項、第六項、第七項又は第十項から第十三項までの決定の効力が停止された場合においては、課徴金の納付期限は、同条第十九項の規定にかかわらず、当該事件についての裁判が確定した日から二月を経過した日とする。

5 第二項又は第三項の規定により前条第一項、第六項、第七項又は第十項から第十三項までの決定の効力が停止された場合においては、課徴金の納付期限は、同条第十九項及び前項の規定にかかわらず、次項又は第七項の規定による変更の処分に係る文書の謄本を発した日から二月を経過した日とする。

6 内閣総理大臣は、前条第一項の決定又は同条第六項、第七項若しくは第十項から第十三項までの決定の後、同一事件について、当該決定を受けた者に対し、罰金の確定裁判があつたときは、当該決定に係る課徴金の額を、これらの規定による額から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を内閣府令で定めるところにより当該決定に係る課徴金の額に応じて按分して得た額に相当する額に変更しなければならない。ただし、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えないときは、この限りでない。

一・二 (略)

7 内閣総理大臣は、前条第一項の決定又は同条第十二項若しくは第十三項の決定の後、同一事件について、当該決定を受けた者に対し

、第九十八条の二第一項各号に掲げる財産の没収又は同項各号に掲げる財産の価額の追徴の確定裁判があつたときは、前条第一項の決定又は同条第十四項若しくは第十五項の決定に係る課徴金の額を、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額に変更しなければならぬ。ただし、第一号に掲げる額が、第二号に掲げる額を超えないときは、この限りでない。

一 第七十三条第一項、第七十四条第一項、第七十四条の二第一項、第七十四条の三第一項若しくは第七十五条第一項（同条第九項において準用する場合を含む。）若しくは第二項又は前条第十四項若しくは第十五項の規定による額

二 (略)

8 第六項ただし書又は前項ただし書の場合においては、内閣総理大臣は、前条第一項、第六項、第七項、第十項、第十一项、第十四項又は第十五項の決定を取り消さなければならない。

9・10 (略)

11 課徴金に係る請求権の時効は、第一項から第三項までの規定により前条第一項、第六項、第七項、第十項、第十一项、第十四項又は第十五項の決定の効力が停止されている間は、進行しない。

12 (略)

(事件記録の閲覧等)

第八十五条の十三 利害関係人は、内閣総理大臣に対し、審判手続開始の決定後、事件記録の閲覧若しくは謄写又は第八十五条の七

、第九十八条の二第一項各号に掲げる財産の没収又は同項各号に掲げる財産の価額の追徴の確定裁判があつたときは、前条第一項の決定又は同条第十二項若しくは第十三項の決定に係る課徴金の額を、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額に変更しなければならぬ。ただし、第一号に掲げる額が、第二号に掲げる額を超えないときは、この限りでない。

一 第七十三条第一項、第七十四条第一項、第七十四条の二第一項、第七十四条の三第一項若しくは第七十五条第一項（同条第九項において準用する場合を含む。）若しくは第二項又は前条第十二項若しくは第十三項の規定による額

二 (略)

8 第六項ただし書又は前項ただし書の場合においては、内閣総理大臣は、前条第一項、第六項、第七項又は第十項から第十三項までの決定を取り消さなければならない。

9・10 (略)

11 課徴金に係る請求権の時効は、第一項から第三項までの規定により前条第一項、第六項、第七項又は第十項から第十三項までの決定の効力が停止されている間は、進行しない。

12 (略)

(事件記録の閲覧等)

第八十五条の十三 利害関係人は、内閣総理大臣に対し、審判手続開始の決定後、事件記録の閲覧若しくは謄写又は第八十五条の七

第十九項に規定する決定に係る決定書の謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、これを拒むことができない。

(課徴金納付命令の執行)

第百八十五条の十五 前条第一項の規定により督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、内閣総理大臣の命令で、第百八十五条の七第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項から第十七項までの決定（第百八十五条の八第六項又は第七項の規定による変更後のものを含む。以下この条及び次条において「課徴金納付命令」という。）を執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2・3 (略)

(課徴金等の請求権)

第百八十五条の十六 破産法、民事再生法、会社更生法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定の適用については、課徴金納付命令に係る課徴金の請求権及び第百八十五条の十四第二項の規定による延滞金の請求権は、過料の請求権とみなす。

第百八十五条の十八 第百八十五条の七第一項、第二項、第四項から

第十七項に規定する決定に係る決定書の謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、これを拒むことができない。

(課徴金納付命令の執行)

第百八十五条の十五 前条第一項の規定により督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、内閣総理大臣の命令で、第百八十五条の七第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項から第十五項までの決定（第百八十五条の八第六項又は第七項の規定による変更後のものを含む。以下この条及び次条において「課徴金納付命令」という。）を執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2・3 (略)

(課徴金等の請求権)

第百八十五条の十六 破産法、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定の適用については、課徴金納付命令に係る課徴金の請求権及び第百八十五条の十四第二項の規定による延滞金の請求権は、過料の請求権とみなす。

第百八十五条の十八 第百八十五条の七第一項、第二項、第四項から

第八項まで及び第十項から第十七項までの決定の取消しの訴えは、決定がその効力を生じた日から三十日以内に提起しなければならぬ。

2 (略)

(参考人等の旅費等の請求)

第八十五条の十九 第七十七条第一項第一号若しくは第八十五条第一項又は第八十五条の四第一項の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、政令で定めるところにより、旅費及び手当を請求することができる。

(審問等に関する調査のための処分)

第八十七条 (略)

2 内閣総理大臣又は内閣総理大臣及び財務大臣は、前項の規定による調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(検査職員の証票携帯)

第九十条 第二十六条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十七条の二十二第二項(第二十七条の二十二の第二項において準用する場合を含む。)  
若しくは第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五第一項、第五十六条の二第一項(第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。)  
から第四

第八項まで及び第十項から第十五項までの決定の取消しの訴えは、決定がその効力を生じた日から三十日以内に提起しなければならぬ。

2 (略)

(参考人等の旅費等の請求)

第八十五条の十九 第七十七条第一号若しくは第八十五条第一項又は第八十五条の四第一項の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、政令で定めるところにより、旅費及び手当を請求することができる。

(審問等に関する調査のための処分)

第八十七条 (略)

(新設)

(検査職員の証票携帯)

第九十条 第二十六条(第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十七条の二十二第二項(第二十七条の二十二の第二項において準用する場合を含む。)  
若しくは第二項、第二十七条の三十五第一項、第二十七条の三十五、第五十六条の二第一項(第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。)  
から第四項まで、第五

項まで、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、第六十条の十一（第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十三条第八項、第六十六条の二十二、第六十六条の四十五第一項、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第三百三条の四、第三百六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三百六条の十六、第三百六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三百六条の二十七（第九条において準用する場合を含む。）、第三百五十一条（第三百五十三条の四において準用する場合を含む。）、第三百五十五条の九、第三百五十六条の五の四、第三百五十六条の五の八、第三百五十六条の十五、第三百五十六条の二十の十二、第三百五十六条の三十四、第三百五十六条の五十八、第三百五十六条の八十、第三百七十七條第一項第三号、第三百八十五条の五又は第三百八十七條第一項第四号の規定により検査をする審判官又は職員は、その身分を示す証票を携帯し、検査の相手方に提示しなければならない。

2  
(略)

(参考人又は鑑定人の費用請求権)

第九十一条 第八十七条第一項第一号又は第二号の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、内閣府令又は内閣府令・財務省令で定めるところにより、旅費その他の費用を請求することができる。

十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、第六十条の十一（第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十三条第八項、第六十六条の二十二、第六十六条の四十五第一項、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第三百三条の四、第三百六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三百六条の十六、第三百六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三百六条の二十七（第九条において準用する場合を含む。）、第三百五十一条（第三百五十三条の四において準用する場合を含む。）、第三百五十五条の九、第三百五十六条の五の四、第三百五十六条の五の八、第三百五十六条の十五、第三百五十六条の二十の十二、第三百五十六条の三十四、第三百五十六条の五十八、第三百五十六条の八十、第三百七十七條第二号、第三百八十五条の五又は第三百八十七條第四号の規定により検査をする審判官又は職員は、その身分を示す証票を携帯し、検査の相手方に提示しなければならない。

2  
(略)

(参考人又は鑑定人の費用請求権)

第九十一条 第八十七条第一号又は第二号の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、内閣府令又は内閣府令・財務省令で定めるところにより、旅費その他の費用を請求することができる。

(法令違反行為を行った者の氏名等の公表)

第百九十二条の二 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為(以下この条において「法令違反行為」という。)を行った者の氏名その他法令違反行為による被害の発生若しくは拡大を防止し、又は取引の公正を確保するために必要な事項を一般に公表することができる。

(金融庁長官への権限の委任)

第百九十四条の七 (略)

2 (略)

3 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限(前項の規定により委員会に委任されたものを除く。)(のうち、第二十六条(第二十七条において準用する場合を含む。)(、第二十七条の二十二第一項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)(、第二項及び第三項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)(、第二十七條の三十、第二十七條の三十五、第五十六條の二第一項(第六十五條の三第三項において準用する場合を含む。)(から第四項まで、第五十七條の十第一項、第五十七條の二十三、第五十七條の二十六第二項、第六十條の十一(第六十條の十二第三項において準用する場合を含む。)(、第六十三條第七項及び第八項、第六十六條の二十二、第六十六條の四十五第一項、第七十五條、第七十九條の四、第七十

(新設)

(金融庁長官への権限の委任)

第百九十四条の七 (略)

2 (略)

3 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限(前項の規定により委員会に委任されたものを除く。)(のうち、第二十六条(第二十七条において準用する場合を含む。)(、第二十七条の二十二第一項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)(及び第二項、第二十七條の三十、第二十七條の三十五、第五十六條の二第一項(第六十五條の三第三項において準用する場合を含む。)(から第四項まで、第五十七條の十第一項、第五十七條の二十三、第五十七條の二十六第二項、第六十條の十一(第六十條の十二第三項において準用する場合を含む。)(、第六十三條第七項及び第八項、第六十六條の二十二、第六十六條の四十五第一項、第七十五條、第七十九條の四、第七十九條の七十七、第百三條の四、第百六條の六第一項(同條第二項において準

九条の七十七、第百三条の四、第百六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の十六、第百六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の二十七（第百九条において準用する場合を含む。）、第百五十一条（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）、第百五十五条の九、第百五十六条の五の四、第百五十六条の五の八、第百五十六条の十五、第百五十六条の二十の十二、第百五十六条の三十四、第百五十六条の五十八、第百五十六条の八十、第百九十二条の二並びに第百九十三条の二第六項の規定によるものを委員会に委任することができる。

458 (略)

第百九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一5十三 (略)

十四 第百六十七条の二第一項の規定に違反した者（当該違反により同項の伝達を受けた者又は同項の売買等をすることを勧められた者が当該違反に係る第百六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実について同項の公表がされたこととなる前に当該違反に係る特定有価証券等に係る売買等をした場合（同条第六項各号に掲げる場合に該当するときを除く。）に限る。）

十五 第百六十七条の二第二項の規定に違反した者（当該違反により同項の伝達を受けた者又は同項の買付け等若しくは売付け等を

用する場合を含む。）、第百六条の十六、第百六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の二十七（第百九条において準用する場合を含む。）、第百五十一条（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）、第百五十五条の九、第百五十六条の五の四、第百五十六条の五の八、第百五十六条の十五、第百五十六条の二十の十二、第百五十六条の三十四、第百五十六条の五十八、第百五十六条の八十並びに第百九十三条の二第六項の規定によるものを委員会に委任することができる。

458 (略)

第百九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一5十三 (略)

(新設)

(新設)

することを勧められた者が当該違反に係る公開買付け等事実について第百六十七条第一項の公表がされたこととなる前に当該違反に係る株券等に係る買付け等又は売付け等をした場合（同条第五項各号に掲げる場合に該当するときを除く。）に限る。）

第百九十七条の三 第三十八条の二第一号の規定に違反した場合（当該違反が投資運用業（第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。以下この章において同じ。）に関して行われたものである場合に限る。）においては、その行為をした金融商品取引業者等の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 （略）

二の二 第三十八条第一号の規定に違反した者（当該違反が投資運用業に関して行われたものである場合に限る。）

二の三 第四十二条の七第一項の規定に違反して、報告書を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない報告書若しくは虚偽の記載をした報告書を交付した者又は同条第二項において準用する第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

三〇八 （略）

（新設）

第百九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 （略）

（新設）

（新設）

三〇八 （略）

第九十八條の三 第三十八條の二若しくは第三十九條第一項（これらの規定を第六十六條の十五において準用する場合を含む。）、第四十一條の二第二号若しくは第五号又は第四十二條の二第一号、第三号若しくは第六号の規定に違反した場合（第三十八條の二第一号の規定に違反した場合にあつては、当該違反が投資運用業に関して行われたものである場合を除く。）においては、その行為をした金融商品取引業者等若しくは金融商品仲介業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は金融商品取引業者若しくは金融商品仲介業者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十八條の六 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第三十八條第一号の規定に違反した者（当該違反が投資運用業に関して行われたものである場合を除く。）又は第六十六條の十第四一号イの規定に違反した者

三(十) (略)

十一 第五十六條の二、第五十七條の十第一項、第五十七條の二十三、第五十七條の二十六第二項、第六十條の十一、第六十三條第八項、第六十六條の二十二、第六十六條の四十五第一項、第七十五條、第七十九條の四、第百三條の四、第百六條の六第一項（同

第九十八條の三 第三十八條の二若しくは第三十九條第一項（これらの規定を第六十六條の十五において準用する場合を含む。）、第四十一條の二第二号若しくは第五号又は第四十二條の二第一号、第三号若しくは第六号の規定に違反した場合においては、その行為をした金融商品取引業者等若しくは金融商品仲介業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は金融商品取引業者若しくは金融商品仲介業者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十八條の六 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第三十八條第一号又は第六十六條の十四第一号イの規定に違反した者

三(十) (略)

十一 第五十六條の二、第五十七條の十第一項、第五十七條の二十三、第五十七條の二十六第二項、第六十條の十一、第六十三條第八項、第六十六條の二十二、第六十六條の四十五第一項、第七十五條、第七十九條の四、第百三條の四、第百六條の六第一項（同

条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の十六、第百六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の二十七（第百九条において準用する場合を含む。）、第百五十一条（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）、第百五十五条の九、第百五十六条の五の四、第百五十六条の五の八、第百五十六条の十五、第百五十六条の二十の十二、第百五十六条の三十四、第百五十六条の八十、第百八十五条の五又は第百八十七条第一項第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十一の二 第五十六条の三の規定による命令に違反した者

十一の三〇十一の五 (略)

十二〇十八 (略)

第二百条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇十八の二 (略)

十九 第百六十七条の三の規定に違反した者

二十〇二十一 (略)

第二百五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇四 (略)

五 第二十六条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。

条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の十六、第百六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の二十七（第百九条において準用する場合を含む。）、第百五十一条（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）、第百五十五条の九、第百五十六条の五の四、第百五十六条の五の八、第百五十六条の十五、第百五十六条の二十の十二、第百五十六条の三十四、第百五十六条の八十、第百八十五条の五又は第百八十七条第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(新設)  
十一の二〇十一の四 (略)

十二〇十八 (略)

第二百条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇十八の二 (略)

十九 第百六十七条の二の規定に違反した者

二十〇二十一 (略)

第二百五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇四 (略)

五 第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第

（）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十第一項若しくは第二項、第二十七条の三十五第一項又は第九十三条の二第六項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

六 第二十六条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）

（）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五第一項又は第百七十七条第一項第三号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

六の二〇十三（略）

十四 削除

十五〇二十（略）

第二百五条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第百七十七条第一項第一号の規定による事件関係人又は参考人に対する処分に違反して、出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十、第二十七条の三十五又は第九十三条の二第六項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

六 第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）

第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五又は第百七十七条第二号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

六の二〇十三（略）

十四 第四十二条の七第一項の規定に違反して、報告書を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない報告書若しくは虚偽の記載をした報告書を交付した者又は同条第二項において準用する第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

十五〇二十（略）

第二百五条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第百七十七条第一号の規定による事件関係人又は参考人に対する処分に違反して、出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

二 第七十七條第一項第二号の規定による事件関係人に対する処分に違反して物件を提出しない者

三 六 (略)

第二百七条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 (略)

二 第九十七條の二（第十一号及び第十二号を除く。）又は第九十七條の三 五億円以下の罰金刑

三 六 (略)

2 前項の規定により第九十七條、第九十七條の二（第十一号及び第十二号を除く。）又は第九十七條の三の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

3 (略)

第二百八条 有価証券の発行者、金融商品取引業者等、金融商品取引業者の特定主要株主、指定親会社若しくは金融商品仲介業者の代表者若しくは役員、金融商品取引業者、金融商品取引業者の特定主要

(新設)

二 五 (略)

第二百七条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 (略)

二 第九十七條の二（第十一号及び第十二号を除く。） 五億円以下の罰金刑

三 六 (略)

2 前項の規定により第九十七條又は第九十七條の二（第十一号及び第十二号を除く。）の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

3 (略)

第二百八条 有価証券の発行者、金融商品取引業者等、金融商品取引業者の特定主要株主、指定親会社若しくは金融商品仲介業者の代表者若しくは役員、金融商品取引業者、金融商品取引業者の特定主要

株主若しくは金融商品仲介業者、外国法人である金融商品取引業者、第五十九条の規定により許可を受けた者若しくは取引所取引許可業者の国内における代表者、信用格付業者の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）、外国法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）である信用格付業者の国内における代表者、認可金融商品取引業協会若しくは第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であつた者、投資者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは清算人、金融商品取引所若しくは第八十五条第一項に規定する自主規制法人の役員（仮理事、仮取締役及び仮執行役を含む。）、代表者であつた者若しくは清算人、外国金融商品取引所における代表者若しくは役員、外国金融商品取引清算機関の国内における代表者、証券会社社の代表者若しくは役員、第五十六条の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）又は取引情報蓄積機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの代表者又は管理人を含む。）は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一〇七（略）

八 第四十九条の五の規定に違反して資産を国内において保有していないとき。

株主若しくは金融商品仲介業者、外国法人である金融商品取引業者、第五十九条の規定により許可を受けた者若しくは取引所取引許可業者の国内における代表者、信用格付業者の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）、外国法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）である信用格付業者の国内における代表者、認可金融商品取引業協会若しくは第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であつた者、投資者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは清算人、金融商品取引所若しくは第八十五条第一項に規定する自主規制法人の役員（仮理事、仮取締役及び仮執行役を含む。）、代表者であつた者若しくは清算人、外国金融商品取引所における代表者若しくは役員、外国金融商品取引清算機関の国内における代表者、証券会社社の代表者若しくは役員、第五十六条の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）又は取引情報蓄積機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの代表者又は管理人を含む。）は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一〇七（略）

八 第四十九条の五の規定又は第五十六条の三の規定による命令に違反して資産を国内において保有していないとき。

九〇二十七 (略)

第二百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一〇十 (略)

十一 第八十七條第一項第一号の規定による関係人又は参考人に対する処分に違反して、出頭せず、陳述をせず、虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

十二 第八十七條第二号の規定による鑑定人に対する処分に違反して、出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

十三 第八十七條第三号の規定による物件の所持者に対する処分に違反して、物件を提出しない者

附則

第三条の二 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第 号)

附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金(同法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)第三十六條の三第四項に規定する年金給付等積立金の管理及び運用の体制が整備され、かつ、同法第七十六條第二項の規定による届出がされているものを除く。)については、当分の間、第三

九〇二十七 (略)

第二百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一〇十 (略)

十一 第八十七條第一号の規定による関係人又は参考人に対する処分に違反して、出頭せず、陳述をせず、虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

十二 第八十七條第二号の規定による鑑定人に対する処分に違反して、出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

十三 第八十七條第三号の規定による物件の所持者に対する処分に違反して、物件を提出しない者

附則

(新設)

十四条の三第一項（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二  
条の二、農業協同組合法第十一条の二の四及び第十一条の十の三、  
水産業協同組合法第十一条の九（同法第九十二条第一項、第九十六  
条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。）、協同  
組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号  
）第六条の五の二、信用金庫法第八十九条の二、長期信用銀行法（  
昭和二十七年法律第八十七号）第十七条の二、労働金庫法（昭和  
二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二、銀行法第十三条の  
四（株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）第  
十条第一項において準用する場合を含む。）及び第五十二条の二の  
五、保険業法第三百条の二、農林中央金庫法第五十九条の三及び第  
五十九条の七、信託業法第二十四条の二（保険業法第九十九条第八  
項（同法第九十九条において準用する場合を含む。）において準  
用する場合を含む。）並びに株式会社商工組合中央金庫法（平成十  
九年法律第七十四号）第二十九条において準用する場合を含む。）  
の規定は、適用しない。

改 正 案

現 行

<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 十 (略)</p> <p>十一 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券、新投資口予約権証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券</p> <p>十二 二十一 (略)</p> <p>2 6 (略)</p> <p>7 この法律において「有価証券届出書」とは、第五条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出書及び同条第十三項の規定によりこれに添付する書類並びに第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正届出書をいう。</p> <p>8 39 (略)</p> <p>(有価証券届出書の提出)</p> <p>第五条 前条第一項から第三項までの規定による有価証券の募集又は売出し（特定有価証券（その投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす情報が発行者が行う資産の運用その他これに類似する事業に</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 十 (略)</p> <p>十一 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券</p> <p>十二 二十一 (略)</p> <p>2 6 (略)</p> <p>7 この法律において「有価証券届出書」とは、第五条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出書及び同条第十項の規定によりこれに添付する書類並びに第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正届出書をいう。</p> <p>8 39 (略)</p> <p>(有価証券届出書の提出)</p> <p>第五条 前条第一項から第三項までの規定による有価証券の募集又は売出し（特定有価証券（その投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす情報が発行者が行う資産の運用その他これに類似する事業に</p>
---	--

関する情報である有価証券として政令で定めるものをいう。以下この項、第五項、第十項及び第十一項、第七条第四項並びに第二十四条において同じ。）に係る有価証券の募集及び売出しを除く。以下この項及び次項において同じ。）に係る届出をしようとする発行者は、その者が会社（外国会社を含む。第五十条の二第九項、第六十六条の四十第五項及び第一百五十六条の三第二項第三号を除き、以下同じ。）である場合（当該有価証券（特定有価証券を除く。以下この項から第四項までにおいて同じ。）の発行により会社を設立する場合を含む。）においては、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、当該有価証券の発行価格の決定前に募集をする必要がある場合その他の内閣府令で定める場合には、第一号のうち発行価格その他の内閣府令で定める事項を記載しないで提出することができる。

一・二（略）

2 前条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受ける有価証券の募集又は売出しのうち発行価額又は売出価額の総額が五億円未満のもので内閣府令で定めるもの（第二十四条第二項において「少額募集等」という。）に関し、前項の届出書を提出しようとする者のうち次の各号のいずれにも該当しない者は、当該届出書に、同項第二号に掲げる事項のうち当該会社に係るものとして内閣府令で定めるものを記載することにより、同号に掲げる事項の記載に代えることができる。

関する情報である有価証券として政令で定めるものをいう。以下この項及び第五項並びに第二十四条において同じ。）に係る有価証券の募集及び売出しを除く。以下この項及び次項において同じ。）に係る届出をしようとする発行者は、その者が会社（外国会社を含む。第五十条の二第九項、第六十六条の四十第五項及び第一百五十六条の三第二項第三号を除き、以下同じ。）である場合（当該有価証券（特定有価証券を除く。以下この項から第四項までにおいて同じ。）の発行により会社を設立する場合を含む。）においては、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、当該有価証券の発行価格の決定前に募集をする必要がある場合その他の内閣府令で定める場合には、第一号のうち発行価格その他の内閣府令で定める事項を記載しないで提出することができる。

一・二（略）

2 前条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受ける有価証券の募集又は売出しのうち発行価額又は売出価額の総額が五億円未満のもので内閣府令で定めるもの（第二十四条第二項において「少額募集等」という。）に関し、前項の届出書を提出しようとする者のうち次の各号のいずれにも該当しない者は、当該届出書に、同項第二号に掲げる事項のうち当該会社に係るものとして内閣府令で定めるものを記載することにより、同号に掲げる事項の記載に代えることができる。

一・二 (略)

三 既に、有価証券報告書(第二十四条第一項に規定する報告書をいう。以下この条及び第七条において同じ。)のうち同項本文に規定する事項を記載したものの又は第二十四条の四の七第一項若しくは第二項の規定による四半期報告書(以下この条において「四半期報告書」という。)のうち第二十四条の四の七第一項に規定する事項を記載したものの若しくは半期報告書(第二十四条の五第一項に規定する報告書をいう。以下この条、第七条第四項及び第二十四条第二項において同じ。)のうち第二十四条の五第一項に規定する事項を記載したものを提出している者(前二号に掲げる者を除く。)

3～5 (略)

6 第一項の規定により届出書を提出しなければならない外国会社(以下「届出書提出外国会社」という。)は、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定める場合には、同項の届出書に代えて、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を提出することができる。

一・二 (略)

7～9 (略)

10 特定有価証券(その募集又は売出しの状況を勘案して内閣府令で定めるものに限る。以下この条及び第七条第四項において同じ。)の募集又は売出しにつき、第一項の規定により届出書を提出しな

一・二 (略)

三 既に、有価証券報告書(第二十四条第一項に規定する報告書をいう。以下この条において同じ。)のうち同項本文に規定する事項を記載したものの又は第二十四条の四の七第一項若しくは第二項の規定による四半期報告書(以下この条において「四半期報告書」という。)のうち第二十四条の四の七第一項に規定する事項を記載したものの若しくは半期報告書(第二十四条の五第一項に規定する報告書をいう。以下この条及び第二十四条第二項において同じ。)のうち第二十四条の五第一項に規定する事項を記載したものを提出している者(前二号に掲げる者を除く。)

3～5 (略)

6 第一項(前項において準用する場合を含む。以下この項及び第八項において同じ。)の規定により届出書を提出しなければならない外国会社(以下「届出書提出外国会社」という。)は、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定める場合には、第一項の届出書に代えて、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を提出することができる。

一・二 (略)

7～9 (略)

(新設)

ればならない会社（以下この条及び第七条において「特定有価証券届出書提出会社」という。）は、当該特定有価証券の募集又は売出しが既に内閣府令で定める期間継続して行われている場合には、同項の届出書に代えて、内閣府令で定めるところにより、同項第一号に掲げる事項を記載した書面（以下この条及び第七条第三項において「募集事項等記載書面」という。）を提出することができる。ただし、当該募集又は売出しが当該募集事項等記載書面の提出の直前まで行われている場合に限る。

11| 前項の規定により募集事項等記載書面を提出する特定有価証券届出書提出会社は、当該募集事項等記載書面を、その提出の日の属する当該特定有価証券の特定期間（第二十四条第五項において読み替えて準用する同条第一項に規定する特定期間をいう。以下この項及び第七条第四項において同じ。）の直前の特定期間に係る有価証券報告書及びその添付書類と併せて提出しなければならない。

12| 前二項の規定により特定有価証券届出書提出会社が募集事項等記載書面並びに有価証券報告書及びその添付書類を提出した場合には、当該募集事項等記載書面及び有価証券報告書を第一項の届出書とみなし、これらの提出を同項の届出書を提出したものとみなして、金融商品取引法令の規定を適用する。

13| (略)

(届出書類の写しの金融商品取引所等への提出)

第六条 次の各号に掲げる有価証券の発行者は、第四条第一項から第

(新設)

(新設)

10| (略)

(届出書類の写しの金融商品取引所等への提出)

第六条 次の各号に掲げる有価証券の発行者は、第四条第一項から第

三項までの規定による届出をしたときは、遅滞なく、前条第一項及び第十三項の規定による届出書類の写しを当該各号に掲げる者に提出しなければならない。

一・二 (略)

(訂正届出書の自発的提出)

第七条 第四条第一項から第三項までの規定による届出の日以後当該届出がその効力を生ずることとなる日前において、第五条第一項及び第十三項の規定による届出書類に記載すべき重要な事項の変更その他公益又は投資者保護のため当該書類の内容を訂正する必要があるものとして内閣府令で定める事情があるときは、届出者（会社の成立後は、その会社。以下同じ。）は、訂正届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。これらの事由がない場合において、届出者が当該届出書類のうちに訂正を必要とするものがあると認めるときも、同様とする。

2 (略)

3 特定有価証券届出書提出会社（第五条第十項及び第十一項の規定により募集事項等記載書面並びに有価証券報告書及びその添付書類を提出したものに限る。次項及び第五項において同じ。）が、第二十四条の二第一項において読み替えて準用する第一項の規定により当該有価証券報告書の訂正報告書を提出した場合には、当該訂正報告書を第五条第十二項の規定によりみなされた同条第一項の届出書に係る第一項の訂正届出書とみなし、その提出を同項の訂正届出書

三項までの規定による届出をしたときは、遅滞なく、前条第一項及び第十項の規定による届出書類の写しを当該各号に掲げる者に提出しなければならない。

一・二 (略)

(訂正届出書の自発的提出)

第七条 第四条第一項から第三項までの規定による届出の日以後当該届出がその効力を生ずることとなる日前において、第五条第一項及び第十項の規定による届出書類に記載すべき重要な事項の変更その他公益又は投資者保護のため当該書類の内容を訂正する必要があるものとして内閣府令で定める事情があるときは、届出者（会社の成立後は、その会社。以下同じ。）は、訂正届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。これらの事由がない場合において、届出者が当該届出書類のうちに訂正を必要とするものがあると認めるときも、同様とする。

2 (略)

(新設)

を提出したものとみなして、金融商品取引法令の規定を適用する。

- 4 特定有価証券届出書提出会社が、第五条第十二項の規定によりみなされた同条第一項の届出書に係る特定有価証券（その募集又は売出しが現に継続して行われているものに限る。）につき、半期報告書（当該特定有価証券に係る特定期間が六月を超えない場合にあつては、有価証券報告書）（以下この項及び次項において「半期報告書等」という。）を提出した場合には、当該半期報告書等を当該届出書に係る第一項の訂正届出書とみなし、その提出を同項の訂正届出書を提出したものとみなして、金融商品取引法令の規定を適用する。

- 5 第三項の規定は、特定有価証券届出書提出会社（前項の半期報告書等を提出したものに限り。）が第二十四条の五第五項（当該半期報告書等有価証券報告書である場合にあつては、第二十四条の第二項）において読み替えて準用する第一項の規定により当該半期報告書等の訂正報告書を提出した場合について準用する。

（届出の効力発生日）

第八条 （略）

2 （略）

- 3 内閣総理大臣は、第五条第一項及び第十三項若しくは前条第一項の規定による届出書類の内容が公衆に容易に理解されると認める場合又は当該届出書類の届出者に係る第五条第一項第二号に掲げる事項に関する情報が既に公衆に広範に提供されていると認める場合に

（新設）

（新設）

（届出の効力発生日）

第八条 （略）

2 （略）

- 3 内閣総理大臣は、第五条第一項及び第十項若しくは前条第一項の規定による届出書類の内容が公衆に容易に理解されると認める場合又は当該届出書類の届出者に係る第五条第一項第二号に掲げる事項に関する情報が既に公衆に広範に提供されていると認める場合にお

おいては、当該届出者に対し、第一項に規定する期間に満たない期間を指定し、又は第四条第一項から第三項までの規定による届出が、直ちに若しくは第一項に規定する届出書を受理した日の翌日に、その効力を生ずる旨を通知することができる。この場合において、同条第一項から第三項までの規定による届出は、当該満たない期間を指定した場合にあつてはその期間を経過した日に、当該通知をした場合にあつては直ちに又は当該翌日に、その効力を生ずる。

4 (略)

(形式不備等による訂正届出書の提出命令)

第九条 内閣総理大臣は、第五条第一項及び第十三項若しくは第七条第一項の規定による届出書類に形式上の不備があり、又はその書類に記載すべき重要な事項の記載が不十分であると認めるときは、届出者に対し、訂正届出書の提出を命ずることができる。この場合において、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 5 (略)

(発行登録書の効力発生日)

第二十三条の五 第八条の規定は、発行登録の効力の発生について準用する。この場合において、同条第一項中「第五条第一項の規定による届出書(同項ただし書に規定する事項の記載がない場合には、当該事項に係る前条第一項の規定による訂正届出書。次項において

いては、当該届出者に対し、第一項に規定する期間に満たない期間を指定し、又は第四条第一項から第三項までの規定による届出が、直ちに若しくは第一項に規定する届出書を受理した日の翌日に、その効力を生ずる旨を通知することができる。この場合において、同条第一項から第三項までの規定による届出は、当該満たない期間を指定した場合にあつてはその期間を経過した日に、当該通知をした場合にあつては直ちに又は当該翌日に、その効力を生ずる。

4 (略)

(形式不備等による訂正届出書の提出命令)

第九条 内閣総理大臣は、第五条第一項及び第十項若しくは第七条第一項の規定による届出書類に形式上の不備があり、又はその書類に記載すべき重要な事項の記載が不十分であると認めるときは、届出者に対し、訂正届出書の提出を命ずることができる。この場合において、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 5 (略)

(発行登録書の効力発生日)

第二十三条の五 第八条の規定は、発行登録の効力の発生について準用する。この場合において、同条第一項中「第五条第一項の規定による届出書(同項ただし書に規定する事項の記載がない場合には、当該事項に係る前条第一項の規定による訂正届出書。次項において

同じ。）」とあるのは「第二十三条の三第一項に規定する発行登録書（以下この条から第二十三条までにおいて「発行登録書」という。）」と、同条第二項中「前条第一項の規定による訂正届出書」とあるのは「第二十三条の四の規定による訂正発行登録書」と、「第五条第一項の規定による届出書」とあるのは「発行登録書」と、同条第三項中「第五条第一項及び第十三項若しくは前条第一項の規定による届出書類」とあるのは「発行登録書及びその添付書類又は第二十三条の三第三項に規定する発行登録（以下この条から第二十三条までにおいて「発行登録」という。）が効力を生ずることとなる日前において提出される第二十三条の四の規定による訂正発行登録書」と、「当該届出書類の届出者」とあるのは「これらの書類の提出者」と読み替えるものとする。

## 2 (略)

(訂正届出書に関する規定の準用)

第二十四条の二 第七条第一項、第九条第一項及び第十条第一項の規定は、有価証券報告書及びその添付書類について準用する。この場合において、第七条第一項中「第四条第一項から第三項までの規定による届出の日以後当該届出がその効力を生ずることとなる日前において、第五条第一項及び第十三項の規定による届出書類」とあるのは「有価証券報告書及びその添付書類」と、「届出者」とあるのは「有価証券報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第九条第一項中「届出者」とあるのは「有価証券報

同じ。）」とあるのは「第二十三条の三第一項に規定する発行登録書（以下第二十三条までにおいて「発行登録書」という。）」と、同条第二項中「前条第一項の規定による訂正届出書」とあるのは「第二十三条の四の規定による訂正発行登録書」と、「第五条第一項の規定による届出書」とあるのは「発行登録書」と、同条第三項中「第五条第一項及び第十項若しくは前条第一項の規定による届出書類」とあるのは「発行登録書及びその添付書類又は第二十三条の三第三項に規定する発行登録（以下第二十三条までにおいて「発行登録」という。）が効力を生ずることとなる日前において提出される第二十三条の四の規定による訂正発行登録書」と、「当該届出書類の届出者」とあるのは「これらの書類の提出者」と読み替えるものとする。

## 2 (略)

(訂正届出書に関する規定の準用)

第二十四条の二 第七条第一項、第九条第一項及び第十条第一項の規定は、有価証券報告書及びその添付書類について準用する。この場合において、第七条第一項中「第四条第一項から第三項までの規定による届出の日以後当該届出がその効力を生ずることとなる日前において、第五条第一項及び第十項の規定による届出書類」とあるのは「有価証券報告書及びその添付書類」と、「届出者」とあるのは「有価証券報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第九条第一項中「届出者」とあるのは「有価証券報告

「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第十条第一項中「届出者」とあるのは「有価証券報告書の提出者」と、「訂正届出書の提出を命じ、必要があると認めるときは、第四条第一項から第三項までの規定による届出の効力の停止」とあるのは「訂正報告書の提出」と読み替えるものとする。

2・4 (略)

(訂正確認書の提出)

第二十四条の四の三 第七条第一項、第九条第一項及び第十条第一項の規定は、確認書について準用する。この場合において、第七条第一項中「第四条第一項から第三項までの規定による届出の日以後当該届出がその効力を生ずることとなる日前において、第五条第一項及び第十三項の規定による届出書類」とあるのは「確認書」と、「届出者」とあるのは「確認書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正確認書」と、第九条第一項中「届出者」とあるのは「確認書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正確認書」と、第十条第一項中「届出者」とあるのは「確認書の提出者」と、「訂正届出書の提出を命じ、必要があると認めるときは、第四条第一項から第三項までの規定による届出の効力の停止」とあるのは「訂正確認書の提出」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2・3 (略)

「届出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第十条第一項中「届出者」とあるのは「有価証券報告書の提出者」と、「訂正届出書の提出を命じ、必要があると認めるときは、第四条第一項から第三項までの規定による届出の効力の停止」とあるのは「訂正報告書の提出」と読み替えるものとする。

2・4 (略)

(訂正確認書の提出)

第二十四条の四の三 第七条第一項、第九条第一項及び第十条第一項の規定は、確認書について準用する。この場合において、第七条第一項中「第四条第一項から第三項までの規定による届出の日以後当該届出がその効力を生ずることとなる日前において、第五条第一項及び第十項の規定による届出書類」とあるのは「確認書」と、「届出者」とあるのは「確認書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正確認書」と、第九条第一項中「届出者」とあるのは「確認書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正確認書」と、第十条第一項中「届出者」とあるのは「確認書の提出者」と、「訂正届出書の提出を命じ、必要があると認めるときは、第四条第一項から第三項までの規定による届出の効力の停止」とあるのは「訂正確認書の提出」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2・3 (略)

(訂正内部統制報告書の提出)

第二十四条の四の五 第七条第一項、第九条第一項及び第十条第一項の規定は、内部統制報告書及びその添付書類について準用する。この場合において、第七条第一項中「第四条第一項から第三項までの規定による届出の日以後当該届出がその効力を生ずることとなる日前において、第五条第一項及び第十三項の規定による届出書類」とあるのは「内部統制報告書及びその添付書類」と、「届出者」とあるのは「内部統制報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「内部統制報告書」と、「訂正報告書」と、「訂正報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「内部統制報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「内部統制報告書の提出者」と、「訂正届出書」を命じ、必要があるときは、第四条第一項から第三項までの規定による届出の効力の停止」とあるのは「訂正報告書の提出」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2・3 (略)

(四半期報告書の提出)

第二十四条の四の七 (略)

2・3 (略)

4 第七条第一項、第九条第一項及び第十条第一項の規定は四半期報告書について、第二十二条の規定は四半期報告書及びその訂正報告書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき

(訂正内部統制報告書の提出)

第二十四条の四の五 第七条第一項、第九条第一項及び第十条第一項の規定は、内部統制報告書及びその添付書類について準用する。この場合において、第七条第一項中「第四条第一項から第三項までの規定による届出の日以後当該届出がその効力を生ずることとなる日前において、第五条第一項及び第十項の規定による届出書類」とあるのは「内部統制報告書及びその添付書類」と、「届出者」とあるのは「内部統制報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、「訂正報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「内部統制報告書の提出者」と、「訂正届出書」を命じ、必要があるときは、第四条第一項から第三項までの規定による届出の効力の停止」とあるのは「訂正報告書の提出」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2・3 (略)

(四半期報告書の提出)

第二十四条の四の七 (略)

2・3 (略)

4 第七条第一項、第九条第一項及び第十条第一項の規定は四半期報告書について、第二十二条の規定は四半期報告書及びその訂正報告書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき

重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合について、それぞれ準用する。この場合において、第七条第一項中「第四条第一項から第三項までの規定による届出の日以後当該届出がその効力を生ずることとなる日前において、第五条第一項及び第十三項の規定による届出書類」とあるのは「四半期報告書（第二十四条の四の七第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による四半期報告書をいう。以下この条、第九条第一項、第十条第一項及び第二十二条において同じ。）」と、「届出者」とあるのは「四半期報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第九条第一項中「届出者」とあるのは「四半期報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第十条第一項中「届出者」とあるのは「四半期報告書の提出者」と、「訂正届出書の提出を命じ、必要があると認めるときは、第四条第一項から第三項までの規定による届出の効力の停止」とあるのは「訂正報告書の提出」と、第二十二条第一項中「有価証券届出書の届出者が発行者である有価証券を募集又は売出しによらないで取得した者」とあるのは「四半期報告書又はその訂正報告書の提出者が発行者である有価証券を取得した者」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十四条の四の七第四項において準用する前項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5  
5  
13  
(略)

重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合について、それぞれ準用する。この場合において、第七条第一項中「第四条第一項から第三項までの規定による届出の日以後当該届出がその効力を生ずることとなる日前において、第五条第一項及び第十項の規定による届出書類」とあるのは「四半期報告書（第二十四条の四の七第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による四半期報告書をいう。以下この条、第九条第一項、第十条第一項及び第二十二条において同じ。）」と、「届出者」とあるのは「四半期報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第九条第一項中「届出者」とあるのは「四半期報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第十条第一項中「届出者」とあるのは「四半期報告書の提出者」と、「訂正届出書の提出を命じ、必要があると認めるときは、第四条第一項から第三項までの規定による届出の効力の停止」とあるのは「訂正報告書の提出」と、第二十二条第一項中「有価証券届出書の届出者が発行者である有価証券を募集又は売出しによらないで取得した者」とあるのは「四半期報告書又はその訂正報告書の提出者が発行者である有価証券を取得した者」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十四条の四の七第四項において準用する前項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5  
5  
13  
(略)

(半期報告書及び臨時報告書の提出)

第二十四条の五 (略)

254 (略)

5 第七条第一項、第九条第一項及び第十条第一項の規定は半期報告書及び臨時報告書について、第二十二條の規定は半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合について、それぞれ準用する。この場合において、第七条第一項中「第四条第一項から第三項までの規定による届出の日以後当該届出がその効力を生ずることとなる日前において、第五条第一項及び第十三項の規定による届出書類」とあるのは「半期報告書(第二十四条の五第一項(同条第三項において準用する場合を含む。))に規定する半期報告書をいう。以下この条、第九条第一項、第十条第一項及び第二十二條において同じ。」又は臨時報告書(第二十四条の五第四項に規定する臨時報告書をいう。以下この条、第九条第一項、第十条第一項及び第二十二條において同じ。)」と、「届出者」とあるのは「半期報告書又は臨時報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第九条第一項中「届出者」とあるのは「半期報告書又は臨時報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第十条第一項中「届出者」とあるのは「半期報告書又は臨時報告書の提出者」と、「訂正届出書の提出を命じ、必要があるとき認めるときは、第四条第一項から第三項までの規定による

(半期報告書及び臨時報告書の提出)

第二十四条の五 (略)

254 (略)

5 第七条第一項、第九条第一項及び第十条第一項の規定は半期報告書及び臨時報告書について、第二十二條の規定は半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合について、それぞれ準用する。この場合において、第七条第一項中「第四条第一項から第三項までの規定による届出の日以後当該届出がその効力を生ずることとなる日前において、第五条第一項及び第十項の規定による届出書類」とあるのは「半期報告書(第二十四条の五第一項(同条第三項において準用する場合を含む。))に規定する半期報告書をいう。以下この条、第九条第一項、第十条第一項及び第二十二條において同じ。」又は臨時報告書(第二十四条の五第四項に規定する臨時報告書をいう。以下この条、第九条第一項、第十条第一項及び第二十二條において同じ。)」と、「届出者」とあるのは「半期報告書又は臨時報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第九条第一項中「届出者」とあるのは「半期報告書又は臨時報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第十条第一項中「届出者」とあるのは「半期報告書又は臨時報告書の提出者」と、「訂正届出書の提出を命じ、必要があるとき認めるときは、第四条第一項から第三項までの規定による届

届出の効力の停止」とあるのは「訂正報告書の提出」と、第二十二  
条第一項中「有価証券届出書の届出者が発行者である有価証券を募  
集又は売出しによらないで取得した者」とあるのは「半期報告書又  
は臨時報告書若しくはこれらの訂正報告書の提出者が発行者である  
有価証券を取得した者」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第  
二十四条の五第五項において準用する前項」と読み替えるものとす  
る。

6～21 (略)

(自己株券買付状況報告書の提出)

第二十四条の六 金融商品取引所に上場されている株券、流通状況が  
金融商品取引所に上場されている株券に準ずるものとして政令で定  
める株券その他政令で定める有価証券(以下この条、第二十七条の  
二十二の二から第二十七条の二十二の四まで及び第六百六十七条にお  
いて「上場株券等」という。)の発行者は、会社法第五十六条第  
一項(同法第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場  
合を含む。)の規定による株主総会の決議若しくは取締役会の決議  
又はこれらに相当するものとして政令で定める機関の決定(以下こ  
の項において「決議等」という。)があつた場合には、内閣府令で  
定めるところにより、当該決議等があつた株主総会若しくは取締役  
会又はこれらに相当するものとして政令で定める会議(以下この項  
において「株主総会等」という。)の終結した日の属する月から同  
法第五十六条第一項第三号に掲げる期間の満了する日又はこれに

出の効力の停止」とあるのは「訂正報告書の提出」と、第二十二  
条第一項中「有価証券届出書の届出者が発行者である有価証券を募集  
又は売出しによらないで取得した者」とあるのは「半期報告書又は  
臨時報告書若しくはこれらの訂正報告書の提出者が発行者である有  
価証券を取得した者」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第二  
十四条の五第五項において準用する前項」と読み替えるものとする  
。

6～21 (略)

(自己株券買付状況報告書の提出)

第二十四条の六 金融商品取引所に上場されている株券、流通状況が  
金融商品取引所に上場されている株券に準ずるものとして政令で定  
める株券その他政令で定める有価証券(以下この条、第二十七条の  
二十二の二から第二十七条の二十二の四まで及び第六百六十七条にお  
いて「上場株券等」という。)の発行者である会社は、会社法第百  
五十六条第一項(同法第六十五条第三項の規定により読み替えて  
適用する場合を含む。)の規定による株主総会の決議又は取締役会  
の決議があつた場合には、内閣府令で定めるところにより、当該決  
議があつた株主総会又は取締役会(以下この項において「株主総会  
等」という。)の終結した日の属する月から同法第五十六条第一  
項第三号に掲げる期間の満了する日の属する月までの各月(以下こ  
の項において「報告月」という。)ごとに、当該株主総会等の決議  
に基づいて各報告月中に行つた自己の株式に係る上場株券等の買付



書の提出を命じ、必要があると認めるときは、第四条第一項から第三項までの規定による届出の効力の停止」とあるのは「訂正報告書の提出」と、第二十二条第一項中「第二十一条第一号及び第三号に掲げる者」とあるのは「当該自己株券買付状況報告書を提出した発行者のその提出の時ににおける役員」と、「有価証券届出書の届出者が発行者である有価証券を募集又は売出しによらないで取得した者」とあるのは「自己株券買付状況報告書の提出者が発行者である有価証券を取得した者」と、同条第二項中「第二十一条第二項第一号及び第二号」とあるのは「第二十一条第二項第一号」と、「前項」とあるのは「第二十四条の六第二項において準用する前項」と読み替えるものとする。

3 (略)

2 (略)

3 第七条第一項、第九条第一項及び第十条第一項の規定は、親会社等状況報告書について準用する。この場合において、第七条第一項中「第四条第一項から第三項までの規定による届出の日以後当該届出がその効力を生ずることとなる日前において、第五条第一項及び第十三項の規定による届出書類」とあるのは「親会社等状況報告書(第二十四条の七第一項に規定する親会社等状況報告書をいう。以下同じ。）」と、「届出者」とあるのは「親会社等状況報告書の提出

の提出を命じ、必要があると認めるときは、第四条第一項から第三項までの規定による届出の効力の停止」とあるのは「訂正報告書の提出」と、第二十二条第一項中「第二十一条第一号及び第三号に掲げる者」とあるのは「当該自己株券買付状況報告書を提出した会社」のその提出の時ににおける役員」と、「有価証券届出書の届出者が発行者である有価証券を募集又は売出しによらないで取得した者」とあるのは「自己株券買付状況報告書の提出者が発行者である有価証券を取得した者」と、同条第二項中「第二十一条第二項第一号及び第二号」とあるのは「第二十一条第二項第一号」と、「前項」とあるのは「第二十四条の六第二項において準用する前項」と読み替えるものとする。

3 (略)

2 (略)

3 第七条第一項、第九条第一項及び第十条第一項の規定は、親会社等状況報告書について準用する。この場合において、第七条第一項中「第四条第一項から第三項までの規定による届出の日以後当該届出がその効力を生ずることとなる日前において、第五条第一項及び第十項の規定による届出書類」とあるのは「親会社等状況報告書(第二十四条の七第一項に規定する親会社等状況報告書をいう。以下同じ。）」と、「届出者」とあるのは「親会社等状況報告書の提出

出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第九条第一項中「届出者」とあるのは「親会社等状況報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第十条第一項中「届出者」とあるのは「親会社等状況報告書の提出者」と、「訂正届出書の提出を命じ、必要があると認めるときは、第四条第一項から第三項までの規定による届出の効力の停止」とあるのは「訂正報告書の提出」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4～6 (略)

(有価証券届出書等の公衆縦覧)

第二十五条 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる書類（以下この条及び次条第一項において「縦覧書類」という。）を、当該縦覧書類を受理した日から当該各号に定める期間を経過する日（当該各号に掲げる訂正届出書、訂正発行登録書、訂正報告書又は訂正確認書にあつては、当該訂正の対象となつた当該各号に掲げる第五条第一項及び第十三項の規定による届出書及びその添付書類、同条第四項の規定を受ける届出書及びその添付書類、発行登録書及びその添付書類、有価証券報告書及びその添付書類、確認書、内部統制報告書及びその添付書類、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書又は親会社等状況報告書に係る当該経過する日、第五号及び第九号に掲げる確認書（当該確認書の対象が有価証券報告書及びその添付書類の訂正

者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第九条第一項中「届出者」とあるのは「親会社等状況報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第十条第一項中「届出者」とあるのは「親会社等状況報告書の提出者」と、「訂正届出書の提出を命じ、必要があると認めるときは、第四条第一項から第三項までの規定による届出の効力の停止」とあるのは「訂正報告書の提出」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4～6 (略)

(有価証券届出書等の公衆縦覧)

第二十五条 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる書類（以下この条及び次条第一項において「縦覧書類」という。）を、当該縦覧書類を受理した日から当該各号に定める期間を経過する日（当該各号に掲げる訂正届出書、訂正発行登録書、訂正報告書又は訂正確認書にあつては、当該訂正の対象となつた当該各号に掲げる第五条第一項及び第十項の規定による届出書及びその添付書類、同条第四項の規定を受ける届出書及びその添付書類、発行登録書及びその添付書類、有価証券報告書及びその添付書類、確認書、内部統制報告書及びその添付書類、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書又は親会社等状況報告書に係る当該経過する日、第五号及び第九号に掲げる確認書（当該確認書の対象が有価証券報告書及びその添付書類の訂正報

報告書、四半期報告書の訂正報告書又は半期報告書の訂正報告書である場合に限る。)にあつては、当該訂正の対象となつた有価証券報告書及びその添付書類、四半期報告書又は半期報告書に係る当該経過する日)までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

一 第五条第一項及び第十三項の規定による届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書(同条第四項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書を除く。)五年

二 十二 (略)

2 8 (略)

(会社以外の発行者に関する準用規定)

第二十七条 第二条の二、第五条から第十三条まで、第十五条から第二十四条の五の二まで及び第二十四条の七から前条までの規定は、発行者が会社以外の者(第五条第六項から第九項まで、第七条第二項、第九条第二項、第十条第二項、第二十四条第八項から第十三項まで、第二十四条の二第四項、第二十四条の四の二第六項(第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。)、第二十四条の四の三第三項、第二十四条の四の四第六項、第二十四条の四の五第三項、第二十四条の四の七第六項から第十一項まで並びに第二十四条の五第七項から第十二項まで及び第十五項から第十九項までの規定にあつては外国の者に限る。)である場合について準用する。この場合において、第五条第六項及

告書、四半期報告書の訂正報告書又は半期報告書の訂正報告書である場合に限る。)にあつては、当該訂正の対象となつた有価証券報告書及びその添付書類、四半期報告書又は半期報告書に係る当該経過する日)までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

一 第五条第一項及び第十項の規定による届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書(同条第四項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書を除く。)五年

二 十二 (略)

2 8 (略)

(会社以外の発行者に関する準用規定)

第二十七条 第二条の二、第五条から第十三条まで、第十五条から第二十四条の五の二まで及び第二十四条の七から前条までの規定は、発行者が会社以外の者(第五条第六項から第九項まで、第七条第二項、第九条第二項、第十条第二項、第二十四条第八項から第十三項まで、第二十四条の二第四項、第二十四条の四の二第六項(第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。)、第二十四条の四の三第三項、第二十四条の四の四第六項、第二十四条の四の五第三項、第二十四条の四の七第六項から第十一項まで並びに第二十四条の五第七項から第十二項まで及び第十五項から第十九項までの規定にあつては外国の者に限る。)である場合について準用する。この場合において、第五条第六項及

び第二十四条第八項中「外国会社」とあるのは「会社以外の外国の者」と、第五条第六項、第八項及び第九項、第七条第二項、第九条第二項並びに第十条第二項中「届出書提出外国会社」とあるのは「届出書提出外国者」と、第五条第十項から第十二項まで及び第七条第三項から第五項までの規定中「特定有価証券届出書提出会社」とあるのは「特定有価証券届出書提出者」と、第二十四条第八項及び第十項から第十三項まで、第二十四条の二第四項、第二十四条の四の二第六項、第二十四条の四の四第六項、第二十四条の四の七第六項及び第八項から第十一項まで並びに第二十四条の五第七項、第九項から第十二項まで及び第十五項から第十九項までの規定中「報告書提出外国会社」とあるのは「報告書提出外国者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(発行者による上場株券等の公開買付け)

第二十七条の二十二の二 上場株券等の当該上場株券等の発行者による取引所金融商品市場外における買付け等(買付けその他の有償の譲受けをいう。以下この条及び次条において同じ。)のうち、次に掲げるものに該当するものについては、公開買付けによらなければならない。ただし、取引所金融商品市場における有価証券の売買等に準ずるものとして政令で定める取引による買付け等については、この限りでない。

一 会社法第百五十六条第一項(同法第百六十五条第三項の規定に

び第二十四条第八項中「外国会社」とあるのは「会社以外の外国の者」と、第五条第六項、第八項及び第九項、第七条第二項、第九条第二項並びに第十条第二項中「届出書提出外国会社」とあるのは「届出書提出外国者」と、第二十四条第八項及び第十項から第十三項まで、第二十四条の二第四項、第二十四条の四の七第六項及び第八項から第十一項まで並びに第二十四条の五第七項、第九項から第十二項まで及び第十五項から第十九項までの規定中「報告書提出外国会社」とあるのは「報告書提出外国者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(発行者による上場株券等の公開買付け)

第二十七条の二十二の二 上場株券等の当該上場株券等の発行者による取引所金融商品市場外における買付け等(買付けその他の有償の譲受けをいう。以下この条及び次条において同じ。)のうち、次に掲げるものに該当するものについては、公開買付けによらなければならない。ただし、取引所金融商品市場における有価証券の売買等に準ずるものとして政令で定める取引による買付け等については、この限りでない。

一 会社法第百五十六条第一項(同法第百六十五条第三項の規定に

より読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。  
（）の規定又は他の法令の規定で同法第五十六条第一項の規定に相当するものとして政令で定めるものによる買付け等（同法第六十条第一項に規定する同法第五十八条第一項の規定による通知を行う場合を除く。）

二（略）

2～13（略）

（業務等に関する重要事実の公表等）

第二十七条の二十二の三 前条第一項に規定する公開買付けによる上場株券等の買付け等を行うおとする発行者は、当該発行者の重要事実（第六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実（内閣府令で定めるものを除く。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）であつて第六十六条第一項に規定する公表がされていないものがあるときは、公開買付届出書（前条第二項において準用する第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。以下この条及び次条において同じ。）を提出する日前に、内閣府令で定めるところにより、当該重要事実を公表しなければならない。

2 前条第一項に規定する公開買付けによる上場株券等の買付け等を行う場合において、公開買付者である発行者は、公開買付届出書を提出した日以後当該公開買付けに係る前条第二項において準用する第二十七条の五に規定する公開買付期間（第四項において準用する第二十七条の八第八項の規定により延長しなければならない期間を

より読み替えて適用する場合を含む。）の規定による買付け等（同法第六十条第一項に規定する同法第五十八条第一項の規定による通知を行う場合を除く。）

二（略）

2～13（略）

（業務等に関する重要事実の公表等）

第二十七条の二十二の三 前条第一項に規定する公開買付けによる上場株券等の買付け等を行うおとする会社は、当該会社の重要事実（第六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実（内閣府令で定めるものを除く。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）であつて第六十六条第一項に規定する公表がされていないものがあるときは、公開買付届出書（前条第二項において準用する第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。以下この条及び次条において同じ。）を提出する日前に、内閣府令で定めるところにより、当該重要事実を公表しなければならない。

2 前条第一項に規定する公開買付けによる上場株券等の買付け等を行う場合において、公開買付者である会社は、公開買付届出書を提出した日以後当該公開買付けに係る前条第二項において準用する第二十七条の五に規定する公開買付期間（第四項において準用する第二十七条の八第八項の規定により延長しなければならない期間を

含む。次条において同じ。）の末日までの間において、当該発行者に重要事実が生じたとき（公開買付届出書を提出する日前に生じた重要事実であつて第百六十六条第一項に規定する公表がされていないものがあることが判明したときを含む。）は、直ちに、内閣府令で定めるところにより、当該重要事実を公表し、かつ、当該公開買付けに係る上場株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをした者及び当該上場株券等の売付け等を行おうとする者に対して、当該公表の内容を通知しなければならない。

3 5 (略)

6 第十八条第一項の規定は、重要な事項について虚偽の表示があり、又は表示すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要事実の表示が欠けている第四項において準用する第二十七条の八第八項の規定による公告又は公表を行った発行者について準用する。この場合において、第十八条第一項中「当該有価証券を当該募集又は売出しに応じて取得した者」とあり、及び「当該有価証券を取得した者」とあるのは「当該公開買付けに応じて当該上場株券等の売付け等をした者」と、「その取得の申込みの際」とあるのは「その売付け等の際」と読み替えるものとする。

7 前項において準用する第十八条第一項の規定の適用がある場合において、当該発行者が前項に規定する公告又は公表を行った時における当該発行者の役員は、当該発行者と連帯して同項の規定による賠償の責めに任ずる。ただし、当該役員が、記載が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず

む。次条において同じ。）の末日までの間において、当該会社に重要事実が生じたとき（公開買付届出書を提出する日前に生じた重要事実であつて第百六十六条第一項に規定する公表がされていないものがあることが判明したときを含む。）は、直ちに、内閣府令で定めるところにより、当該重要事実を公表し、かつ、当該公開買付けに係る上場株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをした者及び当該上場株券等の売付け等を行おうとする者に対して、当該公表の内容を通知しなければならない。

3 5 (略)

6 第十八条第一項の規定は、重要な事項について虚偽の表示があり、又は表示すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要事実の表示が欠けている第四項において準用する第二十七条の八第八項の規定による公告又は公表を行った会社について準用する。この場合において、第十八条第一項中「当該有価証券を当該募集又は売出しに応じて取得した者」とあり、及び「当該有価証券を取得した者」とあるのは「当該公開買付けに応じて当該上場株券等の売付け等をした者」と、「その取得の申込みの際」とあるのは「その売付け等の際」と読み替えるものとする。

7 前項において準用する第十八条第一項の規定の適用がある場合において、当該会社が前項に規定する公告又は公表を行った時における当該会社の役員は、当該会社と連帯して同項の規定による賠償の責めに任ずる。ただし、当該役員が、記載が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知る

ず知ることができなかつたことを証明したときは、この限りでない。

8 (略)

(公表等の不実施又は虚偽の公表等による損害の賠償責任)

第二十七条の二十二の四 前条第一項又は第二項の規定による公表又は通知(以下この条において「公表等」という。)をしなければならぬ重要事実についての公表等をせず、又は虚偽の公表等をした発行者は、公開買付けに応じて上場株券等の売付け等をした者に対し、公表等がされず又は公表等が虚偽であることにより生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該公開買付けに応じて当該上場株券等の売付け等をした者が、当該発行者に重要事実が生じており又は公表等の内容が虚偽であることを知っていたとき。

二 当該発行者が、当該発行者に重要事実が生じており又は公表等の内容が虚偽であることを知らず、かつ、当該公開買付け当時(前条第一項の規定による公表にあつては当該公開買付け届出書の提出の時、同条第二項の規定による公表又は通知にあつては当該公開買付け届出書を提出した日以後当該公開買付け期間の末日までの間をいう。次項において同じ。)において相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したとき。

2 前項本文の規定の適用がある場合において、当該公開買付け当時

ことができなかつたことを証明したときは、この限りでない。

8 (略)

(公表等の不実施又は虚偽の公表等による損害の賠償責任)

第二十七条の二十二の四 前条第一項又は第二項の規定による公表又は通知(以下この条において「公表等」という。)をしなければならぬ重要事実についての公表等をせず、又は虚偽の公表等をした会社は、公開買付けに応じて上場株券等の売付け等をした者に対し、公表等がされず又は公表等が虚偽であることにより生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該公開買付けに応じて当該上場株券等の売付け等をした者が、当該会社に重要事実が生じており又は公表等の内容が虚偽であることを知っていたとき。

二 当該会社が、当該会社に重要事実が生じており又は公表等の内容が虚偽であることを知らず、かつ、当該公開買付け当時(前条第一項の規定による公表にあつては当該公開買付け届出書の提出の時、同条第二項の規定による公表又は通知にあつては当該公開買付け届出書を提出した日以後当該公開買付け期間の末日までの間をいう。次項において同じ。)において相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したとき。

2 前項本文の規定の適用がある場合において、当該公開買付け当時

における当該発行者の役員は、当該発行者と連帯して同項の規定による賠償の責めに任ずる。ただし、当該役員が、当該発行者に重要事実が生じており又は公表等の内容が虚偽であることを知らず、かつ、当該公開買付け当時において相当な注意を用いたにもかかわらず、知ることができなかつたことを証明したときは、この限りでない。

(大量保有報告書の提出者等に対する報告の徴取及び検査)

第二十七条の三十 (略)

- 2 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、大量保有報告書に係る株券等の発行者又は参考人に対し、参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

3 (略)

(電子情報処理組織を使用する方法等による公開買付け届出書記載事項の提供等)

第二十七条の三十の十一 (略)

- 2 公開買付者(第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の三第二項に規定する公開買付者をいう。以下この項において同じ。)は、内閣府令で定める場合には、第二十七条の二十二の二第二項又は第三項において準用する第二十七条の三第四項の規定により当該公開買付け(第二十七条の二十二の二第二項において

における当該会社の役員は、当該会社と連帯して同項の規定による賠償の責めに任ずる。ただし、当該役員が、当該会社に重要事実が生じており又は公表等の内容が虚偽であることを知らず、かつ、当該公開買付け当時において相当な注意を用いたにもかかわらず、知ることができなかつたことを証明したときは、この限りでない。

(大量保有報告書の提出者等に対する報告の徴取及び検査)

第二十七条の三十 (略)

- 2 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社又は参考人に対し、参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

3 (略)

(電子情報処理組織を使用する方法等による公開買付け届出書記載事項の提供等)

第二十七条の三十の十一 (略)

- 2 公開買付者(第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の三第二項に規定する公開買付者をいう。以下この項において同じ。)は、内閣府令で定める場合には、第二十七条の二十二の二第二項又は第三項において準用する第二十七条の三第四項の規定により当該公開買付け(第二十七条の二十二の二第二項において

準用する第二十七条の三第一項に規定する公開買付けをいう。以下この項において同じ。)に係る公開買付届出書(第二十七条の二十の二第二項において準用する第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいい、その訂正届出書を含む。)を提出した日において、既に当該公開買付者が発行者である株券等に係る公開買付届出書(第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。)の提出をしている者がある場合において送付するものとされている書類の写しに代えて、当該公開買付けに係る公開買付届出書(第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいい、その訂正届出書を含む。)に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の内閣府令で定める方法により提供することができる。この場合において、当該公開買付者は、当該書類の写しを送付したものとみなす。

3 (略)

4 株券等の保有者は、内閣府令で定める場合には、第二十七条の二十七(第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該株券等の発行者に送付するものとされている書類の写しに代えて、当該書類の写しに係る第二十七条の二十七(第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。)に規定する書類に記載すべき事項(第二十七条の二十八第三項(第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。))の規定により公衆の縦覧に供しないものとされている部分を除く。)を電子情報処理組

準用する第二十七条の三第一項に規定する公開買付けをいう。以下この項において同じ。)に係る公開買付届出書(第二十七条の二十の二第二項において準用する第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいい、その訂正届出書を含む。)を提出した日において、既に当該公開買付者である会社が発行者である株券等に係る公開買付届出書(第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。)の提出をしている者がある場合において送付するものとされている書類の写しに代えて、当該公開買付けに係る公開買付届出書(第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいい、その訂正届出書を含む。)に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の内閣府令で定める方法により提供することができる。この場合において、当該公開買付者は、当該書類の写しを送付したものとみなす。

3 (略)

4 株券等の保有者は、内閣府令で定める場合には、第二十七条の二十七(第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該株券等の発行者である会社に送付するものとされている書類の写しに代えて、当該書類の写しに係る第二十七条の二十七(第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。)に規定する書類に記載すべき事項(第二十七条の二十八第三項(第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。))の規定により公衆の縦覧に供しないものとされている部分を除く。)を電子

織を使用する方法その他の内閣府令で定める方法により提供することができる。この場合において、当該株券等の保有者は、当該書類の写しを送付したものとみなす。

(禁止行為)

第四十二条の二 金融商品取引業者等は、その行う投資運用業に関して、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第一号及び第二号に掲げる行為にあつては、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除く。

一～五 (略)

六 運用財産の運用として行つた取引により生じた権利者の損失の全部若しくは一部を補填し、又は運用財産の運用として行つた取引により生じた権利者の利益に追加するため、当該権利者又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させること(事故による損失又は当該権利者と金融商品取引業者等との間で行われる有価証券の売買その他の取引に係る金銭の授受の用に供することを目的としてその受益権が取得又は保有されるものとして内閣府令で定める投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託をいう。)の元本に生じた損失の全部又は一部を補填する場合を除く。)

七 (略)

情報処理組織を使用する方法その他の内閣府令で定める方法により提供することができる。この場合において、当該株券等の保有者は、当該書類の写しを送付したものとみなす。

(禁止行為)

第四十二条の二 金融商品取引業者等は、その行う投資運用業に関して、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第一号及び第二号に掲げる行為にあつては、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除く。

一～五 (略)

六 運用財産の運用として行つた取引により生じた権利者の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は運用財産の運用として行つた取引により生じた権利者の利益に追加するため、当該権利者又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させること(事故による損失の全部又は一部を補てんする場合を除く。)

七 (略)

(報告の徴取及び検査)

第五十六条の二 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、金融商品取引業者等、これと取引をする者、当該金融商品取引業者等（登録金融機関を除く。）がその総株主等の議決権の過半数を保有する銀行等（以下この項において「子特定法人」という。）、当該金融商品取引業者等を子会社（第二十九条の四第三項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）とする株式会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条第四項第一号に規定する株式会社をいう。以下この条において同じ。）若しくは当該金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該金融商品取引業者等の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料（当該子特定法人にあつては、当該金融商品取引業者等（登録金融機関を除く。）の財産に関し参考となるべき報告又は資料に限る。）の提出を命じ、又は当該職員に当該金融商品取引業者等、当該子特定法人、当該金融商品取引業者等を子会社とする持株会社若しくは当該金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査（当該子特定法人にあつては当該金融商品取引業者等（登録金融機関を除く。）の財産に関し必要な検査に、当該金融商品取引業者等を子会社とする持株会社又は当該金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者にあつては当該金融商品取引業者等の業務又は財産に関し

(報告の徴取及び検査)

第五十六条の二 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、金融商品取引業者等、これと取引をする者、当該金融商品取引業者等（登録金融機関を除く。）がその総株主等の議決権の過半数を保有する銀行等（以下この項において「子特定法人」という。）、当該金融商品取引業者等を子会社（第二十九条の四第三項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）とする株式会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条第四項第一号に規定する株式会社をいう。以下この条において同じ。）若しくは当該金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者に対し当該金融商品取引業者等の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料（当該子特定法人にあつては、当該金融商品取引業者等（登録金融機関を除く。）の財産に関し参考となるべき報告又は資料に限る。）の提出を命じ、又は当該職員に当該金融商品取引業者等、当該子特定法人、当該金融商品取引業者等を子会社とする持株会社若しくは当該金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査（当該子特定法人にあつては当該金融商品取引業者等（登録金融機関を除く。）の財産に関し必要な検査に、当該金融商品取引業者等を子会社とする持株会社又は当該金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者にあつては当該金融商品取引業者等の業務又は財産に関し必要な検査に限る。）をさせることができる。

必要な検査に限る。)をさせることができる。

254 (略)

(報告の徴取及び検査)

第五十七条の二十三 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、指定親会社、これと取引をする者、当該指定親会社の子会社等(第五十七条の十二項に規定する子会社等をいう。以下この条において同じ。)若しくは当該指定親会社から業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。以下この条において同じ。)(一)に対し対象特別金融商品取引業者若しくは当該指定親会社の業務若しくは財産に参考となるべき報告若しくは資料(当該子会社等にあつては、当該対象特別金融商品取引業者又は当該指定親会社の財産に参考となるべき報告又は資料に限る。)(二)の提出を命じ、又は当該職員に当該指定親会社、当該子会社等若しくは当該指定親会社から業務の委託を受けた者の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査(当該子会社等にあつては当該対象特別金融商品取引業者又は当該指定親会社から業務の委託を受けた者にあつては当該対象特別金融商品取引業者又は当該指定親会社の業務又は財産に関する必要な検査に限る。)(三)をさせることができる。

(報告の徴取及び検査)

254 (略)

(報告の徴取及び検査)

第五十七条の二十三 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、指定親会社、これと取引をする者、当該指定親会社の子会社等(第五十七条の十二項に規定する子会社等をいう。以下この条において同じ。)若しくは当該指定親会社から業務の委託を受けた者に対し対象特別金融商品取引業者若しくは当該指定親会社の業務若しくは財産に参考となるべき報告若しくは資料(当該子会社等にあつては、当該対象特別金融商品取引業者又は当該指定親会社の財産に参考となるべき報告又は資料に限る。)(二)の提出を命じ、又は当該職員に当該指定親会社、当該子会社等若しくは当該指定親会社から業務の委託を受けた者の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査(当該子会社等にあつては当該対象特別金融商品取引業者又は当該指定親会社の財産に関する必要な検査に、当該指定親会社から業務の委託を受けた者にあつては当該対象特別金融商品取引業者又は当該指定親会社の業務又は財産に関する必要な検査に限る。)(三)をさせることができる。

(報告の徴取及び検査)

第六十条の十一 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、取引所取引許可業者、取引所取引許可業者と取引を行う者若しくは当該取引所取引許可業者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）に対し当該取引所取引許可業者の取引所取引業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該取引所取引許可業者の取引所取引業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査（当該取引所取引許可業者から業務の委託を受けた者にあつては、当該取引所取引許可業者の業務又は財産に関し必要なものに限る。）をさせることができる。

（適格機関投資家等特例業務）

第六十三条（略）

256（略）

7 内閣総理大臣は、特例業務届出者の業務に係る状況を確認するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該特例業務届出者、これと取引をする者又は当該特例業務届出者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。次項において同じ。）に対し第二項の届出に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

8（略）

第六十条の十一 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、取引所取引許可業者、取引所取引許可業者と取引を行う者若しくは当該取引所取引許可業者から業務の委託を受けた者に対し当該取引所取引許可業者の取引所取引業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該取引所取引許可業者の取引所取引業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査（当該取引所取引許可業者から業務の委託を受けた者にあつては、当該取引所取引許可業者の業務又は財産に関し必要なものに限る。）をさせることができる。

（適格機関投資家等特例業務）

第六十三条（略）

256（略）

7 内閣総理大臣は、特例業務届出者の業務に係る状況を確認するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該特例業務届出者、これと取引をする者又は当該特例業務届出者から業務の委託を受けた者に対し第二項の届出に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

8（略）

(報告の徴取及び検査)

第六十六条の四十五 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、信用格付業者、これと取引をする者、当該信用格付業者から業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。))を受けた者を含む。以下

この項において同じ。)若しくは当該信用格付業者の関係法人(当該信用格付業者の子法人、当該信用格付業者を子法人とする法人又は当該信用格付業者を子法人とする法人の子法人(当該信用格付業者を除く。))であつて、信用格付の付与又は提供若しくは閲覧に供する行為を業として行う法人をいう。以下この項において同じ。)に対し当該信用格付業者の業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該信用格付業者、当該信用格付業者から業務の委託を受けた者若しくは当該信用格付業者の関係法人の業務の状況若しくは書類その他の物件の検査(当該信用格付業者から業務の委託を受けた者又は当該信用格付業者の関係法人にあつては、当該信用格付業者の業務に関し必要な検査に限る。)をさせることができる。

2 (略)

(報告の徴取及び検査)

第七十五条 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、認可協会、店頭売買有価証券若しくは取

(報告の徴取及び検査)

第六十六条の四十五 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、信用格付業者、これと取引をする者、当該信用格付業者から業務の委託を受けた者若しくは当該信用格付業者の関係法人(当該信用格付業者の子法人、当該信用格付業者を子法人とする法人又は当該信用格付業者を子法人とする法人の子法人(当該信用格付業者を除く。))であつて、信用格付の付与又は提供若しくは閲覧に供する行為を業として行う法人をいう。以下この項において同じ。)に対し当該信用格付業者の業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該信用格付業者、当該信用格付業者から業務の委託を受けた者若しくは当該信用格付業者の関係法人の業務の状況若しくは書類その他の物件の検査(当該信用格付業者から業務の委託を受けた者又は当該信用格付業者の関係法人にあつては、当該信用格付業者の業務に関し必要な検査に限る。)をさせることができる。

2 (略)

(報告の徴取及び検査)

第七十五条 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、認可協会、店頭売買有価証券若しくは取

保有価証券の発行者又は当該認可協会から業務の委託を受けた者〔その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。〕に対し当該認可協会の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該認可協会又は当該認可協会から業務の委託を受けた者の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査（当該認可協会から業務の委託を受けた者にあつては、当該認可協会の業務又は財産に関し必要なものに限る。）をさせることができる。

（報告の徴取及び立入検査）

第七十九条の四 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、認定協会又は当該認定協会から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、当該認定協会又は当該認定協会から業務の委託を受けた者の事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査（当該認定協会から業務の委託を受けた者にあつては、当該認定協会の業務又は財産に関し必要なものに限る。）をさせ、若しくは関係者に質問（当該認定協会から業務の委託を受けた者にあつては、当該認定協会の業務又は財産に関し必要なものに限る。）をさせることができる。

保有価証券の発行者又は当該認可協会から業務の委託を受けた者に対し当該認可協会の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該認可協会又は当該認可協会から業務の委託を受けた者の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査（当該認可協会から業務の委託を受けた者にあつては、当該認可協会の業務又は財産に関し必要なものに限る。）をさせることができる。

（報告の徴取及び立入検査）

第七十九条の四 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、認定協会又は当該認定協会から業務の委託を受けた者に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、当該認定協会又は当該認定協会から業務の委託を受けた者の事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査（当該認定協会から業務の委託を受けた者にあつては、当該認定協会の業務又は財産に関し必要なものに限る。）をさせ、若しくは関係者に質問（当該認定協会から業務の委託を受けた者にあつては、当該認定協会の業務又は財産に関し必要なものに限る。）をさせることができる。

（会員金融商品取引所と株式会社金融商品取引所との吸収合併契約）  
第三百二十九条 会員金融商品取引所と株式会社金融商品取引所とが吸収合併をする場合には、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 (略)

二 吸収合併存続株式会社金融商品取引所が吸収合併に際して吸収合併消滅会員金融商品取引所の会員に対してその持分に代わる株式等（株式又は金銭をいう。以下この款において同じ。）を交付するときは、当該株式等についての次に掲げる事項

イ・ロ (略)

三・四 (略)

（報告の徴取及び検査）

第五百十一条 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金融商品取引所、その子会社、その商品取引参加者（第十二条第二項又は第十三条第二項の規定により取引資格を与えられた者をいう。以下同じ。）、当該金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者又は当該金融商品取引所から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）に対し当該金融商品取引所、当該子会社若しくは当該商品取引参加者

（会員金融商品取引所と株式会社金融商品取引所との吸収合併契約）  
第三百二十九条 会員金融商品取引所と株式会社金融商品取引所とが吸収合併をする場合には、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 (略)

二 吸収合併存続株式会社金融商品取引所が吸収合併に際して吸収合併消滅会員金融商品取引所の会員に対してその持分に代わる株式等（株式又は金銭をいう。以下同じ。）を交付するときは、当該株式等についての次に掲げる事項

イ・ロ (略)

三・四 (略)

（報告の徴取及び検査）

第五百十一条 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金融商品取引所、その子会社、その商品取引参加者（第十二条第二項又は第十三条第二項の規定により取引資格を与えられた者をいう。以下同じ。）、当該金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者又は当該金融商品取引所から業務の委託を受けた者に対し当該金融商品取引所、当該子会社若しくは当該商品取引参加者の業務（当該商品取引参加者にあつては、その行う商品関連市場デリバティブ取引に関するものに限る。）

の業務（当該商品取引参加者にあつては、その行う商品関連市場デリバティブ取引に関するものに限る。）若しくは財産に参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該金融商品取引所、当該子会社、当該商品取引参加者若しくは当該金融商品取引所から業務の委託を受けた者の業務（当該商品取引参加者にあつては、その行う商品関連市場デリバティブ取引に関するものに限る。）若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査（当該子会社又は当該金融商品取引所から業務の委託を受けた者にあつては、当該金融商品取引所の業務又は財産に必要検査に限る。）をさせることができる。

（報告の徴取及び検査）

第百五十五条の九 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、外国金融商品取引所、外国金融商品取引所参加者若しくは当該外国金融商品取引所から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）に対し外国市場取引に参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該外国金融商品取引所の外国市場取引に係る業務の状況若しくは書類その他の物件を検査させることができる。

（報告の徴取及び検査）

第百五十六条の十五 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必

若しくは財産に参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該金融商品取引所、当該子会社、当該商品取引参加者若しくは当該金融商品取引所から業務の委託を受けた者の業務（当該商品取引参加者にあつては、その行う商品関連市場デリバティブ取引に関するものに限る。）若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査（当該子会社又は当該金融商品取引所から業務の委託を受けた者にあつては、当該金融商品取引所の業務又は財産に必要検査に限る。）をさせることができる。

（報告の徴取及び検査）

第百五十五条の九 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、外国金融商品取引所、外国金融商品取引所参加者若しくは当該外国金融商品取引所から業務の委託を受けた者に対し外国市場取引に参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該外国金融商品取引所の外国市場取引に係る業務の状況若しくは書類その他の物件を検査させることができる。

（報告の徴取及び検査）

第百五十六条の十五 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必

要かつ適當であると認めるときは、金融商品取引清算機関、その清算参加者若しくは当該金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）に対し当該金融商品取引清算機関の業務若しくは財産に参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該金融商品取引清算機関若しくは当該金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査（当該金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者にあつては、当該金融商品取引清算機関の業務又は財産に限り必要な検査に限る。）をさせることができる。

（報告の徴取及び検査）

第二百五十六条の二十の十二 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、外国金融商品取引清算機関、その清算参加者若しくは当該外国金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）に対し当該外国金融商品取引清算機関の金融商品債務引受業に係る業務若しくは財産に参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該外国金融商品取引清算機関若しくは当該外国金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者の金融商品債務引受業に係る業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の

要かつ適當であると認めるときは、金融商品取引清算機関、その清算参加者若しくは当該金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者に対し当該金融商品取引清算機関の業務若しくは財産に参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該金融商品取引清算機関若しくは当該金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査（当該金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者にあつては、当該金融商品取引清算機関の業務又は財産に限り必要な検査に限る。）をさせることができる。

（報告の徴取及び検査）

第二百五十六条の二十の十二 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、外国金融商品取引清算機関、その清算参加者若しくは当該外国金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者に対し当該外国金融商品取引清算機関の金融商品債務引受業に係る業務若しくは財産に参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該外国金融商品取引清算機関若しくは当該外国金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者の金融商品債務引受業に係る業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査（当該外国金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者にあつては、当該外国金融商品取引清算機

検査（当該外国金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者にあつては、当該外国金融商品取引清算機関の金融商品債務引受業に係る業務又は財産に関し必要な検査に限る。）をさせることができる。

（報告の徴取及び検査）

第一百五十六条の三十四 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、証券金融会社若しくは当該証券金融会社から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該証券金融会社の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、当該証券金融会社若しくは当該証券金融会社から業務の委託を受けた者の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査（当該証券金融会社から業務の委託を受けた者にあつては、当該証券金融会社の業務又は財産に関し必要なものに限る。）をさせることができる。

（上場等株券等の発行者が行うその売買に関する規制）

第六十二条の二 内閣総理大臣は、金融商品取引所に上場されている株券、店頭売買有価証券に該当する株券その他政令で定める有価証券（以下この条において「上場等株券等」という。）の発行者が行う会社法第一百五十六条第一項（同法第六十三条及び第六十五

関の金融商品債務引受業に係る業務又は財産に関し必要な検査に限る。）をさせることができる。

（報告の徴取及び検査）

第一百五十六条の三十四 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、証券金融会社若しくは当該証券金融会社から業務の委託を受けた者に対し、当該証券金融会社の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、当該証券金融会社若しくは当該証券金融会社から業務の委託を受けた者の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査（当該証券金融会社から業務の委託を受けた者にあつては、当該証券金融会社の業務又は財産に関し必要なものに限る。）をさせることができる。

（上場等株券の発行者である会社が行うその売買に関する規制）

第六十二条の二 内閣総理大臣は、金融商品取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券に該当する株券（以下この条において「上場等株券」という。）の発行者である会社が行う会社法第一百五十六条第一項（同法第六十三条及び第六十五条第三項の規定に

条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第九十九条第一項(処分する自己株式を引き受ける者を募集しようとする場合に限る。)の規定(これらに相当するものとして政令で定める法令の規定を含む。)又はこれらに相当する外国の法令の規定(当該発行者が外国の者である場合に限る。)による上場等株券等の売買若しくはその委託等、信託会社等が信託契約に基づいて上場等株券等の発行者の計算において行うこれらの取引の委託等又は金融商品取引業者等若しくは取引所取引許可業者が行うこれらの取引の受託等その他の内閣府令で定めるものについて、取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場における上場等株券等の相場を操縦する行為を防止するため、上場等株券等の取引の公正の確保のため必要かつ適当であると認める事項を内閣府令で定めることができる。

(上場会社等の役員等による特定有価証券等の売買等の報告の提出)

第六百六十三条 第二条第一項第五号、第七号、第九号又は第十一号に掲げる有価証券(政令で定めるものを除く。)で金融商品取引所に上場されているもの、店頭売買有価証券又は取扱有価証券に該当するものその他の政令で定める有価証券の発行者(以下この条から第六百六十六条まで及び第六十七条の二第一項において「上場会社等」という。)の役員(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人である上場会社等(第六百六十六条にお

より読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第九十九条第一項(処分する自己株式を引き受ける者を募集しようとする場合に限る。)の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定(当該会社が外国会社である場合に限る。)による上場等株券の売買若しくはその委託等、信託会社等が信託契約に基づいて上場等株券の発行者である会社の計算において行うこれらの取引の委託等又は金融商品取引業者若しくは取引所取引許可業者が行うこれらの取引の受託等その他の内閣府令で定めるものについて、取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場における上場等株券の相場を操縦する行為を防止するため、上場等株券の取引の公正の確保のため必要かつ適当であると認める事項を内閣府令で定めることができる。

(上場会社等の役員等による特定有価証券等の売買等の報告の提出)

第六百六十三条 第二条第一項第五号、第七号、第九号又は第十一号に掲げる有価証券(政令で定めるものを除く。)で金融商品取引所に上場されているもの、店頭売買有価証券又は取扱有価証券に該当するものその他の政令で定める有価証券の発行者(以下この条から第六百六十六条まで及び第六十七条の二第一項において「上場会社等」という。)の役員(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人である上場会社等(第六百六十六条にお

て「上場投資法人等」という。)の資産運用会社(同法第二条第二十一項に規定する資産運用会社をいう。第六十六條において同じ。)の役員を含む。以下この条から第六十五條までにおいて同じ。及び主要株主(自己又は他人(仮設人を含む。))の名義をもつて総株主等の議決権の百分の十以上の議決権(取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。)を保有している株主をいう。以下この条から第六十六條までにおいて同じ。は、自己の計算において当該上場会社等の第二条第一項第五号、第七号、第九号若しくは第十一号に掲げる有価証券(政令で定めるものを除く。)その他の政令で定める有価証券(以下この条から第六十六條までにおいて「特定有価証券」という。)又は当該上場会社等の特定有価証券に係るオプションを表示する同項第十九号に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券(以下この項において「関連有価証券」という。)に係る買付け等(特定有価証券又は関連有価証券(以下この条から第六十六條まで、第六十七條の二第一項、第六七十五條の二及び第六九十七條の二第十四号において「特定有価証券等」という。))の買付けその他の取引で政令で定めるものをいう。以下この条、次条及び第六十五條の二において同じ。又は売付け等(特定有価証券等の売付けその他の取引で政令で定めるものをいう。以下この条から第六十五條の二までにおいて同じ。))をした場合(当該役員又は主要株主が委託者又は受益者である信託の受託者が当該上場会社等の特定有価証券等に係る買付け等又は売付け等をする場合であつて内閣府令で定める場合を

て「上場投資法人等」という。)の資産運用会社(同法第二条第九項に規定する資産運用会社をいう。第六十六條において同じ。)の役員を含む。以下この条から第六十五條までにおいて同じ。及び主要株主(自己又は他人(仮設人を含む。))の名義をもつて総株主等の議決権の百分の十以上の議決権(取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。)を保有している株主をいう。以下この条から第六十六條までにおいて同じ。は、自己の計算において当該上場会社等の第二条第一項第五号、第七号、第九号若しくは第十一号に掲げる有価証券(政令で定めるものを除く。)その他の政令で定める有価証券(以下この条から第六十六條までにおいて「特定有価証券」という。)又は当該上場会社等の特定有価証券に係るオプションを表示する同項第十九号に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券(以下この項において「関連有価証券」という。)に係る買付け等(特定有価証券又は関連有価証券(以下この条から第六十六條まで、第六十七條の二第一項、第六七十五條の二及び第六九十七條の二第十四号において「特定有価証券等」という。))の買付けその他の取引で政令で定めるものをいう。以下この条、次条及び第六十五條の二において同じ。又は売付け等(特定有価証券等の売付けその他の取引で政令で定めるものをいう。以下この条から第六十五條の二までにおいて同じ。))をした場合(当該役員又は主要株主が委託者又は受益者である信託の受託者が当該上場会社等の特定有価証券等に係る買付け等又は売付け等をする場合であつて内閣府令で定める場合を

含む。以下この条及び次条において同じ。）には、内閣府令で定めるところにより、その売買その他の取引（以下この項、次条及び第六十五条の二において「売買等」という。）に関する報告書を売買等があつた日の属する月の翌月十五日までに、内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、買付け等又は売付け等の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合は、この限りでない。

2 (略)

(上場会社等の役員等の短期売買利益の返還)

第六十四条 (略)

2 当該上場会社等の株主（保険契約者である社員、出資者又は投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資主をいい、同条第二十五項に規定する外国投資法人の社員を含む。）を含む。以下この項において同じ。）が上場会社等に対し前項の規定による請求を行うべき旨を要求した日の後六十日以内に上場会社等が同項の規定による請求を行わない場合においては、当該株主は、上場会社等に代位して、その請求を行うことができる。

3 9 (略)

(会社関係者の禁止行為)

第六十六条 (略)

2 前項に規定する業務等に関する重要事実とは、次に掲げる事実（第一号、第二号、第五号、第六号、第九号、第十号、第十二号及び

む。以下この条及び次条において同じ。）には、内閣府令で定めるところにより、その売買その他の取引（以下この項、次条及び第六十五条の二において「売買等」という。）に関する報告書を売買等があつた日の属する月の翌月十五日までに、内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、買付け等又は売付け等の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合は、この限りでない。

2 (略)

(上場会社等の役員等の短期売買利益の返還)

第六十四条 (略)

2 当該上場会社等の株主（保険契約者である社員、出資者又は投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資主をいい、同条第二十三項に規定する外国投資法人の社員を含む。）を含む。以下この項において同じ。）が上場会社等に対し前項の規定による請求を行うべき旨を要求した日の後六十日以内に上場会社等が同項の規定による請求を行わない場合においては、当該株主は、上場会社等に代位して、その請求を行うことができる。

3 9 (略)

(会社関係者の禁止行為)

第六十六条 (略)

2 前項に規定する業務等に関する重要事実とは、次に掲げる事実（第一号、第二号、第五号、第六号、第九号、第十号、第十二号及び

第十三号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。）をいう。

一〇八 (略)

九 当該上場会社等（上場投資法人等に限る。次号から第十四号までにおいて同じ。）の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る事項を行わないことを決定したこと。

イ・ロ (略)

ハ 投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の二第一項（同法第八十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による自己の投資口の取得

ニ 投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の十三に規定する新投資口予約権無償割当て

ホ〜チ (略)

リ イからチまでに掲げる事項に準ずる事項として政令で定める事項

十 (略)

十一 当該上場会社等の営業収益、経常利益若しくは純利益（第四項第二号において「営業収益等」という。）又は第九号へに規定する分配について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間（投資信託及び投資法人に関

第十三号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。）をいう。

一〇八 (略)

九 当該上場会社等（上場投資法人等に限る。次号から第十四号までにおいて同じ。）の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る事項を行わないことを決定したこと。

イ・ロ (略)

(新設)

(新設)

ハ〜ヘ (略)

ト イからヘまでに掲げる事項に準ずる事項として政令で定める事項

十 (略)

十一 当該上場会社等の営業収益、経常利益若しくは純利益（第四項第二号において「営業収益等」という。）又は第九号ニに規定する分配について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間（投資信託及び投資法人に関

する法律第二百二十九条第二項に規定する営業期間をいう。以下この号において同じ。)の実績値)に比較して当該上場会社等が新たに算出した予想値又は当営業期間の決算において差異(投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当するものに限る。)が生じたこと。

十二〜十四 (略)

3 (略)

4 第一項、第二項第一号、第三号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十二号並びに前項の公表がされたとは、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める者により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこと又は当該各号に定める者が提出した第二十五条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する書類(同項第十一号に掲げる書類を除く。)にこれらの事項が記載されている場合において、当該書類が同項の規定により公衆の縦覧に供されたことをいう。

一 (略)

二 上場投資法人等に係る第一項に規定する業務等に関する重要事実であつて第二項第九号若しくは第十一号に規定するもの、上場投資法人等の業務執行を決定する機関の決定又は上場投資法人等の営業収益等若しくは同項第九号へに規定する分配 当該上場投資法人等

三・四 (略)

5 (略)

する法律第二百二十九条第二項に規定する営業期間をいう。以下この号において同じ。)の実績値)に比較して当該上場会社等が新たに算出した予想値又は当営業期間の決算において差異(投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当するものに限る。)が生じたこと。

十二〜十四 (略)

3 (略)

4 第一項、第二項第一号、第三号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十二号並びに前項の公表がされたとは、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める者により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこと又は当該各号に定める者が提出した第二十五条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する書類(同項第十一号に掲げる書類を除く。)にこれらの事項が記載されている場合において、当該書類が同項の規定により公衆の縦覧に供されたことをいう。

一 (略)

二 上場投資法人等に係る第一項に規定する業務等に関する重要事実であつて第二項第九号若しくは第十一号に規定するもの、上場投資法人等の業務執行を決定する機関の決定又は上場投資法人等の営業収益等若しくは同項第九号二に規定する分配 当該上場投資法人等

三・四 (略)

5 (略)

6 第一項及び第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 (略)

二 新株予約権等（新株予約権又は投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七項に規定する新投資口予約権をいう。）を有する者が当該新株予約権等を行使用することにより株券又は第二条第一項第十一号に規定する投資証券を取得する場合

二の二～四 (略)

四の二 会社法第百五十六条第一項（同法第百六十三条及び第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定若しくは投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の二第二項（同法第八十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による自己の株式等（株式又は投資口をいう。以下この号において同じ。）の取得についての当該上場会社等の会社法第百五十六条第一項の規定による株主総会若しくは取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）（同項各号に掲げる事項に係るものに限る。）若しくは投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の二第三項の規定による役員会の決議（同条第一項各号に掲げる事項に係るものに限る。）又はこれらに相当する外国の法令の規定に基づいて行う決議等（以下この号において「株主総会決議等」という。）について第一項に規定する公表（当該株主総会決議等の内容が当該上場会社等の業務執行を決定する機関の決定

6 第一項及び第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 (略)

二 新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使用することにより株券を取得する場合

二の二～四 (略)

四の二 会社法第百五十六条第一項（同法第百六十三条及び第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による自己の株式の取得についての当該上場会社等の同法第百五十六条第一項の規定による株主総会若しくは取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）（同項各号に掲げる事項に係るものに限る。）又はこれらに相当する外国の法令の規定に基づいて行う決議等（以下この号において「株主総会決議等」という。）について第一項に規定する公表（当該株主総会決議等の内容が当該上場会社等の業務執行を決定する機関の決定と同一の内容であり、かつ、当該株主総会決議等の前に当該決定について同項に規定する公表がされている場合の当該公表を含む。）がされた後、当該株主総会決議等に基づいて当該自己の株式に係る株券若しくは株券に係る権利を表示する第二条第一項第二十号に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（以下この号において「株券等」という。）又は株券等の売買に係

と同一の内容であり、かつ、当該株主総会決議等の前に当該決定について同項に規定する公表がされている場合の当該公表を含む。がされた後、当該株主総会決議等に基づいて当該自己の株式等に係る株券若しくは株券に係る権利を表示する第二条第一項第二十号に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（以下この号において「株券等」という。）又は株券等の売買に係るオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る株券等の売買において買主としての地位を取得するものに限る。以下この号において同じ。）の買付けをする場合（当該自己の株式等の取得についての当該上場会社等の業務執行を決定する機関の決定以外の第一項に規定する業務等に関する重要事実について、同項に規定する公表がされていない場合（当該自己の株式等の取得以外の会社法第五十六条第一項の規定若しくは投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の二第一項の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による自己の株式等の取得について、この号の規定に基づいて当該自己の株式等に係る株券等又は株券等の売買に係るオプションの買付けをする場合を除く。）を除く。）

五〇十二（略）

（公開買付者等関係者の禁止行為）

第六十七條（略）

二〇四（略）

るオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る株券等の売買において買主としての地位を取得するものに限る。以下この号において同じ。）の買付けをする場合（当該自己の株式の取得についての当該上場会社等の業務執行を決定する機関の決定以外の第一項に規定する業務等に関する重要事実について、同項に規定する公表がされていない場合（当該自己の株式の取得以外の同法第五十六条第一項の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による自己の株式の取得について、この号の規定に基づいて当該自己の株式に係る株券等又は株券等の売買に係るオプションの買付けをする場合を除く。）を除く。）

五〇十二（略）

（公開買付者等関係者の禁止行為）

第六十七條（略）

二〇四（略）

5 第二項及び第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 (略)

二 新株予約権(これに準ずるものとして政令で定める権利を含む。)  
を有する者が当該新株予約権を行使することにより株券(これに準ずるものとして政令で定める有価証券を含む。)を取得する場合

二の二(略)

第百九十九条 第七十五条、第七十九条の四、第百六条の六第二項において準用する同条第一項、第百六条の二十第二項において準用する同条第一項、第百六条の二十七(第百九条において準用する場合を含む。)、第百五十一条(第百五十三条の四において準用する場合を含む。)、第百五十五条の九、第百五十六条の十五、第百五十六条の二十の十二、第百五十六条の三十四、第百五十六条の五十八若しくは第百五十六条の八十の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した場合には、その行為をした認可金融商品取引業協会若しくは第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会、金融商品取引所、第八十五条第一項に規定する自主規制法人、金融商品取引所持株会社、商品取引所、商品取引所持株会社、外国金融商品取引所、金融商品取引清算機関、外国金融商品取引清算機関、証券金融会社、第百五十六条の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関若しくは取引情報蓄積機関(以下この条において「認可金融商品取引業協会等」という。)

5 第一項及び第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 (略)

二 新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより株券を取得する場合

二の二(略)

第百九十九条 第七十五条、第七十九条の四、第百六条の六第二項において準用する同条第一項、第百六条の二十第二項において準用する同条第一項、第百六条の二十七(第百九条において準用する場合を含む。)、第百五十一条(第百五十三条の四において準用する場合を含む。)、第百五十五条の九、第百五十六条の十五、第百五十六条の二十の十二、第百五十六条の三十四、第百五十六条の五十八若しくは第百五十六条の八十の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した場合には、その行為をした認可金融商品取引業協会若しくは第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会、金融商品取引所、第八十五条第一項に規定する自主規制法人、金融商品取引所持株会社、商品取引所、商品取引所持株会社、外国金融商品取引所、金融商品取引清算機関、外国金融商品取引清算機関、証券金融会社、第百五十六条の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関若しくは取引情報蓄積機関(以下この条において「認可金融商品取引業協会等」という。)

、金融商品取引所の子会社（第八十七条の三第三項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）、金融商品取引所持株会社の子会社、商品取引所の子会社、商品取引所持株会社の子会社、商品取引参加者、金融商品取引所に上場されている有価証券若しくは店頭売買有価証券の発行者、外国金融商品取引所の外国金融商品取引所参加者、金融商品取引清算機関若しくは外国金融商品取引清算機関の清算参加者若しくは取引情報蓄積機関と取引情報収集契約を締結した者の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は認可金融商品取引業協会等から業務の委託を受けた者（その者から委託（二）以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含み、法人である場合にあつては、その代表者、代理人、使用人その他の従業者）は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

、金融商品取引所の子会社（第八十七条の三第三項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）、金融商品取引所持株会社の子会社、商品取引所の子会社、商品取引所持株会社の子会社、商品取引参加者、金融商品取引所に上場されている有価証券若しくは店頭売買有価証券の発行者、外国金融商品取引所の外国金融商品取引所参加者、金融商品取引清算機関若しくは外国金融商品取引清算機関の清算参加者若しくは取引情報蓄積機関と取引情報収集契約を締結した者の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は認可金融商品取引業協会等から業務の委託を受けた者（法人である場合にあつては、その代表者、代理人、使用人その他の従業者）は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 罰則（第十五条の二―第二十四条）</p> <p>附則</p> <p>第六章 罰則</p> <p>第十五条の二  次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一  第二条第一項において準用する信託業法第二十四条第一項第一号の規定に違反して、同号に掲げる行為（同法第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものを除く。）をした者</p> <p>二  第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第一項の規定による報告書（同法第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものを除く。以下この号において同じ。）を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者</p> <p>第十七条  次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 罰則（第十六条―第二十四条）</p> <p>附則</p> <p>第六章 罰則</p> <p>（新設）</p> <p>第十七条  次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>

一 第二条第一項において準用する信託業法第二十四条第一項第一号の規定に違反して、同号に掲げる行為（同法第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものに限る。）をした者又は第二条第一項において準用する同法第二十四条第一項第三号若しくは第二号の規定に違反して、これらの規定に掲げる行為をした者

二 第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第一項の規定による報告書（同法第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものに限る。以下この号において同じ。）を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者

三 三十二（略）

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二（略）

（削る）

三 三六（略）

第二十一条 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたと

一 第二条第一項において準用する信託業法第二十四条第一項第一号、第三号又は第四号の規定に違反して、これらの規定に掲げる行為をした者

（新設）

二 三十一（略）

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二（略）

三 第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第一項の規定による報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者

四 三七（略）

第二十一条 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたと

きは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第十五条の二又は第十六条 三億円以下の罰金刑

二 第十七条（第九号を除く。） 二億円以下の罰金刑

三 （略）

四 第十七条第九号、第十八条（第二号を除く。）又は第十九条か

ら前条まで 各本条の罰金刑

2  
（略）

きは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第十六条 三億円以下の罰金刑

二 第十七条（第八号を除く。） 二億円以下の罰金刑

三 （略）

四 第十七条第八号、第十八条（第二号を除く。）又は第十九条か

ら前条まで 各本条の罰金刑

2  
（略）

四 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）

改正案	現行
<p>第十条（略）</p> <p>②③⑤（略）</p> <p>⑥ 第一項第三号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 農林中央金庫その他主務大臣の定める者（外国の法令に準拠して外国において銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業を営む者（同法第四条第五項に規定する銀行等を除く。次号及び第十一条の六の二において「外国銀行」という。）を除く。）の業務（同号に掲げる事業に該当するものを除く。）の代理又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）</p> <p>八の二 外国銀行の業務の代理又は媒介（外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、主務省令で定めるものに限る。）</p> <p>九〇七（略）</p> <p>⑦③④（略）</p> <p>第十一条の四 第十条第一項第三号の事業を行う組合の同一人（当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者を含む。以下この条にお</p>	<p>第十条（略）</p> <p>②③⑤（略）</p> <p>⑥ 第一項第三号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 農林中央金庫その他主務大臣の定める者（外国の法令に準拠して外国において銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業を営む者（同法第四条第五項に規定する銀行等を除く。）を除く。）の業務の代理又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）</p> <p>（新設）</p> <p>九〇七（略）</p> <p>⑦③④（略）</p> <p>第十一条の四 第十条第一項第三号の事業を行う組合の同一人（当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者を含む。以下この条にお</p>

いて同じ。)に対する信用の供与等(信用の供与又は出資(信用の供与又は出資に相当するものを含む。))として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)の額は、政令で定める区分ごとに、当該組合の自己資本の額に政令で定める率を乗じて得た額(以下この条において「信用供与等限度額」という。)を超えてはならない。ただし、信用の供与等を受けている者が合併をし、共同新設分割(法人が他の法人と共同してする新設分割をいう。)若しくは吸収分割をし、又は営業を譲り受けたことにより当該組合の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

② (略)

③ 前二項の規定は、次に掲げる信用の供与等については、適用しない。

一 国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等

二 信用の供与等を行う組合又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等その他の政令で定める信用の供与等

④ (略)

⑤ いかなる名義をもつてするかを問わず、又はいかなる方法をもつ

いて同じ。)に対する信用の供与等(信用の供与又は出資として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)の額は、政令で定める区分ごとに、当該組合の自己資本の額に政令で定める率を乗じて得た額(以下この条において「信用供与等限度額」という。)を超えてはならない。ただし、信用の供与等を受けている者が合併をし、共同新設分割(法人が他の法人と共同してする新設分割をいう。)若しくは吸収分割をし、又は営業を譲り受けたことにより当該組合の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

② (略)

③ 前二項の規定は、国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等については、適用しない。

④ (略)

(新設)

てするかを問わず、第一項の組合又はその子会社等が同項本文又は第二項前段の規定の適用を免れる目的で信用の供与等を行つた場合であつて、名義人以外の者が実質的に当該信用の供与等を受けるときは、当該信用の供与等は、当該組合又はその子会社等の実質的に当該信用の供与等を受ける者に対する信用の供与等として、これらの規定を適用する。

⑥ (略)

第十一条の六の二 第十条第一項第三号の事業を行う組合は、同条第六項第八号の二の事業を行おうとするときは、当該事業の委託を受ける旨の契約の相手方である外国銀行ごとに、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、行政庁の認可を受けなければならない。

第十一条の四十五 (略)

② (略)

③ 第一項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、同項の農業協同組合又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他農林水産省令で定める事由により当該農業協同組合の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該農業協同組合は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

④ (略)

⑤ (略)

(新設)

第十一条の四十五 (略)

② (略)

③ 第一項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、同項の農業協同組合又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他農林水産省令で定める事由により当該農業協同組合の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該農業協同組合は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

④ (略)

第十一条の四十七 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第四項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一〇五 (略)

六 新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める会社（当該会社の議決権を、当該農業協同組合連合会の子会社のうち前号に掲げる会社で主務省令で定めるもの（次号並びに次条第三項及び第四項において「特定子会社」という。）以外の子会社又は当該農業協同組合連合会が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて有していないものに限る。）

六の二 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動をを行う会社として主務省令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について主務省令で定める要件に該当しない会社（次条第一項及び第三項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該会社の議決権を、当該農業協同組合連合会の特定子会社以外の子会社又は当該農業協同組合連合会が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて有していないものに限る。）

七 (略)

② (略)

③ 第十一条の四十五第三項の規定は、第一項の農業協同組合連合会について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」と

第十一条の四十七 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第四項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一〇五 (略)

六 新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として主務省令で定める会社（当該会社の議決権を、当該農業協同組合連合会の子会社のうち前号に掲げる会社で主務省令で定めるもの（次条第三項において「特定子会社」という。）以外の子会社又は当該農業協同組合連合会が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて有していないものに限る。）

(新設)

七 (略)

② (略)

③ 第十一条の四十五第三項の規定は、第一項の農業協同組合連合会について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」と

あるのは「第十一条の四十七第一項」と、「子会社対象会社」とあるのは「同項に規定する子会社対象会社」と、「取得」とあるのは「取得、同項の農業協同組合連合会又はその子会社による同項第六号又は第六号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得」と、「農林水産省令」とあるのは「主務省令」と、同項ただし書中「当該事由」とあるのは「当該事由（当該農業協同組合連合会又はその子会社による同項第六号又は第六号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他主務省令で定める事由を除く。）」と読み替えるものとする。

④～⑩ (略)

第十一条の四十八 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号から第四号までに掲げる会社、従属業務又は同条第二項第二号に掲げる金融関連業務を専ら営む会社（同号に掲げる金融関連業務を営む会社であつて同条第一項第五号イからハまでに掲げる業務の区分に該当する場合）には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）  
、同条第一項第六号の二に掲げる会社（特別事業再生会社を除く。）  
及び同項第七号に掲げる会社並びに特例対象会社を除く。以下この項において同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

あるのは「第十一条の四十七第一項」と、「子会社対象会社」とあるのは「同項に規定する子会社対象会社」と、「農林水産省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとする。

④～⑩ (略)

第十一条の四十八 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号から第四号までに掲げる会社、従属業務又は同条第二項第二号に掲げる金融関連業務を専ら営む会社（同号に掲げる金融関連業務を営む会社であつて同条第一項第五号イからハまでに掲げる業務の区分に該当する場合）には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）  
及び同条第一項第七号に掲げる会社を除く。以下この項において同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

② (略)

③ 第一項の場合及び前項において準用する第十一条の四十六第二項から第七項までの場合において、前条第一項第六号に掲げる会社又は特別事業再生会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、第一項の農業協同組合連合会の子会社に該当しないものとみなす。

④ 第一項の「特例対象会社」とは、地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として主務省令で定める会社（当該会社の議決権を、同項の農業協同組合連合会の特定子会社以外の子会社又は当該農業協同組合連合会が、合算して、同項に規定する基準議決権数を超えて有していないものに限る。）及び前条第一項第六号又は第六号の二に掲げる会社（当該農業協同組合連合会の子会社であるものに限る。）と主務省令で定める特殊の関係のある会社をいう。

第十一条の四十九 (略)

② (略)

③ 第十一条の四十五第三項の規定は、第一項の農業協同組合連合会について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第十一条の四十九第一項」と、「子会社対象会社」とあるのは「同項に規定する子会社対象会社」と、「取得」とあるのは「取得、同項の農業協同組合連合会又はその子会社による同項第四号に掲げる会社の株式又は持分の取得」と、同項ただし書中「当該

② (略)

③ 第一項の場合及び前項において準用する第十一条の四十六第二項から第七項までの場合において、新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として主務省令で定める会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、第一項の農業協同組合連合会の子会社に該当しないものとみなす。

(新設)

第十一条の四十九 (略)

② (略)

③ 第十一条の四十五第三項の規定は、第一項の農業協同組合連合会について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第十一条の四十九第一項」と、「子会社対象会社」とあるのは「同項に規定する子会社対象会社」と読み替えるものとする。

事由」とあるのは「当該事由（当該農業協同組合連合会又はその子会社による同号に掲げる会社の株式又は持分の取得その他農林水産省令で定める事由を除く。）」と読み替えるものとする。

④～⑥（略）

第十一条の五十 第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号及び第二号の二に掲げる会社、従属業務又は関連業務を専ら営む会社並びに同項第五号に掲げる会社並びに特例対象会社を除く。以下この項において同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

②（略）

③ 第一項の場合及び前項において準用する第十一条の四十六第二項から第七項までの場合において、前条第一項第四号に掲げる会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、第一項の農業協同組合連合会の子会社に該当しないものとみなす。

④ 第一項の「特例対象会社」とは、前条第一項第四号に掲げる会社

（第一項の農業協同組合連合会の子会社であるものに限る。）と農林水産省令で定める特殊の関係のある会社をいう。

④～⑥（略）

第十一条の五十 第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号及び第二号の二に掲げる会社、従属業務又は関連業務を専ら営む会社並びに同項第五号に掲げる会社を除く。以下この項において同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

②（略）

③ 第一項の場合及び前項において準用する第十一条の四十六第二項から第七項までの場合において、新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として農林水産省令で定める会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、第一項の農業協同組合連合会の子会社に該当しないものとみなす。

（新設）

第三十条の四 (略)

② 前項各号に掲げる者のほか、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める事業を行う組合の役員となることができない。

一 (略)

二 金融商品取引法第九十七条、第九十七条の二第一号から第十号の三まで若しくは第十三号から第十五号まで、第九十八号第八号、第九十九条、第二百条第一号から第十二号の二まで、第二十号若しくは第二十一号、第二百三条第三項又は第二百五条第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 第十条第一項第三号の事業

第九十三条 (略)

② 行政庁は、組合が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程又は農業経営規程を守つていないかどうかを知るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子会社その他の当該組合と政令で定める特殊の関係のある者(次項、次条、第九十九条の四及び第百条の四第一項第四号において「子会社等」という。)、信用事業受託者(特定信用事業代理業者その他信用事業に関し組合から委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。))を受けた者を含む。))をいう。以下同じ

第三十条の四 (略)

② 前項各号に掲げる者のほか、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める事業を行う組合の役員となることができない。

一 (略)

二 金融商品取引法第九十七条、第九十七条の二第一号から第十号の三まで若しくは第十三号、第九十八号第八号、第九十九号、第二百条第一号から第十二号の二まで、第二十号若しくは第二十一号、第二百三条第三項又は第二百五条第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 第十条第一項第三号の事業

第九十三条 (略)

② 行政庁は、組合が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程又は農業経営規程を守つていないかどうかを知るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子会社その他の当該組合と政令で定める特殊の関係のある者(次項、次条、第九十九条の四及び第百条の四第一項第四号において「子会社等」という。)、信用事業受託者(特定信用事業代理業者その他信用事業に関し組合から委託を受けた者をいう。以下同じ。))又は共済代理店に対し、当該組合の業務又は会計の状況に関し参考となるべ

。又は共済代理店に対し、当該組合の業務又は会計の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

③ (略)

第九十七条の二 組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならぬ。

一 五 (略)

六 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会が第十一条の四十七第一項第五号から第六号の二までに掲げる会社(認可対象会社(同条第四項に規定する認可対象会社をいう。第八号において同じ。))を除く。)を子会社としようとするとき。

七 十二 (略)

第一百条 次の場合には、組合若しくは農事組合法人若しくは中央会の役員若しくは清算人又は特定信用事業代理業者(特定信用事業代理業者が法人であるときは、その取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人)は、五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 二の二 (略)

二の二の二 第十一条の六の二の規定による行政庁の認可を受けな  
いで第十条第六項第八号の二の事業を行ったとき。

き報告又は資料の提出を求めることができる。

③ (略)

第九十七条の二 組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならぬ。

一 五 (略)

六 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会が第十一条の四十七第一項第五号又は第六号に掲げる会社(認可対象会社(同条第四項に規定する認可対象会社をいう。第八号において同じ。))を除く。)を子会社としようとするとき。

七 十二 (略)

第一百条 次の場合には、組合若しくは農事組合法人若しくは中央会の役員若しくは清算人又は特定信用事業代理業者(特定信用事業代理業者が法人であるときは、その取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人)は、五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 二の二 (略)

(新設)

二の三〇十七の四 (略)

十八 第九十七条の四第一項の規定により付した条件（第十一条の六の二、第十一条の四十七第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）又は第十一条の四十九第四項（同条第五項において読み替えて準用する第十一条の四十七第六項において準用する場合を含む。）の規定に係るものに限る。）に違反したとき。

十九・二十 (略)

②  
③ (略)

二の三〇十七の四 (略)

十八 第九十七条の四第一項の規定により付した条件（第十一条の四十七第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）又は第十一条の四十九第四項（同条第五項において読み替えて準用する第十一条の四十七第六項において準用する場合を含む。）の規定に係るものに限る。）に違反したとき。

十九・二十 (略)

②  
③ (略)

五 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）

改正案	現行
<p>(事業の種類)            第十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第四号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>七 農林中央金庫その他主務大臣の定める者（外国の法令に準拠して外国において銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業を営む者（同法第四条第五項に規定する銀行等を除く。以下「外国銀行」という。）を除く。）の業務（次号に掲げる事業に該当するものを除く。）の代理又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）</p> <p>七の二 外国銀行の業務の代理又は媒介（外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、主務省令で定めるものに限る。）。</p> <p>八〇十二 (略)</p> <p>四〇一〇 (略)</p> <p>(外国銀行代理事業に係る認可)</p>	<p>(事業の種類)            第十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第四号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>七 農林中央金庫その他主務大臣の定める者（外国の法令に準拠して外国において銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業を営む者（同法第四条第五項に規定する銀行等を除く。以下「外国銀行」という。）を除く。）の業務の代理又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）</p> <p>(新設)</p> <p>八〇十二 (略)</p> <p>四〇一〇 (略)</p>

第十一条の四の二 第十一条第一項第四号の事業を行う組合は、同条

(新設)

第三項第七号の二の事業を行おうとするときは、当該事業の委託を受ける旨の契約の相手方である外国銀行ごとに、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、行政庁の認可を受けなければならない。

(同一人に対する信用の供与等)

第十一条の十一 第十一条第一項第四号の事業を行う組合の同一人(当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者を含む。以下この条において同じ。)に対する信用の供与等(信用の供与又は出資(信用の供与又は出資に相当するものを含む。))として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)の額は、政令で定める区分ごとに、当該組合の自己資本の額に政令で定める率を乗じて得た額(以下この条において「信用供与等限度額」という。)を超えてはならない。ただし、信用の供与等を受けている者が合併をし、共同新設分割(法人が他の法人と共同してする新設分割をいう。)若しくは吸収分割をし、又は営業を譲り受けたことにより当該組合の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

2 (略)

3 前二項の規定は、次に掲げる信用の供与等については、適用しない。

(同一人に対する信用の供与等)

第十一条の十一 第十一条第一項第四号の事業を行う組合の同一人(当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者を含む。以下この条において同じ。)に対する信用の供与等(信用の供与又は出資として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)の額は、政令で定める区分ごとに、当該組合の自己資本の額に政令で定める率を乗じて得た額(以下この条において「信用供与等限度額」という。)を超えてはならない。ただし、信用の供与等を受けている者が合併をし、共同新設分割(法人が他の法人と共同してする新設分割をいう。)若しくは吸収分割をし、又は営業を譲り受けたことにより当該組合の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

2 (略)

3 前二項の規定は、国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その

一 国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等

二 信用の供与等を行う組合又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等その他の政令で定める信用の供与等

4 (略)

5 いかなる名義をもつてするかを問わず、又はいかなる方法をもつてするかを問わず、第一項の組合又はその子会社等が同項本文又は第二項前段の規定の適用を免れる目的で信用の供与等を行つた場合であつて、名義人以外の者が実質的に当該信用の供与等を受けるときは、当該信用の供与等は、当該組合又はその子会社等の実質的に当該信用の供与等を受ける者に対する信用の供与等として、これらの規定を適用する。

6 (略)

(子会社の範囲等)

第十七条の十四 (略)

2 (略)

3 第一項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、同項の組合又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他主務省令で定める事由により当該組合の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該組合は、その子会社となつた会社が当該事由の生

他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等については、適用しない。

4 (略)

(新設)

5 (略)

(子会社の範囲等)

第十七条の十四 (略)

2 (略)

3 第一項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、同項の組合又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の主務省令で定める事由により当該組合の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該組合は、その子会社となつた会社が当該事由の

じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

4 (略)

(役員の資格)

第三十四条の四 (略)

2 前項各号に掲げる者のほか、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める事業を行う組合の役員となることができない。

一 (略)

二 金融商品取引法第九十七条、第九十七条の二第一号から第十号の三まで若しくは第十三号から第十五号まで、第九十八条第八号、第九十九条、第二百条第一号から第十二号の二まで、第二十号若しくは第二十一号、第二百三条第三項又は第二百五条第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 第十一条第一項第四号の事業

(事業の種類)

第八十七条 (略)

2・3 (略)

4 第一項第四号の事業を行う連合会は、所属員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

4 (略)

(役員の資格)

第三十四条の四 (略)

2 前項各号に掲げる者のほか、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める事業を行う組合の役員となることができない。

一 (略)

二 金融商品取引法第九十七条、第九十七条の二第一号から第十号の三まで若しくは第十三号、第九十八条第八号、第九十九条、第二百条第一号から第十二号の二まで、第二十号若しくは第二十一号、第二百三条第三項又は第二百五条第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 第十一条第一項第四号の事業

(事業の種類)

第八十七条 (略)

2・3 (略)

4 第一項第四号の事業を行う連合会は、所属員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一〇六 (略)

七 農林中央金庫その他主務大臣の定める者（外国銀行を除く。）の業務（次号に掲げる事業に該当するものを除く。）の代理又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）

七の二 外国銀行の業務の代理又は媒介（外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、主務省令で定めるものに限る。）。

八〇十二 (略)

五〇十一 (略)

(子会社の範囲等)

第八十七条の三 第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第四項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社（第九十二条第一項において準用する第十一条の六第二項に規定する子会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）としてはならない。

一〇五 (略)

六 新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める会社（当該会社の議決権を、当該連合会の子会社のうち前号に掲げる会社で主務省令で定めるもの（次号並びに次条第三項及び第四項において「特定子会社」という。）以外の子会社又は当該連合会が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて有していないものに限る。）

一〇六 (略)

七 農林中央金庫その他主務大臣の定める者（外国銀行を除く。）の業務の代理又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）

(新設)

八〇十二 (略)

五〇十一 (略)

(子会社の範囲等)

第八十七条の三 第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第四項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社（第九十二条第一項において準用する第十一条の六第二項に規定する子会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）としてはならない。

一〇五 (略)

六 新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として主務省令で定める会社（当該会社の議決権を、当該連合会の子会社のうち前号に掲げる会社で主務省令で定めるもの（次条第三項において「特定子会社」という。）以外の子会社又は当該連合会が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて有していないもの

六の二 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として主務省令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について主務省令で定める要件に該当しない会社（次条第一項及び第三項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該会社の議決権を、当該連合会の特定子会社以外の子会社又は当該連合会が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて有していないものに限る。）

七 (略)

2 (略)

3 第十七条の十四第三項の規定は、第一項の連合会について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第八十七条の三第一項」と、「子会社対象会社」とあるのは「同項に規定する子会社対象会社」と、「取得」とあるのは「取得、同項の連合会又はその子会社による同項第六号又は第六号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得」と、同項ただし書中「当該事由」とあるのは「当該事由（当該連合会又はその子会社による同項第六号又は第六号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他主務省令で定める事由を除く。）」と読み替えるものとする。

4 5 10 (略)

(議決権の取得等の制限)

第八十七条の四 第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会又はそ

に限る。

(新設)

七 (略)

2 (略)

3 第十七条の十四第三項の規定は、第一項の連合会について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第八十七条の三第一項」と、「子会社対象会社」とあるのは「同項に規定する子会社対象会社」と読み替えるものとする。

4 5 10 (略)

(議決権の取得等の制限)

第八十七条の四 第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会又はそ

の子会社は、国内の会社（前条第一項第一号から第四号までに掲げる会社、従属業務又は同条第二項第二号に掲げる金融関連業務を専ら営む会社（同号に掲げる金融関連業務を営む会社であつて同条第一項第五号イからハまでに掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。））、同条第一項第六号の二に掲げる会社（特別事業再生会社を除く。）及び同項第七号に掲げる会社並びに特例対象会社を除く。以下この項において同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

2 (略)

3 第一項の場合及び前項において準用する第十七条の十五第二項から第七項までの場合において、前条第一項第六号に掲げる会社又は特別事業再生会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、第一項の連合会の子会社に該当しないものとみなす。

4 第一項の「特例対象会社」とは、地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として主務省令で定める会社（当該会社の議決権を、同項の連合会の特定子会社以外の子会社又は当該連合会が、合算して、同項に規定する基準議決権数を超えて有していないものに限る。）及び前条第一項第六号又は第六号の二に掲げる会社（当該連合会の子会社であるものに限る。）と主務省令で定める特殊の

の子会社は、国内の会社（前条第一項第一号から第四号までに掲げる会社、従属業務又は同条第二項第二号に掲げる金融関連業務を専ら営む会社（同号に掲げる金融関連業務を営む会社であつて同条第一項第五号イからハまでに掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）及び同条第一項第七号に掲げる会社を除く。以下この項において同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

2 (略)

3 第一項の場合及び前項において準用する第十七条の十五第二項から第七項までの場合において、新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として主務省令で定める会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、第一項の連合会の子会社に該当しないものとみなす。

(新設)

関係のある会社をいう。

(準用規定)

第九十二条 第八十七条及び第八十七条の二に規定するもののほか、  
第十一条の二から第十一条の十三まで、第十二条から第十五条まで  
及び第十六条の規定は、連合会の事業について準用する。この場合  
において、第十一条の二第一項中「前条第一項第一号」とあるのは  
「第八十七条第一項第一号」と、「組合員」とあるのは「所属員」  
と、同条第三項中「組合員の三分の二以上」とあるのは「会員又は  
当該漁業を営む者を組合員とする会員の全て」と、第十一条の第三  
項及び第十一条の十二中「第十一条第一項第四号又は第十一号」  
とあり、並びに第十一条の四第一項、第十一条の四の二、第十一  
条の六第一項、第十一条の七から第十一条の九まで、第十一条の十第  
一項、第十一条の十の二第一項、第十一条の十一第一項及び第十一  
条の十三第一項中「第十一条第一項第四号」とあるのは「第八十七  
条第一項第四号」と、第十一条の三第二項中「一億円（組合員（第  
十八条第五項の規定による組合員（以下この章及び第四章において  
「准組合員」という。）を除く。）の数、地理的条件その他の事項  
が政令で定める要件に該当する組合又は第十一条第一項第四号の事  
業を行わない組合にあつては、千万円）」とあるのは「一億円」と  
、第十一条の四第二項中「第十一条第一項第三号及び第四号」とあ  
るのは「第八十七条第一項第三号及び第四号」と、「第八十七条第  
三項各号」とあるのは「同条第三項各号」と、「第十一条第三項か

(準用規定)

第九十二条 第八十七条及び第八十七条の二に規定するもののほか、  
第十一条の二から第十一条の十三まで、第十二条から第十五条まで  
及び第十六条の規定は、連合会の事業について準用する。この場合  
において、第十一条の二第一項中「前条第一項第一号」とあるのは  
「第八十七条第一項第一号」と、「組合員」とあるのは「所属員」  
と、同条第三項中「組合員の三分の二以上」とあるのは「会員又は  
当該漁業を営む者を組合員とする会員の全て」と、第十一条の第三  
項及び第十一条の十二中「第十一条第一項第四号又は第十一号」  
とあり、並びに第十一条の四第一項、第十一条の六第一項、第十一  
条の七から第十一条の九まで、第十一条の十第一項、第十一条の十  
の二第一項、第十一条の十一第一項及び第十一条の十三第一項中「  
第十一条第一項第四号」とあるのは「第八十七条第一項第四号」と  
、第十一条の三第二項中「一億円（組合員（第十八条第五項の規定  
による組合員（以下この章及び第四章において「准組合員」という  
。）を除く。）の数、地理的条件その他の事項が政令で定める要件  
に該当する組合又は第十一条第一項第四号の事業を行わない組合に  
あつては、千万円）」とあるのは「一億円」と、第十一条の四第二  
項中「第十一条第一項第三号及び第四号」とあるのは「第八十七  
条第一項第三号及び第四号」と、「第八十七条第三項各号」とあるの  
は「同条第三項各号」と、「第十一条第三項から第五項まで」とあ

ら第五項まで」とあるのは「同条第四項から第六項まで」と、第十一条の四の二中「同条第三項第七号の二」とあるのは「同条第四項第七号の二」と、第十一条の五中「第十一条第十項」とあるのは「第八十七条第十一項」と、「組合員及び他の組合の組合員」とあるのは「所屬員及び他の連合会の所屬員」と、第十二条第一項中「第十一条第一項第七号」とあるのは「第八十七条第一項第七号」と、第十六条第一項中「第十一条第一項第十四号」とあるのは「第八十七条第一項第十四号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

255 (略)

(事業の種類)

第九十三条 (略)

2 前項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一六 (略)

七 農林中央金庫その他主務大臣の定める者（外国銀行を除く。）の業務（次号に掲げる事業に該当するものを除く。）の代理又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）

七の二 外国銀行の業務の代理又は媒介（外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、主務省令で定めるものに限る。）。

八十二 (略)

るのは「同条第四項から第六項まで」と、第十一条の五中「第十一条第十項」とあるのは「第八十七条第十一項」と、「組合員及び他の組合の組合員」とあるのは「所屬員及び他の連合会の所屬員」と、第十二条第一項中「第十一条第一項第七号」とあるのは「第八十七条第一項第七号」と、第十六条第一項中「第十一条第一項第十四号」とあるのは「第八十七条第一項第十四号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

255 (略)

(事業の種類)

第九十三条 (略)

2 前項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一六 (略)

七 農林中央金庫その他主務大臣の定める者（外国銀行を除く。）の業務の代理又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）

(新設)

八十二 (略)

## (準用規定)

第九十六条 第九十三条に規定するもののほか、第十一条の三から第十六条までの規定は組合の事業について、第十七条の二から第十七条の十三までの規定は組合の共済契約に係る契約条件の変更について、第十七条の十四及び第十七条の十五の規定は組合の子会社等について準用する。この場合において、第十一条の三第一項、第十一条の十二及び第十七条の十四第一項中「第十一条第一項第四号又は第十一号」とあるのは「第九十三条第一項第二号又は第六号の二」と、第十一条の三第二項、第十一条の四第一項、第十一条の四の二、第十一条の六第一項、第十一条の七から第十一条の九まで、第十一条の十第一項、第十一条の十の二第一項、第十一条の十一第一項、第十一条の十三第一項、第十一条の十四及び第十七条の十四第二項第二号中「第十一条第一項第四号」とあるのは「第九十三条第一項第二号」と、第十一条の四第二項中「第十一条第一項第三号及び第四号」とあるのは「第九十三条第一号及び第二号」と、「同項第五号」とあるのは「同項第三号」と、「第十一条第三項から第五項まで」とあるのは「第九十三条第二項から第四項まで」と、第十一条の四の二中「同条第三項第七号の二」とあるのは「同条第二項第七号の二」と、第十一条の五中「第十一条第十項」とあるのは「第九十三条第九項」と、「組合員及び他の組合の組合員」とあるのは「組合員」と、第十一条の十三第一項中「同項第三号又は第

## (準用規定)

第九十六条 第九十三条に規定するもののほか、第十一条の三から第十六条までの規定は組合の事業について、第十七条の二から第十七条の十三までの規定は組合の共済契約に係る契約条件の変更について、第十七条の十四及び第十七条の十五の規定は組合の子会社等について準用する。この場合において、第十一条の三第一項、第十一条の十二及び第十七条の十四第一項中「第十一条第一項第四号又は第十一号」とあるのは「第九十三条第一項第二号又は第六号の二」と、第十一条の三第二項、第十一条の四第一項、第十一条の六第一項、第十一条の七から第十一条の九まで、第十一条の十第一項、第十一条の十の二第一項、第十一条の十一第一項、第十一条の十三第一項、第十一条の十四及び第十七条の十四第二項第二号中「第十一条第一項第四号」とあるのは「第九十三条第一項第二号」と、第十一条の四第二項中「第十一条第一項第三号及び第四号」とあるのは「第九十三条第一号及び第二号」と、「同項第五号」とあるのは「同項第三号」と、「第十一条第三項から第五項まで」とあるのは「第九十三条第二項から第四項まで」と、第十一条の五中「第十一条第十項」とあるのは「第九十三条第九項」と、「組合員及び他の組合の組合員」とあるのは「組合員」と、第十一条の十三第一項中「同項第三号又は第四号」とあるのは「同項第一号又は第二号」と、第十二条第一項中「第十一条第一項第七号」とあるのは「第

四号」とあるのは「同項第一号又は第二号」と、第十二条第一項中「第十一条第一項第七号」とあるのは「第九十三条第一項第五号」と、第十五条の二第一項、第十五条の三、第十五条の四第一項、第十五条の五から第十五条の七まで、第十五条の八第一項、第十五条の九、第十五条の九の二第一項、第十五条の九の三第一項、第十五条の十、第十五条の十一、第十五条の十二第一項、第十五条の十三第一項、第十五条の十四、第十五条の十五第一項、第十五条の十六、第十五条の十七第一項、第十七条の二第一項、第十七条の四第二項、第十七条の五第二項、第十七条の七第一項、第十七条の十一第一項、第十七条の十二第一項、第十七条の十三第一項及び第十七条の十四第二項第三号中「第十一条第一項第十一号」とあるのは「第九十三条第一項第六号の二」と、第十五条の二第一項中「同条第七項」とあるのは「同条第六項」と、第十六条第一項中「第十一条第一項第十四号」とあるのは「第九十三条第一項第九号」と、第十七条の十四第一項第二号中「第十一条第一項第三号、第四号又は第十一号」とあるのは「第九十三条第一項第一号、第二号又は第六号の二」と、「同条第一項第三号又は第四号」とあるのは「同条第一項第一号又は第二号」と、「同条第一項第十一号」とあるのは「同条第一項第六号の二」と、同条第二項第一号中「第十一条第一項第四号及び第十一号」とあるのは「第九十三条第一項第二号及び第六号の二」と、第十七条の十五第一項中「第十一条第一項第四号若しくは第十一号」とあるのは「第九十三条第一項第二号若しくは第六号の二」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令

第九十三条第一項第五号」と、第十五条の二第一項、第十五条の三、第十五条の四第一項、第十五条の五から第十五条の七まで、第十五条の八第一項、第十五条の九、第十五条の九の二第一項、第十五条の九の三第一項、第十五条の十、第十五条の十一、第十五条の十二第一項、第十五条の十三第一項、第十五条の十四、第十五条の十五第一項、第十五条の十六、第十五条の十七第一項、第十七条の二第一項、第十七条の四第二項、第十七条の五第一項、第十七条の七第一項、第十七条の十一第一項、第十七条の十二第一項、第十七条の十三第一項及び第十七条の十四第二項第三号中「第十一条第一項第十一号」とあるのは「第九十三条第一項第九号」と、第十七条の十四第一項第二号中「第十一条第一項第三号、第四号又は第十一号」とあるのは「第九十三条第一項第一号、第二号又は第六号の二」と、「同条第一項第三号又は第四号」とあるのは「同条第一項第一号又は第二号」と、「同条第一項第十一号」とあるのは「同条第一項第六号の二」と、同条第二項第一号中「第十一条第一項第四号及び第十一号」とあるのは「第九十三条第一項第二号及び第六号の二」と、第十七条の十五第一項中「第十一条第一項第四号若しくは第十一号」とあるのは「第九十三条第一項第二号若しくは第六号の二」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

で定める。

2～5 (略)

(事業の種類)

第九十七条 (略)

2 (略)

3 第一項第二号の事業を行う連合会は、所属員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一～六 (略)

七 農林中央金庫その他主務大臣の定める者(外国銀行を除く。)

の業務(次号に掲げる事業に該当するものを除く。)の代理又は媒介(主務大臣の定めるものに限る。)

七の二 外国銀行の業務の代理又は媒介(外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、主務省令で定めるものに限る。)

。

八～十二 (略)

4～9 (略)

(準用規定)

第一百条 第九十七条に規定するもののほか、第十一条の三から第十一条の十三まで、第十二条から第十五条まで、第十六条並びに第八十七条の二第一項及び第二項の規定は連合会の事業について、第八十七条の三及び第八十七条の四の規定は連合会の子会社等について準

2～5 (略)

(事業の種類)

第九十七条 (略)

2 (略)

3 第一項第二号の事業を行う連合会は、所属員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一～六 (略)

七 農林中央金庫その他主務大臣の定める者(外国銀行を除く。)

の業務の代理又は媒介(主務大臣の定めるものに限る。)

(新設)

八～十二 (略)

4～9 (略)

(準用規定)

第一百条 第九十七条に規定するもののほか、第十一条の三から第十一条の十三まで、第十二条から第十五条まで、第十六条並びに第八十七条の二第一項及び第二項の規定は連合会の事業について、第八十七条の三及び第八十七条の四の規定は連合会の子会社等について準

用する。この場合において、第十一条の三第一項及び第十一条の十二中「第十一条第一項第四号又は第十一号」とあり、並びに第十一条の四第一項、第十一条の四の二、第十一条の六第一項、第十一条の七から第十一条の九まで、第十一条の十第一項、第十一条の十の二第一項、第十一条の十一第一項及び第十一条の十三第一項中「第十一条第一項第四号」とあるのは「第九十七条第一項第二号」と、第十一条の三第二項中「一億円（組合員（第十八条第五項の規定による組合員（以下この章及び第四章において「准組合員」という。）を除く。）の数、地理的条件その他の事項が政令で定める要件に該当する組合又は第十一条第一項第四号の事業を行わない組合にあつては、千円）」とあるのは「一億円」と、第十一条の四第二項中「第十一条第一項第三号及び第四号」とあるのは「第九十七条第一項第一号及び第二号」と、「同項第五号の事業のうち第八十七条第三項各号」とあるのは「同項第三号の事業のうち同条第二項各号」と、「第十一条第三項から第五項まで」とあるのは「同条第三項から第五項まで」と、第十一条の五中「第十一条第十項」とあるのは「第九十七条第九項」と、「組合員及び他の組合の組合員」とあるのは「所屬員」と、第十一条の十三第一項中「同項第三号又は第四号」とあるのは「同項第一号又は第二号」と、第十二条第一項中「第十一条第一項第七号」とあるのは「第九十七条第一項第五号」と、第十六条第一項中「第十一条第一項第十四号」とあるのは「第九十七条第一項第十号」と、第八十七条の二第二項中「前条第一項第十号に規定する会員の監査又は同条第八項に規定する特定組合の

用する。この場合において、第十一条の三第一項及び第十一条の十二中「第十一条第一項第四号又は第十一号」とあり、並びに第十一条の四第一項、第十一条の六第一項、第十一条の七から第十一条の九まで、第十一条の十第一項、第十一条の十の二第一項、第十一条の十一第一項及び第十一条の十三第一項中「第十一条第一項第四号」とあるのは「第九十七条第一項第二号」と、第十一条の三第二項中「一億円（組合員（第十八条第五項の規定による組合員（以下この章及び第四章において「准組合員」という。）を除く。）の数、地理的条件その他の事項が政令で定める要件に該当する組合又は第十一条第一項第四号の事業を行わない組合にあつては、千円）」とあるのは「一億円」と、第十一条の四第二項中「第十一条第一項第三号及び第四号」とあるのは「第九十七条第一項第一号及び第二号」と、「同項第五号の事業のうち第八十七条第三項各号」とあるのは「同項第三号の事業のうち同条第二項各号」と、「第十一条第三項から第五項まで」とあるのは「同条第三項から第五項まで」と、第十一条の五中「第十一条第十項」とあるのは「第九十七条第九項」と、「組合員及び他の組合の組合員」とあるのは「所屬員」と、第十一条の十三第一項中「同項第三号又は第四号」とあるのは「同項第一号又は第二号」と、第十二条第一項中「第十一条第一項第七号」とあるのは「第九十七条第一項第五号」と、第十六条第一項中「第十一条第一項第十四号」とあるのは「第九十七条第一項第十号」と、第八十七条の二第二項中「前条第一項第十号に規定する会員の監査又は同条第八項に規定する特定組合の監査」とあるのは「

監査」とあるのは「第九十七条第一項第七号に規定する会員の監査」と、第八十七条の三第一項並びに第二項第一号、第五号及び第六号並びに第八十七条の四第一項中「第八十七条第一項第四号」とあるのは「第九十七条第一項第二号」と、第八十七条の三第一項中「第九十二条第一項」とあるのは「第百条第一項」と、同条第二項第二号及び第四項中「第八十七条第一項第三号若しくは第四号」とあるのは「第九十七条第一項第一号若しくは第二号」と、同項中「第九十二条第三項」とあるのは「第百条第三項」と、「第九十二条第五項」とあるのは「第百条第五項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 5 (略)

(子会社の範囲等)

第百条の三 (略)

2 4 (略)

5 第十七条の十四第三項の規定は、連合会について準用する。この場合において、同項中「第一項」とあるのは「第百条の三第一項」と、「子会社対象会社」とあるのは「同項に規定する子会社対象会社」と、「同項の組合又はその子会社」とあるのは「連合会又はその子会社(第百条の三第二項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。)」と、「取得」とあるのは「取得、連合会又はその子会社による同条第一項第五号に掲げる会社の株式又は持分の取得」と、同項ただし書中「当該事由」とあるのは「当該事由(連合

第九十七条第一項第七号に規定する会員の監査」と、第八十七条の三第一項並びに第二項第一号、第五号及び第六号並びに第八十七条の四第一項中「第八十七条第一項第四号」とあるのは「第九十七条第一項第二号」と、第八十七条の三第一項中「第九十二条第一項」とあるのは「第百条第一項」と、同条第二項第二号及び第四項中「第八十七条第一項第三号若しくは第四号」とあるのは「第九十七条第一項第一号若しくは第二号」と、同項中「第九十二条第三項」とあるのは「第百条第三項」と、「第九十二条第五項」とあるのは「第百条第五項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 5 (略)

(子会社の範囲等)

第百条の三 (略)

2 4 (略)

5 第十七条の十四第三項の規定は、連合会について準用する。この場合において、同項中「第一項」とあるのは「第百条の三第一項」と、「子会社対象会社」とあるのは「同項に規定する子会社対象会社」と、「同項の組合又はその子会社」とあるのは「連合会又はその子会社(第百条の三第二項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。)」と読み替えるものとする。

会又はその子会社による同号に掲げる会社の株式又は持分の取得その他主務省令で定める事由を除く。」と読み替えるものとする。

6～8 (略)

(議決権の取得等の制限)

第百条の四 連合会又はその子会社は、国内の会社(前条第一項第一号及び第三号に掲げる会社、従属業務又は関連業務を専ら営む会社並びに同項第六号に掲げる会社並びに特例対象会社を除く。以下この項において同じ。)の議決権については、合算して、その基準議決権数(当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。)を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

2 (略)

3 第一項の場合及び前項において準用する第十七条の十五第二項から第七項までの場合において、前条第一項第五号に掲げる会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、連合会の子会社に該当しないものとみなす。

4 第一項の「特例対象会社」とは、前条第一項第五号に掲げる会社(連合会の子会社であるものに限る。)と農林水産省令で定める特殊の関係のある会社をいう。

(報告の徴収)

第百二十二条 (略)

6～8 (略)

(議決権の取得等の制限)

第百条の四 連合会又はその子会社は、国内の会社(前条第一項第一号及び第三号に掲げる会社、従属業務又は関連業務を専ら営む会社並びに同項第六号に掲げる会社を除く。以下この項において同じ。)の議決権については、合算して、その基準議決権数(当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。)を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

2 (略)

3 第一項の場合及び前項において準用する第十七条の十五第二項から第七項までの場合において、新たな事業分野を開拓する会社として農林水産省令で定める会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、連合会の子会社に該当しないものとみなす。

(新設)

(報告の徴収)

第百二十二条 (略)

2 行政庁は、組合（漁業生産組合を除く。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、信用事業規程若しくは共済規程を守っているかどうかを知るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子法人等（子会社その他組合がその経営を支配している法人として主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）、信用事業受託者（特定信用事業代理業者その他信用事業に関し組合から委託を受けた者（その者から委託（二）以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）をいう。以下同じ。）又は共済代理店に対し、当該組合の業務又は会計の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3～5 （略）

（行政庁への届出）

第二百二十六条の二 組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならぬ。

一～五 （略）

六 第八十七条第一項第四号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合が第八十七条の三第一項第五号から第六号の二まで（第百条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる会社（認可対象会社（第八十七条の三第四項（第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する認可対象会社をいう。第八号において同じ。）を除く。）を子会社としようとするとき（第九十二条

2 行政庁は、組合（漁業生産組合を除く。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、信用事業規程若しくは共済規程を守っているかどうかを知るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子法人等（子会社その他組合がその経営を支配している法人として主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）、信用事業受託者（特定信用事業代理業者その他信用事業に関し組合から委託を受けた者をいう。以下同じ。）又は共済代理店に対し、当該組合の業務又は会計の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3～5 （略）

（行政庁への届出）

第二百二十六条の二 組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならぬ。

一～五 （略）

六 第八十七条第一項第四号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合が第八十七条の三第一項第五号又は第六号（第百条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる会社（認可対象会社（第八十七条の三第四項（第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する認可対象会社をいう。第八号において同じ。）を除く。）を子会社としようとするとき（第九十二条第三項若

第三項若しくは第百条第三項において準用する第五十四条の二第三項又は第九十二条第五項若しくは第百条第五項において準用する第六十九条第二項の規定による認可を受けて第九十二条第三項若しくは第百条第三項において準用する第五十四条の二第二項に規定する信用事業の全部若しくは一部の譲受け又は合併をしようとする場合を除く。）。

七〇十二 (略)

第三百十条 次の場合には、組合の役員若しくは清算人又は特定信用事業代理業者（特定信用事業代理業者が法人であるときは、その取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）は、五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〇四 (略)

四の二 第十一条の四の二（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による行政庁の認可を受けないで第十一条第三項第七号の二、第八十七条第四項第七号の二、第九十三条第二項第七号の二又は第九十七条第三項第七号の二の事業を行ったとき。

五〇五十二 (略)

五十三 第二百二十六条の三第一項の規定により付した条件（第十一条の四の二（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一

しくは第百条第三項において準用する第五十四条の二第三項又は第九十二条第五項若しくは第百条第五項において準用する第六十九条第二項の規定による認可を受けて第九十二条第三項若しくは第百条第三項において準用する第五十四条の二第二項に規定する信用事業の全部若しくは一部の譲受け又は合併をしようとする場合を除く。）。

七〇十二 (略)

第三百十条 次の場合には、組合の役員若しくは清算人又は特定信用事業代理業者（特定信用事業代理業者が法人であるときは、その取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）は、五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〇四 (略)

(新設)

五〇五十二 (略)

五十三 第二百二十六条の三第一項の規定により付した条件（第八十七条の三第四項（同条第六項（第百条第一項及び第百条の三第七

<p>2 3 4 (略)</p>	<p>五十四 (略)</p> <p>一項において準用する場合を含む。)、第八十七条の三第四項(同条第六項(第百条第一項及び第百条の三第七項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、又は第百条の三第六項の規定による認可に係るものに限る。))に違反したとき。</p>
<p>2 3 4 (略)</p>	<p>五十四 (略)</p> <p>項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、又は第百条の三第六項の規定による認可に係るものに限る。))に違反したとき。</p>

六 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）

改正案	現行
<p>(信用協同組合)            第九条の八 (略)</p> <p>2 信用協同組合は、前項の事業のほか、次の事業を併せ行うことができる。</p> <p>一〇十一 (略)</p> <p>十二 信用協同組合、次条第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、株式会社日本政策金融公庫その他内閣総理大臣の定める者（外国の法令に準拠して外国において銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項（定義等）に規定する銀行業を営む者（同法第四条第五項（営業の免許）に規定する銀行等を除く。以下「外国銀行」という。）を除く。）の事業又は業務（次号の事業に該当するもの及び次条第六項第一号の三の事業を除く。）の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）</p> <p>十二の二 外国銀行の業務の代理又は媒介（外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、内閣府令で定めるものに限る。）</p> <p>十三〇二十三 (略)</p> <p>三〇八 (略)</p>	<p>(信用協同組合)            第九条の八 (略)</p> <p>2 信用協同組合は、前項の事業のほか、次の事業を併せ行うことができる。</p> <p>一〇十一 (略)</p> <p>十二 信用協同組合、次条第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、株式会社日本政策金融公庫その他内閣総理大臣の定める者（外国の法令に準拠して外国において銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項（定義等）に規定する銀行業を営む者（同法第四条第五項（営業の免許）に規定する銀行等を除く。）を除く。）の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）</p> <p>(新設)</p> <p>十三〇二十三 (略)</p> <p>三〇八 (略)</p>

(協同組合連合会)

第九条の九 (略)

2・5 (略)

6 第一項第一号の事業を行う協同組合連合会は、次の事業を行うことができる。この場合において、第二号から第七号までの事業については、同項第一号及び第二号の事業の遂行を妨げない限度において行わなければならない。

一 前条第二項第一号、第二号、第四号から第十一号まで及び第十三号から第二十三号までの事業

一の二 信用協同組合、第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、株式会社日本政策金融公庫その他内閣総理大臣の定める者(外国銀行を除く。)の事業又は業務(前条第二項第十二号の二の事業及び次号の事業に該当するものを除く。)の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)

一の三 外国銀行の業務の代理又は媒介(外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、内閣府令で定めるものに限る。)

二・七 (略)

7・8 (略)

(協同組合連合会)

第九条の九 (略)

2・5 (略)

6 第一項第一号の事業を行う協同組合連合会は、次の事業を行うことができる。この場合において、第二号から第七号までの事業については、同項第一号及び第二号の事業の遂行を妨げない限度において行わなければならない。

一 前条第二項第一号、第二号及び第四号から第二十三号までの事業

(新設)

(新設)

二・七 (略)

7・8 (略)

七 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）

改正案	現行
<p>（内閣総理大臣の認可）</p> <p>第三条 信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号の二又は第九条の九第六項第一号の三に掲げる事業（次項において「外国銀行代理業務」という。）を行おうとするとき。</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2 前項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定による認可は、外国銀行代理業務の委託を受ける旨の契約の相手方である外国の法令に準拠して外国において銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項（定義等）に規定する銀行業を営む者（同法第四条第五項（営業の免許）に規定する銀行等を除く。）（ことに、内閣府令で定めるところにより、受けなければならない。）</p> <p>（信用協同組合の子会社の範囲等）</p> <p>第四条の二 信用協同組合は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。</p>	<p>（内閣総理大臣の認可）</p> <p>第三条 信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（信用協同組合の子会社の範囲等）</p> <p>第四条の二 信用協同組合は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。</p>

一 (略)

二 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、当該信用協同組合又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの（次号並びに次条第七項及び第九項において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

二の二 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社（次条第一項及び第七項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該会社の議決権を、当該信用協同組合又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

三 前三号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第四項第一号（持株会社）に規定する持株会社をいう。以下同じ。）で内閣府令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

2 前項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、信用協同組合又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得、信用協同組合又はその子会社による同項第二号又は第二号の二に掲げる会社の

一 (略)

二 新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、当該信用協同組合又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの（次条第七項において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

(新設)

三 前二号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第四項第一号（持株会社）に規定する持株会社をいう。以下同じ。）で内閣府令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

2 前項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、信用協同組合又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により当該信用協同組合の子会社となる場合には

株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由により当該信用協同組合の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該信用協同組合は、その子会社となつた会社が当該事由（当該信用協同組合又はその子会社による同項第二号又は第二号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由を除く。）の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

3～8 (略)

(信用協同組合等による議決権の取得等の制限)

第四条の三 信用協同組合又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号、第二号の二及び第三号に掲げる会社（同項第二号の二に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く。）並びに特例対象会社を除く。以下この条において同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この条において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

2～6 (略)

7 前各項の場合において、前条第一項第二号に掲げる会社又は特別事業再生会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、信用協同組合の子会社に該当しないものとみなす。

8 (略)

、適用しない。ただし、当該信用協同組合は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

3～8 (略)

(信用協同組合等による議決権の取得等の制限)

第四条の三 信用協同組合又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号及び第三号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この条において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

2～6 (略)

7 前各項の場合において、新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、信用協同組合の子会社に該当しないものとみなす。

8 (略)

9] 第二項の「特例対象会社」とは、地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、当該信用協同組合又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）及び前条第一項第二号又は第二号の二に掲げる会社（当該信用協同組合の子会社であるものに限る。）と内閣府令で定める特殊の関係のある会社をいう。

（信用協同組合連合会の子会社の範囲等）

第四条の四 信用協同組合連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第三項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一 銀行法第二条第一項（定義等）に規定する銀行のうち、信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務をいう。第五号において同じ。）を営むもの

一の二〇六（略）

七 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、当該信用協同組合連合会又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの（次号並びに次条第二項及び第四項において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保

（新設）

（信用協同組合連合会の子会社の範囲等）

第四条の四 信用協同組合連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第三項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項（定義等）に規定する銀行のうち、信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務をいう。第五号において同じ。）を営むもの

一の二〇六（略）

七 新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、当該信用協同組合連合会又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの（次条第二項において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算

有していないものに限る。)

七の二 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社(その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社(次条第一項及び第二項において「特別事業再生会社」という。)にあつては、当該会社の議決権を、当該信用協同組合連合会又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。)

八 (略)

254 (略)

5 第四条の二第二項、第四項、第六項及び第七項の規定は、信用協同組合連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四条の四第一項」と、「子会社対象会社」とあるのは「同項に規定する子会社対象会社」と、「同項第二号又は第二号の二」とあるのは「同項第七号又は第七号の二」と、同条第四項中「前項」とあるのは「第四条の四第三項」と、「認可対象会社」とあるのは「認可対象会社(同項に規定する認可対象会社をいう。以下この項、第六項及び第七項において同じ。)」と、同条第六項中「第三項」とあるのは「第四条の四第三項」と、「前項」とあるのは「同条第四項」と、「第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」と読み替えるものとする。

して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。)

(新設)

八 (略)

254 (略)

5 第四条の二第二項、第四項、第六項及び第七項の規定は、信用協同組合連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四条の四第一項」と、「子会社対象会社」とあるのは「同項に規定する子会社対象会社」と、同条第四項中「前項」とあるのは「第四条の四第三項」と、「認可対象会社」とあるのは「認可対象会社(同項に規定する認可対象会社をいう。以下この項、第六項及び第七項において同じ。)」と、同条第六項中「第三項」とあるのは「第四条の四第三項」と、「前項」とあるのは「同条第四項」と、「第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」と読み替えるものとする。

6・7 (略)

(信用協同組合連合会等による議決権の取得等の制限)

第四条の五 信用協同組合連合会又はその子会社は、国内の会社(前条第一項第一号から第六号まで、第七号の二及び第八号に掲げる会社(同項第七号の二に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く。))並びに特例対象会社を除く。以下この項において同じ。)の議決権については、合算して、その基準議決権数(当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。)<u>を越える議決権を取得し、又は保有してはならない。</u>

2 前項の場合及び次項において準用する第四条の三第二項から第六項までの場合において、前条第一項第七号に掲げる会社又は特別事業再生会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、信用協同組合連合会の子会社に該当しないものとみなす。

3 (略)

4 第一項の「特例対象会社」とは、地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として内閣府令で定める会社(当該会社の議決権を、当該信用協同組合連合会又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。)<u>及び前条第一項第七号又は第七号の二に掲げる会社(当該信用協同組合連合会の子会社であるものに限る。)</u>と内閣府

6・7 (略)

(信用協同組合連合会等による議決権の取得等の制限)

第四条の五 信用協同組合連合会又はその子会社は、国内の会社(前条第一項第一号から第六号まで及び第八号に掲げる会社を除く。以下この項において同じ。)の議決権については、合算して、その基準議決権数(当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。)<u>を越える議決権を取得し、又は保有してはならない。</u>

2 前項の場合及び次項において準用する第四条の三第二項から第六項までの場合において、新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、信用協同組合連合会の子会社に該当しないものとみなす。

3 (略)  
(新設)

令で定める特殊の関係のある会社をいう。

(役員資格等)

第五条の四 次に掲げる者は、役員となることができない。

一〜三 (略)

四 この法律、中小企業等協同組合法、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)の規定に違反し、又は金融商品取引法第九十七条(有価証券届出書虚偽記載等の罪)、第九十九条の二第一号から第十号の三まで若しくは第十三号から第十五号まで(有価証券の無届募集等の罪)、第九十八条第八号(裁判所の禁止又は停止命令違反の罪)、第九十九条(報告拒絶等の罪)、第二百条第一号から第十二号の二まで、第二十二号若しくは第二十一号(訂正届出書の不提出等の罪)、第二百三条第三項(金融商品取引業者等の役員に対する贈賄罪)若しくは第二百五条第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号(特定募集等の通知書の不提出等の罪)の罪、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第五百四十九条(詐欺更生罪)、第五百五十条(特定の債権者等に対する担保の供与等の罪)、第五百五十二条から第五百五十五条まで(報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、管財人等に対する職務妨害の罪)若しくは第五百五十七条(贈賄罪)の罪、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二百五十五条(詐欺再生罪)、

(役員資格等)

第五条の四 次に掲げる者は、役員となることができない。

一〜三 (略)

四 この法律、中小企業等協同組合法、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)の規定に違反し、又は金融商品取引法第九十七条(有価証券届出書虚偽記載等の罪)、第九十九条の二第一号から第十号の三まで若しくは第十三号(有価証券の無届募集等の罪)、第九十八条第八号(裁判所の禁止又は停止命令違反の罪)、第九十九条(報告拒絶等の罪)、第二百条第一号から第十二号の二まで、第二十二号若しくは第二十一号(訂正届出書の不提出等の罪)、第二百三条第三項(金融商品取引業者等の役員に対する贈賄罪)若しくは第二百五条第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号(特定募集等の通知書の不提出等の罪)の罪、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第五百四十九条(詐欺更生罪)、第五百五十条(特定の債権者等に対する担保の供与等の罪)、第五百五十二条から第五百五十五条まで(報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、管財人等に対する職務妨害の罪)若しくは第五百五十七条(贈賄罪)の罪、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二百五十五条(詐欺再生罪)、第二百五十六条(

第二百五十六条（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百五十八条から第二百六十条まで（報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、監督委員等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百六十二条（贈賄罪）の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条（報告及び検査の拒絶等の罪）、第六十六条（承認管財人等に対する職務妨害の罪）、第六十八条（贈賄罪）若しくは第六十九条（財産の無許可処分及び国外への持出しの罪）の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条（詐欺破産罪）、第二百六十六条（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百六十八条から第二百七十二条まで（説明及び検査の拒絶等の罪、重要財産開示拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、審尋における説明拒絶等の罪、破産管財人等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百七十四条（贈賄罪）の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

五 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

第十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした信用協同組合等の役員、参事若しくは清算人、第五条の八第三項の

特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百五十八条から第二百六十条まで（報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、監督委員等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百六十二条（贈賄罪）の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条（報告及び検査の拒絶等の罪）、第六十六条（承認管財人等に対する職務妨害の罪）、第六十八条（贈賄罪）若しくは第六十九条（財産の無許可処分及び国外への持出しの罪）の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条（詐欺破産罪）、第二百六十六条（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百六十八条から第二百七十二条まで（説明及び検査の拒絶等の罪、重要財産開示拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、審尋における説明拒絶等の罪、破産管財人等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百七十四条（贈賄罪）の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

五 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

第十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした信用協同組合等の役員、参事若しくは清算人、第五条の八第三項の

規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員又は信用協同組合代理業者（信用協同組合代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 第三条第一項の規定による認可を受けないで同項各号に規定する行為をしたとき。

二 十四（略）

十五 第七条の三第一項の規定により付した条件（第三条第一項第二号若しくは第四号、第四条の二第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第四条の四第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定又は銀行法第三十七条第一項第三号の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

十六 二十（略）

2  
（略）

規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員又は信用協同組合代理業者（信用協同組合代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 第三条の規定による認可を受けないで同条各号に規定する行為をしたとき。

二 十四（略）

十五 第七条の三第一項の規定により付した条件（第三条第三号、第四条の二第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第四条の四第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定又は銀行法第三十七条第一項第三号の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

十六 二十（略）

2  
（略）

八 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）

改正案	現行
<p>第二百三十九条  次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第十四条第一項（第五十四条第一項又は第五十九条において準用する場合を含む。）の規定による運用報告書を作成せず、又は虚偽の記載をした運用報告書を交付した者</p> <p>三 五 (略)</p> <p>第二百四十六条  次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>五 十 (略)</p> <p>第二百四十八条  法人（投資法人を除く。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為</p>	<p>第二百三十九条  次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二 四 (略)</p> <p>第二百四十六条  次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 第十四条第一項（第五十四条第一項又は第五十九条において準用する場合を含む。）の規定による運用報告書を作成せず、又は虚偽の記載をした運用報告書を交付した者</p> <p>六 十一 (略)</p> <p>第二百四十八条  法人（投資法人を除く。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為</p>

をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二百三十九条第二号若しくは第三号、第二百四十条又は第二百四十一条 三億円以下の罰金刑

二・三 (略)

四 第二百三十九条(第二号及び第三号を除く。)、第二百四十三条第一号、第二百四十五条第一号から第三号まで又は前二条 各本条の罰金刑

第二百五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第二十六条第七項(第五十四条第一項において準用する場合を含む。)、第六十条第三項、第二百十九条第三項又は第二百二十三条第三項において準用する金融商品取引法第百八十七条第一項第一号の規定による関係人又は参考人に対する処分に違反して、出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は意見若しくは報告を提出せず、若しくは虚偽の意見若しくは報告を提出した者

二 第二十六条第七項(第五十四条第一項において準用する場合を含む。)、第六十条第三項、第二百十九条第三項又は第二百二十三条第三項において準用する金融商品取引法第百八十七条第一項第二号の規定による鑑定人に対する処分に違反して、出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二百三十九条第二号、第二百四十条又は第二百四十一条 三億円以下の罰金刑

二・三 (略)

四 第二百三十九条(第二号を除く。)、第二百四十三条第一号、第二百四十五条第一号から第三号まで又は前二条 各本条の罰金刑

第二百五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第二十六条第七項(第五十四条第一項において準用する場合を含む。)、第六十条第三項、第二百十九条第三項又は第二百二十三条第三項において準用する金融商品取引法第百八十七条第一号の規定による関係人又は参考人に対する処分に違反して、出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は意見若しくは報告を提出せず、若しくは虚偽の意見若しくは報告を提出した者

二 第二十六条第七項(第五十四条第一項において準用する場合を含む。)、第六十条第三項、第二百十九条第三項又は第二百二十三条第三項において準用する金融商品取引法第百八十七条第二号の規定による鑑定人に対する処分に違反して、出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

三 第二十六条第七項（第五十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十条第三項、第二百十九条第三項又は第二百二十三条第三項において準用する金融商品取引法第百八十七条第一項第三号の規定による関係人に対する処分違反して、物件を提出しなかつた者

四 第二十六条第七項（第五十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十条第三項、第二百十九条第三項又は第二百二十三条第三項において準用する金融商品取引法第百八十七条第一項第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 第二十六条第七項（第五十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十条第三項、第二百十九条第三項又は第二百二十三条第三項において準用する金融商品取引法第百八十七条第三号の規定による関係人に対する処分違反して、物件を提出しなかつた者

四 第二十六条第七項（第五十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十条第三項、第二百十九条第三項又は第二百二十三条第三項において準用する金融商品取引法第百八十七条第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一編・第二編（略）</p> <p>第三編 投資法人制度</p> <p>第一章 投資法人</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 投資口及び投資証券（第七十六条―第八十八条）</p> <p>第三節の二 新投資口予約権及び新投資口予約権証券（第八十八条の二―第八十八条の二十三）</p> <p>第四節―第十四節（略）</p> <p>第二章・第三章（略）</p> <p>第四編・第五編（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>25 16（略）</p> <p>17 この法律において「新投資口予約権」とは、投資法人に対して行使することにより当該投資法人の発行する投資口の交付を受けることができる権利をいう。</p>	<p>目次</p> <p>第一編・第二編（略）</p> <p>第三編 投資法人制度</p> <p>第一章 投資法人</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 投資口及び投資証券（第七十六条―第八十八条）</p> <p>第四節―第十四節（略）</p> <p>第二章・第三章（略）</p> <p>第四編・第五編（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>25 16（略）</p> <p>（新設）</p>

18| この法律において「新投資口予約権証券」とは、新投資口予約権  
を表示する証券をいう。

19| 24| (略)

25| この法律において「外国投資法人」とは、外国の法令に準拠して  
設立された法人たる社団又は権利能力のない社団で、投資証券、新  
投資口予約権証券又は投資法人債券に類する証券を発行するものを  
いう。

(運用の指図の制限)

第九条 投資信託委託会社は、同一の法人の発行する株式を、第一号  
に掲げる数が第二号に掲げる数を超えることとなる場合においては  
、投資信託財産をもつて取得することを当該投資信託財産の受託者  
である信託会社等（以下「受託会社」という。）に指図してはなら  
ない。

一 その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投  
資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会におい  
て決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使するこ  
とができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年  
法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有  
するものとみなされる株式についての議決権を含む。次号、第十  
一条第一項、第九十四条第一項各号及び第二百一条第一項にお  
いて同じ。）の総数

二 (略)

(新設)

17| 22| (略)

23| この法律において「外国投資法人」とは、外国の法令に準拠して  
設立された法人たる社団又は権利能力のない社団で、投資証券又は  
投資法人債券に類する証券を発行するものをいう。

(運用の指図の制限)

第九条 投資信託委託会社は、同一の法人の発行する株式を、第一号  
に掲げる数が第二号に掲げる数を超えることとなる場合においては  
、投資信託財産をもつて取得することを当該投資信託財産の受託者  
である信託会社等（以下「受託会社」という。）に指図してはなら  
ない。

一 その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、  
投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会にお  
いて決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使する  
ことができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七  
年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を  
有するものとみなされる株式についての議決権を含む。次号、第  
十一条第一項、第九十四条各号及び第二百一条第一項において  
同じ。）の総数

二 (略)

(運用報告書の交付等)

第十四条 (略)

2 投資信託委託会社は、前項の運用報告書の交付に代えて、投資信託約款において同項の運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)により提供することを定めることができる。この場合において、当該投資的方法により提供することができない。この場合において、当該投資信託委託会社は、前項の運用報告書を交付したものとみなす。

3 前項の規定にかかわらず、投資信託委託会社は、受益者から第一項の運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付しなければならぬ。

4 投資信託委託会社は、内閣府令で定めるところにより、第一項の運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものとして内閣府令で定めるものを記載した書面を作成し、同項の投資信託財産に係る知れている受益者に交付しなければならない。ただし、同項各号に掲げる場合は、この限りでない。

5 第五条第二項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第二項中「受益証券を取得しようとする者」とあるのは、「知れている受益者」と読み替えるものとする。

6 投資信託委託会社は、第一項の運用報告書及び第四項の書面を作

(運用報告書の交付等)

第十四条 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

2 第五条第二項の規定は、前項の規定による運用報告書の交付について準用する。この場合において、同条第二項中「受益証券を取得しようとする者」とあるのは、「知れている受益者」と読み替えるものとする。

3 投資信託委託会社は、第一項の運用報告書を作成したときは、遅

成したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に届け出なければならない。

7| (略)

(投資信託約款の変更等)

第十七条 投資信託委託会社は、前条各号に掲げる場合（同条第一号に掲げる場合にあつてはその変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるものに該当する場合に限り、同条第二号に掲げる場合にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。）には、次に掲げる事項を定め、書面による決議を行わなければならない。

一～四 (略)

2～7 (略)

8 書面による決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて行う。

9・10 (略)

(反対受益者の受益権買取請求)

第十八条 (略)

2| 前項の規定は、その信託契約期間中に受益者が受益権について投資信託の元本の全部又は一部の償還を請求したときは投資信託委託会社が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ

滞なく、これを内閣総理大臣に届け出なければならない。

4| (略)

(投資信託約款の変更等)

第十七条 投資信託委託会社は、前条各号に掲げる場合（同条第一号に掲げる場合にあつては、その変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるものに該当する場合に限る。）には、次に掲げる事項を定め、書面による決議を行わなければならない。

一～四 (略)

2～7 (略)

8 書面による決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて行う。

9・10 (略)

(反対受益者の受益権買取請求)

第十八条 (略)

(新設)

ることとする委託者指図型投資信託（受益者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものに限る。）については、適用しない。

3 信託法第百三条第六項から第八項まで、第百四条第一項から第十項まで、第百六十二条第一項及び第三項、第百六十三条並びに第百六十四条の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、同法第百三条第六項中「第四項の規定による通知又は前項の規定による公告」とあるのは「書面による決議」と、同条第八項中「重要な信託の変更等」とあるのは「重大な約款の変更等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（委託者指図型投資信託に関する規定の準用）

第五十四条 第五条、第九条、第十一条、第十三条、第十四条及び第十六条から第十八条までの規定は信託会社等の行う委託者非指図型投資信託に係る業務について、第二十六条の規定は委託者非指図型投資信託について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「運用の指図」とあるのは「運用」と、第九条中「取得すること」を当該投資信託財産の受託者である信託会社等（以下「受託会社」という。）に指図してはならない」とあるのは「取得してはならない」と、第十三条第一項第二号中「他の投資信託財産（当該投資信託委託会社が資産運用会社である場合にあつては、資産の運用を行う投資法人を含む。次号において同じ。）」とあり、及び同

2 信託法第百三条第六項から第八項まで、第百四条第一項から第十項まで、第百六十二条第一項及び第三項、第百六十三条並びに第百六十四条の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、同法第百三条第六項中「第四項の規定による通知又は前項の規定による公告」とあるのは「書面による決議」と、同条第八項中「重要な信託の変更等」とあるのは「重大な約款の変更等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（委託者指図型投資信託に関する規定の準用）

第五十四条 第五条、第九条、第十一条、第十三条、第十四条及び第十六条から第十八条までの規定は信託会社等の行う委託者非指図型投資信託に係る業務について、第二十六条の規定は委託者非指図型投資信託について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「運用の指図」とあるのは「運用」と、第九条中「取得すること」を当該投資信託財産の受託者である信託会社等（以下「受託会社」という。）に指図してはならない」とあるのは「取得してはならない」と、第十三条第一項第二号中「他の投資信託財産（当該投資信託委託会社が資産運用会社である場合にあつては、資産の運用を行う投資法人を含む。次号において同じ。）」とあり、及び同

項第三号中「他の投資信託財産」とあるのは「他の信託財産」と、第十八条第二項中「受益者が受益権について投資信託の元本の全部又は一部の償還を請求したときは投資信託委託会社」とあるのは「委託者」と、「することにより当該請求に応じることとする」とあるのは「することができると読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。」

2  
(略)

(会社法の規定を準用する場合の読替え等)

第六十五条 この編（第八十六條の二第四項を除く。）及び第五編の規定において会社法の規定を準用する場合には、特別の定めがある場合を除き、同法の規定中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録（投資法人法第六十六條第二項に規定する電磁的記録をいう。）」と、「電磁的方法」とあるのは「電磁的方法（投資法人法第七十一条第五項に規定する電磁的方法をいう。）」と、「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、「株式会社」とあるのは「投資法人」と、「株式」とあるのは「投資口」と、「株主」とあるのは「投資主」と、「定款」とあるのは「規約」と、「発起人」とあるのは「設立企画人」と、「株券」とあるのは「投資証券」と、「新株予約権」とあるのは「新投資口予約権」と、「新株予約権証券」とあるのは「新投資口予約権証券」と、「新株予約権者」とあるのは「新投資口予約権者」と読み替えるものとする。

2  
(略)

項第三号中「他の投資信託財産」とあるのは「他の信託財産」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2  
(略)

(会社法の規定を準用する場合の読替え等)

第六十五条 この編（第八十六條の二第四項を除く。）及び第五編の規定において会社法の規定を準用する場合には、特別の定めがある場合を除き、同法の規定中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録（投資法人法第六十六條第二項に規定する電磁的記録をいう。）」と、「電磁的方法」とあるのは「電磁的方法（投資法人法第七十一条第五項に規定する電磁的方法をいう。）」と、「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、「株式会社」とあるのは「投資法人」と、「株式」とあるのは「投資口」と、「株主」とあるのは「投資主」と、「定款」とあるのは「規約」と、「発起人」とあるのは「設立企画人」と、「株券」とあるのは「投資証券」と読み替えるものとする。

2  
(略)

(設立時募集投資口の申込み等)

第七十一条 (略)

2 前項第五号の払込取扱機関は、銀行等(銀行、信託会社その他これに準ずるものとして内閣府令で定めるものをいう。第八十八条の十七第一項において同じ。)でなければならない。

3 10 (略)

(発行する投資口)

第七十六条 (略)

2 会社法第百十三条第二項及び第四項の規定は、発行可能投資口総口数について準用する。この場合において、同項中「第二百三十六條第一項第四号」とあるのは「投資法人法第八十八条の二第三号」と、「第二百八十二条」とあるのは「投資法人法第八十八条の十八」と、「発行済株式(自己株式(株式会社が有する自己の株式をいう。以下同じ。))を除く。）」とあるのは「発行済投資口」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(投資口の譲渡の對抗要件等)

第七十九条 (略)

2・3 (略)

4 会社法第百四十六条、第百四十七条第二項及び第三項、第百四十八條、第百五十一条(第四号、第五号、第七号から第九号まで、第

(設立時募集投資口の申込み等)

第七十一条 (略)

2 前項第五号の払込取扱機関は、銀行等(銀行、信託会社その他これに準ずるものとして内閣府令で定めるものをいう。)でなければならない。

3 10 (略)

(発行する投資口)

第七十六条 (略)

(新設)

(投資口の譲渡の對抗要件等)

第七十九条 (略)

2・3 (略)

4 会社法第百四十六条、第百四十七条第二項及び第三項、第百四十八條、第百五十一条(第四号、第五号、第八号、第九号、第十一号

十一号及び第十四号に係る部分に限る。）、第五百五十三条第二項及び第三項並びに第五十四条の規定は、投資口の質入れについて準用する。この場合において、同法第五十一条第七号中「第二百七十七条」とあるのは「投資法人法第八十八条の十三」と、同条第八号中「剰余金の配当」とあるのは「金銭の分配」と、同条第十四号中「取得」とあるのは「払戻し又は取得」と、同法第五十三条第二項中「前条第二項に規定する場合」とあるのは「投資口の併合をした場合」と、同条第三項中「前条第三項に規定する場合」とあるのは「投資口の分割をした場合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（自己の投資口の取得及び質受けの禁止）

第八十条 投資法人は、当該投資法人の投資口を取得し、又は質権の目的として受けることができない。ただし、次に掲げる場合において当該投資口を取得するときは、この限りでない。

一 その資産を主として政令で定める特定資産に対する投資として運用することを目的とする投資法人が、投資主との合意により当該投資法人の投資口を有償で取得することができる旨を規約で定めた場合

二・三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める場合

2 前項ただし書の場合においては、当該投資法人は、相当の時期にその投資口の処分又は消却をしなければならない。

及び第十四号に係る部分に限る。）、第五百五十三条第二項及び第三項並びに第五十四条の規定は、投資口の質入れについて準用する。この場合において、同法第五十一条第八号中「剰余金の配当」とあるのは「金銭の分配」と、同条第十四号中「取得」とあるのは「払戻し又は取得」と、同法第五十三条第二項中「前条第二項に規定する場合」とあるのは「投資口の併合をした場合」と、同条第三項中「前条第三項に規定する場合」とあるのは「投資口の分割をした場合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（自己の投資口の取得及び質受けの禁止）

第八十条 投資法人は、当該投資法人の投資口を取得し、又は質権の目的として受けることができない。ただし、次に掲げる場合において当該投資口を取得するときは、この限りでない。

（新設）

一・二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める場合

2 前項ただし書の場合においては、当該投資法人は、相当の時期にその投資口の処分をしなければならない。

3  
(略)

4 第二項の規定により投資口の処分又は消却を行う場合において、当該投資法人は、役員会の決議により、処分又は消却する自己の投資口の口数を定めなければならない。

5 第二項の規定により投資口の消却をしたときは、内閣府令で定めるところにより、出資総額及び第三百三十五条の出資剰余金の額（以下「出資総額等」という。）から出資総額等のうち消却をした投資口に相当する額を控除しなければならない。

（投資口の取得に関する事項の決定）

第八十条の二 投資法人は、前条第一項第一号の規定による規約の定めに従い当該投資法人の投資口を取得しようとするときは、その都度、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 取得する投資口の口数

二 投資口一口を取得すると引換えに交付する金銭の額又はその算定方法

三 投資口を取得すると引換えに交付する金銭の総額

四 投資口の譲渡しの申込みの期日

2 前項の規定による投資口の取得は、金銭の分配とみなして、第三百三十七条第一項、第三百三十八条及び第三百三十九条の規定を適用する。この場合において、同項中「その投資主に対し、第三百三十一条第二項の承認を受けた金銭の分配に係る計算書」とあるのは「第八十条の二第一項第三号に掲げる金銭の総額」と、第三百三十八条第一項

3  
(略)

(新設)

(新設)

(新設)

第二号中「第三百三十一条第二項」とあるのは「第八十条の二第三項」とする。

3 第一項各号に掲げる事項の決定は、役員会の決議によらなければならない。

4 第一項の投資口の取得の条件は、同項の規定による決定ごとに、均等に定めなければならない。

(投資主に対する通知等)

第八十条の三 投資法人は、投資主に対し、前条第一項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

2 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

(譲渡しの申込み)

第八十条の四 前条第一項の規定による通知を受けた投資主は、その有する投資口の譲渡しの申込みをしようとするときは、投資法人に対し、その申込みに係る投資口の口数を明らかにしなければならない。

2 投資法人は、第八十条の二第二項第四号の期日において、前項の投資主が申込みをした投資口の譲受けを承諾したものとみなす。ただし、同項の投資主が申込みをした投資口の総口数(以下この項において「申込総口数」という。)が同条第一項第一号の口数(以下この項において「取得総口数」という。)を超えるときは、取得総

(新設)

(新設)

口数を申込総口数で除して得た数に前項の投資主が申込みをした投資口の口数を乗じて得た口数（その口数に一口に満たない端数がある場合にあつては、これを切り捨てるものとする。）の投資口の譲受けを承諾したものとみなす。

（市場取引等による投資口の取得）

第八十条の五 第八十条の二（第四項に係る部分に限る。）から前条までの規定は、投資法人が金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場における取引若しくは同法第二十七条の二の二第一項ただし書に規定する政令で定める取引又は同法第二十七条の二第六項に規定する公開買付けの方法により当該投資法人の投資口を取得する場合には、適用しない。

2 前項の場合における第八十条の二第一項の規定の適用については、同項中「その都度、次に掲げる事項」とあるのは「あらかじめ、次に掲げる事項（第二号に掲げるものを除く。）」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、第四号の期間は、一年を超えることができない」と、同項第四号中「投資口の譲渡しの申込みの期日」とあるのは「投資口を取得することができる期間」とする。

（親法人投資口の取得の禁止）

第八十一条（略）

2 5 4（略）

5 第八十条第三項の規定は、第三項の親法人投資口を処分する場合

（新設）

（親法人投資口の取得の禁止）

第八十一条（略）

2 5 4（略）

5 前条第三項の規定は、第三項の親法人投資口を処分する場合につ

について準用する。

(会社法の準用)

第八十四条 会社法第二百八条(第二項を除く。)、第二百九条から第二百十一条まで及び第二百十二条第一項(第二号を除く。)の規定は、募集投資口について準用する。この場合において、同法第二百八条第一項中「第九十九条第一項第四号の期日又は同号の期間内」とあるのは「投資法人法第八十二条第一項第三号の期日又は同号の期間内(同条第二項の場合にあつては、同条第三項第二号に掲げる方法により確定した同号の期日)」と、同法第二百九条第一号中「第九十九条第一項第四号の期日」とあるのは「投資法人法第八十二条第一項第三号の期日(同条第二項の場合にあつては、同条第三項第二号に掲げる方法により確定した同号の期日)」と、同条第二号中「第九十九条第一項第四号」とあるのは「投資法人法第八十二条第一項第三号」と、同法第二百十条中「第九十九条第一項」とあるのは「投資法人法第八十二条第一項」と、「発行又は自己株式の処分」とあるのは「発行」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 4 (略)

(一に満たない端数の処理)

第八十八条 (略)

2 (略)

いて準用する。

(会社法の準用)

第八十四条 会社法第二百八条(第二項を除く。)、第二百九条、第二百十一条及び第二百十二条第一項(第二号を除く。)の規定は、募集投資口について準用する。この場合において、同法第二百八条第一項中「第九十九条第一項第四号の期日又は同号の期間内」とあるのは「投資法人法第八十二条第一項第三号の期日又は同号の期間内(同条第二項の場合にあつては、同条第三項第二号に掲げる方法により確定した同号の期日)」と、同法第二百九条第一号中「第九十九条第一項第四号の期日」とあるのは「投資法人法第八十二条第一項第三号の期日(同条第二項の場合にあつては、同条第三項第二号に掲げる方法により確定した同号の期日)」と、同条第二号中「第九十九条第一項第四号」とあるのは「投資法人法第八十二条第一項第三号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 4 (略)

(一に満たない端数の処理)

第八十八条 (略)

2 (略)

3 前項の場合には、内閣府令で定めるところにより、出資総額等から出資総額等のうち払戻しをした投資口に相当する額を控除しなければならぬ。

第三節の二 新投資口予約権及び新投資口予約権証券

(新投資口予約権の内容)

第八十八条の二 投資法人が新投資口予約権を発行するときは、次に掲げる事項を当該新投資口予約権の内容としなければならない。

- 一 当該新投資口予約権の目的である投資口の口数又はその口数の算定方法
- 二 当該新投資口予約権の行使に際して出資される金銭の額又はその算定方法
- 三 当該新投資口予約権を行使することができる期間
- 四 当該新投資口予約権について、当該投資法人が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができることとするときは、次に掲げる事項
  - イ 一定の事由が生じた日に当該投資法人がその新投資口予約権を取得する旨及びその事由
  - ロ 当該投資法人が別に定める日が到来することをもつてイの事由とするときは、その旨
  - ハ イの事由が生じた日にイの新投資口予約権の一部を取得する

3 前項の場合には、内閣府令で定めるところにより、出資総額及び第三百三十五条の出資剰余金の額（以下「出資総額等」という。）から出資総額等のうち払戻しをした投資口に相当する額を控除しなければならぬ。

(新設)

(新設)

こととするときは、その旨及び取得する新投資口予約権の一部の決定の方法

ニ イの新投資口予約権を取得するのと引換えに当該新投資口予約権の新投資口予約権者に対して交付する金銭の額又はその算定方法

五 新投資口予約権を行使した新投資口予約権者に交付する投資口の口数に一口に満たない端数がある場合において、これを切り捨てるものとするときは、その旨

六 当該新投資口予約権に係る新投資口予約権証券を発行することとするときは、その旨

七 前号に規定する場合において、新投資口予約権者が第八十八条の二十一第二項において準用する会社法第二百九十条の規定による請求の全部又は一部をすることができないこととするときは、その旨

(共有者による権利の行使)

第八十八条の三 新投資口予約権が二以上の者の共有に属するときは、共有者は、当該新投資口予約権についての権利を行使する者一人を定め、投資法人に対し、その者の氏名又は名称を通知しなければ、当該新投資口予約権についての権利を行使することができない。ただし、投資法人が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りでない。

(新設)

(新投資口予約権の発行)

第八十八条の四 投資法人は、第八十八条の十三に規定する新投資口予約権無償割当てを行う場合に限り、新投資口予約権を発行することができる。

2 前項の規定により発行する新投資口予約権に係る第八十八条の二第三号の期間は、第八十八条の十四第一項第二号の日から三月を超えられない。

(新投資口予約権原簿等)

第八十八条の五 投資法人は、新投資口予約権を発行した日以後遅滞なく、新投資口予約権原簿を作成し、次の各号に掲げる新投資口予約権の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 無記名式の新投資口予約権証券が発行されている新投資口予約権（以下この節において「無記名新投資口予約権」という。）

当該新投資口予約権証券の番号並びに当該無記名新投資口予約権の内容及び数

二 前号に掲げる新投資口予約権以外の新投資口予約権 次に掲げる事項

イ 新投資口予約権者の氏名又は名称及び住所

ロ イの新投資口予約権者の有する新投資口予約権の内容及び数

ハ イの新投資口予約権者が新投資口予約権を取得した日

ニ ロの新投資口予約権が証券発行新投資口予約権（新投資口予

(新設)

(新設)

約権であつて、当該新投資口予約権に係る新投資口予約権証券を発行する旨の定めがあるものをいう。以下この節において同じ。）であるときは、当該新投資口予約権（新投資口予約権証券が発行されているものに限る。）に係る新投資口予約権証券の番号

- 2 会社法第二百五十二条（第三項第三号を除く。）の規定は新投資口予約権原簿について、同法第二百五十三条の規定は新投資口予約権者に対してする通知又は催告について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百五十二条第一項中「その本店（株主名簿管理人がある場合にあつては、その営業所）」とあるのは、「投資法人法第六十六条第二項第八号に規定する投資主名簿等管理人の営業所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新投資口予約権の譲渡）

第八十八条の六 新投資口予約権者は、その有する新投資口予約権を譲渡することができる。

- 2 投資法人は、新投資口予約権の譲渡について、役員会の承認を必要とすることその他の制限を設けることができない。

（証券発行新投資口予約権の譲渡）

第八十八条の七 証券発行新投資口予約権の譲渡は、当該証券発行新投資口予約権に係る新投資口予約権証券を交付しなければ、その効

（新設）

（新設）

力を生じない。

(新投資口予約権の譲渡の對抗要件等)

第八十八条の八 新投資口予約権の譲渡は、その新投資口予約権を取得した者の氏名又は名称及び住所を新投資口予約権原簿に記載し、又は記録しなければ、投資法人その他の第三者に対抗することができない。

(新設)

2 記名式の新投資口予約権証券が発行されている証券発行新投資口予約権についての前項の規定の適用については、同項中「投資法人その他の第三者」とあるのは、「投資法人」とする。

3 第一項の規定は、無記名新投資口予約権については、適用しない。

4 会社法第二百五十八条第一項及び第二項の規定は新投資口予約権証券について、同法第二百五十九条及び第二百六十条の規定は新投資口予約権について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

5 会社法第二百六十七条第一項及び第四項、第二百六十八条(第三項を除く。)、第二百六十九条、第二百七十一条並びに第二百七十二条第一項(第一号及び第三号に係る部分に限る。)、第二項及び第三項の規定は、新投資口予約権の質入れについて準用する。この場合において、同条第一項中「金銭等」とあり、同条第二項中「金銭等(金銭に限る。)」とあり、及び同条第三項中「金銭等に相当する金額」とあるのは「金銭」と読み替えるものとするほか、必要

な技術的謄替えは、政令で定める。

(取得する日の決定)

第八十八条の九 取得条項付新投資口予約権(第八十八条の二第四号イに掲げる事項についての定めがある新投資口予約権をいう。以下この節において同じ。)の内容として同号ロに掲げる事項についての定めがある場合には、投資法人は、同号ロの日を役員会の決議によつて定めなければならない。ただし、当該取得条項付新投資口予約権の内容として別段の定めがある場合は、この限りでない。

2 第八十八条の二第四号ロの日を定めたときは、投資法人は、取得条項付新投資口予約権の新投資口予約権者(同号ハに掲げる事項についての定めがある場合にあつては、次条第一項の規定により決定した取得条項付新投資口予約権の新投資口予約権者)及びその登録新投資口予約権質権者(前条第五項において準用する会社法第二百六十九条第一項各号に掲げる事項が新投資口予約権原簿に記載され、又は記録された質権者をいう。以下同じ。)に対し、当該日の二週間前までに、当該日を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

(取得する新投資口予約権の決定等)

第八十八条の十 投資法人は、新投資口予約権の内容として第八十八条の二第四号ハに掲げる事項についての定めがある場合において、

(新設)

(新設)

取得条項付新投資口予約権を取得しようとするときは、その取得する取得条項付新投資口予約権を決定しなければならない。

2 前項の取得条項付新投資口予約権は、役員会の決議によつて定めなければならない。ただし、当該取得条項付新投資口予約権の内容として別段の定めがある場合は、この限りでない。

3 第一項の規定による決定をしたときは、投資法人は、同項の規定により決定した取得条項付新投資口予約権の新投資口予約権者及びその登録新投資口予約権質権者に対し、直ちに、当該取得条項付新投資口予約権を取得する旨を通知しなければならない。

4 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

(効力の発生等)

第八十八条の十一 投資法人は、第八十八条の二第四号イの事由が生じた日(同号ハに掲げる事項についての定めがある場合にあつては、第一号に掲げる日又は第二号に掲げる日のいずれか遅い日)に、取得条項付新投資口予約権(同条第四号ハに掲げる事項についての定めがある場合にあつては、前条第一項の規定により決定したものを取得する。

一 第八十八条の二第四号イの事由が生じた日

二 前条第三項の規定による通知の日又は同条第四項の公告の日から二週間を経過した日

2 投資法人は、第八十八条の二第四号イの事由が生じた後、遅滞な

(新設)

く、取得条項付新投資口予約権の新投資口予約権者及びその登録新投資口予約権質権者（同号ハに掲げる事項についての定めがある場合にあつては、前条第一項の規定により決定した取得条項付新投資口予約権の新投資口予約権者及びその登録新投資口予約権質権者）に対し、当該事由が生じた旨を通知しなければならない。ただし、第八十八条の九第二項の規定による通知又は同条第三項の公告をしたときは、この限りでない。

3 前項本文の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

（新投資口予約権の消却）

第八十八条の十二 投資法人は、自己新投資口予約権（投資法人が有する自己の新投資口予約権をいう。以下この節において同じ。）を消却することができる。この場合においては、消却する自己新投資口予約権の内容及び数を定めなければならない。

2 前項後段の規定による決定は、役員会の決議によらなければならない。

（新投資口予約権無償割当て）

第八十八条の十三 投資法人は、投資主に対して新たに払込みをさせないで当該投資法人の新投資口予約権の割当て（以下「新投資口予約権無償割当て」という。）をすることができる。

（新設）

（新設）

(新投資口予約権無償割当てに関する事項の決定)

第八十八条の十四 投資法人は、新投資口予約権無償割当てをしようとするときは、その都度、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 投資主に割り当てる新投資口予約権の内容及び数又はその算定方法

二 当該新投資口予約権無償割当てがその効力を生ずる日

2 前項第一号に掲げる事項についての定めは、当該投資法人以外の投資主の有する投資口の口数に応じて同号の新投資口予約権を割り当てることを内容とするものでなければならない。

3 第一項各号に掲げる事項の決定は、役員会の決議によらなければならない。

(新投資口予約権無償割当ての効力の発生等)

第八十八条の十五 前条第一項第一号の新投資口予約権の割当てを受けた投資主は、同項第二号の日に、同項第一号の新投資口予約権の新投資口予約権者となる。

2 投資法人は、前条第一項第一号の新投資口予約権についての第八十八条の二第三号の期間の初日の二週間前までに、投資主及びその登録投資口質権者に対し、当該投資主が割当てを受けた新投資口予約権の内容及び数を通知しなければならない。

(新投資口予約権の行使)

(新設)

(新設)

第八十八条の十六 新投資口予約権の行使は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

(新設)

一 その行使に係る新投資口予約権の内容及び数

二 新投資口予約権を行使する日

2 証券発行新投資口予約権を行使しようとするときは、当該証券発行新投資口予約権の新投資口予約権者は、当該証券発行新投資口予約権に係る新投資口予約権証券を投資法人に提出しなければならない。ただし、当該新投資口予約権証券が発行されていないときは、この限りでない。

3 投資法人は、自己新投資口予約権を行使することができない。

(新投資口予約権の行使に際しての払込み)

(新設)

第八十八条の十七 新投資口予約権者は、前条第一項第二号の日に、投資法人が定めた銀行等の払込みの取扱いの場所において、その行使に係る新投資口予約権についての第八十八条の二第二号の金銭の額の全額を払い込まなければならない。

2 新投資口予約権者は、前項の規定による払込みをする債務と投資法人に対する債権とを相殺することができない。

(投資主となる時期)

(新設)

第八十八条の十八 新投資口予約権を行使した新投資口予約権者は、当該新投資口予約権を行使した日に、当該新投資口予約権の目的である投資口の投資主となる。

(一)に満たない端数の処理)

第八十八条の十九 新投資口予約権を行使した場合において、当該新投資口予約権の新投資口予約権者に交付する投資口の口数に一口に満たない端数があるときは、投資法人は、当該新投資口予約権者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額にその端数を乗じて得た額に相当する金銭を交付しなければならない。ただし、第八十八条の二第五号に掲げる事項についての定めがある場合は、この限りでない。

- 一 当該投資口が市場価格のある投資口である場合 当該投資口一の市場価格として内閣府令で定める方法により算定される額
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 一口当たり純資産の額に照らして公正な金額

(新投資口予約権の消滅)

第八十八条の二十 第八十八条の十二第一項の場合のほか、新投資口予約権者がその有する新投資口予約権を行使することができなくなつたときは、当該新投資口予約権は、消滅する。

(新投資口予約権証券の発行等)

第八十八条の二十一 投資法人は、証券発行新投資口予約権を発行した日以後遅滞なく、当該証券発行新投資口予約権に係る新投資口予約権証券を発行しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

2 | 会社法第二百八十九条から第二百九十一条までの規定は、新投資  
口予約権証券について準用する。この場合において、同法第二百八  
十九条中「代表取締役（委員会設置会社にあつては、代表執行役）  
」とあるのは「執行役員」と、同法第二百九十条中「第二百三十六  
条第一項第十一号」とあるのは「投資法人法第八十八条の二第七号  
」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定  
める。

（新投資口予約権証券の提出に関する公告等）

第八十八条の二十二 投資法人が次の各号に掲げる行為をする場合に  
おいて、当該各号に定める新投資口予約権に係る新投資口予約権証  
券を発行しているときは、当該投資法人は、当該行為の効力が生ず  
る日までに当該投資法人に対し当該新投資口予約権証券を提出しな  
ければならない旨を当該日の一月前までに、公告し、かつ、当該新  
投資口予約権の新投資口予約権者及びその登録新投資口予約権質権  
者には、各別にこれを通知しなければならない。

一 取得条項付新投資口予約権の取得 当該取得条項付新投資口予  
約権

二 合併（合併により当該投資法人が消滅する場合に限る。） 全  
部の新投資口予約権

2 | 投資法人は、前項各号に掲げる行為の効力が生ずる日までに当該  
投資法人に対して新投資口予約権証券を提出しない者があるときは  
、当該新投資口予約権証券の提出があるまでの間、当該行為によつ

（新設）

て当該新投資口予約権証券に係る新投資口予約権の新投資口予約権者が交付を受けることができる金銭の交付を拒むことができる。

3 第一項各号に定める新投資口予約権に係る新投資口予約権証券は、同項各号に掲げる行為の効力が生ずる日に無効となる。

4 会社法第二百二十条の規定は、第一項各号に掲げる行為をした場合において、新投資口予約権証券を提出することができない者があるときについて準用する。この場合において、同法第二百二十条第一項中「前条第一項各号」とあるのは「投資法人法第八十八条の二十二第一項各号」と、同条第二項中「前条第二項」とあるのは「投資法人法第八十八条の二十二第二項」と、「金銭等」とあるのは「金銭」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(会社法の準用)

第八十八条の二十三 会社法第八百二十八条第一項(第四号に係る部分に限る。 )及び第二項(第四号に係る部分に限る。 )、第八百三十四條(第四号に係る部分に限る。 )、第八百三十五條第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條から第八百三十九條まで、第八百四十二條、第八百四十六條並びに第九百三十七條第一項(第一号ハに係る部分に限る。 )の規定は新投資口予約権の発行の無効の訴えについて、同法第八百六十八條第一項、第八百七十一条本文、第八百七十二條(第三号に係る部分に限る。 )、第八百七十三條本文、第八百七十五條から第八百七十七條まで及び第八百

(新設)

七十八条第二項の規定はこの項において準用する同法第八百四十二条第二項において準用する同法第八百四十条第二項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 会社法第八百二十九条（第三号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第十五号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条から第八百三十八条まで、第八百四十六条及び第九百三十七条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、新投資口予約権の発行の不存在の確認の訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（招集手続）

第九十一条 投資主総会を招集するには、執行役員は、投資主総会の日の二月前までに当該日を公告し、当該日の二週間前までに、投資主に対して、書面をもつてその通知を発しなければならない。ただし、一定の日及びその日以後、遅滞なく、投資主総会を招集する旨を規約で定めた場合において、当該規約の定めに従って開催された直前の投資主総会の日から二十五月を経過する前に開催される投資主総会については、当該公告をすることを要しない。

2 〽 7 （略）

（執行役員任期）

第九十九条 （略）

（招集手続）

第九十一条 投資主総会を招集するには、執行役員は、投資主総会の日の二月前までに当該日を公告し、当該日の二週間前までに、投資主に対して、書面をもつてその通知を発しなければならない。

2 〽 7 （略）

（執行役員任期）

第九十九条 （略）

2| 前項の規定にかかわらず、第九十一条第一項ただし書の規約の定めがある場合には、投資主総会の決議によつて、執行役員任期を選任後二年を経過した日の翌日から三十日以内に開催される執行役員を選任を議案とする投資主総会の終結の時までとすることができ

(監督役員任期)

第百一条 (略)

2| 第九十九条第二項及び会社法第三百三十六条第三項の規定は、前項の監督役員任期について準用する。この場合において、第九十九条第二項中「前項」とあるのは「第百一条第一項本文」と、「二年」とあるのは「四年」と、同法第三百三十六条第三項中「第一項」とあるのは「投資法人法第百一条第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(事務委託)

第百十七条 投資法人は、その資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務であつて次に掲げるものについて、内閣府令で定めるところにより、他の者に委託して行わせなければならない。

一 発行する投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集並びに新投資口予約権無償割当てに関する事務

二 投資主名簿、新投資口予約権原簿及び投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資主名簿、新投資口予約権原簿及び投資法人

(新設)

(監督役員任期)

第百一条 (略)

2| 会社法第三百三十六条第三項の規定は、前項の監督役員任期について準用する。

(事務委託)

第百十七条 投資法人は、その資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務であつて次に掲げるものについて、内閣府令で定めるところにより、他の者に委託して行わせなければならない。

一 発行する投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務

二 投資主名簿及び投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資主名簿及び投資法人債原簿に関する事務

債原簿に関する事務

三 投資証券、新投資口予約権証券及び投資法人債券（以下「投資証券等」という。）の発行に関する事務

四〇六（略）

（利益及び損失の処理）

第三百三十六条 投資法人は、第三百三十一条第二項の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、利益（貸借対照表上の純資産額が出資総額等の合計額を上回る場合において、当該純資産額から当該出資総額等の合計額を控除して得た額をいう。次条第一項及び第三項において同じ。）の全部又は一部を出資総額に組み入れることができる。

2 投資法人は、前項の金銭の分配に係る計算書に基づき、内閣府令で定めるところにより、損失（出資総額等の合計額が貸借対照表上の純資産額を上回る場合において、当該出資総額等の合計額から当該純資産額を控除して得た額をいう。）の全部又は一部を出資総額等から控除することができる。

（吸収合併契約）

第四百四十七条 投資法人が吸収合併（投資法人が他の投資法人とする合併であつて、合併により消滅する投資法人の権利義務の全部を合併後存続する投資法人に承継させるものをいう。以下同じ。）をする場合には、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければ

三 投資証券及び投資法人債券（以下「投資証券等」という。）の発行に関する事務

四〇六（略）

（利益の出資総額への組入れ）

第三百三十六条 投資法人は、第三百三十一条第二項の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、利益（貸借対照表上の純資産額から出資総額等の合計額を控除して得た額をいう。次条第一項及び第三項において同じ。）の全部又は一部を出資総額に組み入れることができる。

（新設）

（吸収合併契約）

第四百四十七条 投資法人が吸収合併（投資法人が他の投資法人とする合併であつて、合併により消滅する投資法人の権利義務の全部を合併後存続する投資法人に承継させるものをいう。以下同じ。）を場合には、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければ

ばならない。

一～三 (略)

四 吸収合併消滅法人が新投資口予約権を発行しているときは、吸収合併存続法人が吸収合併に際して当該新投資口予約権の新投資口予約権者に対して当該新投資口予約権に代えて交付する金銭の額又はその算定方法

五 (略)

2 (略)

(吸収合併の効力の発生等)

第四百四十七条の二 (略)

2・3 (略)

4 吸収合併消滅法人の新投資口予約権は、効力発生日に、消滅する。

5 前各項の規定は、第四百四十九条の四(第四百四十九条の九において準用する場合を含む。)の規定による手続が終了していない場合又は吸収合併を中止した場合には、適用しない。

(新設合併契約)

第四百四十八条 二以上の投資法人が新設合併(二以上の投資法人がする合併であつて、合併により消滅する投資法人の権利義務の全部を合併により設立する投資法人に承継させるものをいう。以下同じ。)をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定め

ばならない。

一～三 (略)

(新設)

四 (略)

2 (略)

(吸収合併の効力の発生等)

第四百四十七条の二 (略)

2・3 (略)

(新設)

4 前三項の規定は、第四百四十九条の四(第四百四十九条の九において準用する場合を含む。)の規定による手続が終了していない場合又は吸収合併を中止した場合には、適用しない。

(新設合併契約)

第四百四十八条 二以上の投資法人が新設合併(二以上の投資法人がする合併であつて、合併により消滅する投資法人の権利義務の全部を合併により設立する投資法人に承継させるものをいう。以下同じ。)をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定め

なければならぬ。

一〇六 (略)

七 新設合併消滅法人が新投資口予約権を發行しているときは、新設合併設立法人が新設合併に際して当該新投資口予約権の新投資口予約権者に対して当該新投資口予約権に代えて交付する金銭の額又はその算定方法

2 (略)

(新設合併の効力の発生等)

第四百四十八条の二 (略)

2 (略)

3 新設合併消滅法人の新投資口予約権は、新設合併設立法人の成立の日に、消滅する。

(吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第四百四十九条 吸収合併消滅法人は、次に掲げる日のいずれか早い日から効力発生日までの間、吸収合併契約の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならぬ。

一・二 (略)

三 第四百四十九条の三の二第二項の規定による通知を受けるべき新投資口予約権者があるときは、同項の規定による通知の日又は同条第三項の公告の日のいずれか早い日

なければならぬ。

一〇六 (略)

(新設)

2 (略)

(新設合併の効力の発生等)

第四百四十八条の二 (略)

2 (略)

(新設)

(吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第四百四十九条 吸収合併消滅法人は、次に掲げる日のいずれか早い日から効力発生日までの間、吸収合併契約の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならぬ。

一・二 (略)

(新設)

四 (略)

2 (略)

(吸収合併契約の承認等)

第四百九条の二 (略)

2 吸収合併消滅法人は、効力発生日の二十日前までに、その登録投資口質権者及び登録新投資口予約権質権者に対し、吸収合併をする旨を通知しなければならない。

3 (略)

(新投資口予約権買取請求)

第四百九条の三の二 吸収合併をする場合には、吸収合併消滅法人の新投資口予約権の新投資口予約権者は、吸収合併消滅法人に対し、自己の有する新投資口予約権を公正な価格で買い取することを請求することができる。

2 吸収合併消滅法人は、効力発生日の二十日前までに、その新投資口予約権の新投資口予約権者に対し、吸収合併をする旨並びに吸収合併存続法人の商号及び住所を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

4 会社法第七百八十七条第五項から第七項まで、第七百八十八条(第七項を除く。)、第八百六十八条第一項、第八百七十条第二項(第二号に係る部分に限る。)、第八百七十条の二、第八百七十一条

三 (略)

2 (略)

(吸収合併契約の承認等)

第四百九条の二 (略)

2 吸収合併消滅法人は、効力発生日の二十日前までに、その登録投資口質権者に対し、吸収合併をする旨を通知しなければならない。

3 (略)

(新設)

本文、第八百七十二條（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二條の二、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（吸収合併契約の承認等）

第四百四十九條の七（略）

2 前項の規定は、吸収合併存続法人が吸収合併に際して吸収合併消滅法人の投資主に対して交付する投資口の総口数が、当該吸収合併存続法人の発行済投資口の総口数の五分の一を超えない場合には、適用しない。この場合においては、吸収合併契約において、吸収合併存続法人については同項の承認を受けずに吸収合併をする旨を定めなければならない。

（新設合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第四百四十九條の十一 新設合併消滅法人は、次に掲げる日のいずれか早い日から新設合併設立法人の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

一・二（略）

三 第四百四十九條の十三の二第二項の規定による通知を受けるべき

新投資口予約権者があるときは、同項の規定による通知の日又は同条第三項の公告の日のいずれか早い日

（吸収合併契約の承認等）

第四百四十九條の七（略）

2 前項の規定は、吸収合併存続法人が吸収合併に際して吸収合併消滅法人の投資主に対して交付する投資口の総口数が、当該吸収合併存続法人の発行可能投資口総口数から発行済投資口の総口数を控除して得た口数を超えない場合には、適用しない。この場合においては、吸収合併契約において、吸収合併存続法人については同項の承認を受けずに吸収合併をする旨を定めなければならない。

（新設合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第四百四十九條の十一 新設合併消滅法人は、次に掲げる日のいずれか早い日から新設合併設立法人の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

一・二（略）

（新設）

四| (略)

2 (略)

(新設合併契約の承認)

第四百四十九条の十二 (略)

2 新設合併消滅法人は、前項の投資主総会の決議の日から二週間以内に、その登録投資口質権者及び登録新投資口予約権質権者に対し、新設合併をする旨を通知しなければならない。

3 (略)

(新投資口予約権買取請求)

第四百四十九条の十三の二 新設合併をする場合には、新設合併消滅法人の新投資口予約権の新投資口予約権者は、新設合併消滅法人に対し、自己の有する新投資口予約権を公正な価格で買い取することを請求することができる。

2 新設合併消滅法人は、第四百四十九条の十二第一項の投資主総会の決議の日から二週間以内に、その新投資口予約権の新投資口予約権者に対し、新設合併をする旨並びに他の新設合併消滅法人及び新設合併設立法人の商号及び住所を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

4 会社法第八百八条第五項から第七項まで、第八百九条(第七項を除く。)、第八百六十八条第一項、第八百七十条第二項(第二号に

三| (略)

2 (略)

(新設合併契約の承認)

第四百四十九条の十二 (略)

2 新設合併消滅法人は、前項の投資主総会の決議の日から二週間以内に、その登録投資口質権者に対し、新設合併をする旨を通知しなければならない。

3 (略)

(新設)

係る部分に限る。）、第八百七十条の二、第八百七十一條本文、第八百七十二條（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二條の二、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、同法第八百八條第五項中「第三項」とあるのは「投資法人法第百四十九條の十三の二第二項」と、「前項」とあるのは「同條第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（設立の登記）

第百六十六條（略）

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。  
い。

一〇七（略）

八 投資主名簿等管理人（投資法人に代わつて投資主名簿、新投資口予約権原簿及び投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資主名簿、新投資口予約権原簿及び投資法人債原簿に関する事務を行う者をいう。第七十三條第一項第六号において同じ。）の氏名又は名称及び住所並びに営業所

九〇七（略）

（合併の登記）

第百六十九條（略）

（設立の登記）

第百六十六條（略）

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。  
い。

一〇七（略）

八 投資主名簿等管理人（投資法人に代わつて投資主名簿及び投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資主名簿及び投資法人債原簿に関する事務を行う者をいう。第七十三條第一項第六号において同じ。）の氏名又は名称及び住所並びに営業所

九〇七（略）

（合併の登記）

第百六十九條（略）

2 二以上の投資法人が新設合併をしたときは、次の各号に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内に、その本店の所在地において、新設合併消滅法人については解散の登記をし、新設合併設立法人については設立の登記をしなければならない。

一・二 (略)

三 新設合併消滅法人が新投資口予約権を発行しているときは、第

百四十九条の十三の二第二項の規定による通知又は同条第三項の

公告をした日から二十日を経過した日

四・五 (略)

(合併の登記の申請)

第七十四条 吸収合併による変更の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一〇八 (略)

九 吸収合併消滅法人が新投資口予約権を発行しているときは、第

八十八条の二十二第一項の規定による公告をしたことを証する書

面又は新投資口予約権証券を発行していなかったことを証する書

面

第七十五条 新設合併による設立の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一〇八 (略)

九 新設合併消滅法人が新投資口予約権を発行しているときは、第

2 二以上の投資法人が新設合併をしたときは、次の各号に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内に、その本店の所在地において、新設合併消滅法人については解散の登記をし、新設合併設立法人については設立の登記をしなければならない。

一・二 (略)

(新設)

三・四 (略)

(合併の登記の申請)

第七十四条 吸収合併による変更の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一〇八 (略)

(新設)

第七十五条 新設合併による設立の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一〇八 (略)

(新設)

八十八条の二十二第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は新投資口予約権証券を発行していなかったことを証する書面

(資産の運用の制限)

第百九十四条 (略)

2 前項の規定は、登録投資法人が国外の特定資産について、当該特定資産が所在する国の法令の規定その他の制限により、前条第一項第三号から第五号までに掲げる取引を行うことができないものとして政令で定める場合において、専らこれらの取引を行うことを目的とする法人の発行する株式を取得するときは、適用しない。

(投資法人の発行する投資証券等の募集等)

第百九十六条 (略)

2 投資法人の資産運用会社が当該投資法人の発行する投資口若しくは投資法人債を引き受ける者の募集又は新投資口予約権無償割当てに関する事務を受託した一般事務受託者である場合における金融商品取引法の適用については、当該資産運用会社が行う当該投資法人の発行する投資証券等の募集の取扱いその他政令で定める行為を行う業務は、同法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業とみなす。

3 (略)

(資産の運用の制限)

第百九十四条 (略)

(新設)

(投資法人の発行する投資証券等の募集等)

第百九十六条 (略)

2 投資法人の資産運用会社が当該投資法人の発行する投資口又は投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務を受託した一般事務受託者である場合における金融商品取引法の適用については、当該資産運用会社が行う当該投資法人の発行する投資証券等の募集の取扱いその他政令で定める行為を行う業務は、同法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業とみなす。

3 (略)

(特定資産の価格等の調査)

第二百一条 資産運用会社は、資産の運用を行う投資法人について特定資産（土地若しくは建物又はこれらに関する権利若しくは資産であつて政令で定めるものに限る。）の取得又は譲渡が行われたときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定資産に係る不動産の鑑定評価を、不動産鑑定士であつて利害関係人等（当該資産運用会社の総株主の議決権の過半数を保有していることその他の当該資産運用会社と密接な関係を有する者として政令で定める者をいう。次項、次条第一項及び第二百三条第二項において同じ。）でないものに行わせなければならない。ただし、当該取得又は譲渡に先立つて当該鑑定評価を行わしている場合は、この限りでない。

2 (略)

(利害関係人等との取引の制限)

第二百一条の二 資産運用会社が登録投資法人の委託を受けて当該登録投資法人の資産の運用を行う場合において、当該登録投資法人と当該資産運用会社の利害関係人等との第九十三条第一項第一号から第四号までに掲げる取引（当該登録投資法人の資産に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定めるものを除く。）が行われることとなるときは、当該資産運用会社は、あらかじめ、当該登録投資法人の同意を得なければならない。

2 執行役員は、前項の同意を与えるためには、役員会の承認を受けなければならない。

(特定資産の価格等の調査)

第二百一条 資産運用会社は、資産の運用を行う投資法人について特定資産（土地若しくは建物又はこれらに関する権利若しくは資産であつて政令で定めるものに限る。）の取得又は譲渡が行われたときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定資産に係る不動産の鑑定評価を、不動産鑑定士であつて利害関係人等（当該資産運用会社の総株主の議決権の過半数を保有していることその他の当該資産運用会社と密接な関係を有する者として政令で定める者をいう。次項及び第二百三条第二項において同じ。）でないものに行わせなければならない。ただし、当該取得又は譲渡に先立つて当該鑑定評価を行わしている場合は、この限りでない。

2 (略)

(新設)

(投資法人から委託された権限の再委託等)

第二百二条 (略)

2 資産運用会社が投資法人から委託された資産の運用に係る権限の一部を再委託した場合における第二百一条の規定の適用については、同条中「資産運用会社」とあるのは、「資産運用会社(当該資産運用会社から資産の運用に係る権限の一部の再委託を受けた者を含む。)」とする。

(外国投資法人の届出)

第二百二十条 外国投資法人又はその設立企画人に相当する者は、当該外国投資法人の発行する投資証券、新投資口予約権証券又は投資法人債券に類する証券(以下この条及び第二百二十三条において「外国投資証券」という。)の募集の取扱い等(その内容等を勘案し、投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるものを除く。)が行われる場合においては、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該外国投資法人に係る次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一〇七 (略)

2 (略)

第二百三十条 (略)

2 投資口、新投資口予約権又は投資法人債の売出しを行う者が、そ

(投資法人から委託された権限の再委託等)

第二百二条 (略)

2 資産運用会社が投資法人から委託された資産の運用に係る権限の一部を再委託した場合における前条の規定の適用については、同条中「資産運用会社」とあるのは、「資産運用会社(当該資産運用会社から資産の運用に係る権限の一部の再委託を受けた者を含む。)」とする。

(外国投資法人の届出)

第二百二十条 外国投資法人又はその設立企画人に相当する者は、当該外国投資法人の発行する投資証券又は投資法人債券に類する証券(以下この条及び第二百二十三条において「外国投資証券」という。)の募集の取扱い等(その内容等を勘案し、投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるものを除く。)が行われる場合においては、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該外国投資法人に係る次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一〇七 (略)

2 (略)

第二百三十条 (略)

2 投資口又は投資法人債の売出しを行う者が、その売出しに関する

の売出しに関する文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを行使し、又は当該文書の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその売出しの事務の用に供したときも、前項と同様とする。

第二百三十四条 次に掲げる事項に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第一百十条第一項、第一百五十五条の六第十項若しくは第二百二十八条の三第一項、第八十四条第一項において準用する会社法第二百九十条、第九十条第三項において準用する同法第二百九十七条第一項若しくは第四項、第九十四条第一項において準用する同法第三百三条第二項、第三百四条、第三百五条第一項本文若しくは第三百六条第一項若しくは第九十九条第五項若しくは第二百五十三条の三第二項において準用する同法第三百六十条第一項に規定する投資主の権利の行使、第六十四条第二項若しくは同条第四項において準用する同法第五百二十二条第一項に規定する投資主若しくは債権者の権利の行使又は第六十四条第四項において準用する同法第五百四十七条第一項若しくは第三項に規定する債権者の権利の行使

三〇五 (略)

文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを行使し、又は当該文書の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその売出しの事務の用に供したときも、前項と同様とする。

第二百三十四条 次に掲げる事項に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第一百十条第一項、第一百五十五条の六第十項若しくは第二百二十八条の三第一項、第九十条第三項において準用する会社法第二百九十条第七条第一項若しくは第四項、第九十四条第一項において準用する同法第三百三条第二項、第三百四条、第三百五条第一項本文若しくは第三百六条第一項若しくは第九十九条第五項若しくは第二百五十三条の三第二項において準用する同法第三百六十条第一項に規定する投資主の権利の行使、第六十四条第二項若しくは同条第四項において準用する同法第五百二十二条第一項に規定する投資主若しくは債権者の権利の行使又は第六十四条第四項において準用する同法第五百四十七条第一項若しくは第三項に規定する債権者の権利の行使

三〇五 (略)

2 (略)

第二百三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第十四条第一項(第五十四条第一項又は第五十九条において準用する場合を含む。)の規定による運用報告書若しくは第十四条

第四項(第五十四条第一項又は第五十九条において準用する場合を含む。)の規定による書面を作成せず、又は虚偽の記載をした運用報告書若しくは書面を交付した者

三(五) (略)

第二百四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項、第十四条第六項(第五十四条第一項又は第五十

九条において準用する場合を含む。)、第十六条(第五十四条第

一項又は第五十九条において準用する場合を含む。)、第十九条

(第五十九条において準用する場合を含む。)、第四十九条第一

項、第五十八条第一項、第九十一条第一項、第九十二条第一

項、第二百二十条第一項、第二百二十一条第一項又は第二百二十

二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二(十) (略)

2 (略)

第二百三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第十四条第一項(第五十四条第一項又は第五十九条において準用する場合を含む。)の規定による運用報告書を作成せず、又は

虚偽の記載をした運用報告書を交付した者

三(五) (略)

第二百四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項、第十四条第三項(第五十四条第一項又は第五十

九条において準用する場合を含む。)、第十六条(第五十四条第

一項又は第五十九条において準用する場合を含む。)、第十九条

(第五十九条において準用する場合を含む。)、第四十九条第一

項、第五十八条第一項、第九十一条第一項、第九十二条第一

項、第二百二十条第一項、第二百二十一条第一項又は第二百二十

二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二(十) (略)

第二百四十九条 投資信託委託会社若しくは投資信託委託会社であつた者、信託会社等、受益権原簿管理人、外国投資信託の受益証券の発行者、投資法人の設立企画人、設立時執行役員、設立時監督役員、執行役員、監督役員、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算執行人、清算監督人、清算執行人代理、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された執行役員、監督役員、清算執行人若しくは清算監督人の職務を代行する者、第二百二十八条第一項第五号に規定する一時役員職務を行うべき者、同条第二項第三号に規定する一時清算執行人若しくは清算監督人の職務を行うべき者、第二百三十三条第一項第三号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者、検査役、監督委員、調査委員、投資法人債管理者、事務を承継する投資法人債管理者、代表投資法人債権者若しくは決議執行者、一般事務受託者、資産運用会社又は資産保管会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〇六 (略)

七 受益権原簿、規約、投資主名簿、新投資口予約権原簿、投資法人債原簿、議事録、財産目録、会計帳簿、貸借対照表、損益計算書、資産運用報告、金銭の分配に係る計算書、第二百二十九条第二項の附属明細書、会計監査報告、決算報告又は第二百四十九条第一項、第二百四十九条の六第一項、第二百四十九条の十第一項、第二百四十九条の十一第一項若しくは第二百四十九条の十六第一項若しくは

第二百四十九条 投資信託委託会社若しくは投資信託委託会社であつた者、信託会社等、受益権原簿管理人、外国投資信託の受益証券の発行者、投資法人の設立企画人、設立時執行役員、設立時監督役員、執行役員、監督役員、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算執行人、清算監督人、清算執行人代理、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された執行役員、監督役員、清算執行人若しくは清算監督人の職務を代行する者、第二百二十八条第一項第五号に規定する一時役員職務を行うべき者、同条第二項第三号に規定する一時清算執行人若しくは清算監督人の職務を行うべき者、第二百三十三条第一項第三号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者、検査役、監督委員、調査委員、投資法人債管理者、事務を承継する投資法人債管理者、代表投資法人債権者若しくは決議執行者、一般事務受託者、資産運用会社又は資産保管会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〇六 (略)

七 受益権原簿、規約、投資主名簿、投資法人債原簿、議事録、財産目録、会計帳簿、貸借対照表、損益計算書、資産運用報告、金銭の分配に係る計算書、第二百二十九条第二項の附属明細書、会計監査報告、決算報告又は第二百四十九条第一項、第二百四十九条の六第一項、第二百四十九条の十第一項、第二百四十九条の十一第一項若しくは第二百四十九条の十六第一項若しくは第二百三十九条の七にお

第三百三十九条の七において準用する会社法第六百八十二条第一項若しくは第六百九十五条第一項の書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

八〇十二 (略)

十三 第八十一条第一項の規定に違反して投資口を取得したとき、第八十条第二項の規定に違反して投資口の処分若しくは消却をすることを怠つたとき、第八十一条第三項の規定に違反して投資口の処分をすることを怠つたとき、又は第八十条第四項の規定に違反して投資口の処分若しくは消却をしたとき。

十四 投資口、新投資口予約権又は投資法人債の発行の日前に投資証券等を発行したとき。

十五 第八十五条第一項若しくは第八十八条の二十一第一項の規定又は第三百三十九条の七において準用する会社法第六百九十六条の規定に違反して、遅滞なく投資証券等を発行しなかつたとき。

十六〇三十三 (略)

いて準用する会社法第六百八十二条第一項若しくは第六百九十五条第一項の書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

八〇十二 (略)

十三 第八十一条第一項の規定に違反して投資口を取得したとき、又は第八十条第二項若しくは第八十一条第三項の規定に違反して投資口の処分をすることを怠つたとき。

十四 投資口又は投資法人債の発行の日前に投資証券等を発行したとき。

十五 第八十五条第一項の規定又は第三百三十九条の七において準用する会社法第六百九十六条の規定に違反して、遅滞なく投資証券等を発行しなかつたとき。

十六〇三十三 (略)

改正案	現行
<p>(役員の資格等)</p> <p>第三十四条 次に掲げる者は、役員となることができない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の規定に違反し、又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十七条（有価証券届出書虚偽記載等の罪）、第九十七条の二第一号から第十号の三まで若しくは第十三号から第十五号まで（有価証券の無届募集等の罪）、第九十八条第八号（裁判所の禁止又は停止命令違反の罪）、第九十九条（報告拒絶等の罪）、第二百条第一号から第十二号の二まで、第二十号若しくは第二十一号（訂正届出書の不提出等の罪）、第二百三条第三項（金融商品取引業者等の役員に対する贈賄罪）若しくは第二百五条第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号（特定募集等の通知書の不提出等の罪）の罪、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第五百四十九条（詐欺更生罪）、第五百五十条（特定の債権者等に対する担保の供与等の罪）、第五百五十二条から第五百五十五条まで（報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、管財人等に対する</p>	<p>(役員の資格等)</p> <p>第三十四条 次に掲げる者は、役員となることができない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の規定に違反し、又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十七条（有価証券届出書虚偽記載等の罪）、第九十七条の二第一号から第十号の三まで若しくは第十三号（有価証券の無届募集等の罪）、第九十八条第八号（裁判所の禁止又は停止命令違反の罪）、第九十九条（報告拒絶等の罪）、第二百条第一号から第十二号の二まで、第二十号若しくは第二十一号（訂正届出書の不提出等の罪）、第二百三条第三項（金融商品取引業者等の役員に対する贈賄罪）若しくは第二百五条第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号（特定募集等の通知書の不提出等の罪）、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第五百四十九条（詐欺更生罪）、第五百五十条（特定の債権者等に対する担保の供与等の罪）、第五百五十二条から第五百五十五条まで（報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、管財人等に対する職務妨害の罪）若</p>

職務妨害の罪)若しくは第五百五十七条(贈賄罪)の罪、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二百五十五条(詐欺再生罪)、第二百五十六条(特定の債権者に対する担保の供与等の罪)、第二百五十八条から第二百六十条まで(報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、監督委員等に対する職務妨害の罪)若しくは第二百六十二条(贈賄罪)の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第二百二十九号)第六十五条(報告及び検査の拒絶等の罪)、第六十六条(承認管財人等に対する職務妨害の罪)、第六十八条(贈賄罪)若しくは第六十九条(財産の無許可処分及び国外への持出しの罪)の罪若しくは破産法(平成十六年法律第七十五号)第二百六十五条(詐欺破産罪)、第二百六十六条(特定の債権者に対する担保の供与等の罪)、第二百六十八条から第二百七十二條まで(説明及び検査の拒絶等の罪、重要財産開示拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、審尋における説明拒絶等の罪、破産管財人等に対する職務妨害の罪)若しくは第二百七十四条(贈賄罪)の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

五 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)

若しくは第五百五十七条(贈賄罪)の罪、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二百五十五条(詐欺再生罪)、第二百五十六条(特定の債権者に対する担保の供与等の罪)、第二百五十八条から第二百六十条まで(報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、監督委員等に対する職務妨害の罪)若しくは第二百六十二条(贈賄罪)の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第二百二十九号)第六十五条(報告及び検査の拒絶等の罪)、第六十六条(承認管財人等に対する職務妨害の罪)、第六十八条(贈賄罪)若しくは第六十九条(財産の無許可処分及び国外への持出しの罪)の罪若しくは破産法(平成十六年法律第七十五号)第二百六十五条(詐欺破産罪)、第二百六十六条(特定の債権者に対する担保の供与等の罪)、第二百六十八条から第二百七十二條まで(説明及び検査の拒絶等の罪、重要財産開示拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、審尋における説明拒絶等の罪、破産管財人等に対する職務妨害の罪)若しくは第二百七十四条(贈賄罪)の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

五 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)

(信用金庫の事業)

第五十三条 (略)

2 (略)

3 信用金庫は、前二項の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。

一～六 (略)

七 金庫、株式会社日本政策金融公庫その他内閣総理大臣の定める者(外国の法令に準拠して外国において銀行業(銀行法第二条第二項(定義等)に規定する銀行業をいう。第五十四条の二十三第一項第六号において同じ。)を営む者(同法第四条第五項(営業の免許)に規定する銀行等を除く。以下「外国銀行」という。)を除く。)の業務(次号に掲げる業務に該当するもの及び次条第四項第七号の二に掲げる業務を除く。)の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)

七の二 外国銀行の業務の代理又は媒介(外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、内閣府令で定めるものに限る。)

八～十八 (略)

4～9 (略)

(信用金庫連合会の事業)

第五十四条 (略)

2・3 (略)

(信用金庫の事業)

第五十三条 (略)

2 (略)

3 信用金庫は、前二項の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。

一～六 (略)

七 金庫、株式会社日本政策金融公庫その他内閣総理大臣の定める者(外国の法令に準拠して外国において銀行業(銀行法第二条第二項(定義等)に規定する銀行業をいう。第五十四条の二十三第一項第六号において同じ。)を営む者(同法第四条第五項(営業の免許)に規定する銀行等を除く。以下「外国銀行」という。)を除く。)の業務(次条第四項第七号の二に掲げる業務を除く。)の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)

(新設)

八～十八 (略)

4～9 (略)

(信用金庫連合会の事業)

第五十四条 (略)

2・3 (略)

4 信用金庫連合会は、前三項の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。

一〇六 (略)

七 金庫、株式会社日本政策金融公庫その他内閣総理大臣の定める者（外国銀行を除く。）の業務（前条第三項第七号の二に掲げる業務及び次号に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）

七の二 外国銀行の業務の代理又は媒介（信用金庫連合会の子会社である外国銀行の業務の代理又は媒介を当該信用金庫連合会が行う場合における当該代理又は媒介及び外国において行う外国銀行（当該信用金庫連合会の子会社を除く。）の業務の代理又は媒介であつて、内閣府令で定めるものに限る。）

八〇十八 (略)

5・6 (略)

(外国銀行代理業務に係る認可等)

第五十四条の二 金庫は、次に掲げる業務（以下この条において「外国銀行代理業務」という。）を行おうとするときは、当該外国銀行代理業務の委託を受ける旨の契約の相手方である外国銀行（以下「所属外国銀行」という。）ごとに、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一 当該金庫のうち信用金庫については、第五十二条第三項第七号の二に掲げる業務

4 信用金庫連合会は、前三項の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。

一〇六 (略)

七 金庫、株式会社日本政策金融公庫その他内閣総理大臣の定める者（外国銀行を除く。）の業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）

七の二 当該信用金庫連合会の子会社である外国銀行の業務（内閣府令で定めるものに限る。）の代理又は媒介

八〇十八 (略)

5・6 (略)

(外国銀行代理業務に係る届出)

第五十四条の二 信用金庫連合会は、前条第四項第七号の二に掲げる業務（以下「外国銀行代理業務」という。）を行おうとするときは、当該外国銀行代理業務の委託を受ける旨の契約の相手方である外国銀行（以下「所属外国銀行」という。）ごとに、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣に届け出なければならない。

二 当該金庫のうち信用金庫連合会については、前条第四項第七号の二に掲げる業務

2 前項の規定は、信用金庫連合会が当該信用金庫連合会の子会社である外国銀行を所属外国銀行として外国銀行代理業務（同項第二号に掲げる業務に限る。以下同じ。）を行おうとするときは、適用しない。この場合において、当該信用金庫連合会は、当該外国銀行代理業務に係る所属外国銀行ごとに、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣に届け出なければならない。

（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の特例）

第五十四条の二の二 信用金庫連合会が、前条第二項の規定による届出をして外国銀行代理業務を行っている場合には、当該外国銀行代理業務に係る所属外国銀行が業としてする預り金（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）第二条第二項（預り金の禁止）に規定する預り金をいう。）であつて当該外国銀行代理業務に係るものについては、同法第二条第一項の規定は、適用しない。

（貸金業法の特例）

第五十四条の二の三 信用金庫連合会が、第五十四条の二第二項の規定による届出をして外国銀行代理業務を行っている場合には、当該外国銀行代理業務に係る所属外国銀行が業として行う貸付け（貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第一項（定義）に規定

（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の特例）

第五十四条の二の二 信用金庫連合会が、前条の規定による届出をして外国銀行代理業務を行っている場合には、当該外国銀行代理業務に係る所属外国銀行が業としてする預り金（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）第二条第二項（預り金の禁止）に規定する預り金をいう。）であつて当該外国銀行代理業務に係るものについては、同法第二条第一項の規定は、適用しない。

（貸金業法の特例）

第五十四条の二の三 信用金庫連合会が、第五十四条の二の規定による届出をして外国銀行代理業務を行っている場合には、当該外国銀行代理業務に係る所属外国銀行が業として行う貸付け（貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第一項（定義）に規定する貸

する貸付けをいう。)であつて当該外国銀行代理業務に係るものについては、同法第二条第一項に規定する貸金業に該当しないものとみなす。

(信用金庫の子会社の範囲等)

第五十四条の二十一 信用金庫は、次に掲げる会社(国内の会社に限る。以下この条において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。

一 (略)

二 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社(当該会社の議決権を、当該信用金庫又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの(次号並びに次条第七項及び第九項において「特定子会社」という。))以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超過して保有していないものに限る。)

二の二 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社(その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社(次条第一項及び第七項において「特別事業再生会社」という。))にあつては、当該会社の議決権を、当該信用金庫又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超過して保有していないものに限る。)

付けをいう。)であつて当該外国銀行代理業務に係るものについては、同項に規定する貸金業に該当しないものとみなす。

(信用金庫の子会社の範囲等)

第五十四条の二十一 信用金庫は、次に掲げる会社(国内の会社に限る。以下この条において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。

一 (略)

二 新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社(当該会社の議決権を、当該信用金庫又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの(次条第七項において「特定子会社」という。))以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超過して保有していないものに限る。)

(新設)

三 前二号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条第四項第一号（持株会社）に規定する持株会社をいう。以下同じ。）で内閣府令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

2 前項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、信用金庫又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得、信用金庫又はその子会社による同項第二号又は第二号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由により当該信用金庫の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該信用金庫は、その子会社となつた会社が当該事由（当該信用金庫又はその子会社による同項第二号又は第二号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由を除く。）の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

3 8 (略)

（信用金庫等による議決権の取得等の制限）

第五十四条の二十二 信用金庫又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号、第二号の二及び第三号に掲げる会社（同項第二号の二に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く。）並びに特例対象会社を除く。以下この条において同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該国内の会社の総株主等の議

三 前二号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条第四項第一号（持株会社）に規定する持株会社をいう。以下同じ。）で内閣府令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

2 前項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、信用金庫又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により当該信用金庫の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該信用金庫は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

3 8 (略)

（信用金庫等による議決権の取得等の制限）

第五十四条の二十二 信用金庫又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号及び第三号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この条において同じ。）を超える議決権を取得し、又

決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この条において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

2～6 (略)

7 前各項の場合において、前条第一項第二号に掲げる会社又は特別事業再生会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、信用金庫の子会社に該当しないものとみなす。

8 (略)

9 第一項の「特例対象会社」とは、地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、当該信用金庫又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）及び前条第一項第二号又は第二号の二に掲げる会社（当該信用金庫の子会社であるものに限る。）と内閣府令で定める特殊の関係のある会社をいう。

(信用金庫連合会の子会社の範囲等)

第五十四条の二十三 信用金庫連合会は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一～九 (略)

十 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては主として当該信用金庫連合会、その子会社（第一号

は保有してはならない。

2～6 (略)

7 前各項の場合において、新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、信用金庫の子会社に該当しないものとみなす。

8 (略)  
(新設)

(信用金庫連合会の子会社の範囲等)

第五十四条の二十三 信用金庫連合会は、次に掲げる会社（第三項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一～九 (略)

十 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては主として当該信用金庫連合会、その子会社（第一号

、第一号の二及び第六号に掲げる会社に限る。第九項において同じ。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）  
イクト（略）

十一 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、当該信用金庫連合会又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの（次号並びに次条第二項及び第四項において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

十一の二 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社（次条第一項及び第二項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該会社の議決権を、当該信用金庫連合会又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

十二 前各号及び次号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で内閣府令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している

、第一号の二及び第六号に掲げる会社に限る。第六項において同じ。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）  
イクト（略）

十一 新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、当該信用金庫連合会又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの（次条第二項において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

（新設）

十二 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で内閣府令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む

会社を含む。)

十三 前各号に掲げる会社のみを子会社とする外国の会社であつて、持株会社と同種のもの又は持株会社に類似するもの(当該会社になることを予定している会社を含み、前号に掲げる会社に該当するものを除く。)

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〜五 (略)

六 証券子会社等 信用金庫連合会の子会社である次に掲げる会社

イ (略)

ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十二号又は第十三号に掲げる会社

ハ (略)

七 保険子会社等 信用金庫連合会の子会社である次に掲げる会社

イ (略)

ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十二号又は第十三号に掲げる会社

ハ (略)

八 信託子会社等 信用金庫連合会の子会社である次に掲げる会社

イ・ロ (略)

ハ イ又はロに掲げる会社を子会社とする前項第十二号又は第十三号に掲げる会社

ニ (略)

む。)

(新設)

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〜五 (略)

六 証券子会社等 信用金庫連合会の子会社である次に掲げる会社

イ (略)

ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十二号に掲げる持株会社

ハ (略)

七 保険子会社等 信用金庫連合会の子会社である次に掲げる会社

イ (略)

ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十二号に掲げる持株会社

ハ (略)

八 信託子会社等 信用金庫連合会の子会社である次に掲げる会社

イ・ロ (略)

ハ イ又はロに掲げる会社を子会社とする前項第十二号に掲げる持株会社

ニ (略)

3| 第一項の規定は、信用金庫連合会が、現に子会社対象会社以外の

外国の会社を子会社としている同項第六号から第十号までに掲げる会社（同号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限る。第五項において同じ。）又は特例対象持株会社（持株会社（子会社対象会社を子会社としている会社に限る。）又は外国の会社であつて持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するもの（子会社対象会社を子会社としているもの）に限り、持株会社を除く。）をいう。第五項において同じ。）を子会社とすることにより子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合には、適用しない。ただし、当該信用金庫連合会は、当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日から五年を経過する日までに当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

4| 信用金庫連合会は、前項ただし書の期限又はこの項の規定により

延長された期限が到来する場合には、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の承認を受けて、一年を限り、これらの期限を延長することができる。

5| 内閣総理大臣は、信用金庫連合会につき次の各号のいずれかに該

当する場合に限り、前項の承認をするものとする。

一 当該信用金庫連合会が、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社又は当該会社を子会社としている第一項第六号から第十号までに掲げる会社若しくは特例対象持株会社の本店又は

（新設）

（新設）

（新設）

主たる事務所の所在する国の金融市場又は資本市場の状況その他の事情に照らして、前項の期限までにその子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることができないことについてやむを得ない事情があると認められること。

二 当該信用金庫連合会が子会社とした第一項第六号から第十号までに掲げる会社又は特例対象持株会社の事業の遂行のため、当該信用金庫連合会がその子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められること。

6 | 信用金庫連合会は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第十号まで、第十二号又は第十三号に掲げる会社（従属業務（第二項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第九項において同じ。）又は第五十四条第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該信用金庫連合会が行う業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。次項において「認可対象会社」という。）を子会社としようとするときは、第五十八条第六項又は第六十一条の六第四項の規定により合併又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

7 | (略)  
8 | 第五十四条の二十一第二項、第四項、第六項及び第七項の規定は

3 | 信用金庫連合会は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第十号まで又は第十二号に掲げる会社（従属業務（前項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第六項において同じ。）又は第五十四条第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該信用金庫連合会が行う業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。次項において「認可対象会社」という。）を子会社としようとするときは、第五十八条第六項又は第六十一条の六第四項の規定により合併又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

4 | (略)  
5 | 第五十四条の二十一第二項、第四項、第六項及び第七項の規定は

、信用金庫連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五十四条の二十三第一項」と、「子会社対象会社」とあるのは「同項に規定する子会社対象会社」と、「同項第二号又は第二号の二」とあるのは「同項第十一号又は第十一号の二」と、同条第四項中「前項」とあるのは「第五十四条の二十三第六項」と、「認可対象会社」とあるのは「認可対象会社（同項に規定する認可対象会社をいう。以下この項、第六項及び第七項において同じ。）」と、同条第六項中「第三項」とあるのは「第五十四条の二十三第六項」と、「前項」とあるのは「同条第七項」と、「第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」と読み替えるものとする。

9| 第一項第十号又は第六項の場合において、会社が主として信用金庫連合会、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの又は信用金庫連合会の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。

10| (略)

(信用金庫連合会等による議決権の取得等の制限)

第五十四条の二十四 信用金庫連合会又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号から第五号まで、第十号、第十一号の二及び第十二号に掲げる会社（同項第十一号の二に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く。）並びに特例対象会社を除く。以下この項において同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決

、信用金庫連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五十四条の二十三第一項」と、「子会社対象会社」とあるのは「同項に規定する子会社対象会社」と、同条第四項中「前項」とあるのは「第五十四条の二十三第三項」と、「認可対象会社」とあるのは「認可対象会社（同項に規定する認可対象会社をいう。以下この項、第六項及び第七項において同じ。）」と、同条第六項中「第三項」とあるのは「第五十四条の二十三第三項」と、「前項」とあるのは「同条第四項」と、「第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」と読み替えるものとする。

6| 第一項第十号又は第三項の場合において、会社が主として信用金庫連合会、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの又は信用金庫連合会の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。

7| (略)

(信用金庫連合会等による議決権の取得等の制限)

第五十四条の二十四 信用金庫連合会又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号から第五号まで、第十号及び第十二号に掲げる会社を除く。以下この項において同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。）を超える議決権を取得

権数（当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

2 前項の場合及び次項において準用する第五十四条の二十二第二項から第六項までの場合において、前条第一項第十一号に掲げる会社又は特別事業再生会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、信用金庫連合会の子会社に該当しないものとみなす。

3 第五十四条の二十二第二項から第六項まで及び第八項の規定は、信用金庫連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五十四条の二十四第一項」と、「国内の会社の議決権をその基準議決権数」とあるのは「国内の会社（同項に規定する国内の会社をいう。次項から第六項までにおいて同じ。）の議決権をその基準議決権数（同条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この項から第六項までにおいて同じ。）」と、同条第四項中「第一項の規定」とあるのは「第五十四条の二十四第一項の規定」と、「第六十一条の六第四項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五条第一項（認可）」とあるのは「第六十一条の六第四項」と、「第五十八条第六項の認可を受けて事業」とあるのは「次条第六項又は第五十八条第六項の認可を受けて次条第六項に規定する認可対象会社を子会社としたとき又は事業」と、「その事業」とあるのは「その子会社とした日又はその事業」と、同条第八項

し、又は保有してはならない。

2 前項の場合及び次項において準用する第五十四条の二十二第二項から第六項までの場合において、新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、信用金庫連合会の子会社に該当しないものとみなす。

3 第五十四条の二十二第二項から第六項まで及び第八項の規定は、信用金庫連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五十四条の二十四第一項」と、「国内の会社の議決権をその基準議決権数」とあるのは「国内の会社（同項に規定する国内の会社をいう。次項から第六項までにおいて同じ。）の議決権をその基準議決権数（同条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この項から第六項までにおいて同じ。）」と、同条第四項中「第一項の規定」とあるのは「第五十四条の二十四第一項の規定」と、「第六十一条の六第四項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五条第一項（認可）」とあるのは「第六十一条の六第四項」と、「第五十八条第六項の認可を受けて事業」とあるのは「次条第三項又は第五十八条第六項の認可を受けて次条第三項に規定する認可対象会社を子会社としたとき又は事業」と、「その事業」とあるのは「その子会社とした日又はその事業」と、同条第八項

中「前各項」とあるのは「第二項から第六項まで並びに第五十四条の二十四第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

4 第一項の「特例対象会社」とは、地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、当該信用金庫連合会又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）及び前条第一項第十一号又は第十一号の二に掲げる会社（当該信用金庫連合会の子会社であるものに限る。）と内閣府令で定める特殊の関係のある会社をいう。

（届出事項）

第八十七条 金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 (略)

二 信用金庫が第五十四条の二十一第一項第一号から第二号の二までに掲げる会社を子会社としようとするとき（第五十八条第六項若しくは第六十一条の六第四項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五条第一項（認可）の規定による認可を受けて合併又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。）、又は信用金庫連合会が第五十四条の二十三第一項第十号から第十一号の二までに掲げる会社（同条第六項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。）を子会社としようとするとき（第五十八条第六項又は第六十一条の六第四項

中「前各項」とあるのは「第二項から第六項まで並びに第五十四条の二十四第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

（新設）

（届出事項）

第八十七条 金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 (略)

二 信用金庫が第五十四条の二十一第一項第一号若しくは第二号に掲げる会社を子会社としようとするとき（第五十八条第六項若しくは第六十一条の六第四項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五条第一項（認可）の規定による認可を受けて合併又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。）、又は信用金庫連合会が第五十四条の二十三第一項第十号若しくは第十一号に掲げる会社（同条第三項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。）を子会社としようとするとき（第五十八条第六項又は第六十一条の六第四項の規定に

の規定による認可を受けて合併又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。）。

三 (略)

四 信用金庫の第五十四条の二十一第三項に規定する認可対象会社に該当する子会社が当該認可対象会社に該当しない子会社になったとき、又は信用金庫連合会の第五十四条の二十三第六項に規定する認可対象会社に該当する子会社が当該認可対象会社に該当しない子会社になったとき。

五 (略)

六 その他内閣府令（金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものについては、内閣府令・財務省令）で定める場合に該当するとき。

2 (略)

(財務大臣への通知)

第八十七条の五 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。第八十七条第一項の規定による届出（同項第六号に係るものうち内閣府令・財務省令で定めるものに限る。）があつたときも、同様とする。

一 (略)

二 第五十八条第六項若しくは第六十一条の六第四項の規定又は第八十九条第一項において準用する銀行法（以下この条において「銀行法」という。）第三十七条第一項（同項第一号及び第三号に

よる認可を受けて合併又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。）。

三 (略)

四 信用金庫の第五十四条の二十一第三項に規定する認可対象会社に該当する子会社が当該認可対象会社に該当しない子会社になったとき、又は信用金庫連合会の第五十四条の二十三第三項に規定する認可対象会社に該当する子会社が当該認可対象会社に該当しない子会社になったとき。

五 (略)

六 その他内閣府令（金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものについては、内閣府令・財務省令）で定める場合に該当するとき。

2 (略)

(財務大臣への通知)

第八十七条の五 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。第八十七条第一項の規定による届出（同項第六号に係るものうち内閣府令・財務省令で定めるものに限る。）があつたときも、同様とする。

一 (略)

二 第五十八条第六項若しくは第六十一条の六第四項の規定又は第八十九条第一項において準用する銀行法（以下この条及び次条において「銀行法」という。）第三十七条第一項（同項第一号及び

係る部分に限る。)(産業及び解散の認可)の規定による認可

三・四 (略)

(銀行法の準用)

第八十九条 (略)

2 (略)

3 銀行法第五十二条の二の六から第五十二条の二の九まで(所属外国銀行に係る説明書類等の縦覧、外国銀行代理業務の健全化措置、所属外国銀行に関する資料の提出等、所属外国銀行に関する届出等)、第五十二条の四十(標識の掲示)、第五十二条の四十一(名義貸しの禁止)、第五十二条の四十三から第五十二条の四十五(第四号を除く。)まで(分別管理、顧客に対する説明等、銀行代理業務に係る禁止行為)、第五十二条の四十九(銀行代理業務に関する帳簿書類)及び第五十二条の五十第一項(銀行代理業務に関する報告書)の規定は、外国銀行代理銀行及び銀行代理業者に係るものにあつては外国銀行代理金庫(第五十四条の二第二項の規定による届出をして外国銀行代理業務を行っている信用金庫連合会をいう。以下同じ。)について、所属銀行に係るものにあつては所属外国銀行について、銀行代理業務に係るものにあつては外国銀行代理業務について、それぞれ準用する。

4 前項の場合において、同項に規定する規定中「所属外国銀行」とあるのは「信用金庫法第五十四条の二第一項に規定する所属外国銀行」と

第三号に係る部分に限る。)(産業及び解散の認可)の規定による認可

三・四 (略)

(銀行法の準用)

第八十九条 (略)

2 (略)

3 銀行法第五十二条の二の六から第五十二条の二の九まで(所属外国銀行に係る説明書類等の縦覧、外国銀行代理業務の健全化措置、所属外国銀行に関する資料の提出等、所属外国銀行に関する届出等)、第五十二条の四十(標識の掲示)、第五十二条の四十一(名義貸しの禁止)、第五十二条の四十三から第五十二条の四十五(第四号を除く。)まで(分別管理、顧客に対する説明等、銀行代理業務に係る禁止行為)、第五十二条の四十九(銀行代理業務に関する帳簿書類)及び第五十二条の五十第一項(銀行代理業務に関する報告書)の規定は、外国銀行代理銀行及び銀行代理業者に係るものにあつては外国銀行代理金庫(第五十四条の二の規定による届出をして外国銀行代理業務を行っている信用金庫連合会をいう。以下同じ。)について、所属銀行に係るものにあつては所属外国銀行について、銀行代理業務に係るものにあつては外国銀行代理業務について、それぞれ準用する。

4 前項の場合において、同項に規定する規定中「所属外国銀行」とあるのは「信用金庫法第五十四条の二に規定する所属外国銀行」と

「行」と、「外国銀行代理業務」とあるのは「信用金庫法第五十四条の二第二項に規定する外国銀行代理業務」と、銀行法第五十二条の四十五第五号中「所属銀行の業務」とあるのは「信用金庫法第五十条の二第二項に規定する外国銀行代理業務」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

58 (略)

(金融商品取引法の準用)

第八十九条の二 金融商品取引法第三章第一節第五款(第三十四条の二第六項から第八項まで(特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合)並びに第三十四条の三第五項及び第六項(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合)を除く。

(特定投資家)及び第四十五条(第三号及び第四号を除く。)(雑則)の規定は金庫が行う特定預金等契約(特定預金等(金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある預金又は定期積金として内閣府令で定めるものをいう。)(の受入れを内容とする契約をいう。以下この条において同じ。)(の締結又は外国銀行代理金庫が行う外国銀行代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理若しくは媒介について、同章第二節第一款(第三十五条から第三十六条の四まで(第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲、顧客に対する誠実義務、標

、「外国銀行代理業務」とあるのは「信用金庫法第五十四条の二に規定する外国銀行代理業務」と、銀行法第五十二条の四十五第五号中「所属銀行の業務」とあるのは「信用金庫法第五十四条の二に規定する外国銀行代理業務」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

58 (略)

(金融商品取引法の準用)

第八十九条の二 金融商品取引法第三章第一節第五款(第三十四条の二第六項から第八項まで(特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合)並びに第三十四条の三第五項及び第六項(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合)を除く。

(特定投資家)及び第四十五条(第三号及び第四号を除く。)(雑則)の規定は金庫が行う特定預金等契約(特定預金等(金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある預金又は定期積金として内閣府令で定めるものをいう。)(の受入れを内容とする契約をいう。以下この条において同じ。)(の締結又は外国銀行代理金庫が行う外国銀行代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理若しくは媒介について、同章第二節第一款(第三十五条から第三十六条の四まで(第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲、顧客に対する誠実義務、標

識の揭示、名義貸しの禁止、社債の管理の禁止等）、第三十七条第一項第二号（広告等の規制）、第三十七条の二（取引態様の事前明示義務）、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項（契約締結前の書面の交付）、第三十七条の五から第三十七条の七まで（保証金の受領に係る書面の交付、書面による解除、指定紛争解決機関との契約締結義務等）、第三十八条第一号及び第二号並びに第三十八条の二（禁止行為）、第三十九条第三項ただし書及び第五項（損失補てん等の禁止）並びに第四十条の二から第四十条の六まで（最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務、のみ行為の禁止）を除く。）（通則）の規定は金庫が行う特定預金等契約の締結、外国銀行代理金庫が行う外国銀行代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理若しくは媒介又は信用金庫代理業者が行う信用金庫代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理若しくは媒介について、同法第三十七条の六（書面による解除）の規定は金庫が行う特定預金等契約の締結又は信用金庫代理業者が行う信用金庫代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理若しくは媒介について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引業」とあるのは「特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務」と、「締結の勧誘又は締結」とあるのは「締結の勧誘又は締結若しくはその代理若しくは媒介」と、これらの規定（同条第三項の規定を除く。）中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、これらの規定（同法第三

識の揭示、名義貸しの禁止、社債の管理の禁止等）、第三十七条第一項第二号（広告等の規制）、第三十七条の二（取引態様の事前明示義務）、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項（契約締結前の書面の交付）、第三十七条の五から第三十七条の七まで（保証金の受領に係る書面の交付、書面による解除、指定紛争解決機関との契約締結義務等）、第三十八条第一号及び第二号並びに第三十八条の二（禁止行為）、第三十九条第三項ただし書及び第五項（損失補てん等の禁止）並びに第四十条の二から第四十条の六まで（最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務、のみ行為の禁止）を除く。）（通則）の規定は金庫が行う特定預金等契約の締結、外国銀行代理金庫が行う外国銀行代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理若しくは媒介又は信用金庫代理業者が行う信用金庫代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理若しくは媒介について、同法第三十七条の六（書面による解除）の規定は金庫が行う特定預金等契約の締結又は信用金庫代理業者が行う信用金庫代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理若しくは媒介について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引業」とあるのは「特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務」と、「締結の勧誘又は締結」とあるのは「締結の勧誘又は締結若しくはその代理若しくは媒介」と、これらの規定（同条第三項の規定を除く。）中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、これらの規定（同法第三

十四条の規定を除く。)中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為(第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。)を行うことを内容とする契約」とあるのは「信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等契約」と、「を過去に当該特定投資家との間で締結」とあるのは「の締結又はその代理若しくは媒介を過去に当該特定投資家との間で」と、「を締結する」とあるのは「の締結又はその代理若しくは媒介をする」と、同法第三十四条の二第五項第二号及び第三十四条の三第四項第二号中「締結する」とあるのは「締結又はその代理若しくは媒介をする」と、同条第二項第四号イ中「金融商品取引業者等と対象契約」とあるのは「金庫(信用金庫法第二条に規定する金庫をいう。以下同じ。)」と対象契約を締結し、若しくは当該外国銀行代理金庫(同法第八十九条第三項に規定する外国銀行代理金庫をいう。以下同じ。)による代理若しくは媒介により対象契約」と、同法第三十七条の三第一項中「締結しようとするとき」とあるのは「締結しようとするとき、又はその締結の代理若しくは媒介を行うとき」と、「交付しなければならぬ」とあるのは「交付するほか、預金者又は定期積金の積金者(以下この項において「預金者等」という。)の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同項第一号中「金融商品取引業者等」とあるのは「金庫、当該外国銀行代理金庫の所属外国銀行(信用金庫法第五十四

十四条の規定を除く。)中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為(第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。)を行うことを内容とする契約」とあるのは「信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等契約」と、「を過去に当該特定投資家との間で締結」とあるのは「の締結又はその代理若しくは媒介を過去に当該特定投資家との間で」と、「を締結する」とあるのは「の締結又はその代理若しくは媒介をする」と、同法第三十四条の二第五項第二号及び第三十四条の三第四項第二号中「締結する」とあるのは「締結又はその代理若しくは媒介をする」と、同条第二項第四号イ中「金融商品取引業者等と対象契約」とあるのは「金庫(信用金庫法第二条に規定する金庫をいう。以下同じ。)」と対象契約を締結し、若しくは当該外国銀行代理金庫(同法第八十九条第三項に規定する外国銀行代理金庫をいう。以下同じ。)による代理若しくは媒介により対象契約」と、同法第三十七条の三第一項中「締結しようとするとき」とあるのは「締結しようとするとき、又はその締結の代理若しくは媒介を行うとき」と、「交付しなければならぬ」とあるのは「交付するほか、預金者又は定期積金の積金者(以下この項において「預金者等」という。)の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同項第一号中「金融商品取引業者等」とあるのは「金庫、当該外国銀行代理金庫の所属外国銀行(信用金庫法第五十四

条の二第一項に規定する所屬外国銀行をいう。)又は当該信用金庫代理業者(同法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者をいう。以下同じ。)の所屬信用金庫(同項に規定する所屬信用金庫をいう。)-と、同法第三十七条の六第一項中「金融商品取引業者等」とあるのは「金庫」と、同条第三項中「金融商品取引契約の解除があつた場合には、当該金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約の解除があつた場合には、当該特定預金等契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払(信用金庫代理業者にあつては、当該特定預金等契約の解除に伴い金庫に損害賠償その他の金銭の支払を請求することができない。ただし、金庫にあつては、当該特定預金等契約」と、「金融商品取引契約に関して」とあるのは「特定預金等契約に関して」と、「金額を超えて当該金融商品取引契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない」とあるのは「金額については、この限りでない」と、同条第四項ただし書中「前項の」とあるのは「金庫にあつては、前項の」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引(買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。)-又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券売買取引等」という。)-」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券等」という。)-」とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客(信託会社等(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する

条の二に規定する所屬外国銀行をいう。)又は当該信用金庫代理業者(同法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者をいう。以下同じ。)の所屬信用金庫(同項に規定する所屬信用金庫をいう。)-と、同法第三十七条の六第一項中「金融商品取引業者等」とあるのは「金庫」と、同条第三項中「金融商品取引契約の解除があつた場合には、当該金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約の解除があつた場合には、当該特定預金等契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払(信用金庫代理業者にあつては、当該特定預金等契約の解除に伴い金庫に損害賠償その他の金銭の支払を請求することができない。ただし、金庫にあつては、当該特定預金等契約」と、「金融商品取引契約に関して」とあるのは「特定預金等契約に関して」と、「金額を超えて当該金融商品取引契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない」とあるのは「金額については、この限りでない」と、同条第四項ただし書中「前項の」とあるのは「金庫にあつては、前項の」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引(買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。)-又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券売買取引等」という。)-」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券等」という。)-」とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客(信託会社等(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律

る法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。)が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。)とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、同項第二号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるもの」として内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三(第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。)、第三十七条の四及び第三十七条の六」と、「締結した」とあるのは「締結若しくはその代理若しくは媒介をした」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第九十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした金庫の役員、支配人若しくは清算人、第三十八条の二第三項の規

第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。)が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。)とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、同項第二号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるもの」として内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三(第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。)、第三十七条の四及び第三十七条の六」と、「締結した」とあるのは「締結若しくはその代理若しくは媒介をした」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第九十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした金庫の役員、支配人若しくは清算人、第三十八条の二第三項の規

定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員又は信用金庫代理業者（信用金庫代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〇十三（略）

十四 第五十二条第二項（第六十一条の二第四項、第六十一条の三第六項及び第六十一条の四第四項において準用する場合を含む。

）、第五十四条の二第二項、第五十四条の五、第五十四条の十三、第五十八条第三項若しくは第八十七条の規定、第六十三条において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定又は銀行法第十六条第一項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条、第五十二条の二の九、第五十二条の三十九第一項、第五十二条の四十七、第五十二条の四十八若しくは第五十二条の六十一第三項の規定に違反して、これらの規定による届出、公告、通知若しくは揭示をせず、又は虚偽の届出、公告、通知若しくは揭示をしたとき。

十五（略）

十五の二 第五十四条の二第一項の規定に違反したとき。

十六〇十九の四（略）

十九の五 第五十四条の二十三第六項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する認可対象会社を子会社としたと

定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員又は信用金庫代理業者（信用金庫代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〇十三（略）

十四 第五十二条第二項（第六十一条の二第四項、第六十一条の三第六項及び第六十一条の四第四項において準用する場合を含む。

）、第五十四条の二、第五十四条の五、第五十四条の十三、第五十八条第三項若しくは第八十七条の規定、第六十三条において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定又は銀行法第十六条第一項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条、第五十二条の二の九、第五十二条の三十九第一項、第五十二条の四十七、第五十二条の四十八若しくは第五十二条の六十一第三項の規定に違反して、これらの規定による届出、公告、通知若しくは揭示をせず、又は虚偽の届出、公告、通知若しくは揭示をしたとき。

十五（略）

（新設）

十六〇十九の四（略）

十九の五 第五十四条の二十三第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する認可対象会社を子会社としたと

き、又は同条第七項において準用する同条第六項の規定による内閣総理大臣の認可を受けずに同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第六項に規定する認可対象会社に限る。）に該当する子会社としたとき。

二十五～二十三（略）

二十四 第八十七条の二第一項の規定により付した条件（第三十一条、第五十四条の二第一項、第五十四条の二十一第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第五十四条の二十三第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第五十八条第六項若しくは第六十一条の六第四項の規定又は銀行法第三十七条第一項第一号若しくは第三号の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

二十五～二十八（略）

2  
（略）

き、又は同条第四項において準用する同条第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けずに同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第三項に規定する認可対象会社に限る。）に該当する子会社としたとき。

二十五～二十三（略）

二十四 第八十七条の二第一項の規定により付した条件（第三十一条、第五十四条の二十一第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第五十四条の二十三第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第五十八条第六項若しくは第六十一条の六第四項の規定又は銀行法第三十七条第一項第一号若しくは第三号の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

二十五～二十八（略）

2  
（略）

十一 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）

改正案	現行
<p>（長期信用銀行の子会社の範囲等）</p> <p>第十三条の二 長期信用銀行は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては主として当該長期信用銀行、その子会社（第一号から第二号の二まで及び第七号に掲げる会社に限る。第十二項において同じ。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）</p> <p>イ～ト （略）</p> <p>十二 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、当該長期信用銀行又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの（次号において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算して、第十七条において</p>	<p>（長期信用銀行の子会社の範囲等）</p> <p>第十三条の二 長期信用銀行は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては主として当該長期信用銀行、その子会社（第一号から第二号の二まで及び第七号に掲げる会社に限る。第九項において同じ。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）</p> <p>イ～ト （略）</p> <p>十二 新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、当該長期信用銀行又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの以外の子会</p>

て準用する銀行法第十六条の三第一項（銀行等による議決権の取得等の制限）に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

十二の二 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社にあつては、当該会社の議決権を、当該長期信用銀行又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、第十七条において準用する銀行法第十六条の三第一項（銀行等による議決権の取得等の制限）に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

十三 前各号及び次号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社（第十六条の二の四第一項に規定する持株会社をいう。以下この条において同じ。）で内閣府令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

十四 前各号に掲げる会社のみを子会社とする外国の会社であつて、持株会社と同種のもの又は持株会社に類似するもの（当該会社になることを予定している会社を含み、前号に掲げる会社に該当するものを除く。）

2・3 (略)

4 第一項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〜五 (略)

社が、合算して、第十七条において準用する銀行法第十六条の三第一項（銀行等による議決権の取得等の制限）に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

(新設)

十三 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社（第十六条の二の四第一項に規定する持株会社をいう。以下この条において同じ。）で内閣府令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

(新設)

2・3 (略)

4 第一項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〜五 (略)

六 証券子会社等 長期信用銀行の子会社（第二項に規定する子会社をいう。以下同じ。）である次に掲げる会社

イ (略)

ロ イに掲げる会社を子会社とする第一項第十三号又は第十四号に掲げる会社

ハ (略)

七 保険子会社等 長期信用銀行の子会社である次に掲げる会社

イ (略)

ロ イに掲げる会社を子会社とする第一項第十三号又は第十四号に掲げる会社

ハ (略)

八 信託子会社等 長期信用銀行の子会社である次に掲げる会社

イ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項（兼営の認可）の認可を受けて信託業務を営む銀行（以下この号、第十三項及び第十六条の四第一項第十号ロにおいて「信託兼営銀行」という。）

ロ (略)

ハ イ又はロに掲げる会社を子会社とする第一項第十三号又は第十四号に掲げる会社

ニ (略)

5 第一項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、長期信用銀行又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得、長期信用銀行又はその子会社による同項第十二号又は第十二号の二に掲げる

六 証券子会社等 長期信用銀行の子会社（第二項に規定する子会社をいう。以下同じ。）である次に掲げる会社

イ (略)

ロ イに掲げる会社を子会社とする第一項第十三号に掲げる持株会社

ハ (略)

七 保険子会社等 長期信用銀行の子会社である次に掲げる会社

イ (略)

ロ イに掲げる会社を子会社とする第一項第十三号に掲げる持株会社

ハ (略)

八 信託子会社等 長期信用銀行の子会社である次に掲げる会社

イ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項（兼営の認可）の認可を受けて信託業務を営む銀行（以下この号、第十項及び第十六条の四第一項第十号ロにおいて「信託兼営銀行」という。）

ロ (略)

ハ イ又はロに掲げる会社を子会社とする第一項第十三号に掲げる持株会社

ニ (略)

5 第一項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、長期信用銀行又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により当該長期信用銀行の子会社となる場合に

会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由により当該長期信用銀行の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該長期信用銀行は、その子会社となつた会社が当該事由（当該長期信用銀行又はその子会社による同項第十二号又は第十二号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由を除く。）の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

6 第一項の規定は、長期信用銀行が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている同項第七号から第十一号までに掲げる会社（同号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限る。第八項において同じ。）又は特例対象持株会社（持株会社（子会社対象会社を子会社としている会社に限る。）又は外国の会社であつて持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するもの（子会社対象会社を子会社としているもの限り、持株会社を除く。）をいう。第八項において同じ。）を子会社とすることにより子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合には、適用しない。ただし、当該長期信用銀行は、当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日から五年を経過する日までに当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

7 長期信用銀行は、前項ただし書の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合には、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについて内閣総

は、適用しない。ただし、当該長期信用銀行は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

（新設）

（新設）

理大臣の承認を受けて、一年を限り、これらの期限を延長することができる。

8 内閣総理大臣は、長期信用銀行につき次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の承認をするものとする。

一 当該長期信用銀行が、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社又は当該会社を子会社としている第一項第七号から第十一号までに掲げる会社若しくは特例対象持株会社の本店又は主たる事務所の所在する国の金融市場又は資本市場の状況その他の事情に照らして、前項の期限までにその子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることができないことについてやむを得ない事情があると認められること。

二 当該長期信用銀行が子会社とした第一項第七号から第十一号までに掲げる会社又は特例対象持株会社の事業の遂行のため、当該長期信用銀行がその子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められること。

9 長期信用銀行は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第十一号まで、第十三号又は第十四号に掲げる会社（従属業務（第四項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第十二項において同じ。）又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該長期信用銀行の営む業務のためにその業務を営んでい

（新設）

6 長期信用銀行は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第十一号まで又は第十三号に掲げる会社（従属業務（第四項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第九項において同じ。）又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該長期信用銀行の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る

る会社に限る。)を除く。以下この条において「子会社対象銀行等」という。)を子会社としようとするときは、第十七条において準用する銀行法第三十条第一項から第三項まで又は金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第五条第一項(認可)の規定により合併、会社分割又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

10| (略)

11| 第九項の規定は、長期信用銀行が、その子会社としている第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(子会社対象銀行等に限る。)に該当する子会社としようとするときについて準用する。

12| 第一項第十一号又は第九項の場合において、会社が主として長期信用銀行、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの又は長期信用銀行の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。

13| (略)

(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等)

第十六条の四 長期信用銀行持株会社(長期信用銀行を子会社とする持株会社であつて、第十六条の二の四第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。)は、長期信用銀行及び次に掲げる会社(以下

。)を除く。以下この条において「子会社対象銀行等」という。)を子会社としようとするときは、第十七条において準用する銀行法第三十条第一項から第三項まで又は金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第五条第一項(認可)の規定により合併、会社分割又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

7| (略)

8| 第六項の規定は、長期信用銀行が、その子会社としている第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(子会社対象銀行等に限る。)に該当する子会社としようとするときについて準用する。

9| 第一項第十一号又は第六項の場合において、会社が主として長期信用銀行、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの又は長期信用銀行の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。

10| (略)

(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等)

第十六条の四 長期信用銀行持株会社(長期信用銀行を子会社とする持株会社であつて、第十六条の二の四第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。)は、長期信用銀行及び次に掲げる会社(以下

この条及び次条第二項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一〇九（略）

十 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該長期信用銀行持株会社、その子会社（長期信用銀行並びに第一号、第一号の二及び第六号に掲げる会社に限る。第九項において同じ。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）

イ・ロ（略）

十一 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、長期信用銀行持株会社又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの（次号において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算して、第十七条において準用する銀行法第五十二条の二十四第一項（銀行持株会社等による議決権の取得等の制限）に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

十一の二 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社にあつては、当該会社の議決権を、長期信用銀行持株会社又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、第十七条において準用する銀行法第五十二条の二十四第一項（銀行持株会

この条及び次条第二項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一〇九（略）

十 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該長期信用銀行持株会社、その子会社（長期信用銀行並びに第一号、第一号の二及び第六号に掲げる会社に限る。第六項において同じ。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）

イ・ロ（略）

十一 新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、長期信用銀行持株会社又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの以外の子会社が、合算して、第十七条において準用する銀行法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

（新設）

社等による議決権の取得等の制限)に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。)

十二 長期信用銀行又は前各号及び次号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で内閣府令で定めるもの(当該持株会社になることを予定している会社を含む。)

十三 長期信用銀行又は前各号に掲げる会社のみを子会社とする外国の会社であつて、持株会社と同種のもの又は持株会社に類似するもの(当該会社になることを予定している会社を含み、前号に掲げる会社に該当するものを除く。)

2 前項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、長期信用銀行持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得、長期信用銀行持株会社又はその子会社による同項第十一号又は第十一号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由により当該長期信用銀行持株会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該長期信用銀行持株会社は、その子会社となつた会社が当該事由(当該長期信用銀行持株会社又はその子会社による同項第十一号又は第十一号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由を除く。)の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

3 第一項の規定は、長期信用銀行持株会社が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている同項第六号から第十号までに掲げる会社(同号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限る。第

十二 長期信用銀行又は前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で内閣府令で定めるもの(当該持株会社になることを予定している会社を含む。)

(新設)

2 前項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、長期信用銀行持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由により当該長期信用銀行持株会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該長期信用銀行持株会社は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

(新設)

五項において同じ。)又は特例対象持株会社(持株会社(子会社対象会社を子会社としている会社に限る。))又は外国の会社であつて持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するもの(子会社対象会社を子会社としているもの)に限り、持株会社を除く。)をいう。第五項において同じ。)を子会社とすることにより子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合には、適用しない。ただし、当該長期信用銀行持株会社は、当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日から五年を経過する日までに当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

4 | 長期信用銀行持株会社は、前項ただし書の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合には、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の承認を受けて、一年を限り、これらの期限を延長することができる。

5 | 内閣総理大臣は、長期信用銀行持株会社につき次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の承認をするものとする。

一 当該長期信用銀行持株会社が、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社又は当該会社を子会社としている第一項第六号から第十号までに掲げる会社若しくは特例対象持株会社の本店又は主たる事務所の所在する国の金融市場又は資本市場の状況その他の事情に照らして、前項の期限までにその子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要

(新設)

(新設)

の措置を講ずることができないことについてやむを得ない事情がある」と認められること。

2| 当該長期信用銀行持株会社が子会社とした第一項第六号から第十号までに掲げる会社又は特例対象持株会社の事業の遂行のため、当該長期信用銀行持株会社がその子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められること。

6| 長期信用銀行持株会社は、子会社対象会社のうち、長期信用銀行又は第一項第一号から第十号まで、第十二号若しくは第十三号に掲げる会社（従属業務又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。）（以下この条において「長期信用銀行等」という。）を子会社としようとするときは、第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十五第一項から第三項までの規定により合併、会社分割又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

7| (略)

8| 第六項の規定は、長期信用銀行持株会社が、その子会社としている第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（長期信用銀行等に限る。）に該当する子会社としようとするときに準用する。

3| 長期信用銀行持株会社は、子会社対象会社のうち、長期信用銀行又は第一項第一号から第十号まで若しくは第十二号に掲げる会社（従属業務又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。）（以下この条において「長期信用銀行等」という。）を子会社としようとするときは、第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十五第一項から第三項までの規定により合併、会社分割又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

4| (略)

5| 第三項の規定は、長期信用銀行持株会社が、その子会社としている第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（長期信用銀行等に限る。）に該当する子会社としようとするときに準用する。

9| 第一項第十号又は第六項の場合において、会社が主として長期信用銀行持株会社、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの又は長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。

(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等の特例)

第十六条の四の二 長期信用銀行持株会社は、前条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる会社（以下「特例子会社対象会社」という。）を子会社（当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の子会社を除く。以下「持株特定子会社」という。）とすることができる。

一 特例子会社対象業務を専ら営む会社（次に掲げる会社を除く。

）  
イ (略)

ロ 前条第一項第十一号及び第十一号の二に掲げる会社

二 前条第一項各号（第十一号及び第十一号の二を除く。）に掲げる会社が営むことができる業務及び特例子会社対象業務を専ら営む会社（前号ロに掲げる会社を除く。）

2 前項各号の「特例子会社対象業務」とは、子会社対象会社（前条第一項第十一号及び第十一号の二に掲げる会社を除く。）が営むことができる業務（従属業務を除く。以下この項において「特定業務」という。）以外の業務であつて、第六条第三項第十一号に規定す

6| 第一項第十号又は第三項の場合において、会社が主として長期信用銀行持株会社、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの又は長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。

(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等の特例)

第十六条の四の二 長期信用銀行持株会社は、前条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる会社（以下「特例子会社対象会社」という。）を子会社（当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の子会社を除く。以下「持株特定子会社」という。）とすることができる。

一 特例子会社対象業務を専ら営む会社（次に掲げる会社を除く。

）  
イ (略)

ロ 前条第一項第十一号に掲げる会社

二 前条第一項各号（第十一号を除く。）に掲げる会社が営むことができる業務及び特例子会社対象業務を専ら営む会社（前号ロに掲げる会社を除く。）

2 前項各号の「特例子会社対象業務」とは、子会社対象会社（前条第一項第十一号に掲げる会社を除く。）が営むことができる業務（従属業務を除く。以下この項において「特定業務」という。）以外の業務であつて、第六条第三項第十一号に規定する金融等デリバテ

る金融等デリバティブ取引に係る同号に規定する商品の売買その他の特定業務に準ずるものとして内閣府令で定めるものをいう。

3・4 (略)

5 第三項の規定は、特例子会社対象会社が、前条第七項に規定する内閣府令で定める事由により長期信用銀行持株会社の持株特定子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該長期信用銀行持株会社は、その持株特定子会社となつた特例子会社対象会社を引き続き持株特定子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該特例子会社対象会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに持株特定子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

6・7 (略)

(認可の失効)

第二十条 (略)

2 前項に規定するもののほか、第十六条の二の二第一項又は第二項ただし書の認可(以下この項において「主要株主認可」という。)については、当該主要株主認可に係る長期信用銀行主要株主が長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつたとき又は当該主要株主認可に係る長期信用銀行を子会社とすることについて第十六条の二の四第一項若しくは第三項ただし書若しくは第十六条の四第六項若しくは第七項ただし書の認可を受けたときは、当該主要株主認可は、効力を失う。

イブ取引に係る同号に規定する商品の売買その他の特定業務に準ずるものとして内閣府令で定めるものをいう。

3・4 (略)

5 第三項の規定は、特例子会社対象会社が、前条第四項に規定する内閣府令で定める事由により長期信用銀行持株会社の持株特定子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該長期信用銀行持株会社は、その持株特定子会社となつた特例子会社対象会社を引き続き持株特定子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該特例子会社対象会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに持株特定子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

6・7 (略)

(認可の失効)

第二十条 (略)

2 前項に規定するもののほか、第十六条の二の二第一項又は第二項ただし書の認可(以下この項において「主要株主認可」という。)については、当該主要株主認可に係る長期信用銀行主要株主が長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつたとき又は当該主要株主認可に係る長期信用銀行を子会社とすることについて第十六条の二の四第一項若しくは第三項ただし書若しくは第十六条の四第三項若しくは第四項ただし書の認可を受けたときは、当該主要株主認可は、効力を失う。

3 (略)

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一〜五 (略)

五の二 銀行法第二十九条の規定による命令に違反した者

六・七 (略)

八 銀行法第五十二条の三十四第一項の規定による命令（取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人の解任又は業務の全部若しくは一部の停止の命令を除く。）に違反した者

九・十 (略)

第二十六条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 (略)

二 第二十四条の二（第二号を除く。）、第二十五条第一号の二から第五号の二まで、第八号若しくは第九号又は第二十五条の二第一号 二億円以下の罰金刑

三・四 (略)

3 (略)

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一〜五 (略)

(新設)

六・七 (略)

八 銀行法第五十二条の三十四第一項の規定による命令（取締役、執行役、会計参与若しくは監査役の解任又は業務の全部若しくは一部の停止の命令を除く。）に違反した者

九・十 (略)

第二十六条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 (略)

二 第二十四条の二（第二号を除く。）、第二十五条第一号の二から第五号まで、第八号若しくは第九号又は第二十五条の二第一号 二億円以下の罰金刑

三・四 (略)

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした長期信用銀行（長期信用銀行が銀行法第四十一条第一号から第三号までのいずれかに該当して第四条第一項の内閣総理大臣の免許が効力を失った場合における当該長期信用銀行であつた会社を含む。）の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人若しくは清算人、長期信用銀行議決権大量保有者（長期信用銀行議決権大量保有者が長期信用銀行議決権大量保有者でなくなつた場合における当該長期信用銀行議決権大量保有者であつた者を含む、長期信用銀行議決権大量保有者が法人等（法人及び銀行法第三条の二第一項第一号（定義等）に掲げる法人でない団体という。以下この条において同じ。）であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、長期信用銀行主要株主（長期信用銀行主要株主が長期信用銀行主要株主でなくなつた場合における当該長期信用銀行主要株主であつた者を含む、長期信用銀行主要株主が法人等であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、特定主要株主（特定主要株主が長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつた場合における当該特定主要株主であつた者を含む、特定主要株主が法人等であるときは、その取締役、執行役、会

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした長期信用銀行（長期信用銀行が銀行法第四十一条第一号から第三号までのいずれかに該当して第四条第一項の内閣総理大臣の免許が効力を失った場合における当該長期信用銀行であつた会社を含む。）の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人若しくは清算人、長期信用銀行議決権大量保有者（長期信用銀行議決権大量保有者が長期信用銀行議決権大量保有者でなくなつた場合における当該長期信用銀行議決権大量保有者であつた者を含む、長期信用銀行議決権大量保有者が法人等（法人及び銀行法第三条の二第一項第一号（定義等）に掲げる法人でない団体という。以下この条において同じ。）であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、長期信用銀行主要株主（長期信用銀行主要株主が長期信用銀行主要株主でなくなつた場合における当該長期信用銀行主要株主であつた者を含む、長期信用銀行主要株主が法人等であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、特定主要株主（特定主要株主が長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつた場合における当該特定主要株主であつた者を含む、特定主要株主が法人等であるときは、その取締役、執行役、会

計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、長期信用銀行持株会社（長期信用銀行持株会社が長期信用銀行持株会社でなくなつた場合における当該長期信用銀行持株会社を含む。）の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人若しくは清算人、特定持株会社（特定持株会社が長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなつた場合における当該特定持株会社であつた会社を含む。）の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人又は長期信用銀行代理業者（長期信用銀行代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）は、百万円以下の過料に処する。

一〇三（略）

四 第十三条の二第九項の規定による内閣総理大臣の認可を受けな  
いで同項に規定する子会社対象銀行等を子会社としたとき又は同  
条第十一項において準用する同条第九項の規定による内閣総理大  
臣の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号の  
うち他の号に掲げる会社（同条第九項に規定する子会社対象銀行  
等に限る。）に該当する子会社としたとき。

四の二〇五（略）

六 第十六条の四第六項の規定による内閣総理大臣の認可を受けな  
いで同項に規定する長期信用銀行等を子会社としたとき若しくは

計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、長期信用銀行持株会社（長期信用銀行持株会社が長期信用銀行持株会社でなくなつた場合における当該長期信用銀行持株会社を含む。）の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人若しくは清算人、特定持株会社（特定持株会社が長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなつた場合における当該特定持株会社であつた会社を含む。）の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人又は長期信用銀行代理業者（長期信用銀行代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）は、百万円以下の過料に処する。

一〇三（略）

四 第十三条の二第六項の規定による内閣総理大臣の認可を受けな  
いで同項に規定する子会社対象銀行等を子会社としたとき又は同  
条第八項において準用する同条第六項の規定による内閣総理大臣  
の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のう  
ち他の号に掲げる会社（同条第六項に規定する子会社対象銀行等  
に限る。）に該当する子会社としたとき。

四の二〇五（略）

六 第三条の三第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けな  
いで同項に規定する長期信用銀行等を子会社としたとき若しくは

同条第八項において準用する同条第六項の規定による内閣総理大臣の認可を受けず、同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第六項に規定する長期信用銀行等に限る。）に該当する子会社としたとき又は第十六条の四の第二六項において準用する同条第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けず、特例子会社対象会社を同項の認可に係る特例子会社対象業務以外の特例子会社対象業務を営む持株特定子会社としたとき。

七 第十九条第一項の規定により付した条件（第六条の三第一項、第十三条の二第九項（同条第十一項において準用する場合を含む。）、第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書、第十六条の四第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）若しくは第十六条の四の二第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定又は銀行法第八条第二項若しくは第三項、第三十条第一項から第三項まで、第三十七条第一項若しくは第五十二条の三十五第一項から第三項までの規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

八〇十二（略）

十三 銀行法第二十六条第一項、第五十二条の十四第一項若しくは第五十二条の三十三第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は銀行法第二十六条第一項の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除く。）若しくは銀行法第五十二条の十三、第五十二条の十四、第五十二条の十五第一項、第五十二条の

同条第五項において準用する同条第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けず、同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第三項に規定する長期信用銀行等に限る。）に該当する子会社としたとき又は第十六条の四の第二六項において準用する同条第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けず、特例子会社対象会社を同項の認可に係る特例子会社対象業務以外の特例子会社対象業務を営む持株特定子会社としたとき。

七 第十九条第一項の規定により付した条件（第六条の三第一項、第十三条の二第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書、第十六条の四第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第十六条の四の二第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定又は銀行法第八条第二項若しくは第三項、第三十条第一項から第三項まで、第三十七条第一項若しくは第五十二条の三十五第一項から第三項までの規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

八〇十二（略）

十三 銀行法第二十六条第一項、第五十二条の十四第一項若しくは第五十二条の三十三第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は銀行法第二十六条第一項の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除く。）若しくは銀行法第二十九条、第五十二条の十三、第五十二条の十四、第五十二条の十五第一項、

三十三第一項若しくは第三項若しくは第五十二条の五十五の規定  
による命令に違反したとき。

十四〇十七 (略)

第五十二条の三十三第一項若しくは第三項若しくは第五十二条の  
五十五の規定による命令に違反したとき。

十四〇十七 (略)

十二 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）

改正案	現行
<p>（役員の資格等） 第三十四条 次に掲げる者は、役員となることができない。 一〜三 （略） 四 この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の規定に違反し、又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十七条（有価証券届出書虚偽記載等の罪）、第九十七条の二第一号から第十号の三まで若しくは第十三号から第十五号まで（有価証券の無届募集等の罪）、第九十八条第八号（裁判所の禁止又は停止命令違反の罪）、第九十九条（報告拒絶等の罪）、第二百条第一号から第十二号の二まで、第二十条若しくは第二十一条（訂正届出書の不提出等の罪）、第二百三十三条第三項（金融商品取引業者等の役員に対する贈賄罪）若しくは第二百五条第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号（特定募集等の通知書の不提出等の罪）の罪、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第五百四十九条（詐欺更生罪）、第五百五十条（特定の債権者等に対する担保の供与等の罪）、第五百五十二条から第五百五十五条まで（報告及び検査の拒絶等の罪）、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、管財人等に対する</p>	<p>（役員の資格等） 第三十四条 次に掲げる者は、役員となることができない。 一〜三 （略） 四 この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の規定に違反し、又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十七条（有価証券届出書虚偽記載等の罪）、第九十七条の二第一号から第十号の三まで若しくは第十三号（有価証券の無届募集等の罪）、第九十八条第八号（裁判所の禁止又は停止命令違反の罪）、第九十九条（報告拒絶等の罪）、第二百条第一号から第十二号の二まで、第二十条若しくは第二十一条（訂正届出書の不提出等の罪）、第二百三十三条第三項（金融商品取引業者等の役員に対する贈賄罪）若しくは第二百五条第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号（特定募集等の通知書の不提出等の罪）、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第五百四十九条（詐欺更生罪）、第五百五十条（特定の債権者等に対する担保の供与等の罪）、第五百五十二条から第五百五十五条まで（報告及び検査の拒絶等の罪）、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、管財人等に対する職務妨害の罪）若</p>

職務妨害の罪)若しくは第五百五十七条(贈賄罪)の罪、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二百五十五条(詐欺再生罪)、第二百五十六条(特定の債権者に対する担保の供与等の罪)、第二百五十八条から第二百六十条まで(報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、監督委員等に対する職務妨害の罪)若しくは第二百六十二条(贈賄罪)の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第二百二十九号)第六十五条(報告及び検査の拒絶等の罪)、第六十六条(承認管財人等に対する職務妨害の罪)、第六十八条(贈賄罪)若しくは第六十九条(財産の無許可処分及び国外への持出しの罪)の罪若しくは破産法(平成十六年法律第七十五号)第二百六十五条(詐欺破産罪)、第二百六十六条(特定の債権者に対する担保の供与等の罪)、第二百六十八条から第二百七十二條まで(説明及び検査の拒絶等の罪、重要財産開示拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、審尋における説明拒絶等の罪、破産管財人等に対する職務妨害の罪)若しくは第二百七十四条(贈賄罪)の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

五 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)

若しくは第五百五十七条(贈賄罪)の罪、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二百五十五条(詐欺再生罪)、第二百五十六条(特定の債権者に対する担保の供与等の罪)、第二百五十八条から第二百六十条まで(報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、監督委員等に対する職務妨害の罪)若しくは第二百六十二条(贈賄罪)の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第二百二十九号)第六十五条(報告及び検査の拒絶等の罪)、第六十六条(承認管財人等に対する職務妨害の罪)、第六十八条(贈賄罪)若しくは第六十九条(財産の無許可処分及び国外への持出しの罪)の罪若しくは破産法(平成十六年法律第七十五号)第二百六十五条(詐欺破産罪)、第二百六十六条(特定の債権者に対する担保の供与等の罪)、第二百六十八条から第二百七十二條まで(説明及び検査の拒絶等の罪、重要財産開示拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、審尋における説明拒絶等の罪、破産管財人等に対する職務妨害の罪)若しくは第二百七十四条(贈賄罪)の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

五 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)

(労働金庫の子会社の範囲等)

第五十八条の三 労働金庫は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一 (略)

二 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社（当該会社の議決権を、当該労働金庫又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（次号並びに次条第七項及び第九項において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

二の二 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令・厚生労働省令で定める要件に該当しない会社（次条第一項及び第七項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該会社の議決権を、当該労働金庫又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

三 前三号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条第四項第一号（持株会社）に規定する持株会社をいう。以下同じ。）で内閣府令・厚

(労働金庫の子会社の範囲等)

第五十八条の三 労働金庫は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一 (略)

二 新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社（当該会社の議決権を、当該労働金庫又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（次条第七項において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

(新設)

三 前二号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条第四項第一号（持株会社）に規定する持株会社をいう。以下同じ。）で内閣府令・厚

生労働省令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

2 前項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、労働金庫又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得、労働金庫又はその子会社による同項第二号又は第二号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令・厚生労働省令で定める事由により当該労働金庫の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該労働金庫は、その子会社となつた会社が当該事由（当該労働金庫又はその子会社による同項第二号又は第二号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令・厚生労働省令で定める事由を除く。）の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

3～8 (略)

(労働金庫等による議決権の取得等の制限)

第五十八条の四 労働金庫又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号、第二号の二及び第三号に掲げる会社（同項第二号の二に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く。）並びに特例対象会社を除く。以下この条において同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この条において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

2～6 (略)

生労働省令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

2 前項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、労働金庫又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他内閣府令・厚生労働省令で定める事由により当該労働金庫の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該労働金庫は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

3～8 (略)

(労働金庫等による議決権の取得等の制限)

第五十八条の四 労働金庫又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号及び第三号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この条において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

2～6 (略)

7 前各項の場合において、前条第一項第二号に掲げる会社又は特別事業再生会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、労働金庫の子会社に該当しないものとみなす。

8 (略)

9 第一項の「特例対象会社」とは、地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社（当該会社の議決権を、当該労働金庫又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）及び前条第一項第二号又は第二号の二に掲げる会社（当該労働金庫の子会社であるものに限る。）と内閣府令・厚生労働省令で定める特殊の関係のある会社をいう。

(労働金庫連合会の子会社の範囲等)

第五十八条の五 労働金庫連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第三項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一〜六 (略)

七 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社（当該会社の議決権を、当該労働金庫連合会又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（次号並びに次条第二項及び第四項において「特定子会

7 前各項の場合において、新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、労働金庫の子会社に該当しないものとみなす。

8 (略)

(新設)

(労働金庫連合会の子会社の範囲等)

第五十八条の五 労働金庫連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第三項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一〜六 (略)

七 新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社（当該会社の議決権を、当該労働金庫連合会又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（次号並びに次条第二項及び第四項において「特定子会

社」という。) 以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。)

七の二 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社(その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令・厚生労働省令で定める要件に該当しない会社(次条第一項及び第二項において「特別事業再生会社」という。))にあつては、当該会社の議決権を、当該労働金庫連合会又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。)

八 (略)

254 (略)

5 第五十八条の三第二項、第四項、第六項及び第七項の規定は、労働金庫連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五十八条の五第一項」と、「子会社対象会社」とあるのは「同項に規定する子会社対象会社」と、「同項第二号又は第二号の二」とあるのは「同項第七号又は第七号の二」と、同条第四項中「前項」とあるのは「第五十八条の五第三項」と、「認可対象会社」とあるのは「認可対象会社(同項に規定する認可対象会社をいう。以下この項、第六項及び第七項において同じ。)」と、同条第六項中「第三項」とあるのは「第五十八条の五第三項」と、「前項」とあるのは「同条第四項」と、「第一項各号」とある

働省令で定めるもの(次条第二項において「特定子会社」という。)) 以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。)

(新設)

八 (略)

254 (略)

5 第五十八条の三第二項、第四項、第六項及び第七項の規定は、労働金庫連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五十八条の五第一項」と、「子会社対象会社」とあるのは「同項に規定する子会社対象会社」と、同条第四項中「前項」とあるのは「第五十八条の五第三項」と、「認可対象会社」とあるのは「認可対象会社(同項に規定する認可対象会社をいう。以下この項、第六項及び第七項において同じ。)」と、同条第六項中「第三項」とあるのは「第五十八条の五第三項」と、「前項」とあるのは「同条第四項」と、「第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」と読み替えるものとする。

のは「同条第一項各号」と読み替えるものとする。

6・7 (略)

(労働金庫連合会等による議決権の取得等の制限)

第五十八条の六 労働金庫連合会又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号から第六号まで、第七号の二及び第八号に掲げる会社（同項第七号の二に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く。）並びに特例対象会社を除く。以下この項において同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

2 前項の場合及び次項において準用する第五十八条の四第二項から第六項までの場合において、前条第一項第七号に掲げる会社又は特別事業再生会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、労働金庫連合会の子会社に該当しないものとみなす。

3 (略)

4 第一項の「特例対象会社」とは、地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社（当該会社の議決権を、当該労働金庫連合会又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）及び前条第一項第七号又は第七号の二に

6・7 (略)

(労働金庫連合会等による議決権の取得等の制限)

第五十八条の六 労働金庫連合会又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号から第六号まで及び第八号に掲げる会社を除く。以下この項において同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

2 前項の場合及び次項において準用する第五十八条の四第二項から第六項までの場合において、新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、労働金庫連合会の子会社に該当しないものとみなす。

3 (新設)

掲げる会社（当該労働金庫連合会の子会社であるものに限る。）と内閣府令・厚生労働省令で定める特殊の関係のある会社をいう。

（届出事項）

第九十一条 金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 （略）

二 労働金庫が第五十八条の三第一項第一号から第二号の二までに掲げる会社を子会社としようとするとき（第六十二条第六項若しくは第六十四条第四項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五条第一項（認可）の規定による認可を受けて合併又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。）、又は労働金庫連合会が第五十八条の五第一項第六号から第七号の二までに掲げる会社（同条第三項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。）を子会社としようとするとき（第六十二条第六項又は第六十四条第四項の規定による認可を受けて合併又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。）。

三〇五 （略）

六 その他内閣府令・厚生労働省令（金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものについては、内閣府令・財務省令・厚生労働省令）で定める場合に該当するとき。

2 （略）

（届出事項）

第九十一条 金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 （略）

二 労働金庫が第五十八条の三第一項第一号若しくは第二号に掲げる会社を子会社としようとするとき（第六十二条第六項若しくは第六十四条第四項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五条第一項（認可）の規定による認可を受けて合併又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。）、又は労働金庫連合会が第五十八条の五第一項第六号若しくは第七号に掲げる会社（同条第三項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。）を子会社としようとするとき（第六十二条第六項又は第六十四条第四項の規定による認可を受けて合併又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。）。

三〇五 （略）

六 その他内閣府令・厚生労働省令（金融破綻<sup>たて</sup>処理制度及び金融危機管理に係るものについては、内閣府令・財務省令・厚生労働省令）で定める場合に該当するとき。

2 （略）

(事業免許の取消等)

第九十五条 金庫が法令、定款又は法令に基づく内閣総理大臣若しくは厚生労働大臣の命令に違反したときは、内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、業務の停止を命じ、理事、監事若しくは会計監査人の改任を命じ又は事業の免許を取り消すことができる。

2  
(略)

(事業免許の取消等)

第九十五条 金庫が法令、定款又は法令に基づく内閣総理大臣若しくは厚生労働大臣の命令に違反したときは、内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、業務の停止を命じ、理事若しくは監事の改任を命じ又は事業の免許を取り消すことができる。

2  
(略)